

平成 2 9 年 版

水道・公共下水道・工業用水道事業年報

(H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31)



鹿 児 島 市 水 道 局

目 次

第1編 総説

第1章 組織・人事

1. 機構図 1
2. 事務分掌 2
3. 年度別職員定数 10
4. 年齢別・職種別職員構成表 10
5. 勤続年数別・職種別職員構成表 10
6. 職種別給与内訳表 11
7. 勘定別職員数 11

第2章 広報広聴活動

1. 広報活動 12
2. 広聴活動 15
3. インターネットの活用 15

第3章 経営審議会

第2編 水道事業

第1章 総説

1. 沿革 19
2. 基本計画 22
3. 平成28年度事業概要 23

第2章 給水

1. 事業の推移 24
2. 給水人口・給水量 26
3. 水源別給水量 28
4. 給水量分析比較表 38
5. 口径別件数及び有収水量 38
6. 用途別件数及び有収水量 40
7. 水量区画別件数及び有収水量 42

第3章 業務

1. 検針業務状況 44
2. 水道料金調定状況 44
3. 水道料金収納状況 44
4. 給水負担金収入状況 45
5. 水道メーター 45
6. 給水装置 46
7. 漏水防止 46
8. 電力使用状況 48
9. 薬品使用状況 49
10. 水質検査結果表 50

第4章 施設の概要

1. 主要施設一覧表 55
2. 浄水場施設概要 63
3. 導・送・配水管布設状況 70

第5章 工事

1. 建設改良工事 76

第6章 財務

1. 損益計算比較 78
2. 資本的収支比較 80
3. 貸借対照比較 82
4. 費用構成比較 86
5. 給水原価構成比較 88
6. 経営分析 90
7. 財務分析 90
8. 企業債に関する調べ 92

第7章 料金制度等

1. 水道料金の変遷 94
2. 平成16年11月1日に合併した5地域に係る水道料金の段階的調整 100
3. 給水負担金の変遷 102

第3編 公共下水道事業

第1章 総説

1. 沿革 105
2. 事業計画 108
3. 平成28年度事業概要 109

第2章 排水

1. 事業の推移 110
2. 処理人口・処理水量 112
3. 処理場別処理水量 114
4. 水質濃度別有収水量 114
5. 用途別件数及び有収水量 116
6. 水量区画別件数及び有収水量 118

第3章 業務

1. 下水道使用料調定状況 119
2. 下水道使用料収納状況 119
3. 受益者負担金収入状況 119
4. 排水設備 119
5. 水洗便所改造資金
融資あつ旋・助成金制度 120
6. 低宅地汚水ポンプ施設
設置補助金制度 121
7. 電力使用状況 121
8. 薬品使用状況 122
9. 下水汚泥処分状況 123
10. 水質試験成績表 124

第4章 施設の概要

1. 処理場・汚泥堆肥化場・
ポンプ場施設概要 125
2. 汚水管布設状況 132

第5章 工事

1. 建設改良工事 135
2. 汚水管路施設補修工事 136

第6章 財務

1. 損益計算比較 138
2. 資本的収支比較 140
3. 貸借対照比較 142
4. 費用構成比較 146
5. 処理原価構成比較 148
6. 経営分析 150
7. 財務分析 150
8. 企業債に関する調べ 152

第7章 料金制度等

1. 下水道使用料の変遷 153
2. 受益者負担金 157
3. 区域外流入分担金 157

第4編 工業用水道事業

第1章 総説

1. 沿革 159
2. 平成28年度事業概要 159

第2章 給水

1. 事業の推移 160
2. 給水件数・給水量 160

第3章 業務

1. 工業用水道料金調定状況 162
2. 電力使用状況 162
3. 水質検査結果表 162

目 次

第4章 施設の概要	
1. 施設概要	164
2. 送・配水管布設状況	164
第5章 財務	
1. 損益計算比較	166
2. 資本的収支比較	166
3. 貸借対照比較	168
4. 費用構成比較	170
5. 給水原価構成比較	172
6. 経営分析	174
7. 財務分析	174
第6章 料金制度	
1. 工業用水道料金	176
第5編 参考資料	
1. 年度別降水量(月間)	178
2. 年度別降灰量(月間)	178
3. 年度別気温(月間)	180
4. 年度別日照時間(月間)	180
5. 指定給水装置工事事業者・ 指定排水設備工事事業者数	182
6. 事業年表	183
7. 関係法令	190
8. 中核市・九州県都一覧表	216
9. 関係団体一覧表	224

第1編 総説

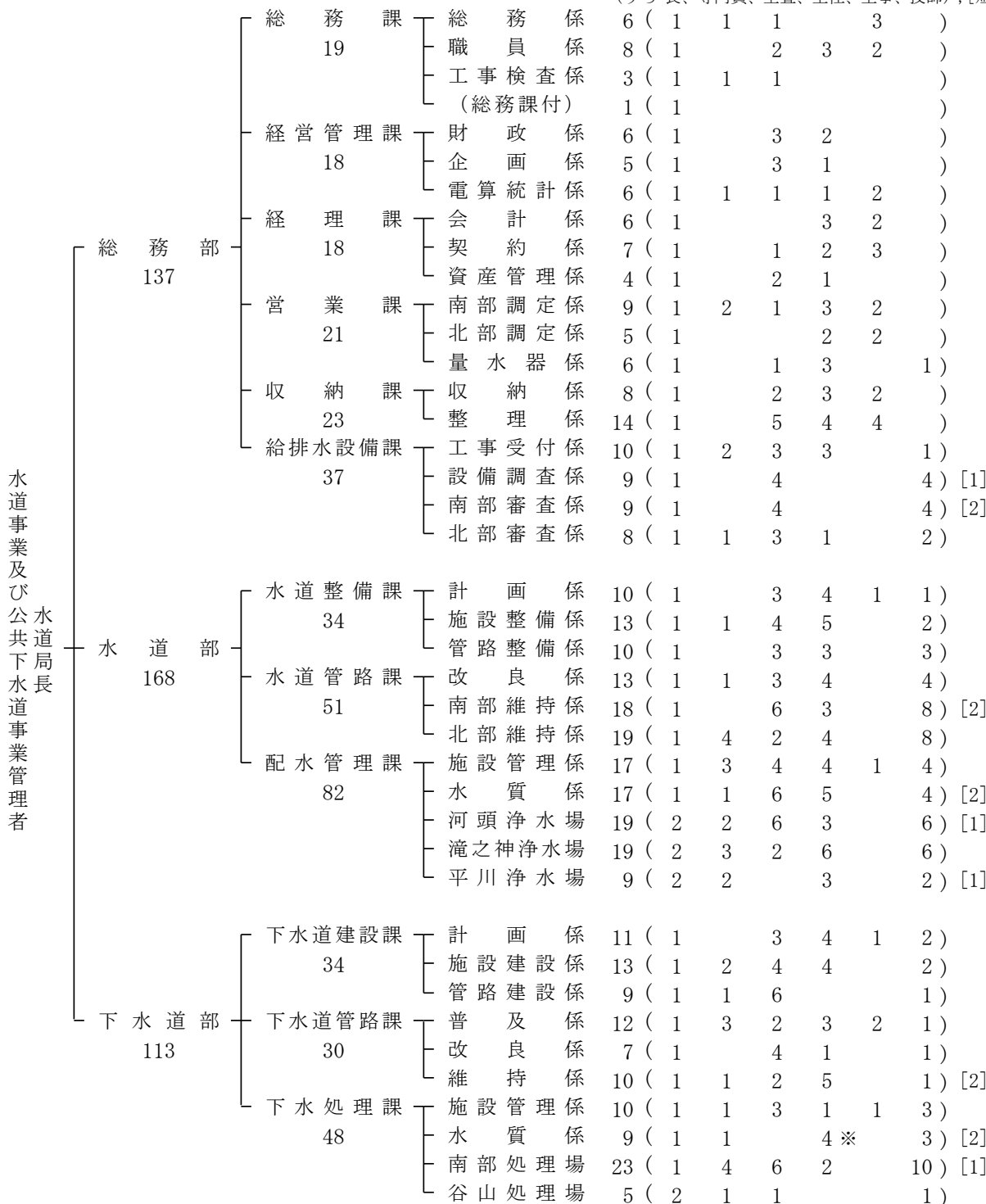
第1章 組織・人事

1. 機構図

(平成29年3月31日現在)

(単位：人)

(うち 長、専門員、主査、主任、主事、技師) , [短時間再任用]



※下水処理課水質係主任にはフルタイム再任用1名を含む

418 (管理者は除く)

(注) 浄水場・処理場の長には副場長を含む。
南部処理場長は下水処理課長が兼ねる。

2. 事務分掌

平成29年3月31日現在

部・課・係名		事務分掌
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ① 文書の收受、発送、整理及び保存に関する事。 ② 公印の保管に関する事。 ③ 儀式及び交際に関する事。 ④ 日本水道協会、日本工業用水協会及び日本下水道協会の事務に関する事。 ⑤ 災害対策の総括に関する事。 ⑥ 局議・部課長会議の招集に関する事。 ⑦ 水道史の編さんに関する事。 ⑧ 万之瀬川水源基金との連絡調整に関する事。 ⑨ 車両管理の総括に関する事。 ⑩ 自動車の損害保険に関する事。 ⑪ 庁舎及び公舎の維持管理に関する事。 ⑫ 電話管理の総括に関する事。 ⑬ 防火管理の総括に関する事。 ⑭ 庁内の警備及び取締りに関する事。 ⑮ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑯ 局・部内の連絡調整に関する事。 ⑰ 課の予算及び経理に関する事。 ⑱ 課の文書に関する事。 ⑲ 局、部及び課の庶務に関する事。
	職員係	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の配置に関する事。 ② 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。 ③ 職員の給与及び児童手当に関する事。 ④ 職員の諸税の源泉徴収及び納付に関する事。 ⑤ 退職者に対する給付に関する事。 ⑥ 職員及び職員以外の者の旅費計算に関する事。 ⑦ 職員の研修に関する事。 ⑧ 職員の労務管理並びに労働協約及び団体交渉に関する事。 ⑨ 職員の損害賠償に関する事。 ⑩ 職員の交通事故による損害賠償の総括に関する事。 ⑪ 職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。 ⑫ 鹿児島県市町村職員共済組合及び職員厚生会に関する事。 ⑬ 職員の被服の貸与に関する事。
	工事検査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 請負工事等の検査に関する事。 ② 開発行為等に係る水道施設及び排水施設の工事検査に関する事。 ③ 請負工事に係る資機材等の検査に関する事。
	経営管理課	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政計画の策定に関する事。 ② 予算の編成、配当及び統制に関する事。 ③ 企業債の借入れ及び償還並びに一時借入金に関する事。 ④ 補助金の受入れに関する事。 ⑤ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑥ 公印の保管に関する事。 ⑦ 課の予算及び経理に関する事。 ⑧ 課の文書及び庶務に関する事。
	企画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営に係る重要事項の企画、調整、調査及び研究に関する事。 ② 料金制度の企画及び研究に関する事。 ③ 事務・事業の考査に関する事。 ④ 事務改善の計画及び調整に関する事。 ⑤ 職員定数、組織及び事務分掌に関する事。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	経営管理課	企画係	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 市議会に係る事項の総括に関する事。 ⑦ 経営審議会に関する事。 ⑧ 重要文書の審査に関する事。 ⑨ 条例、規則、規程及びその他法務に関する事。 ⑩ 管理規程の公布に関する事。 ⑪ 告示に関する事。 ⑫ 広報及び広聴に関する事。 ⑬ 情報公開制度の総括に関する事。 ⑭ 水道局が保有する個人情報の保護制度の総括に関する事。 ⑮ 報道機関との連絡に関する事。 ⑯ 特命事項に関する事。
		電算統計係	<ul style="list-style-type: none"> ① OA機器の利用に関する事。 ② 電算利用の企画及び調整に関する事。 ③ 電算の管理及び運営（上・下水道施設の制御等に係るものを除く。）に関する事。 ④ 電算利用業務の開発及び保存に関する事。 ⑤ データベースの管理に関する事。 ⑥ 統計の総括及び事業年報の作成に関する事。
	経理課	会計係	<ul style="list-style-type: none"> ① 決算及び財務諸表に関する事。 ② 業務状況の報告に関する事。 ③ 消費税及び地方消費税に関する事。 ④ 会計伝票等の審査及び執行に関する事。 ⑤ 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。 ⑥ 会計伝票及び証拠書類の保管及び整理に関する事。 ⑦ 預り金及び預り有価証券の保管に関する事。 ⑧ 資金計画及び資金の運用に関する事。 ⑨ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。 ⑩ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑪ 公印の保管に関する事。 ⑫ 課の予算及び経理に関する事。 ⑬ 課の文書及び庶務に関する事。
		契約係	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種工事の請負及び資機材の購入の契約に関する事。 ② 物品の購入及び修繕の契約に関する事。 ③ 印刷及び製本の発注契約に関する事。 ④ 委託業務の契約（別に定めがある場合を除く。）に関する事。 ⑤ 入札保証金、契約保証金及び違約金の徴収及び還付に関する事。 ⑥ 物品等の検収に関する事。 ⑦ 不用品の売却に関する事。
		資産管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 資産管理の総括並びに固定資産台帳の保管及び整理に関する事。 ② 不動産の取得に係る登記及び不動産の借用に関する事。 ③ 行政財産の使用許可に関する事。 ④ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関する事。 ⑤ 資産の評価及び減価償却に関する事。 ⑥ 庁用備品管理の総括に関する事。 ⑦ 建物の損害保険に関する事。 ⑧ 水道、工業用水道及び下水道施設の事故による損害賠償の総括に関する事。 ⑨ 水道、工業用水道及び下水道施設等の賠償責任保険に関する事。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	営業課	南部調定係	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用水量及び排除汚水量（以下「使用水量等」という。）の計量及び精査並びに認定に関すること。 ② 水道料金、工業用水道の料金及び下水道使用料（鹿児島市地域下水道条例第11条に規定する使用料を含む。）（以下「水道料金等」という。）に係る各種届出の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の調定及び納入通知に関すること。 ④ 水道料金等の減免及び調定更正に関すること。 ⑤ 共同住宅（店舗又は事務所が併設されている共同住宅を含む。）又は所有者の負担となる遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤が取り付けられている建物（以下「共同住宅等」という。）の各戸検針及び各戸の水道料金等（工業用水道の料金を除く。）の収納の契約に関すること。 ⑥ 私設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 船舶給水に関すること。 ⑧ 検針業務の委託契約に関すること。 ⑨ 給水装置の漏水等の調査の委託及び処理に関すること。 ⑩ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑪ 公印の保管に関すること。 ⑫ 課の予算及び経理に関すること。 ⑬ 課の文書及び庶務に関すること。
		北部調定係	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用水量等の計量及び精査並びに認定に関すること。 ② 水道料金等に係る各種届出の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の調定及び納入通知に関すること。 ④ 水道料金等の減免及び調定更正に関すること。 ⑤ 共同住宅等の各戸検針及び各戸の水道料金等（工業用水道の料金を除く。）の収納の契約に関すること。 ⑥ 私設消火栓の使用に関すること。
		量水器係	<ul style="list-style-type: none"> ① 量水器の入庫、出庫及び保管並びに貯蔵計画に関すること。 ② 量水器の整備、試験及び検査に関すること。 ③ 量水器の取替えに関すること。 ④ 量水器の設置を伴う給水及び排水の開始並びに量水器の撤去を伴う給水及び排水の休止の実施に関すること。 ⑤ 量水器に係る調査及び研究に関すること。 ⑥ 量水器の亡失及び損傷に伴う損害賠償に関すること。
		収納係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道料金等の収納に関すること。 ② 転居精算等の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の過誤納金の還付に関すること。 ④ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑤ 公印の保管に関すること。 ⑥ 課の予算及び経理に関すること。 ⑦ 課の文書及び庶務に関すること。
	収納課	整理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 滞納に係る水道料金等の収納及び納付督促に関すること。 ② 給水の停止処分及び給水の再開に関すること。 ③ 滞納に係る水道料金等債権の差押処分等に関すること。 ④ 水道料金等の不納欠損処分に関すること。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	給排水設備課	工事受付係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備に係る工事の受付及び諸届出の受付並びに連絡に関する事。 ② 指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者の指定、指導及び講習に関する事。 ③ 給水装置、給水施設及び排水設備の構造及び材質等の基準に関する事。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備の修繕に関する事。 ⑤ 給水負担金並びに指定、設計審査及び工事検査に係る手数料（地域下水道条例第13条に規定するものを含む。）に関する事。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑦ 公印の保管に関する事。 ⑧ 課の予算及び経理に関する事。 ⑨ 課の文書及び庶務に関する事。
		設備調査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備に係る相談、苦情等の受付、検査及び処理並びに連絡に関する事。 ② 井戸等水道以外の水の排除汚水量の認定の定期調査及び処理並びに連絡に関する事。 ③ 給水装置、給水施設及び排水設備の適正使用等の調査及び処理並びに連絡に関する事。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備の改善指導に関する事。
		南部審査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関する事。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関する事。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関する事。 ④ 給水装置台帳及び排水設備台帳のファイリングに関する事。
		北部審査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関する事。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関する事。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関する事。
水道部	水道整備課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設及び工業用水道施設建設に係る各種許認可の申請に関する事。 ② 水道事業及び工業用水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関する事。 ③ 水道施設及び工業用水道施設建設改良計画の基本調査及び設計に関する事。 ④ 小規模水道との調整に関する事。 ⑤ 開発行為等に伴う水道施設の建設の協議及び工事負担金に関する事。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑦ 部内の連絡調整に関する事。 ⑧ 公印の保管に関する事。 ⑨ 課の予算及び経理に関する事。 ⑩ 課の文書に関する事。 ⑪ 部及び課の庶務に関する事。

部・課・係名		事務分掌	
水道部	水道整備課	施設整備係	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水場施設及びその他関連施設（以下「浄水施設等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ② 水源地、配水池及びその他関連施設（以下「水源地等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ③ 導水管（ずい道を含む。以下同じ。）、送水管、配水本管、配水支管等（以下「管路施設等」という。）のうち、土地区画整理事業区域内を除く導水管、送水管及び配水本管に係る建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ④ 開発行為等に係る水道施設工事のうち浄水施設等及び水源地等の設計審査に関する事。 ⑤ 小規模水道の浄水施設等及び水源地等に係る技術指導に関する事。
		管路整備係	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設等のうち、配水支管の建設改良工事（水道管路課の所掌に係るものを除く。）及び土地区画整理事業区域内で行う導水管、送水管、配水本管に係る建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ② 開発行為等に係る水道施設工事のうち管路施設等の設計審査に関する事。 ③ 小規模水道の管路施設等に係る技術指導に関する事。
	水道管路課	改良係	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設等の移設依頼工事の受付に関する事。 ② 管路施設等の移設依頼工事及び配水支管の改良工事に係る設計及び施行に関する事。（土地区画整理事業区域内及び配水管理課が所管する用地内を除く。） ③ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ④ 公印の保管に関する事。 ⑤ 課の予算及び経理に関する事。 ⑥ 課の文書及び庶務に関する事。
		南部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 配水管（送水管で配水管を兼ねるものを含む。以下同じ。）及びその他付属施設（以下「配水管等」という。）の維持管理及び操作に関する事。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関する事。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ④ 応急給水に関する事。 ⑤ 断水広報に関する事。 ⑥ 公設消火栓の使用に関する事。 ⑦ 道路等の占用許可の申請及び更新に関する事。 ⑧ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関する事。 ⑨ 管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関する事。
		北部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 配水管等の維持管理及び操作に関する事。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関する事。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ④ 応急給水に関する事。

部・課・係名			事務分掌
水道部	水道管路課	北部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 断水広報に関する事。 ⑥ 公設消火栓の使用に関する事。 ⑦ 道路内の老朽給水管の取替えに関する事。 ⑧ 道路等の占用許可の申請及び更新に関する事。 ⑨ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関する事。 ⑩ 管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関する事。
	配水管理課	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水場等の総括及び連絡調整に関する事。 ② 水源地等及び当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等（万之瀬川導水管を含む。）の改良工事の設計及び施行に関する事。 ④ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等（万之瀬川導水管を含む。）の管理図の調製及び保管に関する事。 ⑤ 配水管理の総括に関する事。 ⑥ 配水区域の調整に関する事。 ⑦ 無線電話の管理の総括に関する事。 ⑧ 受水及び分水に関する事。 ⑨ 水源地等の運転操作及び維持管理に関する事。 ⑩ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関する事。 ⑪ 水源のかん養に関する事。 ⑫ 取水に伴う関係機関との連絡調整に関する事。 ⑬ 庁舎及び公舎の改良工事及び50万円以上の修繕工事の設計及び施行に関する事。 ⑭ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑮ 公印の保管に関する事。 ⑯ 課の予算及び経理に関する事。 ⑰ 課の文書及び庶務に関する事。
		水質係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道及び工業用水道の水質管理に関する事。 ② 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び試験分析に関する事。 ③ 水道及び工業用水道に係る水質の試験の委託に関する事。
		河頭浄水場 滝之神浄水場 平川浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水施設等の運転操作及び維持管理に関する事。 ② 水源地等の運転操作及び維持管理に関する事。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ④ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関する事。 ⑤ 取水に伴う申請及び報告に関する事。
下水道部	下水道建設課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設（雨水管きよを含む。）の建設に係る各種許認可の申請に関する事。 ② 下水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関する事。 ③ 下水道及び関連水路の実施の調整に関する事。 ④ 建設改良事業の基本計画に関する事。 ⑤ 開発行為等に伴う排水施設の設置の協議に関する事。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑦ 部内の連絡調整に関する事。 ⑧ 公印の保管に関する事。 ⑨ 課の予算及び経理に関する事。 ⑩ 課の文書に関する事。 ⑪ 部及び課の庶務に関する事。

部・課・係名			事務分掌
下水道部	下水道建設課	施設建設係	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理場施設、ポンプ場施設、污水管幹線（管路建設係の所掌に係るものを除く。）その他付属施設の建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうちポンプ場施設、污水管幹線その他付属施設の設計審査に関する事。
		管路建設係	<ul style="list-style-type: none"> ① 面整備に係る污水管幹線及び污水管枝線その他付属施設の建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうち污水管枝線その他付属施設の設計審査に関する事。
	下水道管路課	普及係	<ul style="list-style-type: none"> ① 排水設備の設置及び水洗化の普及促進に関する事。 ② 水洗便所改造資金の融資あっ旋及び助成に関する事。 ③ 既設の污水管に設置する取付管の設計及び施行に関する事。 ④ 既設の污水管に接続する私道の污水管その他付属施設の設計及び施行に関する事。 ⑤ 受益者負担金及び区域外流入分担金の賦課及び徴収に関する事。 ⑥ 受益者負担金及び区域外流入分担金の徴収猶予及び減免に関する事。 ⑦ 滞納に係る受益者負担金及び区域外流入分担金の収納に関する事。 ⑧ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑨ 公印の保管に関する事。 ⑩ 課の予算及び経理に関する事。 ⑪ 課の文書及び庶務に関する事。
		改良係	<ul style="list-style-type: none"> ① 污水管その他付属施設（以下「污水管等」という。）の移設依頼工事の受付に関する事。 ② 污水管等の移設依頼工事及び改良工事等の設計及び施行に関する事。 ③ 老朽管路の改良計画の策定に関する事。
	下水道処理課	維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 污水管等の維持管理に関する事。 ② 污水管等に係る維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ③ 他工事現場における事故等の防止対策に係る巡視、点検に関する事。 ④ 公共下水道台帳の調製及び保管に関する事。 ⑤ 道路等の占用許可申請及び更新に関する事。 ⑥ 取付管の廃止に関する事。
		施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理場の総括管理及び連絡調整に関する事。 ② 下水汚泥堆肥化場の運転操作、維持管理並びに維持補修工事及び改良工事の設計及び施行に関する事。 ③ 錦江処理場等の運転操作、維持管理並びに維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ④ 処理場施設及びポンプ場施設の改良工事の設計及び施行に関する事。 ⑤ 下水汚泥の堆肥化その他処分に関する事。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑦ 公印の保管に関する事。 ⑧ 課の予算及び経理に関する事。 ⑨ 課の文書及び庶務に関する事。

部 ・ 課 ・ 係 名			事 務 分 掌
下水道部	下水処理課	水 質 係	① 下水道の水質管理に関すること。 ② 下水道に係る水質の調査及び試験分析に関すること。 ③ 排除汚水の水質に係る検査及び改善指導に関すること。 ④ 除害施設の設置の指導及び検査に関すること。 ⑤ 特定施設の届出の受付及び処理に関すること。 ⑥ 水質料金の適用に係る排除汚水の水質の認定に関すること。 ⑦ 下水道に係る水質の試験の委託に関すること。
		南部処理場 谷山処理場	① 処理施設等の運転操作及び維持管理に関すること。 ② 処理施設等の維持補修工事の設計及び施行に関すること。

3. 年度別職員定数

年度	区分	職員定数 (人)	職員数 (人)
24		428	417
25		426	418
26		426	415
27		425	415
28		423	418

注 各年度末の数。管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

4. 年齢別・職種別職員構成表

平成29年3月31日現在

年齢	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)
21歳未満		1	0.9	2	0.7	3	0.7
21歳以上	26歳未満	15	12.9	22	7.3	37	8.9
	26歳以上	10	8.6	56	18.5	66	15.8
	31歳未満	9	7.8	37	12.3	46	11.0
	36歳未満	16	13.8	25	8.3	41	9.8
	41歳未満	23	19.8	38	12.6	61	14.6
	46歳未満	15	12.9	22	7.3	37	8.9
	51歳未満	11	9.5	47	15.6	58	13.9
	56歳未満	16	13.8	53	17.5	69	16.5
	計	116	100.0	302	100.0	418	100.0
総年齢		4,757		12,505		17,262	
職員1人当たりの平均年齢		41歳0月		41歳5月		41歳4月	

注 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

5. 勤続年数別・職種別職員構成表

平成29年3月31日現在

年数	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)
1年未満		2	1.7	11	3.6	13	3.1
1年以上	5年未満	17	14.6	48	15.9	65	15.6
	5年以上	11	9.6	47	15.6	58	13.9
	10年未満	8	6.9	20	6.6	28	6.7
	15年未満	16	13.8	28	9.3	44	10.5
	20年未満	24	20.7	41	13.6	65	15.6
	25年未満	14	12.1	17	5.6	31	7.4
	30年未満	12	10.3	32	10.6	44	10.5
	35年未満	12	10.3	58	19.2	70	16.7
	計	116	100.0	302	100.0	418	100.0
総勤続年数		2,243		5,742		7,985	
職員1人当たりの勤続年数		19年4月		19年0月		19年1月	

注 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

6. 職種別給与内訳表

平成29年3月31日現在

職 種		事務職員	技術職員	計
区 分				
年間延職員数	(A)	1,392 人	3,625 人	5,017 人
給 料	(B)	411,091 千円	1,124,759 千円	1,535,850 千円
平均給料額	(B)/(A)	295 千円	310 千円	306 千円
基 本 給	(C)	423,786 千円	1,169,134 千円	1,592,920 千円
平均基本給額	(C)/(A)	304 千円	323 千円	318 千円
時間外勤務手当		23,122 千円	87,330 千円	110,452 千円
特殊勤務手当		661 千円	7,426 千円	8,087 千円
期末勤勉手当		162,507 千円	448,139 千円	610,646 千円
その他手当		30,670 千円	86,063 千円	116,733 千円
手 当 小 計	(D)	216,960 千円	628,958 千円	845,918 千円
年 間 支 給 額	(E)=(C)+(D)	640,746 千円	1,798,092 千円	2,438,838 千円
平均月収額	(E)/(A)	460 千円	496 千円	486 千円

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 基本給=給料+扶養手当

注3 手当小計は扶養手当を含まない。

7. 勘定別職員数

(1) 水道事業

平成29年3月31日現在

職 名	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	計 (人)
勘 定			
損益勘定所属職員数	1	231(7)	232(7)
資本勘定所属職員数	0	30	30
計	1	261(7)	261(7)

注 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

(2) 公共下水道事業

平成29年3月31日現在

職 名	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	計 (人)
勘 定			
損益勘定所属職員数	0	126(7)	126(7)
資本勘定所属職員数	0	31	31
計	0	157(7)	157(7)

注 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

第2章 広報広聴活動

1. 広報活動

市民に水道・公共下水道事業への理解と協力を得て、円滑な事業運営を図るため、平成28年度は次のような取組みを行った。

(1) 市民のひろばへの掲載

- (4月号) ・水道メーターボックスの取り換え、給水装置の修繕
- (5月号) ・高齢者宅給水装置の無料点検
 - ・上下水道管路情報などの閲覧手続きが変更になりました
 - ・今年度の公共下水道の整備
 - ・公共下水道事業受益者負担金
- (6月号) ・水道料金・下水道使用料は期限内に納めましょう
 - ・水道管と井戸などの管との接続は法律で禁止されています
 - ・水洗化工事はお早めに
 - ・飲用井戸・貯水槽水道の衛生管理
- (7月号) ・夏休み親子水教室～自由研究のヒントになるかも！？～
 - ・水の再生工場探検
 - ・水道料金の各戸検針・各戸徴収
 - ・飲食店などのグリーストラップは定期的に清掃を
- (8月号) ・水道局の廃自動車の売却
 - ・排水設備の維持管理
 - ・「かごしま銘水めぐり」に新しい仲間が登場
 - ・都市計画下水道の変更（素案）
 - ・下水道展かごしま
- (9月号) ・水道メーターの取り換え
 - ・排水管清掃の訪問営業に注意
 - ・9月10日は「下水道の日」
- (10月号) ・水道料金などの滞納料金収納
 - ・洗濯排水などの汚水は汚水用の排水管へ
 - ・サツマソイルの販売・無料配布
- (11月号) ・水道局業務委託等入札参加資格審査申請の受け付け
 - ・自己材メーターの取り換え
 - ・排水設備の臭いの改善方法
- (12月号) ・水道局業務委託等入札参加資格審査申請の受け付け
 - ・水漏れの確認を
 - ・水道管を寒さから守りましょう
 - ・水洗化普及促進員の募集
- (1月号) ・水道局業務委託等入札参加資格審査申請書の受け付け
 - ・水道料金・下水道使用料のアパート料金制度
 - ・汚水ますは定期的に掃除を
 - ・飲用井戸・貯水槽水道の衛生管理

- (2月号) ・水道モニター募集
 - ・水道局建設工事・設計業務等入札参加資格審査申請の受け付け
 - ・水道メーターの取り換えにご協力ください
 - ・家屋解体・改造工事は事前に水道局へ工事申請を
 - ・水道管を寒さから守りましょう
- (3月号) ・水道メーターの検針にご協力を
 - ・引越しの3日前までに連絡を
 - ・生ごみを粉砕する単体型ディスポーザは使用できません
 - ・サツマソイルの販売・無料配布

(2) パンフレット類の作成（経営管理課作成分）

①「こんにちは！水道局です」

市の水道・公共下水道を使用している全世帯・事務所等へ配布

(前期号) 災害に備える水道・下水道（防災訓練、応援協定、もしもの時の備え、災害が発生したら、応急給水、災害時の資機材、災害に強い施設づくり）、水道事業・公共下水道事業の予算（平成28年度）の概要、水質検査計画、局からのお願い

(後期号) 水道局この1年、イベントピックアップ、水道モニター募集、水道局の経営をより知ってもらうために、水道事業・公共下水道事業の決算（平成27年度）の概要、漏水修繕に関する情報、給水管の凍結に注意、給水装置等の修繕に対応する指定工事事業者リスト、局からのお願い・お知らせ

②「かごしま市の公共下水道」

鹿児島市の公共下水道事業の主要施設や業務状況などを紹介

(3) 市政広報番組での放送

- (7月) ・市政広報テレビ（KKB）かごしま元気BOX
「夏休み親子水教室、水の再生工場探検」

(4) 各種行事

①「水道週間」行事の実施

スローガン：じゃ口から 安心とどけ 未来まで

- ・高齢者宅訪問点検サービス 平成28年6月1日（水）～3日（金）

給水区域内の70歳以上の人のみの世帯を対象とした給水装置の無料点検サービス
(訪問世帯数 54世帯)

②「水の再生工場探検」の実施 平成28年7月29日（金）

目的：処理場の施設見学や微生物と処理水の観察等を通して、下水道の役割やしくみに対する理解を深めてもらう。

(参加者 小学生40人、中学生2人、保護者30人)

- ・下水道のしくみや役割の説明
- ・南部処理場の施設見学
- ・微生物・処理水の観察
- ・水質実験

③「夏休み親子水教室」の実施 平成28年8月6日(土)

目的：親子での浄水場見学や水に関する各種実験等を通して、水道に対する理解と関心を深めてもらう。

(参加者 小学生23人、中学生4人、保護者28人)

- ・水道のしくみについての説明
- ・平川浄水場の施設見学
- ・水の飲みくらべ
- ・かんたん工作
- ・水質実験

④「下水道展かごしま」の実施 平成28年8月18日(木)～22日(月)

目的：公共下水道について、仕組みや維持管理状況等を紹介することで、市民に理解を深めてもらう。

場所：市立科学館2階 エントランスホール

- ・パネル、水処理模型展示
- ・微生物の顕微鏡観察
- ・下水道相談コーナー
- ・下水道クイズ など

⑤「下水道の日」行事の実施

標語：下水道 水がいからの 守り神

- ・未水洗家屋等の戸別訪問 平成28年9月9日(金)

低宅地未水洗家屋の戸別訪問(訪問戸数77戸)

28年度下水道整備地区の戸別訪問(訪問戸数130戸)

⑥「消費生活エキスポかごしま」への出展 平成29年1月28日(土)～1月31日(火)

テーマ：ふれあって元気！～伝えよう暮らしのヒント～

- ・給水装置・排水設備の相談、簡単な修繕の実演
- ・下水道に関する相談、パネル展示
- ・水の飲みくらべ など

(5) 施設見学の受入れ状況

(単位：人、団体)

施設 見学者	河頭 浄水場	滝之神 浄水場	平川 浄水場	水道応 急・維持 管理セン ター	南部 処理場	谷山 処理場	下水汚泥 堆肥化場	合計
	子供	2,917	657	2,311	2	236	0	4
大人	214	63	122	27	148	0	119	693
合計 (団体数)	69	13	34	3	13	0	18	150
(人数)	3,131	720	2,433	29	384	0	123	6,820

※ 子供は中学生以下

2. 広聴活動

(1) 水道モニター活動

① 目的

水道・公共下水道に対する利用者のニーズや意見を継続的に把握し、それらを事業運営に反映させサービスの向上を図る。

② 第22期水道モニター活動実施状況（平成28年4月委嘱）

- ・第1回モニター会議（委嘱式、水道施設見学会） 平成28年4月21日（木）河頭浄水場他
- ・第2回モニター会議（下水道施設見学会） 平成28年5月24日（火）南部処理場他
- ・第3回モニター会議（研修会他） 平成28年7月7日（木）水道局大会議室他
- ・第4回モニター会議（意見交換会） 平成29年2月2日（木）水道局大会議室

(2) 市政出前トークの実施

月	テーマ	内容	対象	参加者数
5月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	12人
5月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	13人
1月	わが家の水道と下水道	水まわりのお手入れ方法など	家庭教育学級	10人
2月	わが家の水道と下水道	水まわりのお手入れ方法など	高齢者サークル	22人
3月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	学校薬剤師	37人
3月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	19人

3. インターネットの活用

水道・公共下水道及び工業用水道事業について、あらましや主要施設の概要、経営状況、統計等の情報（12項目）を鹿児島市水道局のホームページで公表している。（開設：平成10年9月1日、リニューアル：平成27年3月20日）

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html>

【掲載項目】（平成29年3月31日現在）

- ① 緊急情報
- ② 注目情報
- ③ 新着情報
- ④ 水道局事業の概要
総合案内 / 歴史・統計 / 経営・事業計画

- ⑤ 広報・広聴、情報公開
広報・広聴 / 情報公開
- ⑥ 上・下水道のしくみ
水道のしくみ / 下水道のしくみ / 水道施設 / 公共下水道施設 / グリーストラップの維持管理 / 直結増圧式給水方式 / 雨排水の側溝への接続 / 鉛製給水管 / 貯水槽水道の管理 / 排水設備の維持管理 / 給水装置の維持管理 / 公共下水道と浄化槽等 / 工場・事業場の下水道使用 / 受益者負担金 / ディスポーザ排水処理システム
- ⑦ 上下水道料金・届出
上下水道料金 / 届出
- ⑧ 困った時に
コマパッキン取替 / 水道管の凍結防止について / 上・下水道異常時対応 / 水漏れ発見方法 / 悪質な訪問販売 / 給水管清掃のクーリング・オフ / 水道水でよくある相談事例 / 漏水修繕に関する情報のご案内
- ⑨ 水道局指定工事事業者一覧表
給水装置等の修繕に対応する指定工事事業者リスト / 商号 50 音順の一覧表 / 市内の地区別一覧表
- ⑩ 入札・契約
入札登録関係届出書 / 発注情報 / 一般業務委託 / 競争入札参加資格 / 工事・設計業務委託 / 物品 / 指定工事事業者向け / 汚水管路施設設計標準図 / 水道管路施設設計標準図
- ⑪ お願い・お知らせ
共同住宅における各戸検針及び各戸徴収 / 水道メーター取替協力のお願い / 滞納料金の収納業務 / 検針協力のお願い / 水道メーターの取替を検針票でお知らせします / 水洗化工事のお願い / 自己材メーターの管理について / 水の上手な使い方 / 水道局用地の売却・貸付のご案内 / インターンシップ / 給水負担金について / 給水装置および排水設備の所有者の変更 / 広告募集について / 水道局をかたる不審なメールにご注意ください / 水道料金・下水道使用料の「お客様番号」が変わります / 家屋解体及び家屋改造工事に伴う届出 / 水道局（メーター取替業者）をかたる不審な業者にご注意ください / サツマソイルの販売 / 宅内排水管の点検・清掃の訪問営業にご注意ください / 検針等業務委託受注者の名称変更 / 水道管と井戸などの管との接続（クロスコネクション）の禁止 / 災害に係る水道料金等の取り扱い / 浄水発生土（脱水ケーキ）の有効利用事業者の募集について / 平成 28 年熊本地震被災による避難者に対する水道料金及び下水道使用料の取扱い
- ⑫ 災害対応
応急給水拠点 / 災害対応訓練 / 災害への備え / 災害に強い水道施設づくり / もし、災害が発生したら / 他都市との応援協定

第3章 経営審議会

1. 名称 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会
2. 設置根拠 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会規程
3. 設置年月日 昭和43年4月15日
4. 目的 本市の水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の適正かつ合理的な運営と健全な経営を図る。
5. 所掌事務
 - (1) 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の運営に関すること。
 - (2) 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関すること。
 - (3) 水道事業及び公共下水道事業管理者からの諮問に関すること。
 - (4) その他特に管理者が必要と認める事項

6. 委員
 - (1) 委員の数 10人以内（現在10人）
 - (2) 現委員の構成

経済界	労働界	報道機関	学識経験者	利用者代表 (公募1人を含む)
2人	1人	1人	2人	4人

- (3) 現委員の任期 2年（平成27年12月19日～平成29年12月18日）

7. 謝金

1回の会議出席あたり	会長	11,200円
	委員	10,000円

※鹿児島市報酬及び費用弁償条例第2条別表第2に規定する額に準じて支払っている。（平成20年6月1日改定）

8. 開催状況

年度	回次	審議内容
26	第1回	平成26年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 水道施設及び下水道施設の視察 平成25年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について
	第2回	
	第3回	
27	第1回	平成27年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上・下水道事業及び工業用水道事業の中期財政計画（平成27～29年度）の概要について 平成26年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について
	第2回	
28	第1回	平成28年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 水道施設及び下水道施設の視察 平成27年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成27年度実施状況について
	第2回	
	第3回	

第2編 水道事業

第1章 総説

1. 沿革

本市水道の歴史は、享保8年（1723年）に第22代当主島津継豊が現在の冷水町の湧水を水源とし、延長1,345mの耐圧石管の水路により、鹿児島（鶴丸）城内及び城下の一部に給水したものが始まりである。この水道は、天保10年（1839年）に大改修され、その後も再三改修が行われた。廃藩置県後は鹿児島県が管理し、明治22年鹿児島市制施行に伴い翌23年2月本市に移管された。

明治37年8月には水源の改修及び水路工事を行うとともに、城山配水池の築造を開始し、明治39年に完成したが、施設が小規模であるうえに給水区域も市街地のごく一部に限定されていたため、市勢の発展と人口の増加による水需要の増大に応じ得るものではなかった。用水の需要増大と相まって、たまたま市内に伝染病が大流行し、火災も頻発したため、防疫、防火上大規模水道建設の必要性が叫ばれ、当時の有川市長は、明治45年度予算編成に当たり2か年の継続事業費をもって水道建設を試み、市議会もこれを可決したものの、計画水源が水量水質面で適当でなかったため、この計画は一時中止となった。しかしその後、七窪水源の買収交渉が円満に解決し、明治45年3月これを買収し、大正2年2月市議会において臨時水道調査費の支出が可決され、いよいよ本市の近代水道創設の道が開かれた。

創設工事は、中島鋭治工学博士を顧問として計画設計を行い、工事長に堀江勝巳技師を招いて大正4年9月上之原配水池予定地で起工した。第1次世界大戦勃発により物価が高騰し、資材入手が困難であったほか、施工においては隧道工事が難関であったが、大正8年11月には一部通水を開始し、同年11月26日上之原配水池において通水式が挙行された。

その後、隣村合併に伴い給水人口が増加し、昭和5年夏には水量不足の現象が現れたので、昭和7年に滝之神水源の築造工事に着手し、昭和14年には鳥越配水池も完成し、七窪、滝之神二大水源をもって本市の給水体制を整えた。

第2次世界大戦下の空襲により一時壊滅状態に陥った本市の都市機能は、戦後の復興事業の推進に伴い徐々に回復するとともに、水道施設の復旧も着実に進んだ。戦後は人口も増加し、特に郡元・鴨池地区において住宅、工場等が急増し、配水量の不足と水圧低下が見られたので、昭和23年旧海軍施設の郡元水源地を買収し、改良を加え、同じく旧海軍の配水施設を利用してこの方面への給水を開始した。また、標高200mの高台である吉野地区における水道施設を整備するため、昭和24年吉野水道組合の水源施設を買収し、改良を加え、同地区における給水の万全を期した。

昭和25年編入した東桜島町では、飲料水を天水にたよるなど水の便が悪く、産業振興、観光行政面からも水道施設の整備が急務となったため、牛根村（現在垂水市）散花平に水源を新設し、昭和27年7月通水を開始した。旧市内においては、市勢の発展に伴い住宅、工場等の建設が進み、既設の水源施設ではこれらの水需要に対応できなくなり、水道の拡張が必要となってきたため、昭和24年以来数回の拡張を行い、市民の生活用水の確保に努めてきた。中でも昭和37年に着手した第7回水道拡張事業計画においては、従来地下水だけ取水していた本市の水道に初めて甲突川の表流水を水源とする河頭浄水場が建設され、昭和40年4月3日から給水を開始した。

昭和42年4月29日谷山市との合併に伴い、昭和26年度創設の「谷山市水道事業」を廃止し、本市水道事業に統合した。また、市域の拡大と人口の増加、生活様式の近代化、産業の興隆発展等により、水需要は更に増大が予想され、その対策の必要に迫られたので、昭和43年度より第9回水道拡張事業に着手し、昭和47年度までに第一期工事として河頭浄水場その他の施設の整備拡充を行うとともに、市内各所に配水池を築造した。さらに、昭和47年度を初年度とする第二期工事においては、地下水水源開発による水源築造を行うとともに、昭和47年度に滝之神発電施設を買収し、昭和49年2月8日に滝之神浄水場建設工事に着手し、昭和50年3月29日には一部通水を開始し、昭和52年度に完成した。

一方、昭和51年5月には、総工事費10億4,800万円を投じた新庁舎が鴨池新町に完成し、同年6月松原町の旧庁舎から移転し、執務を開始した。

また、昭和48年6月には、将来の工業用水及び生活用水の確保を図るため、計画取水量を日量162,000

m³とする万之瀬川からの市域外導水事業計画を発表し、関係市町に協力を求めた。しかし、同計画は取水量が膨大であったため、関係市町は、万之瀬川流域水利用対策協議会を結成し、導水事業反対の表明を行った。その後昭和49年9月同対策協議会の意向をうけ、計画取水量が日量95,000m³に削減されたものの、同計画は暗礁に乗り上げた格好となった。

一方、オイルショック後、高度経済成長は終焉を迎えたものの、依然として鹿児島市への人口集中や臨海部の発展が続き、昭和53年、54年には渇水となったことから、同計画の早期実現の必要性が高まった。当面の水需要増に対処するため、昭和54年3月5日万之瀬川から甲突川への取水地点変更の許可を得て、甲突川から日量40,000m³を追加取水することとなり、このための施設として昭和55年5月24日石井手取水場、昭和58年1月31日小野取水場がそれぞれ日量20,000m³の取水能力をもって完成した。また、昭和56年6月には河頭浄水場管理本館などの大幅な改良工事を行った。第9回水道拡張事業計画は、昭和58年度見寄水源地等の工事完成をもって終了した。これにより、施設能力240,000m³/日の給水体制が確保されるとともに、浄水施設、送水施設及び配水施設の改良並びに配水管網の整備により給水の円滑化が図られた。また、この間、昭和52年1月には金峰町を除く1市4町については条件つきながら万之瀬川取水に対し賛意を表明していたが、同意が得られていない金峰町については、昭和56年9月1日金峰町議会全員協議会において鹿児島県知事及び鹿児島市長から取水要請を行った結果、取水同意の表明が金峰町長からなされた。この取水同意をもって、計画一日最大取水量を95,000m³から75,000m³（上水道55,000m³、工業用水道20,000m³）へ削減したうえで、万之瀬川流域水利用対策協議会に協力要請することとなった。

その後昭和56年9月14日、鹿児島県、鹿児島市及び同対策協議会の三者により「万之瀬川取水に関する協定」が調印、交換され、地元関係者からの同意も得られた。昭和56年12月には費用負担、施行者等について、県及び市が協議を開始し、昭和57年2月には「万之瀬川導水事業に関する基本協定書」を締結し、ここに万之瀬川からの市域外導水を基軸とする第10回水道拡張事業計画の実施に踏み出すこととなった。昭和57年9月に「万之瀬川導水事業に係る共同施設の建設に関する協定書」が、鹿児島県、鹿児島市及び鹿児島開発事業団の三者で締結され、鹿児島開発事業団が導水部門を担当することとなり、本市では、この導水事業とあわせて平川浄水場を建設することとなった。また、昭和61年度には、万之瀬川からの取水・導水をさらに安定させるため、鹿児島県が調査を進めていた川辺ダムに参画した。

万之瀬川からの市域外導水事業は、約6年の歳月を経て、平成元年6月に万之瀬川導水工事と平川浄水場の一期工事が完成し、同年7月1日から1日30,000m³の能力を有する平川浄水場の運転を開始した。

平成5年8月6日の集中豪雨によって、河頭浄水場が冠水し、また、滝之神浄水場では稲荷川からの導水管等が破損したため、全給水戸数の約40%にあたる76,000戸が断水するという未曾有の災害となり、さらに、同年9月3日の台風13号により散花平水源地等に被害を受けた。これらの災害復旧のために、平成5年度から平成7年度において災害復旧事業が行われ、滝之神水源地等の被災箇所の復旧をもって終了した。

さらには、平成5年8月の豪雨災害及び平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓として、災害時の応急復旧、応急給水や水道管の日常の維持管理等の拠点となる水道応急・維持管理センターを平成12年6月に開所した。

平成15年3月には鹿児島市の都市用水の安定供給のほか、万之瀬川の洪水調節、流域の正常な機能の維持を目的とする、堤高53.5m、堤長147.0m、有効貯水容量2,460,000m³の川辺ダム（重力式コンクリートダム）が17年の歳月を経て完成し、同年4月から供用を開始した。

平成16年11月1日に、隣接する吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の5町と合併したことに伴い、平成17年4月1日に、5町が運営していた26箇所の簡易水道事業を統合し、第11回水道拡張事業を開始した。

なお、本市の平成28年度末の施設能力は、表流水4か所179,200m³/日、湧水31か所78,050m³/日、地下水72か所51,510m³/日、伏流水2か所150m³/日、合計308,910m³/日である。

拡張計画推移

区分 期別	着工年月日	完成(予定) 年 月 日	工 事 費 (千円)	計 画 給 水 量		計 画 給水人口 (人)	主 要 施 設
				1人1日最大 (ℓ/人・日)	1日最大 (m ³ /日)		
創 設	大正 5年1月9日	大正 11年3月31日	1,283	97.4	9,740	100,000	七窪水源地 上之原配水池
第 1 回拡張	昭和 7年9月14日	昭和 14年5月30日	375	126	17,000	135,000	滝之神水源地 鳥越配水池
第 2 回拡張	昭和 23年10月9日	昭和 24年3月31日	4,355	130	19,240	148,000	郡元水源地
第 3 回拡張	昭和 25年2月13日	昭和 25年3月31日	1,662	150	22,950	153,000	寺山水源地
第 4 回拡張	昭和 25年2月13日	昭和 27年3月31日	19,561	150	23,700	158,000	福昌寺水源地
第 5 回拡張	昭和 26年9月25日	昭和 28年3月31日	25,656	170	28,320	167,000	散花平水源地
第 6 回拡張	昭和 30年11月10日	昭和 35年3月31日	210,000	180	52,560	292,000	新郡元水源地
第 7 回拡張	昭和 37年7月21日	昭和 43年3月31日	1,000,000	340	102,000	300,000	河頭浄水場 (40,000m ³ /日)
第 8 回拡張	昭和42年12月19日(認可)		—	335	114,000	340,000	慈眼寺水源地 (合併により谷山市 水道編入)
第 9 回拡張	昭和 43年9月17日	昭和 59年3月31日	28,380,000	500	240,000	480,000	河頭浄水場 (110,000m ³ /日) 滝之神浄水場 (40,000m ³ /日)
第10回拡張	昭和 57年12月8日	平成 24年3月31日	86,080,869	430	238,000	553,000	平川浄水場 (30,000m ³ /日)
第11回拡張	平成 17年4月1日	平成 34年3月31日	40,043,599	377	220,800	586,200	(合併により5町 の簡易水道編入)

2. 基本計画

〈第11回水道拡張事業計画〉概要

- (1) 計画給水区域 鹿児島市の区域内並びに姶良市及び日置市の各一部。ただし、鹿児島市の次の区域を除く。

西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目及び平田町の全部

吉野町、小山田町、皆与志町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、五ヶ別府町、中山町、上福元町、下福元町、平川町、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、四元町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の各一部

- (2) 計画給水人口 586,200人
- (3) 計画給水量 計画1人1日最大給水量 3770 /人・日
計画1日最大給水量 220,800m³/日
- (4) 目標年次 平成33年度
- (5) 工事期間 平成17年度～平成33年度
- (6) 工事費の予定総額及び予定財源
- | | |
|-----------|---------------------|
| 工事総額 | 40,043,599千円 |
| 予定財源 国庫補助 | 428,398千円(1.0%) |
| 企業債 | 24,337,700千円(60.8%) |
| 一般会計繰入金 | 4,393,554千円(11.0%) |
| その他 | 10,883,947千円(27.2%) |
- (7) 認可年月日 平成17年4月1日(平成25年3月11日 変更)
- (8) 施設能力 目標年次(平成33年度)の施設能力

(単位：m³/日)

種 別	施設能力
表流水水源	178,800
湧水水源	77,660
地下水水源	51,210
伏流水水源	50
合 計	307,720

3. 平成28年度事業概要

(総括)

水道事業においては、市民に安全で良質な水を安定的に供給するため、適正かつ合理的な運営と健全な経営を図るとともに、地域の水需要に応じた水道施設の建設改良に努めた。

(業務量)

本年度末の給水件数は 30 万 2,796 件で、前年度末に比べて 2,802 件 (0.93%) の増、給水人口は 57 万 8,000 人で 4,500 人 (0.77%) の減、年間総有収水量は 5,988 万 136 m³ で、前年度に比べて 12 万 6,433 m³ (0.21%) の減となった。

なお、有収率は 92.63%となった。

(建設改良事業)

第 1 1 回水道拡張事業においては 17 億 3,464 万 208 円を投じて、河頭浄水場の機械設備の更新、和田水源地の浄水処理設備の新設、小野ポンプ所の機械設備の更新、横井配水池の築造などを行うとともに、導水管、送水管及び配水管を延長 1,294m 布設した。

配水管整備事業においては 7 億 1,765 万 1,379 円を投じて、市内一円に配水管を延長 1 万 3,463m 布設した。

水道建設改良事業においては 10 億 8,789 万 2,320 円を投じて、河頭浄水場の圧力計の改良などを行うとともに、送水管及び配水管を延長 1 万 7,069m 布設した。

(経営状況)

決算の結果、総収益は 116 億 4,711 万 2,215 円、総費用は 99 億 7,931 万 1,607 円となり、16 億 6,780 万 608 円の純利益が生じた。この純利益が当年度未処分利益剰余金となった。

総収益は、長期前受金戻入や給水収益は減少したものの、給水負担金が増加したことなどから、前年度に比べて 5,126 万 7,046 円 (0.44%) の増となった。

総費用は、総係費や漏水防止費は増加したものの、鉛管対策費や原水及び浄水費が減少したことなどから、前年度に比べて 3 億 7,060 万 5,819 円 (3.58%) の減となった。

第2章 給水

1. 事業の推移

項目		年度		19	20	21	22
		単位					
行政区域内	世帯数	世帯		260,368	262,401	264,988	267,309
	人口(A)	人		603,158	603,216	604,959	605,682
給水区域内	世帯数	世帯		254,800	256,700	259,300	261,600
	人口(B)	人		588,500	588,600	590,400	591,100
給水	世帯数	世帯		251,000	253,300	255,900	258,200
	人口(C)	人		579,300	580,200	582,200	583,100
普及率	(C)/(A)	%		96.0	96.2	96.2	96.3
	(C)/(B)	%		98.4	98.6	98.6	98.6
給水件数		件		282,744	284,047	286,039	287,698
年間総給水量		m ³		69,884,002	68,901,985	69,674,585	68,299,476
1日最大給水量	月日	—		7月26日	7月8日	7月14日	7月21日
	水量	m ³		215,155	212,374	211,776	210,490
1日最小給水量	月日	—		1月1日	1月1日	1月1日	1月1日
	水量	m ³		160,928	162,210	163,164	167,862
1日平均給水量		m ³		190,940	188,773	190,889	187,122
1人1日最大給水量		ℓ		371	366	364	361
1人1日最小給水量		ℓ		277	279	280	287
1人1日平均給水量		ℓ		329	325	328	320
年間総有収水量		m ³		64,193,480	62,821,405	63,034,780	62,655,208
有収率		%		91.9	91.2	90.5	91.7
年間総有効水量		m ³		64,852,568	63,473,802	63,727,488	63,307,284
有効率		%		92.8	92.1	91.5	92.7
施設能力		m ³ /日		289,690	289,690	289,690	289,690
配水池容量		m ³		295,492	295,792	295,690	295,690
配水管延長		m		2,856,135	2,889,135	2,913,945	2,933,761

注1 給水件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに

注2 1日平均給水量＝年間総給水量÷年間総日数

注3 1人1日最大給水量＝1日最大給水量÷1日最大給水量の属する月の給水人口

注4 1人1日最小給水量＝1日最小給水量÷1日最小給水量の属する月の給水人口

注5 1人1日平均給水量＝1日平均給水量÷(年間延べ給水人口÷12月)

※注3～注5の数値については、「2. 給水人口・給水量」を参照

23	24	25	26	27	28	29 (当初予算)
267,094	269,029	271,017	272,681	274,655	272,002	—
605,609	605,883	605,695	604,697	603,779	597,375	597,300
261,400	263,300	265,400	267,000	269,000	266,700	—
591,100	591,400	591,700	590,800	590,000	584,100	—
258,100	260,100	262,200	263,900	265,900	264,000	—
583,300	583,700	584,200	583,300	582,500	578,000	577,800
96.3	96.3	96.5	96.5	96.5	96.8	96.7
98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	99.0	—
290,691	294,031	296,375	298,263	299,994	302,796	305,500
68,152,191	67,692,766	67,169,608	65,833,881	65,539,116	64,645,105	63,855,000
9月12日	7月25日	8月19日	7月29日	1月26日	7月6日	—
207,734	209,327	203,691	196,100	219,984	195,355	194,600
1月1日	1月1日	1月1日	1月2日	1月1日	1月1日	—
163,692	165,014	163,039	159,079	158,643	158,053	—
186,208	185,460	184,026	180,367	179,069	177,110	174,900
355	358	348	335	376	335	—
280	282	279	272	271	273	—
318	317	314	308	307	305	—
62,314,506	61,734,592	61,622,249	60,082,080	60,006,569	59,880,136	58,747,000
91.4	91.2	91.7	91.3	91.6	92.6	92.0
62,987,980	62,388,150	62,279,693	60,713,722	60,748,561	60,561,324	—
92.4	92.2	92.7	92.2	92.7	93.7	—
289,690	310,680	310,420	309,190	309,040	308,910	308,910
296,390	295,690	295,690	295,690	295,560	296,160	—
2,956,005	2,977,023	3,005,275	3,023,429	3,037,027	3,082,522	—

給水装置が設置されているとみなして換算した数値である。

2. 給水人口・給水量

項目		月		4	5	6	7	8
		単位						
行 域	政 内	世帯数	世帯	275,850	276,073	276,199	276,266	276,291
		人 口	人	604,392	604,542	604,709	604,698	604,763
給 域	水 内	世帯数	世帯	270,200	270,500	270,600	270,600	270,700
		人 口	人	590,700	590,800	591,000	591,000	591,100
給	水	世帯数	世帯	267,100	267,300	267,500	267,500	267,500
		人 口	人	583,300	583,400	583,600	583,600	583,700
給 水	件 数	件	299,793	300,335	301,171	301,742	302,027	
給 水	量	m ³	5,214,283	5,430,216	5,305,030	5,712,767	5,735,202	
1 日 最 大 給 水	月 日	—	4月29日	5月31日	6月26日	7月6日	8月17日	
		水 量	m ³	183,271	185,850	188,448	195,355	191,779
1 日 最 小 給 水	月 日	—	4月24日	5月3日	6月19日	7月9日	8月14日	
		水 量	m ³	165,597	161,141	161,814	167,469	173,348
1 日 平 均 給 水 量		m ³	173,809	175,168	176,834	184,283	185,007	
1 人 1 日 最 大 給 水 量		ℓ	314	319	323	335	329	
1 人 1 日 最 小 給 水 量		ℓ	284	276	277	287	297	
1 人 1 日 平 均 給 水 量		ℓ	298	300	303	316	317	
有 収 水 量		m ³	4,824,555	4,848,221	4,939,261	5,053,480	5,083,646	

9	10	11	12	1	2	3	計
276,417	272,249	272,309	272,183	272,028	271,831	272,002	—
604,936	599,226	599,318	599,290	599,060	598,714	597,375	—
270,800	266,800	266,800	266,700	266,600	266,400	266,700	—
591,200	585,600	585,700	585,700	585,500	585,200	584,100	—
267,700	263,700	263,700	263,600	263,500	263,300	264,000	—
583,800	578,200	578,300	578,300	578,100	577,800	578,000	—
302,613	302,606	302,618	302,722	302,744	302,534	302,796	—
5,326,794	5,442,294	5,287,451	5,530,254	5,415,279	4,896,257	5,349,278	64,645,105
9月6日	10月6日	11月28日	12月31日	1月26日	2月7日	3月15日	7月6日
184,155	188,550	185,259	192,250	183,674	181,894	178,000	195,355
9月4日	10月9日	11月27日	12月22日	1月1日	2月5日	3月20日	1月1日
165,927	161,464	160,879	166,400	158,053	163,976	164,172	158,053
177,560	175,558	176,248	178,395	174,686	174,866	172,557	177,110
315	326	320	332	318	315	308	335
284	279	278	288	273	284	284	273
304	304	305	308	302	303	299	305
5,273,691	5,035,003	5,030,021	4,953,327	5,032,950	5,079,285	4,726,696	59,880,136

3. 水源別給水量

所在地 区	水源施設名			水源種別			月				
							4	5	6	7	8
吉野	花 棚 水源地	花 棚	湧 水	17,369	27,303	22,890	52,381	50,543			
	川 上 水源地	川 上	湧 水	68,797	103,513	104,066	126,903	126,958			
	七 窪 水源地	七 窪	湧 水	331,205	358,759	358,609	401,778	402,761			
	滝之神 水源地	滝之神	湧 水	371,075	415,435	407,516	381,000	409,266			
	花棚第二 水源地	花棚第二	地下水	72,499	74,378	69,259	83,588	81,891			
	下花棚 水源地	下花棚	地下水	9,327	9,538	9,139	9,418	10,416			
	下田第二 水源地	下田第二	地下水	7,533	8,184	7,225	7,062	8,577			
	金 水 水源地	金 水	地下水	7,604	8,184	7,837	8,041	8,619			
	明ヶ窪第二 水源地	明ヶ窪第二	地下水	2,008	1,813	33,679	33,357	34,602			
	小 計				887,417	1,007,107	1,020,220	1,103,528	1,133,633		
中央	河 頭 浄水場	河 頭	表流水	1,806,987	1,795,303	1,848,687	1,956,684	1,954,329			
	滝之神 浄水場	滝之神	表流水	890,430	885,692	798,055	899,549	868,012			
	日当平 水源地	日当平	湧 水	17,704	17,420	16,727	17,855	14,353			
	冷水 水源地	冷水	湧 水	48,741	50,108	51,445	54,631	55,167			
	福昌寺 水源地	福昌寺	湧 水	41,656	52,013	49,305	17,394	51,126			
	仁王堂 水源地	仁王堂	湧 水	38,791	25,371	47,035	48,836	49,106			
	玉 里 水源地	玉 里	地下水	40,780	42,922	41,874	45,953	44,738			
	田 上 水源地	田 上	地下水	22,771	23,808	23,040	23,722	23,204			
	郡 元 水源地	郡 元	地下水	0	0	0	0	0			
	新郡元 水源地	新郡元	地下水	44,610	45,916	44,125	45,774	45,544			
	脇 田 水源地	脇 田	地下水	19,730	19,473	18,661	20,814	20,346			
	宇 宿 水源地	宇 宿	地下水	42,357	43,985	42,541	43,497	44,052			
	小 計				3,014,557	3,002,011	2,981,495	3,174,709	3,169,977		
谷山	平 川 浄水場	平 川	表流水	168,560	158,340	183,320	160,669	166,673			
	谷 合 水源地	谷 合	湧 水	64,264	50,201	0	0	0			
	慈眼寺 水源地	慈眼寺	湧 水	133,265	161,093	129,731	169,504	174,685			
	和 田 水源地	和 田	湧 水	56,230	62,689	60,663	67,985	62,806			
	清泉寺 水源地	清泉寺	湧 水	75,285	75,862	55,525	68,351	88,405			
	影 原 水源地	影 原	湧 水	151,141	209,839	197,827	281,203	159,871			
	五ヶ別府 水源地	五ヶ別府	湧 水	80,442	87,114	82,590	83,308	96,898			

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合計	構成比 (%)
36,911	34,474	25,164	21,758	18,464	18,419	11,302	336,978	0.5
116,419	100,239	86,388	76,981	65,164	51,496	51,235	1,078,159	1.7
382,568	374,606	351,234	351,378	341,223	299,666	324,689	4,278,476	6.6
404,990	452,892	444,426	427,072	395,403	330,804	341,343	4,781,222	7.4
78,438	75,078	78,086	79,982	79,522	73,786	82,661	929,168	1.4
10,080	10,135	10,094	10,416	10,565	9,408	10,411	118,947	0.2
8,648	8,590	8,537	8,184	8,184	7,356	8,184	96,264	0.1
8,050	7,983	8,103	8,184	8,184	7,392	8,184	96,365	0.2
33,105	33,025	32,698	33,474	32,888	29,147	29,496	329,292	0.5
1,079,209	1,097,022	1,044,730	1,017,429	959,597	827,474	867,505	12,044,871	18.6
1,809,233	1,819,237	1,782,695	1,902,501	1,915,632	1,941,122	2,447,331	22,979,741	35.6
810,476	852,254	855,093	989,240	1,010,801	668,351	583,580	10,111,533	15.6
16,805	17,301	17,159	17,698	17,567	15,750	16,622	202,961	0.3
53,401	54,976	53,804	54,586	53,189	49,405	54,091	633,544	1.0
49,208	50,851	49,034	48,834	46,521	40,620	44,082	540,644	0.8
46,818	48,277	46,518	47,996	48,053	43,133	47,686	537,620	0.8
42,366	42,589	40,993	42,687	42,799	38,245	43,858	509,804	0.8
22,357	23,064	22,320	23,064	23,046	20,831	23,160	274,387	0.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
43,831	44,845	43,081	44,513	46,109	41,655	45,800	535,803	0.8
17,822	19,540	19,447	17,746	17,297	17,474	19,334	227,684	0.4
42,742	44,589	43,075	44,153	44,493	39,639	44,522	519,645	0.8
2,955,059	3,017,523	2,973,219	3,233,018	3,265,507	2,916,225	3,370,066	37,073,366	57.3
152,289	160,677	157,698	152,287	132,211	298,924	187,529	2,079,177	3.2
0	63,519	77,897	84,066	90,300	36,449	25,071	491,767	0.8
152,772	137,154	125,969	109,902	72,717	40,380	42,934	1,450,106	2.2
59,198	7,360	0	0	0	0	0	376,931	0.6
78,937	85,015	88,277	89,676	81,048	69,949	78,917	935,247	1.5
141,838	149,339	120,261	123,994	114,397	104,183	124,501	1,878,394	2.9
91,610	89,083	80,993	80,824	75,523	63,746	70,255	982,386	1.5

所在地 区	月			4	5	6	7	8	
	水源施設名	水源種別							
谷 山	皇徳寺第一	水源地	皇徳寺第一	地下水	17,276	17,086	16,419	17,168	18,360
	皇徳寺第二	水源地	皇徳寺第二	地下水	4,666	4,493	3,489	4,236	5,007
	皇徳寺第三	水源地	皇徳寺第三	地下水	22,025	22,503	21,804	23,457	22,299
	皇徳寺第四	水源地	皇徳寺第四	地下水	10,468	10,406	10,405	11,419	10,896
	皇徳寺第五	水源地	皇徳寺第五	地下水	8,486	8,900	8,619	9,260	8,869
	皇徳寺第六	水源地	皇徳寺第六	地下水	6,155	6,462	6,466	7,117	6,772
	本 城	水源地	本 城	地下水	0	0	0	1,992	11,005
	谷合第二	水源地	谷合第二	地下水	16,558	16,955	14,735	5,666	17,560
	影原第二	水源地	影原第二	地下水	73,168	77,057	75,635	48,855	89,402
	錫 山	水源地	錫 山	地下水	1,894	2,283	2,143	2,082	2,294
	小 計				889,883	971,283	869,371	962,272	941,802
東 桜 島	散花平	水源地	散花平	湧 水	8,843	10,076	9,126	9,756	11,199
	桜島口	水源地	桜島口	湧 水	603	436	668	469	437
	小 浜	水源地	小 浜	湧 水	553	419	570	1,030	456
	古河良	水源地	古河良	湧 水	3,698	4,149	4,254	4,541	4,053
	白 浜	水源地	白 浜	地下水	3,464	2,889	2,758	3,228	2,897
	小 計				17,161	17,969	17,376	19,024	19,042
旧 鹿 児 島 市 計				4,809,018	4,998,370	4,888,462	5,259,533	5,264,454	

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
17,037	17,588	18,209	20,880	21,505	18,519	17,867	217,914	0.3
4,299	3,984	3,678	4,024	3,803	2,880	2,725	47,284	0.1
20,393	21,034	21,997	24,045	24,879	21,201	21,117	266,754	0.4
9,993	10,239	10,475	10,688	9,916	7,724	8,365	120,994	0.2
8,118	8,378	9,067	10,242	10,795	9,386	9,277	109,397	0.2
6,682	6,873	3,374	0	0	0	0	49,901	0.1
10,082	11,851	12,055	11,768	11,546	1,959	0	72,258	0.1
14,641	17,250	16,128	16,379	15,835	2,679	0	154,386	0.2
79,346	84,956	78,221	78,755	74,871	68,677	75,202	904,145	1.4
1,953	1,951	1,917	2,021	1,946	1,793	1,965	24,242	0.0
849,188	876,251	826,216	819,551	741,292	748,449	665,725	10,161,283	15.7
6,712	0	0	4,851	10,095	8,535	8,638	87,831	0.1
1,423	3,594	3,416	3,391	667	770	1,634	17,508	0.0
2,895	8,300	8,238	6,203	1,046	403	1,125	31,238	0.1
3,780	4,385	5,094	4,926	3,580	2,997	3,330	48,787	0.1
2,720	2,691	2,141	2,948	3,421	2,976	3,377	35,510	0.1
17,530	18,970	18,889	22,319	18,809	15,681	18,104	220,874	0.4
4,900,986	5,009,766	4,863,054	5,092,317	4,985,205	4,507,829	4,921,400	59,500,394	92.0

所在地 地区				月				
	水源施設名	水源種別		4	5	6	7	8
吉 田	諸 木 水源地	諸 木	表流水	4,187	4,649	4,189	5,563	7,534
	福ヶ野 水源地	福ヶ野	湧 水	368	402	428	481	503
	神 園 水源地	神 園	湧 水	435	539	474	304	748
	山神山 水源地	山神山	湧 水	2,348	3,197	2,651	3,031	3,304
	芝 原 水源地	芝 原	湧 水	14,152	14,878	14,305	15,283	16,198
	早田尻 水源地	早田尻	地下水	6,266	6,453	6,522	6,482	6,514
	牟礼岡第一 水源地	牟礼岡第一	地下水	7,802	8,194	7,946	8,562	8,627
	牟礼岡第二 水源地	牟礼岡第二	地下水	9,630	10,127	9,812	10,614	10,707
	牟礼岡第三 水源地	牟礼岡第三	地下水	11,293	11,873	11,486	12,365	12,465
	白坂下 水源地	白坂下	地下水	5,203	6,101	5,897	6,639	6,206
	狐 迫 水源地	狐 迫	地下水	8,949	9,234	8,936	9,276	9,215
	倉 谷 水源地	倉 谷	地下水	10,399	11,005	10,774	11,593	12,953
	南ヶ丸 水源地	南ヶ丸	地下水	13,871	12,753	12,940	13,759	13,611
	小 計				94,903	99,405	96,360	103,952
桜 島	藤野第一 水源地	藤野第一	地下水	2,438	3,197	2,930	4,156	5,119
	藤野第二 水源地	藤野第二	地下水	5,199	6,717	6,151	8,667	10,529
	藤野第三 水源地	藤野第三	地下水	11,890	12,305	11,966	12,172	12,412
	武 第 一 水源地	武 第 一	地下水	7,681	8,057	7,659	8,205	8,262
	二俣第一 水源地	二俣第一	地下水	6,089	6,663	6,423	6,604	7,142
	二俣第二 水源地	二俣第二	地下水	6,207	6,790	6,540	6,692	7,247
	小 計				39,504	43,729	41,669	46,496
喜 入	湊田第一 水源地	湊田第一	伏流水	1,155	1,211	1,200	1,324	1,521
	宮坂第二 水源地	宮坂第二	伏流水	2,833	2,908	2,743	3,047	2,591
	湊田第二 水源地	湊田第二	湧 水	0	0	0	0	0
	生 見 水源地	生 見	湧 水	10,462	12,033	11,910	14,044	14,445
	前之浜第一 水源地	前之浜第一	湧 水	7,067	6,198	6,175	6,626	6,905
	帖地第一 水源地	帖地第一	湧 水	262	247	274	284	292
	宮坂第三 水源地	宮坂第三	地下水	16,056	17,177	17,389	18,644	21,179
	宮坂第四 水源地	宮坂第四	地下水	25,500	26,175	24,684	26,020	23,319

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
6,442	3,218	3,309	3,549	3,605	2,827	3,044	52,116	0.1
464	459	433	417	429	403	474	5,261	0.0
567	630	605	669	728	656	702	7,057	0.0
2,816	2,630	2,666	2,507	2,791	2,311	2,897	33,149	0.0
14,254	15,210	14,638	15,005	14,232	12,992	14,305	175,452	0.3
6,276	6,335	6,302	6,499	6,430	5,827	6,369	76,275	0.1
8,164	8,825	8,867	9,515	9,892	8,732	9,559	104,685	0.2
10,107	10,839	10,877	11,636	12,086	10,656	11,779	128,870	0.2
11,798	12,737	12,819	13,758	14,291	12,635	13,929	151,449	0.2
5,622	6,111	6,459	7,557	6,757	5,432	5,808	73,792	0.1
8,961	9,235	8,979	9,280	9,280	8,302	9,273	108,920	0.2
10,587	11,155	10,836	11,222	9,986	9,412	10,212	130,134	0.2
13,272	13,225	13,296	13,923	14,300	13,287	15,287	163,524	0.3
99,330	100,609	100,086	105,537	104,807	93,472	103,638	1,210,684	1.9
3,362	2,564	3,072	2,473	2,411	2,180	2,525	36,427	0.1
6,885	5,226	6,359	5,135	5,026	4,546	5,279	75,719	0.1
10,516	12,194	11,909	11,696	11,637	10,627	12,081	141,405	0.2
7,086	7,850	7,599	7,746	7,754	6,985	7,844	92,728	0.2
6,208	6,392	5,555	6,959	6,557	5,822	6,395	76,809	0.1
6,274	6,461	5,626	7,037	6,636	5,890	6,478	77,878	0.1
40,331	40,687	40,120	41,046	40,021	36,050	40,602	500,966	0.8
1,290	1,179	1,160	1,290	1,222	1,084	827	14,463	0.0
2,656	2,667	2,431	2,801	3,088	2,756	3,088	33,609	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
13,037	12,189	11,665	12,245	12,136	12,768	11,808	148,742	0.2
6,526	6,438	6,930	4,077	2,180	7,169	7,981	74,272	0.1
229	218	0	5	0	0	0	1,811	0.0
17,536	18,247	19,886	17,131	16,245	16,162	15,395	211,047	0.3
23,909	24,007	21,884	25,211	27,793	24,804	27,788	301,094	0.5

所在地 区	月			4	5	6	7	8	
	水源施設名	水源種別							
喜 入	一倉第二	水源地	一倉第二	地下水	699	751	584	1,445	1,664
	中名第一	水源地	中名第一	地下水	20,487	22,141	21,172	23,663	25,124
	中名第二	水源地	中名第二	地下水	4,050	4,040	3,816	4,377	4,202
	前之浜第二	水源地	前之浜第二	地下水	3,624	5,629	5,050	5,774	5,771
	帖地第二	水源地	帖地第二	地下水	298	290	303	308	331
	瀬々串第二	水源地	瀬々串第二	地下水	5,640	6,376	4,415	5,277	5,944
	瀬々串第四	水源地	瀬々串第四	地下水	10,780	11,132	12,085	12,568	12,742
	星和台	水源地	星和台	地下水	5,714	5,959	5,677	6,125	6,489
	小田代第二	水源地	小田代第二	地下水	3,383	3,483	4,259	3,935	4,630
	小 計				118,010	125,750	121,736	133,461	137,149
松 元	松元春山第一	水源地	松元春山第一	地下水	6,387	7,726	7,265	7,446	6,971
	松元春山第三第1	水源地	松元春山第三	地下水	3,589	4,685	4,523	4,675	4,500
	松元春山第三第2	水源地	松元春山第三	地下水	3,587	4,684	4,522	4,673	4,499
	松元春山第四	水源地	松元春山第四	地下水	20,925	21,666	20,922	21,610	21,607
	折尾第一	水源地	折尾第一	地下水	1,681	1,710	1,611	1,632	1,694
	折尾第二	水源地	折尾第二	地下水	8,088	8,098	7,770	8,413	8,229
	折尾第三第1	水源地	折尾第三	地下水	5,975	6,148	5,985	6,669	6,616
	折尾第三第2	水源地	折尾第三	地下水	5,160	5,175	5,201	5,661	5,552
	上谷口第一第1	水源地	上谷口第一	地下水	5,008	5,244	5,280	5,443	5,677
	上谷口第一第2	水源地	上谷口第一	地下水	4,902	5,080	4,935	5,596	5,539
	上谷口第二第1	水源地	上谷口第二	地下水	3,211	3,439	3,469	3,509	3,702
	上谷口第二第2	水源地	上谷口第二	地下水	3,252	3,294	3,193	3,691	3,612
	石谷第一	水源地	石谷第一	地下水	1,690	1,791	1,738	1,811	1,845
	石谷第二	水源地	石谷第二	地下水	2,995	3,060	3,002	3,100	3,275
	石谷第三	水源地	石谷第三	地下水	3,544	3,863	3,729	4,246	4,374
	四元	水源地	四元	地下水	0	0	0	0	0
	東昌第一	水源地	東昌第一	地下水	2,368	1,637	3,760	3,828	3,512
	東昌第二	水源地	東昌第二	地下水	2,248	2,992	624	86	1,169
東昌第三	水源地	東昌第三	地下水	3,123	3,378	3,423	3,402	3,104	

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
604	212	425	1,710	1,305	1,134	1,281	11,814	0.0
25,211	25,610	23,345	22,452	22,032	20,303	21,545	273,085	0.4
4,111	3,978	3,601	4,398	5,101	4,566	4,293	50,533	0.1
4,060	5,279	3,678	7,434	9,452	3,190	3,298	62,239	0.1
304	455	649	651	593	464	495	5,141	0.0
6,730	8,172	7,419	9,737	8,259	7,491	8,064	83,524	0.1
10,396	10,373	12,965	11,533	8,014	7,378	8,094	128,060	0.2
7,919	8,064	10,270	6,732	6,101	5,523	6,261	80,834	0.1
4,469	4,390	4,477	3,015	3,181	3,213	4,595	47,030	0.1
128,987	131,478	130,785	130,422	126,702	118,005	124,813	1,527,298	2.3
6,544	6,757	6,437	6,858	6,938	6,514	6,130	81,973	0.1
4,375	4,600	4,493	4,793	1,344	938	4,575	47,090	0.1
4,374	4,598	4,493	4,793	4,419	3,253	4,573	52,468	0.1
20,966	21,697	20,907	21,672	21,690	19,333	21,643	254,638	0.4
1,560	1,635	1,635	1,558	1,492	1,309	1,312	18,829	0.0
7,574	7,905	7,947	8,059	8,077	7,243	8,239	95,642	0.1
6,107	6,435	6,480	6,639	6,415	5,769	6,463	75,701	0.1
5,077	5,297	5,415	5,647	5,507	5,036	5,261	63,989	0.1
5,353	5,292	5,272	5,486	5,584	4,542	4,970	63,151	0.1
5,309	5,115	5,086	5,538	5,399	4,845	5,173	62,517	0.1
3,448	3,318	3,313	3,528	3,523	3,148	3,241	40,849	0.1
3,505	3,469	3,442	3,662	3,639	2,974	3,374	41,107	0.1
1,780	1,720	1,587	1,656	1,607	1,440	1,631	20,296	0.0
3,134	3,109	3,194	3,377	3,368	3,074	3,376	38,064	0.1
3,757	3,856	3,620	3,800	3,726	3,253	3,699	45,467	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
2,855	1,836	2,083	4,871	4,475	4,027	4,250	39,502	0.1
1,257	1,853	1,505	0	499	2,128	2,378	16,739	0.0
2,730	2,969	2,921	2,608	2,575	113	0	30,346	0.0

所在地 区			月		4	5	6	7	8
	水源施設名	水源種別							
松 元	東昌第四 水源地	東昌第四 地下水			5,275	5,759	5,669	5,685	5,479
	小 計				93,008	99,429	96,621	101,176	100,956
郡 山	油須木 水源地	油須木 湧水			9,673	11,476	10,161	11,789	13,249
	郡山第一 水源地	郡山第一 湧水			7,287	8,075	9,279	11,963	12,440
	郡山第三 水源地	郡山第三 湧水			9,609	9,798	8,774	8,847	9,069
	常盤第一 水源地	常盤第一 湧水			7,737	9,016	7,585	10,508	12,122
	常盤第二 水源地	常盤第二 湧水			2,471	2,516	2,366	2,624	2,578
	東俣第一 水源地	東俣第一 地下水			1,861	1,542	1,654	1,443	1,818
	東俣第二 水源地	東俣第二 地下水			4,937	4,880	4,822	4,692	4,894
	郡山第二 水源地	郡山第二 地下水			7,247	6,661	5,759	4,948	4,598
	西有里第一 水源地	西有里第一 地下水			4,722	5,130	5,344	6,424	6,848
	西有里第二 水源地	西有里第二 地下水			4,296	4,439	4,438	4,911	5,731
	小 計				59,840	63,533	60,182	68,149	73,347
5 地 域 計				405,265	431,846	416,568	453,234	470,748	
合 計				5,214,283	5,430,216	5,305,030	5,712,767	5,735,202	
水 源 種 別 水 量		表流水	4か所	2,870,164	2,843,984	2,834,251	3,022,465	2,996,548	
		伏流水	2か所	3,988	4,119	3,943	4,371	4,112	
		湧水	31か所	1,581,533	1,790,175	1,672,929	1,872,709	1,849,943	
		地下水	72か所	758,598	791,938	793,907	813,222	884,599	
合 計			109か所	5,214,283	5,430,216	5,305,030	5,712,767	5,735,202	

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
4,692	5,457	5,157	4,547	4,502	4,393	4,953	61,568	0.1
94,397	96,918	94,987	99,092	94,779	83,332	95,241	1,149,936	1.8
12,121	11,082	11,089	11,258	12,939	12,364	13,805	141,006	0.2
10,334	9,900	9,220	9,111	8,703	6,576	5,883	108,771	0.2
6,950	7,603	8,935	9,129	7,817	6,678	7,608	100,817	0.2
10,343	11,010	7,806	8,654	11,440	9,386	10,329	115,936	0.2
2,209	2,433	2,533	2,345	2,311	2,180	2,283	28,849	0.0
2,065	1,787	1,462	1,813	1,564	1,520	1,562	20,091	0.0
4,817	4,930	4,054	5,695	5,418	4,800	5,360	59,299	0.1
3,147	2,964	3,397	3,247	2,414	4,022	6,181	54,585	0.1
5,550	5,865	4,482	4,855	5,498	4,948	5,198	64,864	0.1
5,227	5,262	5,441	5,733	5,661	5,095	5,375	61,609	0.1
62,763	62,836	58,419	61,840	63,765	57,569	63,584	755,827	1.2
425,808	432,528	424,397	437,937	430,074	388,428	427,878	5,144,711	8.0
5,326,794	5,442,294	5,287,451	5,530,254	5,415,279	4,896,257	5,349,278	64,645,105	100.0
2,778,440	2,835,386	2,798,795	3,047,577	3,062,249	2,911,224	3,221,484	35,222,567	54.5
3,946	3,846	3,591	4,091	4,310	3,840	3,915	48,072	0.1
1,726,135	1,761,167	1,660,392	1,629,558	1,510,663	1,250,188	1,325,530	19,630,922	30.3
818,273	841,895	824,673	849,028	838,057	731,005	798,349	9,743,544	15.1
5,326,794	5,442,294	5,287,451	5,530,254	5,415,279	4,896,257	5,349,278	64,645,105	100.0

4. 給水量分析比較表

項目		年度	24		25	
			水量	構成比	水量	構成比
給水		量	67,692,766	100.00	67,169,608	100.00
有効水量	有収水量	料金水量	61,734,592	91.20	61,622,249	91.74
	無収水量	洗浄用水量	50,736	0.07	63,056	0.09
		消火用水量	985	0.00	1,048	0.00
		メーター不感水量	486,057	0.72	486,797	0.72
		水道施設関係水量	113,386	0.17	104,416	0.16
		料金免除（震災）	2,394	0.00	2,127	0.00
	有効水量合計			62,388,150	92.16	62,279,693
無効（無収）水量	調定減額水量		103,798	0.15	100,783	0.15
	漏水その他		5,200,818	7.68	4,789,132	7.13
	無効水量合計		5,304,616	7.84	4,889,915	7.28

注 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

5. 口径別件数及び有収水量

口径		年度	24			25		
			件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位
13 mm			1,646,513	47,248,245	14.35	1,663,881	47,191,023	14.18
20 mm			80,604	3,331,892	20.67	80,768	3,274,183	20.27
25 mm			13,843	1,466,664	52.97	13,790	1,434,411	52.01
30 mm			4,879	1,150,624	117.92	5,057	1,161,731	114.86
40 mm			7,049	2,759,986	195.77	7,212	2,813,048	195.03
50 mm			3,499	2,920,548	417.34	3,485	2,894,753	415.32
75 mm			978	1,643,854	840.42	962	1,604,254	833.81
100 mm			212	716,361	1,689.53	211	740,768	1,755.37
150 mm以上			36	463,262	6,434.19	36	460,768	6,399.56
私設消火栓・臨時用			380	33,156	43.63	412	47,310	57.42
計			1,757,993	61,734,592	17.56	1,775,814	61,622,249	17.35

注1 件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

(単位：m³，%)

26		27		28	
水 量	構成比	水 量	構成比	水 量	構成比
65,833,881	100.00	65,539,116	100.00	64,645,105	100.00
60,082,080	91.26	60,006,569	91.56	59,880,136	92.63
75,766	0.12	180,486	0.28	125,538	0.19
822	0.00	555	0.00	545	0.00
443,918	0.67	452,911	0.69	454,857	0.70
109,080	0.17	106,829	0.16	99,218	0.15
2,056	0.00	1,211	0.00	1,030	0.00
60,713,722	92.22	60,748,561	92.69	60,561,324	93.68
78,272	0.12	143,741	0.22	93,717	0.14
5,041,887	7.66	4,646,814	7.09	3,990,064	6.17
5,120,159	7.78	4,790,555	7.31	4,083,781	6.32

(単位：件，m³)

26			27			28		
件 数	有収水量	原単位	件 数	有収水量	原単位	件 数	有収水量	原単位
1,676,357	46,096,258	13.75	1,686,169	46,101,461	13.67	1,699,352	46,036,386	13.55
81,071	3,201,046	19.74	81,605	3,230,492	19.79	81,721	3,184,778	19.49
13,703	1,362,293	49.71	13,731	1,342,682	48.89	13,712	1,322,412	48.22
5,199	1,142,213	109.85	5,359	1,150,445	107.34	5,482	1,126,071	102.71
7,350	2,734,851	186.04	7,516	2,774,142	184.55	7,548	2,741,106	181.58
3,486	2,798,519	401.39	3,482	2,731,335	392.21	3,512	2,756,170	392.39
955	1,539,739	806.15	960	1,533,081	798.48	977	1,560,334	798.53
218	723,848	1,660.20	214	689,978	1,612.10	206	691,936	1,679.46
36	448,768	6,232.89	36	425,054	5,903.53	36	413,106	5,737.58
382	34,545	45.22	370	27,899	37.70	302	47,837	79.20
1,788,757	60,082,080	16.79	1,799,442	60,006,569	16.67	1,812,848	59,880,136	16.52

口径13mmのメーターを使用しているものとみなして換算した数値を示す。

6. 用途別件数及び有収水量

用途			年度			25			
			24			25			
大分類	中分類	小分類	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	
生活用水	一般家庭用	家事用	1,235,789	38,609,284	15.62	1,251,221	38,617,566	15.43	
		共用	101	2,511	12.43	105	2,643	12.59	
		共同住宅用	345,238	8,072,107	11.69	345,541	7,984,619	11.55	
		小計	1,581,128	46,683,902	14.76	1,596,867	46,604,828	14.59	
	家事兼営業用	家事兼営業用	20,288	830,512	20.47	19,998	801,464	20.04	
	複合ビル用	複合ビル用	8,737	292,851	16.76	9,045	298,670	16.51	
	公衆浴場用	公衆浴場用	195	219,203	562.06	199	227,498	571.60	
		計	1,610,348	48,026,468	14.91	1,626,109	47,932,460	14.74	
都市生活動用水	官公署・学校用	官公署用	3,489	722,432	103.53	3,458	725,973	104.97	
		学校用	2,611	992,019	189.97	2,949	997,433	169.11	
		プール用	283	165,043	291.60	276	157,315	284.99	
		公共用	6,400	388,264	30.33	6,427	426,174	33.15	
		下水道施設用	96	29,575	154.04	96	29,909	155.78	
		小計	12,879	2,297,333	89.19	13,206	2,336,804	88.48	
	事務所用	事務所用	27,106	1,024,220	18.89	27,042	996,725	18.43	
	病院用	病院用	5,302	1,767,416	166.67	5,312	1,743,184	164.08	
	営業用	営業用	船舶給水用	90	60,762	337.57	90	49,727	276.26
			娯楽用	764	220,053	144.01	757	218,644	144.41
			旅館用	1,185	979,695	413.37	1,148	941,053	409.87
			飲食店用	14,819	1,466,556	49.48	14,846	1,470,154	49.51
			私設消火栓	48	0	0.00	48	0	0.00
			臨時用	332	33,156	49.93	364	47,310	64.99
その他			81,016	5,057,373	31.21	82,867	5,100,530	30.78	
小計	98,254	7,817,595	39.78	100,120	7,827,418	39.09			
工場用	工場用	4,104	801,560	97.66	4,025	785,658	97.60		
		計	147,645	13,708,124	46.42	149,705	13,689,789	45.72	
合計			1,757,993	61,734,592	17.56	1,775,814	61,622,249	17.35	

注1 件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(単位：件、m³)

26			27			28			構成比(%) (28年度)	
件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量
1,272,865	38,003,561	14.93	1,285,095	38,161,955	14.85	1,299,054	38,300,476	14.74	71.66	63.96
104	2,144	10.31	101	2,137	10.58	96	1,723	8.97	0.01	0.00
335,168	7,596,188	11.33	332,223	7,493,117	11.28	329,889	7,338,985	11.12	18.20	12.26
1,608,137	45,601,893	14.18	1,617,419	45,657,209	14.11	1,629,039	45,641,184	14.01	89.86	76.22
19,708	763,526	19.37	19,481	746,601	19.16	19,325	730,278	18.89	1.07	1.22
9,280	291,870	15.73	9,377	311,377	16.60	9,437	316,740	16.78	0.52	0.53
195	210,829	540.59	189	220,327	582.88	192	222,044	578.24	0.01	0.37
1,637,320	46,868,118	14.31	1,646,466	46,935,514	14.25	1,657,993	46,910,246	14.15	91.46	78.34
3,463	702,972	101.50	3,406	705,090	103.51	3,311	689,311	104.09	0.18	1.15
2,484	936,084	188.42	2,335	920,414	197.09	2,349	906,529	192.96	0.13	1.51
255	143,812	281.98	234	128,868	275.36	260	137,695	264.80	0.01	0.23
6,467	346,321	26.78	6,459	349,192	27.03	6,471	348,067	26.89	0.36	0.58
96	28,870	150.36	98	29,625	151.15	101	32,834	162.54	0.01	0.05
12,765	2,158,059	84.53	12,532	2,133,189	85.11	12,492	2,114,436	84.63	0.69	3.53
27,055	969,369	17.91	27,033	956,897	17.70	27,162	926,772	17.06	1.50	1.55
5,344	1,737,116	162.53	5,340	1,659,548	155.39	5,332	1,625,437	152.42	0.29	2.71
90	53,213	295.63	90	54,140	300.78	95	74,815	393.76	0.01	0.12
741	214,123	144.48	738	214,537	145.35	709	216,840	152.92	0.04	0.36
1,124	925,984	411.91	1,089	917,404	421.21	1,006	894,924	444.79	0.06	1.49
14,868	1,433,225	48.20	14,794	1,426,752	48.22	14,867	1,403,160	47.19	0.82	2.34
48	0	0.00	42	0	0.00	30	0	0.00	0.00	0.00
334	34,545	51.71	328	27,899	42.53	272	47,837	87.94	0.02	0.08
85,074	4,948,206	29.08	87,056	4,982,806	28.62	89,004	4,958,485	27.86	4.91	8.28
102,279	7,609,296	37.20	104,137	7,623,538	36.60	105,983	7,596,061	35.84	5.85	12.69
3,994	740,122	92.65	3,934	697,883	88.70	3,886	707,184	90.99	0.21	1.18
151,437	13,213,962	43.63	152,976	13,071,055	42.72	154,855	12,969,890	41.88	8.54	21.66
1,788,757	60,082,080	16.79	1,799,442	60,006,569	16.67	1,812,848	59,880,136	16.52	100.00	100.00

ごとに給水装置が設置されているものとみなして換算した数値を示す。

7. 水量区画別件数及び有収水量

水量区画			24			25			
用途	口径	水量区画 (m ³)	基本料金件数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金件数	有収水量	水道料金(税込)	
一般	13mm	0~10	1,326,387	7,190,905	1,309,246,316	1,360,106	7,296,571	1,330,655,491	
		11~20	1,203,508	18,093,306	2,215,222,096	1,214,473	18,257,107	2,234,206,104	
		21~30	566,380	13,820,773	1,946,972,985	565,486	13,790,899	1,941,987,106	
		31以上	213,507	8,139,599	1,498,308,417	206,101	7,842,415	1,442,018,942	
		小計	3,309,782	47,244,583	6,969,749,814	3,346,166	47,186,992	6,948,867,643	
	20mm	0~10	56,712	284,188	85,613,617	58,803	291,191	87,858,269	
		11~20	50,615	761,148	120,792,503	50,321	758,267	120,090,837	
		21~30	28,735	705,126	115,320,628	28,104	689,572	112,747,924	
		31以上	26,213	1,578,042	365,379,998	25,519	1,531,782	354,354,759	
		小計	162,275	3,328,504	687,106,746	162,747	3,270,812	675,051,789	
	25mm	0~50	19,443	361,470	117,729,941	19,482	348,414	114,662,338	
		51~100	4,123	291,236	76,771,973	4,081	288,765	76,106,938	
		101以上	4,131	808,451	232,659,392	4,048	791,890	227,867,813	
小計		27,697	1,461,157	427,161,306	27,611	1,429,069	418,637,089		
30mm	0~50	4,410	94,327	33,301,664	4,682	100,556	35,414,016		
	51~100	1,540	111,658	30,739,830	1,605	117,880	32,413,895		
	101以上	3,797	940,305	279,245,661	3,822	938,752	278,645,436		
	小計	9,747	1,146,290	343,287,155	10,109	1,157,188	346,473,347		
40mm	0~50	4,556	100,105	44,323,495	4,727	103,812	45,816,590		
	51~100	2,295	170,002	51,446,846	2,362	174,280	52,735,063		
	101以上	7,272	2,485,473	765,408,910	7,380	2,528,133	778,603,548		
	小計	14,123	2,755,580	861,179,251	14,469	2,806,225	877,155,201		
50mm	全	6,968	2,904,939	979,261,480	6,924	2,833,600	955,880,783		
75mm	全	1,877	1,459,046	499,780,275	1,855	1,459,376	498,411,929		
100mm	全	423	716,361	242,962,141	423	740,768	250,642,416		
150mm以上	全	72	463,262	153,666,684	72	460,768	152,881,074		
計			3,532,964	61,479,722	11,164,154,852	3,570,376	61,344,798	11,124,001,271	
一般 以外	共用	0~10	98	365	89,206	94	218	79,354	
		11~20	72	1,098	134,532	70	1,033	126,448	
		21~30	8	182	24,590	22	518	71,476	
		31以上	24	866	154,284	24	874	156,598	
		小計	202	2,511	402,612	210	2,643	433,876	
	公衆浴場用	13mm	全	92	1,151	151,465	86	1,388	165,194
		20mm	全	96	3,388	371,958	96	3,371	370,716
		25mm	全	84	5,507	552,904	84	5,342	540,782
		30mm	全	48	4,334	444,530	49	4,543	459,891
		40mm	全	24	4,406	436,230	36	6,823	666,444
		50mm	全	12	15,609	1,258,012	24	61,153	4,716,248
		75mm	全	36	184,808	14,356,760	24	144,878	11,164,116
		小計	392	219,203	17,571,859	399	227,498	18,083,391	
私設消火栓	全	96	0	151,200	96	0	151,200		
臨時用	全	0	33,156	15,143,619	0	47,310	21,608,432		
計			690	254,870	33,269,290	705	277,451	40,276,899	
合計			3,533,654	61,734,592	11,197,424,142	3,571,081	61,622,249	11,164,278,170	

(単位：件，m³，円)

26			27			28		
基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)
1,413,992	7,513,356	1,413,450,807	1,435,589	7,640,352	1,442,962,180	1,464,774	7,720,737	1,467,842,412
1,232,642	18,458,730	2,312,703,254	1,237,793	18,539,717	2,333,633,377	1,242,119	18,588,863	2,339,713,349
542,659	13,203,318	1,901,582,201	539,659	13,120,854	1,897,131,679	536,644	13,052,439	1,887,644,417
182,133	6,917,545	1,301,778,995	178,815	6,797,545	1,284,934,389	175,934	6,671,650	1,259,364,065
3,371,426	46,092,949	6,929,515,257	3,391,856	46,098,468	6,958,661,625	3,419,471	46,033,689	6,954,564,243
60,391	297,408	92,328,848	60,588	295,593	93,004,683	61,507	297,337	94,268,048
50,649	762,016	123,616,268	50,967	764,368	124,678,932	50,693	761,703	124,227,491
27,924	684,643	114,618,460	28,399	695,937	116,990,140	28,021	686,956	115,501,864
24,389	1,454,002	343,911,871	24,460	1,471,554	350,328,090	24,398	1,435,604	339,889,795
163,353	3,198,069	674,475,447	164,414	3,227,452	685,001,845	164,619	3,181,600	673,887,198
19,723	342,691	116,477,954	19,832	341,691	116,983,370	20,040	339,304	116,759,834
3,988	282,721	76,311,883	3,909	277,259	75,162,778	3,852	275,965	74,789,095
3,762	731,586	215,425,231	3,740	718,594	212,332,511	3,558	701,963	207,934,771
27,473	1,356,998	408,215,068	27,481	1,337,544	404,478,659	27,450	1,317,232	399,483,700
4,928	99,109	36,547,457	5,156	101,963	37,989,578	5,442	106,667	39,871,033
1,683	123,844	34,872,832	1,657	120,874	34,213,456	1,787	130,743	36,997,492
3,812	914,356	277,499,521	3,911	922,713	281,007,472	3,767	884,149	269,179,836
10,423	1,137,309	348,919,810	10,724	1,145,550	353,210,506	10,996	1,121,559	346,048,361
4,980	107,059	48,853,674	5,090	111,718	50,709,647	5,164	111,211	50,965,444
2,441	181,193	56,085,484	2,458	182,296	56,713,969	2,480	183,824	57,200,260
7,317	2,440,361	769,195,153	7,531	2,474,112	782,932,403	7,509	2,439,593	771,809,528
14,738	2,728,613	874,134,311	15,079	2,768,126	890,356,019	15,153	2,734,628	879,975,232
6,934	2,742,382	949,628,227	6,942	2,692,599	937,660,585	7,002	2,708,935	943,581,189
1,857	1,405,626	493,379,051	1,861	1,371,435	484,530,240	1,883	1,405,847	495,915,103
438	723,848	251,832,266	430	689,978	241,564,748	412	691,936	241,527,108
72	448,768	152,644,174	73	425,054	145,677,744	72	413,106	141,806,592
3,596,714	59,834,562	11,082,743,611	3,618,860	59,756,206	11,101,141,971	3,647,058	59,608,532	11,076,788,726
116	397	106,516	98	302	88,742	117	378	106,762
64	957	119,798	78	1,095	137,670	52	672	84,256
14	319	44,370	14	325	45,732	12	274	38,160
14	471	81,792	12	415	74,002	12	399	69,254
208	2,144	352,476	202	2,137	346,146	193	1,723	298,432
94	1,165	157,998	86	856	128,965	84	974	137,102
96	2,977	349,856	96	3,040	356,274	96	3,178	366,702
72	5,295	528,608	72	5,138	519,040	72	5,180	522,224
48	4,904	497,970	48	4,895	499,644	48	4,512	470,688
34	6,238	629,446	30	6,016	599,298	36	6,478	663,122
24	56,137	4,451,552	12	38,736	3,042,356	12	47,235	3,684,876
24	134,113	10,624,348	36	161,646	13,015,910	36	154,487	12,474,690
392	210,829	17,239,778	380	220,327	18,161,487	384	222,044	18,319,404
96	0	154,800	84	0	136,080	60	0	97,200
0	34,545	16,163,945	0	27,899	13,106,514	0	47,837	22,473,475
696	247,518	33,910,999	666	250,363	31,750,227	637	271,604	41,188,511
3,597,410	60,082,080	11,116,654,610	3,619,526	60,006,569	11,132,892,198	3,647,695	59,880,136	11,117,977,237

第3章 業 務

1. 検針業務状況

(単位：人、件)

項目 年度	職員検針		委託検針		合 計	
	検針人員	検針件数	検針人員	検針件数	検針人員	検針件数
24			1,216	1,633,393	1,216	1,633,393
25			1,225	1,648,531	1,225	1,648,531
26			1,243	1,668,941	1,243	1,668,941
27			1,275	1,686,798	1,275	1,686,798
28			1,306	1,708,656	1,306	1,708,656

注 検針件数は、休止中のメーター一点検件数を含む。人員・件数は年度の延べ数。

2. 水道料金調定状況

(単位：件、円)

項目 年度	納 付 制		口 座 振 替 制		合 計	
	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数	金 額
24	252,377 17.1	2,681,129,536 23.9	1,221,788 82.9	8,516,294,606 76.1	1,474,165	11,197,424,142 (10,664,213,469)
25	259,610 17.4	2,637,294,942 23.6	1,232,514 82.6	8,526,983,228 76.4	1,492,124	11,164,278,170 (10,632,645,877)
26	259,590 17.2	2,437,273,128 21.9	1,245,858 82.8	8,679,381,482 78.1	1,505,448	11,116,654,610 (10,338,551,781)
27	264,499 17.4	2,381,759,779 21.4	1,252,647 82.6	8,751,132,419 78.6	1,517,146	11,132,892,198 (10,308,233,517)
28	270,558 17.7	2,374,019,024 21.4	1,260,280 82.3	8,743,958,213 78.6	1,530,838	11,117,977,237 (10,294,423,368)

注 ()内は、消費税抜額である。

3. 水道料金収納状況

(単位：件、円)

項目 年度	前年度末 未 収		当 年 度 調 定		当 年 度 収 納		不 納 欠 損		当 年 度 末 未 収	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
24	186,690	1,416,058,967	1,474,165	11,197,424,142	1,464,653	11,167,176,015	4,154	35,899,148	192,048 (114,071)	1,410,407,946 (906,226,399)
25	192,048	1,410,407,946	1,492,124	11,164,278,170	1,485,810	11,158,169,911	4,125	46,177,056	194,237 (132,395)	1,370,339,149 (952,334,686)
26	194,237	1,370,339,149	1,505,448	11,116,654,610	1,501,251	11,094,309,011	3,860	28,923,722	194,574 (134,795)	1,363,761,026 (972,237,256)
27	194,574	1,363,761,026	1,517,146	11,132,892,198	1,515,294	11,114,681,220	3,307	24,678,432	193,119 (135,171)	1,357,293,572 (990,825,706)
28	193,119	1,357,293,572	1,530,838	11,117,977,237	1,528,952	11,141,227,356	3,598	24,658,574	191,407 (136,111)	1,309,384,879 (973,018,147)

注1 当年度収納は、過年度分の収納を含む。

注2 ()は、翌年度4月納入期限の3月調定分(納期未到来) ※平成25年度以降は、2月調定のうち毎月口座振替分(4月振替分)を含む。

収納方法別内訳

(単位：件、円)

項目 年度	金融機関窓口		口 座 振 替		水道局窓口		コンビニ		合 計	
	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数	金 額
24	63,449 4.3	1,736,544,473 15.6	1,166,561 79.6	8,317,751,688 74.5	38,328 2.6	216,866,562 1.9	196,315 13.4	896,013,292 8.0	1,464,653	11,167,176,015
25	59,445 4.0	1,659,204,992 14.9	1,178,816 79.3	8,344,723,856 74.8	41,916 2.8	231,742,140 2.1	205,633 13.8	922,498,923 8.3	1,485,810	11,158,169,911
26	57,510 3.8	1,553,437,335 14.0	1,189,234 79.2	8,379,247,017 75.5	41,103 2.7	221,946,439 2.0	213,404 14.2	939,678,220 8.5	1,501,251	11,094,309,011
27	55,358 3.7	1,485,948,905 13.4	1,199,853 79.2	8,459,424,061 76.1	41,490 2.7	219,740,858 2.0	218,593 14.4	949,567,396 8.5	1,515,294	11,114,681,220
28	53,288 3.5	1,454,676,494 13.1	1,209,255 79.1	8,506,260,343 76.3	38,617 2.5	199,825,657 1.8	227,792 14.9	980,464,862 8.8	1,528,952	11,141,227,356

注 構成比は、端数の四捨五入のため個々の和が100と異なることがある。

4. 給水負担金収入状況

(単位：件、円)

年度	新 設		改 造		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
24	1,903	180,106,500	185	62,574,750	2,088	242,681,250 (231,125,000)
25	2,428	198,959,250	230	98,175,000	2,658	297,134,250 (282,985,000)
26	2,065	224,019,000	218	86,178,600	2,283	310,197,600 (287,220,000)
27	2,259	199,810,800	237	97,702,200	2,496	297,513,000 (275,475,000)
28	3,082	230,882,400	274	119,005,200	3,356	349,887,600 (323,970,000)

注 ()内は、消費税抜額である。

5. 水道メーター

(1) メーター設置状況

(単位：個)

年度	項目			
	新 設 (新設+口変等)	受 贈	撤 去 (撤去+口変等)	取 替
24	3,662	1,525	2,184	30,957
25	4,417	4,515	2,281	32,050
26	4,024	4,021	1,965	31,598
27	4,496	2,197	2,124	29,711
28	5,298	1,067	2,023	31,036

(2) 口径別設置状況

(単位：個)

年度	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合 計
	24		206,267	9,730	3,524	1,517	2,112	1,016	287	46	7	1
25		211,632	10,895	3,502	1,564	2,198	1,031	282	46	7	1	231,158
26		216,945	11,528	3,481	1,627	2,275	1,040	286	48	7	1	237,238
27		221,200	11,706	3,489	1,714	2,322	1,039	284	45	7	1	241,807
28		225,265	11,834	3,470	1,799	2,396	1,046	285	46	7	1	246,149

(3) メーター取替状況

(単位：個)

原因	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合 計
	検 定 有 効 期 間 満 了		27,345	1,479	574	171	238	165	44	9	1	0
不 動		22	1	0	0	2	1	0	0	0	0	26
感 度 不 良		0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
そ の 他 (ネジ変更等)		932	25	10	2	8	2	0	0	0	0	979
合 計		28,299	1,509	585	173	248	168	44	9	1	0	31,036

(4) メーター修理状況

(単位:個)

口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合計
24	31,491	1,590	521	200	281	139	50	9	0	1	34,282
25	31,270	1,760	580	236	306	144	66	4	2	0	34,368
26	32,294	1,942	640	304	380	107	51	10	1	0	35,729
27	24,261	1,691	617	232	381	142	25	9	2	0	27,360
28	29,966	1,490	512	208	190	177	45	3	1	0	32,592

6. 給水装置

(単位:件)

年度	項目	工 事 件 数 (完 成)			
		新 設	改 造	徹 去	合 計
24		2,245	3,111	319	5,675
25		2,065	3,212	308	5,585
26		2,650	3,185	386	6,221
27		2,368	3,337	484	6,189
28		3,099	3,281	451	6,831

7. 漏水防止

(1) 老朽配水管布設替延長・老朽給水管取替件数

区分	単位	年度					
		24	25	26	27	28	
老朽配水管布設替延長	m	15,626	11,085	12,217	14,008	16,693	
老朽給水管取替	鉛管	箇所	10,125	8,485	9,024	7,507	2,618
	その他	箇所	530	331	413	306	444
	計	箇所	10,655	8,816	9,437	7,813	3,062

(2) 地下漏水調査・修繕件数

区分	単位	年度					
		24	25	26	27	28	
調査対象管延長	km	1,314.0	1,208.0	1,072.0	900.0	991.0	
修繕	配水管	箇所	23	18	12	21	26
		箇所/km	0.02	0.01	0.01	0.02	0.03
	給水管	箇所	197	138	120	121	96
	計	箇所	220	156	132	142	122
防止水量換算値	配水管	m ³ /日	297	155	482	525	413
		m ³ /日/km	0.23	0.13	0.45	0.58	0.42
	給水管	m ³ /日	704	478	392	964	434
	計	m ³ /日	1,001	633	874	1,489	847

(3) 公道漏水修繕件数

種別	漏水形態	箇所 口径(mm)	管 類							
			鑄鉄管		銅管		硬質塩化ビニル管		鉛管	
			管	継手	管	継手	管	継手	管	継手
送水管	地上	—					3	1		
	地下									
配水本管	地上	300超								
	地下									
配水支管	地上	300以下	5	3	2	2	35	76		
	地下			1		1	7	13		
給水管	地上	—	1		4	3	22	58	39	2
	地下						4	1	1	1
合計			6	4	6	6	71	149	40	3

(単位:箇所)

管 類				弁栓類	その他	合計
ポリエチレン管		銅管				
管	継手	管	継手			
						4
						0
						0
						0
		1			4	128
					4	26
95	8	12	1	11		256
6	3			10	1	27
101	12	12	1	29	1	441

(4) 原因状況別漏水件数

(単位:箇所)

種別	原因 状況	腐食老化	荷重振動	水撃圧	施工不良	材質欠陥	他工事 損傷	地盤沈下	凍結	埋戻不良	その他	合計
送水管	折損											0
	穴アキ											0
	亀裂	4										4
	抜け・ゆるみ											0
	その他											0
配水本管	折損											0
	穴アキ											0
	亀裂											0
	抜け・ゆるみ											0
	その他											0
配水支管	折損	2					10					12
	穴アキ	5		1			2					8
	亀裂	102	3	9			3					117
	抜け・ゆるみ	11									2	13
	その他	3									1	4
給水管	折損	5	3				30					38
	穴アキ	54		1						1	1	57
	亀裂	150	1	2							2	155
	抜け・ゆるみ	26					1					27
	その他	2									4	6
合計		364	7	13	0	0	46	0	0	1	10	441

8. 電力使用状況

(1) 電力使用量

(単位：kWh)

施設名 \ 年度	24	25	26	27	28
河 頭 浄 水 場 (石井手・小野取水場含む)	9,867,144	10,465,422	9,582,720	9,709,038	9,100,344
滝 之 神 浄 水 場	1,133,852	1,121,010	1,064,037	955,631	845,631
平 川 浄 水 場 (万之瀬取水場含む)	1,129,116	1,463,262	1,195,914	1,442,532	1,402,140
ポ ン プ 所 そ の 他	25,739,055	26,376,144	26,448,007	26,472,975	26,219,106
合 計	37,869,167	39,425,838	38,290,678	38,580,176	37,567,221

(2) 電力料金

(単位：円)

施設名 \ 年度	24	25	26	27	28
河 頭 浄 水 場 (石井手・小野取水場含む)	133,923,597	160,789,943	182,873,104	159,284,007	140,737,749
滝 之 神 浄 水 場	16,901,352	17,698,261	19,725,328	17,521,001	15,059,612
平 川 浄 水 場 (万之瀬取水場含む)	21,945,187	29,905,284	27,496,410	30,354,801	28,271,209
ポ ン プ 所 そ の 他	401,320,697	453,162,836	493,394,362	491,244,495	454,619,910
合 計	574,090,833	661,556,324	723,489,204	698,404,304	638,688,480

9. 薬品使用状況

(1) 薬品購入量

(単位：kg)

		年度				
薬品名	施設名	24	25	26	27	28
		ポリ塩化アルミニウム	河頭浄水場	1,527,540	1,595,110	1,475,040
滝之神浄水場	622,570		702,680	686,560	641,530	582,690
平川浄水場	46,940		75,950	60,310	55,120	85,460
計	2,197,050		2,373,740	2,221,910	2,119,790	1,993,000
液体苛性ソーダ	河頭浄水場	561,660	500,680	472,150	480,560	360,160
	滝之神浄水場	210,640	210,520	228,400	210,240	239,900
	平川浄水場	4,960	25,040	13,030	18,080	25,080
	計	777,260	736,240	713,580	708,880	625,140
粉末活性炭(50%WET換算)	河頭浄水場	133,420	150,900	101,920	109,200	72,740
	滝之神浄水場	81,360	120,240	122,400	108,000	126,000
	平川浄水場	3,600	14,400	0	7,200	7,200
	計	218,380	285,540	224,320	224,400	205,940
次亜塩素酸ナトリウム		740,440	862,500	741,030	677,490	643,550

(2) 薬品費

(単位：円)

		年度				
薬品名	施設名	24	25	26	27	28
		ポリ塩化アルミニウム	河頭浄水場	34,416,543	40,371,786	36,270,908
滝之神浄水場	14,209,188		17,872,570	16,801,821	13,926,869	11,175,654
平川浄水場	3,715,761		1,933,455	1,481,764	1,200,427	1,631,485
計	52,341,492		60,177,811	54,554,493	45,915,657	38,301,859
液体苛性ソーダ	河頭浄水場	18,576,902	16,559,992	17,265,262	11,314,301	6,906,404
	滝之神浄水場	6,966,917	6,962,947	8,370,186	4,949,889	4,421,692
	平川浄水場	164,052	828,197	475,194	425,675	495,653
	計	25,707,871	24,351,136	26,110,642	16,689,865	11,823,749
粉末活性炭(50%WET換算)	河頭浄水場	12,744,615	17,654,238	19,572,948	23,052,006	14,364,486
	滝之神浄水場	10,735,200	22,880,340	31,648,320	28,226,880	26,617,248
	平川浄水場	529,200	2,793,420	0	1,905,120	1,143,072
	計	24,009,015	43,327,998	51,221,268	53,184,006	42,124,806
次亜塩素酸ナトリウム		46,994,490	54,373,469	49,411,366	45,590,263	43,289,668
水質試験用試薬・その他		27,282,160	27,810,163	25,565,071	22,541,471	18,336,416
合計		176,335,028	210,040,577	206,862,840	183,921,262	153,876,498

10. 水質検査結果表(給水栓水)

項目	系統 単位	河 頭 浄 水 場	滝 之 神 浄 水 場	平 川 浄 水 場	大 明 ヶ 丘 配 水 池
		表流水 (甲突川)	表流水 (稲荷川)	表流水 (万之瀬川)	表流水・湧水 (稲荷川)
水 温	℃	19.7	19.4	20.6	19.3
一 般 細 菌	個/ml	0	0	0	0
大 腸 菌		不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	2.3	0.6	3.4
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.12	0.08 未満
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩 素 酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
ク ロ ロ ホ ル ム	mg/L	0.006	0.002	0.001 未満	0.001 未満
ジ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003	0.005	0.004	0.002
臭 素 酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総トリハロメタン	mg/L	0.014	0.012	0.009	0.003
トリクロロ酢酸	mg/L	0.004	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ブロモジクロロメタン	mg/L	0.005	0.004	0.002	0.001 未満
ブ ロ モ ホ ル ム	mg/L	0.001 未満	0.002	0.002	0.001 未満
ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.06	0.06	0.02 未満	0.02 未満
鉄及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.2	17.0	17.0	14.5
マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩 化 物 イ オ ン	mg/L	12.5	18.7	12.0	15.1
カルシウム,マグネシウム等(硬度)	mg/L	32	59	85	62
蒸 発 残 留 物	mg/L	140	183	198	185
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジ ェ オ ス ミ ン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
フ ェ ノ ール 類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	0.4	0.2 未満	0.2 未満
pH 値		7.4	7.2	7.6	6.7
味		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭 気		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色 度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
濁 度	度	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
遊 離 残 留 塩 素	mg/L	0.51	0.48	0.48	0.44

注 上記水質検査結果は、給水栓水の定期採水点76か所のうち代表的なものの年間平均値である。

玉里第一配水池	上之原配水池	紫原第二配水池	桜ヶ丘配水池	水 質 基 準
湧 水	湧 水	表流水・地下水 (甲突川)	表流水・地下水 (甲突川)	
19.4	19.5	20.0	20.0	—
0	0	0	0	100 以下
不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
3.4	3.5	3.0	1.6	10 以下
0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下
0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.003	0.004	0.06 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.003	0.004	0.1 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001	0.010	0.012	0.1 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.003	0.004	0.03 以下
0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下
0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.04	0.04	0.2 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
12.9	13.5	15.8	13.2	200 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下
13.0	13.8	17.8	14.2	200 以下
59	62	53	43	300 以下
188	197	180	162	500 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下
0.2 未満	0.2 未満	0.4	0.4	3 以下
6.8	6.9	7.0	7.0	5.8 以上 8.6 以下
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	5 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	2 以下
0.40	0.38	0.41	0.44	(0.1 以上)

項目	系統 単位	笠木配水池	野頭配水池	坂之上第二配水池	藤野配水池
		湧水	湧水・地下水	湧水・地下水	地下水
水温	℃	18.6	20.3	20.8	19.0
一般細菌	個/ml	0	0	0	0
大腸菌		不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002
六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.7	2.2	2.6	0.7
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.28
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ブromoホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.05	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
鉄及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.4	12.6	13.6	21.3
マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩化物イオン	mg/L	8.9	10.2	11.1	27.8
カルシウム,マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	43	47	119
蒸発残留物	mg/L	135	133	144	301
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満
pH値		6.7	6.7	6.7	6.2
味		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭	気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
濁	度	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
遊離残留塩素	mg/L	0.36	0.44	0.42	0.38

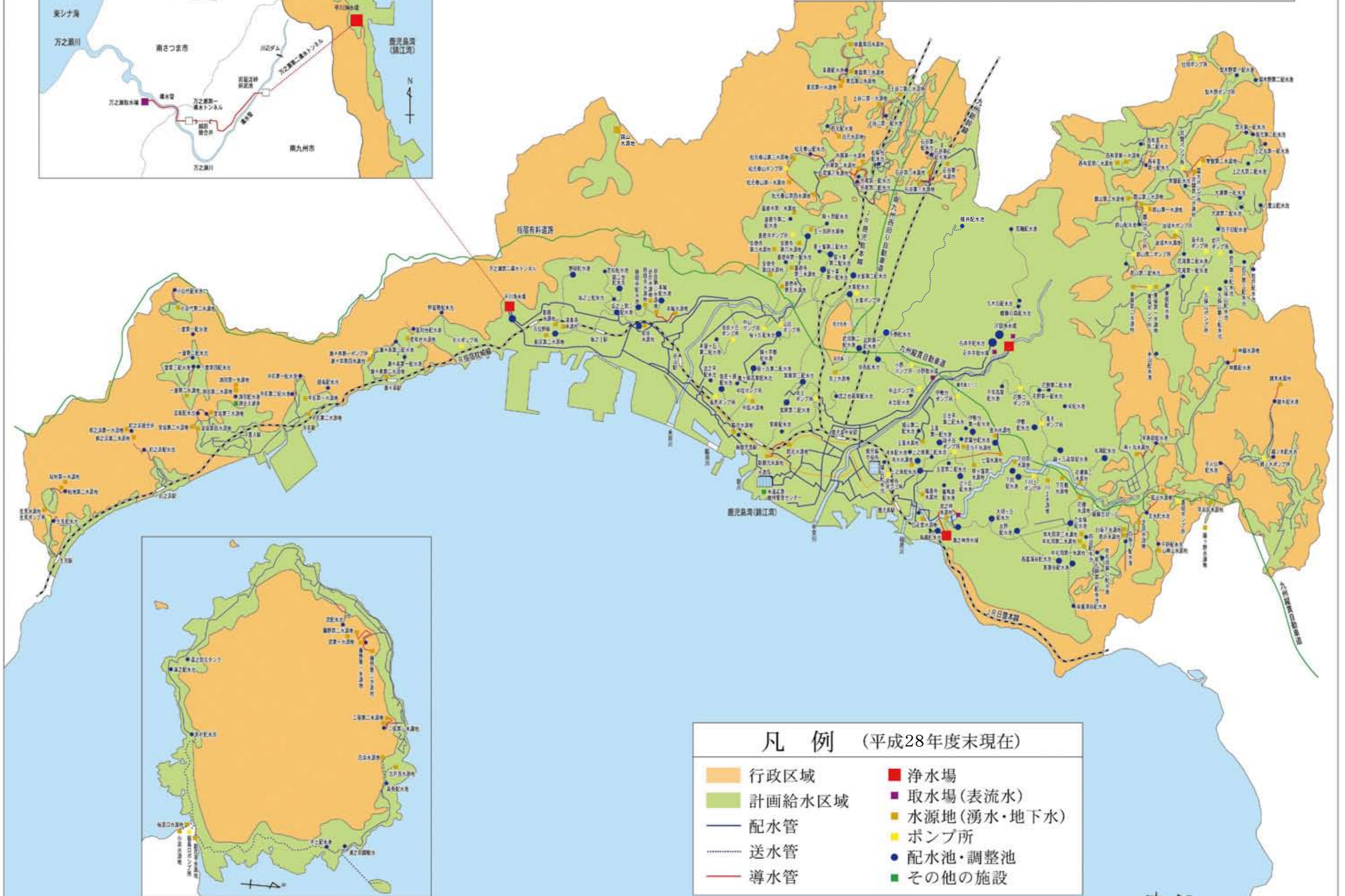
注 上記水質検査結果は、給水栓水の定期採水点76か所のうち代表的なものの年間平均値である。

吉水配水池	郡山配水池	上谷口第一配水池	宮坂配水池	水質基準
湧水・地下水	湧水・地下水	地下水	伏流水・地下水	
18.4	19.0	21.2	22.0	—
0	0	0	0	100 以下
不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.002	0.001	0.002	0.001 未満	0.01 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.8	1.0	0.2	0.3	10 以下
0.08 未満	0.08 未満	0.13	0.10	0.8 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下
0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下
0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
8.2	10.6	23.5	14.8	200 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下
7.3	7.2	6.3	10.5	200 以下
42	28	50	33	300 以下
128	150	146	104	500 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下
0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	3 以下
7.0	6.9	8.1	7.2	5.8 以上 8.6 以下
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	5 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	2 以下
0.44	0.40	0.48	0.43	(0.1 以上)

万之瀬川導水共同施設・川辺ダム



計画給水区域と主要施設位置図



凡例 (平成28年度末現在)

- | | | | |
|--|--------|--|-------------|
| | 行政区域 | | 浄水場 |
| | 計画給水区域 | | 取水場(表流水) |
| | 配水管 | | 水源地(湧水・地下水) |
| | 送水管 | | ポンプ所 |
| | 導水管 | | 配水池・調整池 |
| | | | その他の施設 |

第4章 施設の概要

1. 主要施設一覧表

(1) 庁舎

ア. 本部

所在地	鹿児島市鴨池新町1番10号
敷地面積	5,367 m ²
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造（地上5階、地下1階、塔屋2階） 鉄骨造（別棟2階）
延床面積	5,605 m ²
完成年月日	昭和51年5月29日

イ. 水道応急・維持管理センター

所在地	鹿児島市鴨池新町7番3号
敷地面積	3,292 m ²
構造	鉄骨造（地上2階）
延床面積	1,173 m ²
完成年月日	平成12年3月10日

ウ. 東桜島事務所

所在地	鹿児島市東桜島町866番地1
敷地面積	374 m ²
構造	鉄筋コンクリート平屋造
延床面積	111 m ²
完成年月日	昭和56年4月26日

(2) 浄水場・水源地

所在地区	名称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所在地
吉野	七窪水源地	湧水	13,000	下田町207
	滝之神水源地	湧水	17,400	坂元町1377-2
	川上水源地	湧水	4,100	川上町329
	花棚水源地	湧水	1,800	川上町1437-1
	花棚第二水源地	地下水	2,700	川上町1412-1
	明ヶ窪第二水源地	地下水	1,200	伊敷台七丁目1638-2
	金水水源地	地下水	700	下田町238-2
	下花棚水源地	地下水	500	川上町1361-1
中央	河頭浄水場 (石井手取水場) (小野取水場)	表流水	109,100	犬迫町1272-1 (伊敷町4839-3) (小野二丁目369-2)
	滝之神浄水場	表流水	39,700	吉野町1125-1
	仁王堂水源地	湧水	1,900	清水町7-8
	冷水水源地	湧水	1,800	冷水町23

所在地区	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所 在 地
中 央	福 昌 寺 水 源 地	湧 水	1,800	池之上町 19
	日 当 平 水 源 地	湧 水	700	若葉町 1923-7
	郡 元 水 源 地	地 下 水	3,500	郡元一丁目 757-2
	新 郡 元 水 源 地	地 下 水	2,700	南郡元町 7-1
	宇 宿 水 源 地	地 下 水	1,900	宇宿町 2431-3
	玉 里 水 源 地	地 下 水	1,600	玉里町 21
	脇 田 水 源 地	地 下 水	1,600	宇宿一丁目 46-2
	田 上 水 源 地	地 下 水	1,200	田上五丁目 23
谷 山	平 川 浄 水 場 (万之瀬取水場)	表 流 水	30,000	平川町 5702-1 (南さつま市加世田川畑 12635-1)
	影 原 水 源 地	湧 水	9,900	下福元町 7906
	五ヶ別府水源地	湧 水	3,800	五ヶ別府町 132-2
	和 田 水 源 地	湧 水	2,200	和田二丁目 35
	慈 眼 寺 水 源 地	湧 水	6,200	下福元町 2543-1
	谷 合 水 源 地	湧 水	4,500	下福元町 1179
	清 泉 寺 水 源 地	湧 水	3,400	下福元町 6899
	影 原 第 二 水 源 地	地 下 水	3,000	下福元町 7906
	谷 合 第 二 水 源 地	地 下 水	1,400	下福元町 1200-3
	本 城 水 源 地	地 下 水	500	上福元町 6495
	皇 德 寺 第 一 水 源 地	地 下 水	1,000	五ヶ別府町 1489-2
	皇 德 寺 第 二 水 源 地	地 下 水	500	五ヶ別府町 401-2
	皇 德 寺 第 三 水 源 地	地 下 水	1,000	山田町 3520-2
	皇 德 寺 第 四 水 源 地	地 下 水	800	山田町 1081-3
	皇 德 寺 第 五 水 源 地	地 下 水	700	山田町 2729-3
	皇 德 寺 第 六 水 源 地	地 下 水	1,000	五ヶ別府町 181-3
	錫 山 水 源 地	地 下 水	250	下福元町 11866-2
東桜島	古 河 良 水 源 地	湧 水	210	桜島白浜町 559-3
	散 花 平 水 源 地	湧 水	500	垂水市牛根麓 4381-1
	桜 島 口 水 源 地	湧 水	160	垂水市海潟 2579-1
	小 浜 水 源 地	湧 水	280	垂水市海潟 2550-5
	白 浜 水 源 地	地 下 水	600	桜島白浜町 1729-1
桜 島	藤 野 第 一 水 源 地	地 下 水	400	桜島藤野町 316-1
	藤 野 第 二 水 源 地	地 下 水	460	桜島武町 824-6
	藤 野 第 三 水 源 地	地 下 水	400	桜島藤野町 1114-2
	武 第 一 水 源 地	地 下 水	390	桜島武町 979-3
	二 俣 第 一 水 源 地	地 下 水	320	桜島二俣町 682
	二 俣 第 二 水 源 地	地 下 水	320	桜島二俣町 133-4
吉 田	諸 木 水 源 地	表 流 水	400	西佐多町 3635-2
	福ヶ野水源地	湧 水	30	始良市平松 1725
	早 田 尻 水 源 地	地 下 水	500	本城町 1600-1
	神 園 水 源 地	湧 水	60	本名町 6761
	牟 礼 岡 第 一 水 源 地	地 下 水	750	宮之浦町 3430-3
	牟 礼 岡 第 二 水 源 地	地 下 水	950	宮之浦町 3418-2

所在地区	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所 在 地
吉 田	牟礼岡第三水源地	地 下 水	1,100	宮之浦町 3407-4
	白坂下水源地	地 下 水	420	宮之浦町 2253-2
	山神山水源地	湧 水	210	宮之浦町 4271-2
	狐迫水源地	地 下 水	300	宮之浦町 36-5
	倉谷水源地	地 下 水	420	宮之浦町 2669-3
	芝原水源地	湧 水	600	宮之浦町 1595
	南ヶ丸水源地	地 下 水	650	本名町 1787-3
喜 入	渕田第一水源地	伏流水	50	喜入町 10597-10
	渕田第二水源地	湧 水	30	喜入町 10597-7
	宮坂第二水源地	伏流水	100	喜入町 9142-2
	宮坂第三水源地	地 下 水	1,110	喜入町 9098-4
	宮坂第四水源地	地 下 水	900	喜入町 7895-5
	一倉第二水源地	地 下 水	120	喜入一倉町 5121-2
	生見水源地	湧 水	750	喜入生見町 4548
	中名第一水源地	地 下 水	1,100	喜入中名町 2392-3
	中名第二水源地	地 下 水	1,300	喜入中名町 845-2
	前之浜第一水源地	湧 水	520	喜入前之浜町 10914-13
	前之浜第二水源地	地 下 水	700	喜入前之浜町 10843-2
	帖地第一水源地	湧 水	10	喜入生見町 7295-2
	帖地第二水源地	地 下 水	40	喜入生見町 7337-3
	瀬々串第二水源地	地 下 水	500	喜入瀬々串町 3196-4
	瀬々串第四水源地	地 下 水	500	喜入瀬々串町 4628-1
	星和台水源地	地 下 水	440	喜入瀬々串町 1786-1
小田代第二水源地	地 下 水	150	喜入一倉町 5861-18	
松 元	松元春山第一水源地	地 下 水	350	春山町 2744-2
	松元春山第三水源地第1地下水	地 下 水	450	春山町 2593-4
	松元春山第三水源地第2地下水	地 下 水	420	春山町 2593-4
	松元春山第四水源地	地 下 水	700	春山町 47-3
	折尾第一水源地	地 下 水	200	春山町 1699-3
	折尾第二水源地	地 下 水	280	春山町 1721-7
	折尾第三水源地第1地下水	地 下 水	380	春山町 291-2
	折尾第三水源地第2地下水	地 下 水	380	春山町 291-2
	上谷口第一水源地第1地下水	地 下 水	470	上谷口町 4273
	上谷口第一水源地第2地下水	地 下 水	450	上谷口町 4273
	上谷口第二水源地第1地下水	地 下 水	300	上谷口町 2926-11
	上谷口第二水源地第2地下水	地 下 水	300	上谷口町 2926-11
	石谷第一水源地	地 下 水	200	石谷町 3476
	石谷第二水源地	地 下 水	210	石谷町 1475-4
	石谷第三水源地	地 下 水	200	石谷町 1429-1
	四元水源地	地 下 水	200	四元町 3954-8
東昌第一水源地	地 下 水	180	直木町 2353-3	

所在地区	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所 在 地
松 元	東 昌 第 二 水 源 地	地 下 水	260	直木町 2360-18
	東 昌 第 三 水 源 地	地 下 水	200	直木町 3018-2
	東 昌 第 四 水 源 地	地 下 水	400	直木町 4337-2
郡 山	油 須 木 水 源 地	湧 水	750	油須木町 1008-1 先
	東 俣 第 一 水 源 地	地 下 水	240	東俣町 661-4
	東 俣 第 二 水 源 地	地 下 水	210	東俣町 879-2
	郡 山 第 一 水 源 地	湧 水	430	郡山町 3976-2
	郡 山 第 二 水 源 地	地 下 水	890	郡山町 2301-4
	郡 山 第 三 水 源 地	湧 水	410	郡山町 3921-2
	常 盤 第 一 水 源 地	湧 水	480	郡山町 3465-32
	常 盤 第 二 水 源 地	湧 水	120	郡山町 3406 の一部
	西 有 里 第 一 水 源 地	地 下 水	360	西俣町 2891
	西 有 里 第 二 水 源 地	地 下 水	190	西俣町 2934-2
合 計	表流水 4 か所	179,200	308,910	
	湧 水 31 か所	78,050		
	地下水 72 か所	51,510		
	伏流水 2 か所	150		

(3) 配水池

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
吉 野	滝之神水源地	配水池	9,000	66.5	坂元町 1377-2
	大明ヶ丘配水池	1号配水池	500	185.1	吉野町 1779-2
		2号配水池	3,000	189.6	
	吉野配水池	1号配水池	1,000	221.1	吉野町 3224
		2号配水池	2,000	224.2	
	乙女塚配水池	1号配水池	500	254.2	川上町 2629
		2号配水池	1,000	254.2	
		3号配水池	3,000	254.2	
	菖蒲谷配水池	配水池	1,000	305.6	吉野町 4585-3
	東菖蒲谷配水池	2号配水池	400	374.6	吉野町 10775-73
	西菖蒲谷配水池	配水池	3,000	287.0	吉野町 4261-5
	丸岡配水池	配水池	200	247.1	岡之原町 1036-3
	下川上ポンプ所	調整池	800	141.8	川上町 48-1
	下田配水池	配水池	1,000	191.8	下田町 772-4
	下田第二水源地	配水池	1,000	121.4	下田町 1336
	金水水源地	配水池	1,500	61.9	下田町 238-2
	緑ヶ丘高架配水池	高架配水池	500	223.9	緑ヶ丘町 241-120
	伊敷配水池	1号配水池	1,600	168.1	西伊敷七丁目 34
		2号配水池	2,000	168.1	
	栄配水池	配水池	300	206.0	皆与志町 2294-2
花野第一配水池	配水池	550	148.8	花野光ヶ丘一丁目 4300-588	
花野第二配水池	配水池	900	185.5	皆与志町 322-1	
花野口ポンプ所	調整池	3,900	51.3	伊敷町 4479-1	
千年高架配水池	高架配水池	700	143.8	千年二丁目 3965-569	
催馬楽配水池	配水池	120	128.1	東坂元一丁目 557-93	
辻ヶ丘配水池	配水池	1,500	177.7	東坂元二丁目 2932-2	
中 央	鳥越配水池	1号配水池	4,130	50.1	稲荷町 198-1
		2号配水池	7,000	56.9	
	仁王堂水源地	配水池	250	5.7	清水町 7-8
	岩崎谷ポンプ所	調整池	800	18.2	城山町 10-22
	城山配水池	配水池	300	97.9	城山町 22
	城山第二配水池	配水池	1,000	90.2	草牟田二丁目 3694-10
	上之原配水池	配水池	5,410	61.6	西坂元町 2
	上之原第二配水池	配水池	500	157.2	西坂元町 2148-19
	冷水水源地	調整池	1,000	37.7	冷水町 23
	冷水配水池	配水池	800	63.8	城山二丁目 84-1
	玉里第一配水池	配水池	1,000	143.3	玉里団地二丁目 2277-128
	玉里第二配水池	配水池	600	91.5	玉里団地三丁目 2762-78
	若葉台配水池	配水池	450	44.1	若葉町 39
	日当平第二配水池	配水池	120	115.4	下伊敷町 1126-2
伊敷台第一配水池	配水池	2,870	137.5	伊敷台六丁目 7602-1	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
中 央	河 頭 浄 水 場	1号配水池	10,000	75.6	犬迫町 1272-1
		2号配水池	13,000	75.6	
		3号配水池	16,000	75.6	
	健康の森配水池	配水池	200	162.0	犬迫町 803
	久木田配水池	配水池	500	169.3	犬迫町 762
	荒磯配水池	配水池	700	199.0	小山田町 4971-2
	石井手配水池	1号配水池	35,000	59.0	伊敷町 4822
		2号配水池	35,000	59.0	
	永吉配水池	配水池	100	86.0	明和五丁目 765-94
	小野配水池	配水池	1,300	154.7	小野町 5644-22
		調整池	400	145.0	
	原良配水池	配水池	5,000	136.2	明和二丁目 10
	武岡第一配水池	配水池	100	107.8	武岡三丁目 33-1
	武岡第二配水池	配水池	2,000	68.4	武岡三丁目 27-8
	武之台高架配水池	高架配水池	340	108.7	武三丁目 1073-80
	紫原配水池	配水池	500	82.4	紫原一丁目 10-14
	紫原第二配水池	配水池	2,000	104.0	紫原六丁目 23-4
	紫原第三配水池	配水池	3,000	120.2	紫原七丁目 19-8
	大峯配水池	配水池	3,400	137.2	西別府町 3260-2
	大峯第二配水池	配水池	2,500	152.0	五ヶ別府町 3591-23
	脇田水源地	配水池	450	3.9	宇宿一丁目 46-2
	亀ヶ原高架配水池	高架配水池	250	84.8	桜ヶ丘八丁目 2000-70
	桜ヶ丘配水池	高架配水池	170	144.0	桜ヶ丘一丁目 1-2
		配水池	4,400	127.5	
	桜ヶ丘第二配水池	配水池	1,600	76.5	桜ヶ丘四丁目 19
	鍋ヶ宇都配水池	配水池	420	76.6	宇宿町 1726-373
	星ヶ峯第一配水池	配水池	1,600	126.0	星ヶ峯四丁目 31
星ヶ峯第二配水池	配水池	2,260	157.0	星ヶ峯四丁目 1669-4	
星ヶ峯第三配水池	配水池	330	189.0	五ヶ別府町 116-1	
横井配水池	配水池	600	204.0	犬迫町 10471-1	
谷 山	魚見ヶ原配水池	配水池	1,000	66.6	小原町 2313-1
	波之平配水池	配水池	340	47.9	魚見町 1622-6
	希望ヶ丘第二配水池	配水池	850	81.7	希望ヶ丘町 2815-2
	皇徳寺第一配水池	配水池	2,500	115.2	皇徳寺台五丁目 2
	皇徳寺第二配水池	配水池	1,700	155.5	皇徳寺台五丁目 363-46
	五ヶ別府水源地	1号配水池	1,000	80.3	五ヶ別府町 132-2
		2号配水池	1,000	80.3	
		3号配水池	2,000	80.3	
	陣ヶ岡配水池	1号配水池	100	223.9	五ヶ別府町 1553-3
		2号配水池	400	223.9	
	和田水源地	調整池	500	6.9	和田二丁目 35
本城配水池	配水池	5,000	53.7	下福元町 1574-1	
慈眼寺水源地	調整池	1,500	22.4	下福元町 2543-1	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
谷 山	慈眼寺配水池	配水池	1,000	48.0	下福元町 3787
	坂之上配水池	配水池	750	96.5	錦江台二丁目 9400-4
	坂之上第二配水池	1号配水池	3,000	65.9	坂之上三丁目 5030-1
		2号配水池	3,000	65.9	
	錦江台配水池	1号配水池	300	147.0	錦江台一丁目 9524-31
		2号配水池	1,500	147.0	
	笠松配水池	1号配水池	500	163.8	下福元町 9076-2
		2号配水池	500	163.8	
	影原水源地	調整池	9,000	6.3	下福元町 7906
	野頭配水池	1号配水池	1,000	97.9	下福元町 8435-2
		2号配水池	2,000	97.9	
	平川浄水場	1号配水池	12,200	68.5	平川町 5702-1
		2号配水池	12,200	68.5	
3号配水池		3,000	97.8		
野屋敷配水池	1号配水池	300	131.5	平川町 4771-2	
	2号配水池	140	132.8		
東桜島	有村配水池	1号配水池	140	88.1	有村町 12-4
		2号配水池	460	88.1	
		3号配水池	400	88.1	
	湯之配水池	配水池	550	73.4	東桜島町 1158-2
	湯之防災タンク	配水池	100	49.7	東桜島町 863-1
	高免配水池	1号配水池	100	125.9	高免町 535-103
2号配水池		100	125.9		
宇土配水池	1号配水池	100	86.7	黒神町 2654-76	
桜 島	藤野第一水源地	配水池	441	74.5	桜島藤野町 316-1
	武配水池	1号配水池	295	83.6	桜島武町 1539-1
		2号配水池	475	83.6	
二俣第一水源地	配水池	370	76.5	桜島二俣町 682	
吉 田	諸木配水池	配水池	151	103.9	西佐多町 3630-2
	千人仏配水池	配水池	121	202.0	本城町 319-2
	神園配水池	配水池	210	232.0	本名町 6203-2
	婦ノ木配水池	配水池	220	82.1	西佐多町 3459-2
	牟礼岡第一配水池	配水池	280	331.8	牟礼岡一丁目 3966-1098
	牟礼岡第二配水池	配水池	860	384.3	牟礼岡一丁目 3966-1101
	白坂下配水池	配水池	250	255.5	宮之浦町 2440-2
	吉水配水池	2号配水池	105	273.8	宮之浦町 295-8
		3号配水池	225	268.0	
		4号配水池	100	268.0	
5号配水池		192	268.0		
早馬岡配水池	配水池	544	259.0	本名町 2389-3	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
喜 入	宮坂配水池	配水池	162	70.3	喜入町7903-4
	宮坂第三水源地	配水池	426	74.5	喜入町9098-4
		調整池	304	81.7	
	生見配水池	1号配水池	158	80.0	喜入生見町6678
		2号配水池	140	80.0	
	中名第一配水池	配水池	450	107.4	喜入中名町2095-1
	中名第二配水池	配水池	144	62.2	喜入中名町2233
	前之浜第二水源地	調整池	102	111.0	喜入前之浜町10843-2
	前之浜配水池	配水池	168	66.8	喜入前之浜町9524-2
	瀬々串第一配水池	1号配水池	150	58.4	喜入瀬々串町1282-2
2号配水池		150	58.4		
瀬々串第二配水池	配水池	510	109.1	喜入瀬々串町2562-6	
星和台配水池	配水池	310	144.9	喜入瀬々串町1660-20	
松 元	松元春山配水池	1号配水池	200	260.2	春山町2324-4
		2号配水池	275	260.2	
		3号配水池	300	260.2	
		4号配水池	1,000	264.0	
	折尾第一配水池	配水池	235	228.3	春山町1509-54
	折尾第二配水池	配水池	1,000	230.1	春山町1509-56
	松陽台配水池	配水池	600	196.5	松陽台町1509-64
	上谷口第一配水池	1号配水池	374	176.0	上谷口町4891-1
		2号配水池	700	179.2	
	石谷第二配水池	配水池	158	193.5	石谷町2995-1
四元配水池	配水池	205	191.6	四元町793-3	
東昌配水池	1号配水池	100	194.7	直木町2963-2	
	3号配水池	254	194.7		
郡 山	花尾第一配水池	配水池	220	211.5	花尾町242-4
	花尾第二配水池	配水池	192	233.7	花尾町355-3
	東俣配水池	配水池	268	184.1	東俣町2866-2
	郡山配水池	配水池	405	185.0	油須木町542-2
	郡山第二配水池	配水池	462	204.0	東俣町1726
	常盤配水池	配水池	173	209.5	郡山町3530-2
	雪元第一配水池	配水池	129	294.1	郡山町5211-2の一部
	西有里第一配水池	配水池	231	214.5	西俣町1554-2
西有里第二配水池	配水池	116	260.5	郡山岳町604-1の一部	
合 計	123場 159池 容量：296,160m ³	内 容	調整池 10場 10池 18,306m ³ 配水池 115場 149池 277,854m ³		(注)容量100m ³ 未満は除く。

2. 浄水場施設概要

(1) 河頭浄水場

所在地 鹿児島市犬迫町1272番1
敷地面積 39,547 m²
通水開始 昭和40年4月3日
能力 109,100 m³/日

主要施設	数量	概	要
取水施設	1門	河頭取水口	鉄筋コンクリート造
石井手取水場	1門	石井手取水口	鉄筋コンクリート造 (W)2.9~1.1m (L) 6.4m (H)1.0m
伊敷町4839番3 (2,316m ²)	2池	沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)4.0m (L)11.0m (H)3.0m
	1池	ポンプ井	鉄筋コンクリート造 (W)8.7m (L) 4.5m (H)3.0m
	3台	導水ポンプ	(Q)6.95 m ³ /分 (H)29m (P)55KW 1号~3号
小野取水場 小野二丁目13番 (2,870m ²)	2棟	電気室 132.40m ² 導水ポンプ室 67.27m ²	鉄筋コンクリート造
	1門	小野取水口	鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L) 6.1m (H)1.8m
	2池	一次沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)1.8m (L)10.9m (H)9.4m(有効高1.8m)
	2池	沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)4.4m (L)15.0m (H)3.5m
	1池	ポンプ井	鉄筋コンクリート造 (W)9.4m (L) 6.3m (H)5.0m
	3台	導水ポンプ	(Q)6.95 m ³ /分 (H)30m (P)55KW 1号~3号
導水施設	1池	原水調整槽	鉄筋コンクリート造
		導水管	DIP φ700mm 2,950m SP φ600mm 55m DIP φ500mm 648m SP φ500mm 21m
沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)3.9m (L)11.7m (H)3.1m	3,4号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)5.5m (L)16.0m (H)3.1m	1,2号
取水ポンプ	1台	(Q)23.0 m ³ /分 (H)10m (P) 55KW	甲系 1号
	2台	(Q)15.5 m ³ /分 (H)10m (P) 45KW	甲系 2,3号
	1台	(Q)31.0 m ³ /分 (H)10m (P) 70KW	甲系 4号
	1台	(Q)23.0 m ³ /分 (H)32m (P)170KW	乙系 1号
	1台	(Q)28.0 m ³ /分 (H)31m (P)200KW	乙系 2号
着水井	2池	鉄筋コンクリート造 (W) 4.0m (L) 6.8m (H)3.5m	甲系 1,2号
	1池	鉄筋コンクリート造 (W) 3.5m (L) 7.5m (H)3.5m	乙系
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造 (W) 4.0m (L) 4.0m (H)4.0m	甲系 1,2号
	1池	鉄筋コンクリート造 (W) 3.5m (L) 3.5m (H)3.7m	乙系
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)18.2m (L)10.5m (H)3.0m	甲系 1,2号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)13.4m (L)11.7m (H)3.0m	乙系 1,2系
薬品沈殿池	4池	鉄筋コンクリート造 (W) 8.7m (L)47.0m (H)4.2m	甲系 1・2号, 3・4号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)13.0m (L)19.4m (H)3.3m	乙系 1,2系
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 60m ²	甲系 1号~4号
	8池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 50m ²	甲系 5号~12号
	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 84.6m ²	乙系 1号~4号
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)24.0m (L)24.0m (H)2.95m	甲系 容量 1,700 m ³
	1池	鉄筋コンクリート造 (W)18.0m (L)18.0m (H)3.00m	乙系 容量 955 m ³
配水池	3池	プレストレストコンクリート造 (φ)36.0m (H)10m	容量 10,000 m ³ 1号
		プレストレストコンクリート造 (φ)40.8m (H)10m	容量 13,000 m ³ 2号
		プレストレストコンクリート造 (φ)32.0m (H)20m	容量 16,000 m ³ 3号

主要施設	数量	概	要	
洗浄用タンク	1池	鉄筋コンクリート造 (φ)11.0m (H)3.0m	容量 285 m ³	
送水ポンプ	3台	(Q)14.0 m ³ /分 (H)66m (P)210KW	甲系 1,3,5号 (陸上型)	
	2台	(Q)14.0 m ³ /分 (H)66m (P)210KW	甲系 2,4号 (水中型)	
	2台	(Q)21.0 m ³ /分 (H)45m (P)210KW	乙系 1,4号 (陸上型)	
	2台	(Q)7.0 m ³ /分 (H)45m (P)75KW	乙系 2,3号 (陸上型)	
薬品タンク	4基	ポリ塩化アルミニウム FRP製	容量 25 m ³ 1~4号	
	2基	苛性ソーダ 鋼製(内面ゴムライニング)	容量 25 m ³ 1,2号	
	2基	次亜塩素酸ナトリウム FRP製(内面硬質塩ビライニング)	容量 10 m ³ 1,2号	
	1基	粉末活性炭 ステンレス鋼製	容量 63 m ³	
	1基	液化炭酸ガス 鋼製(内筒:ステンレス鋼製)	容量 15 m ³	
管 理 棟	1棟	管理本館 地上4階	鉄筋鉄骨コンクリート造	
		床面積 1階 524.86m ²	薬品注入機室, 玄関ホール, 会議室, 着水井等	
		2階 536.92m ²	水質試験室, 水質事務室	
		3階 536.92m ²	事務室, 資料室, 分析計室, 水質試験室	
		4階 566.92m ²	中央管理室, 作業員控室, 計算機室	
		R階 67.20m ²		
	1棟	機械本館 地下1階 地上2階	鉄筋コンクリート造	
		床面積 1階 346m ²	ポンプ室, 次亜塩素酸ナトリウム注入機室	
		2階 458m ²	電気室(第1, 第3)	
	1棟	電気室 地上2階	鉄筋コンクリート造	
床面積 1階 126m ²		車庫, 油倉庫, 工作室		
	2階 156m ²	電気室(第2)		
1棟	薬品注入棟(乙系) 地上2階	鉄筋コンクリート造		
	床面積 1階 49.5m ²	薬品注入機室		
	2階 39.8m ²	貯蔵タンク室		
1棟	発電機棟 地上2階	鉄筋コンクリート造		
	床面積 1階 390.65m ²	発電機室, ボンベ室等		
	2階 363.00m ²	電気室(第4)		
1棟	送水ポンプ室(甲系) 平屋建	鉄筋コンクリート造	床面積 288m ²	
1棟	活性炭注入機室 平屋建	鉄骨造	床面積 90.2m ²	
排水処理施設 犬迫町1266番 (7,030m ²)	2棟	脱水機室 地上2階	鉄骨造	
		床面積 1階 512.58m ²	機械室	
		2階 384.73m ²	管理室, 電気室	
		第二脱水機室 地上3階	鉄筋コンクリート造	
		床面積 1階 320.14m ²	補機室	
		2階 337.60m ²	電気室, 機械室	
		3階 355.18m ²	管理室, 機械室	
	3台	脱水機 加圧圧搾脱水方式		
		ろ過面積	1号機 77m ² , 2号機 168m ² , 3号機 247m ²	
	1池	調整槽 鉄筋コンクリート造	(W)11.0m (L)7.0m (H)3.0m	
	4池	濃縮槽 鉄筋コンクリート造	(W)11.5m (L)11.5m (H)4.3m	1,2号
		鉄筋コンクリート造	(W)11.5m (L)11.5m (H)4.5m	3号
		鉄筋コンクリート造	(W)11.5m (L)11.5m (H)4.85m	4号
2床	天日乾燥床 鉄筋コンクリート造	(W)14.5m (L)38.0m	1号	
	天日乾燥床 鉄筋コンクリート造	(W)14.5m (L)18.0m	2号	
1棟	ケーキヤード 平屋建	鉄骨造	床面積 262.6m ²	

(2) 滝之神浄水場

所在地 鹿児島市吉野町1125番1

敷地面積 6,375 m²

通水開始 昭和50年3月29日

能力 39,700 m³/日

主要施設	数量	概	要
取水施設 坂元町1499番1 (滝之神水源内)	1池	取水堰 重力式無筋コンクリート造 1号隧道 鉄筋コンクリート造 1号開きよ 石積みコンクリート造 沈砂池 鉄筋コンクリート造	容量 30,000 m ³ (W)1.2m (L)12.8m (H)1.7m (W)1.2m (L)5.6m (H)1.2m (W)1.2~8.7m (L)30.2m (H)1.1~3.8m
導水施設 坂元町1499番1 (滝之神水源内)	1池	2号隧道 鉄筋コンクリート造 2号開きよ 石積みコンクリート造 調整池 水圧鉄管 導水管	鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L)130.6m (H)1.1m 石積みコンクリート造 (W)1.8m (L)298.5m (H)0.6m (W)2.4~6.8m (L)24.7m (H)0.6~3.8m SP φ800mm 167m SP φ800mm 799m
着水井	1池	鉄筋コンクリート造	(W)4.0m (L)5.0m (H)3.5m
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造	(W)4.0m (L)4.0m (H)2.7m 1,2系
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造	(W)14.3m (L)9.75m (H)3.25m 1,2系
薬品沈殿池	2池	鉄筋コンクリート造	(W)14.0m (L)19.6m (H)3.35m 1,2系
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造	ろ過面積 84.8m ² 1号~4号
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造	(W)25.0m (L)45.0m (H)3.5m 容量 3,937 m ³
洗浄用タンク	1池	高架水槽	プレストレストコンクリート造 (φ)10.0m (H)8.0m 容量 600 m ³
薬品タンク	3基 2基 2基	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム	ポリエチレン製 容量 20 m ³ No.1~3 ポリエチレン製 容量 15 m ³ No.1,2 FRP製(内面硬質塩ビライニング) 容量 8 m ³ No.1,2
活性炭注入棟	1棟	活性炭注入棟 床面積 1階 85.25m ² 2階 67.18m ²	地上2階 鉄筋コンクリート造 注入機室, 混和槽室 注入室, 活性炭置場
管理棟	1棟	管理本館 床面積 1階 616m ² 2階 622m ² 3階 355m ² 発電機室	地上3階 鉄筋コンクリート造 次亜塩素タンク室, 配電盤室, 次亜塩素注入機室 事務室, 分析計室, 会議室, 水質試験室 中央管理室 平屋建 鉄筋コンクリート造 床面積 112m ²
配水池 稲荷町198番1 (8,418m ²)	2池	鳥越配水池 1号池 2号池	鉄筋コンクリート造 容量 4,130 m ³ プレストレストコンクリート造 容量 7,000 m ³

主要施設	数量	概	要
排水処理施設 稲荷町251番2 (23,211㎡)	2棟	排水処理管理棟	地上3階 鉄骨造
		床面積	1階 158.33㎡ 機械室
			2階 244.97㎡ 機械室, 電気室
			中3階 38.46㎡ 機械室
		3階 233.20㎡ 管理室	
	2号排水処理管理棟	地上3階 鉄筋コンクリート造	
		床面積	1階 259.43㎡ 機械室
			2階 262.49㎡ 機械室, 電気室
			3階 259.56㎡ 機械室, 管理室
	2台	脱水機	加圧脱水方式
2池	濃縮槽	鉄筋コンクリート造	(W)11.5m (L)11.5m (H)4.5m
1池	濃縮槽	鉄筋コンクリート造	(W)10.0m (L)20.0m (H)3.0m
1池	調整槽	鉄筋コンクリート造	(W)5.0m (L)12.0m (H)3.0m
1池	分配槽	鉄筋コンクリート造	(W)4.6m (L)2.6m (H)0.8m

(3) 平川浄水場

所在地 鹿児島市平川町5702番1

敷地面積 121,741 m²

通水開始 平成元年7月1日

能力 30,000 m³/日

主要施設	数量	概	要
取水施設 南さつま市 加世田川畑 12635番1 (13,634m ²)	1門	取水口	鉄筋コンクリート造 7.5m～2.0m (取り入れ幅)
	2連	取水管渠	鉄筋コンクリート造 (W)1.0m (L)48.0m (H)2.0m
	2池	沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)6.0m (L)24.0m (H)1.8m (有効水深)
	1棟	管理棟	鉄筋コンクリート造一部2階建 床面積 1階 843.98m ² 事務室, 監視室, 自家用発電機室, 電気室 2階 115.01m ² 排気ダクト室
	1池 4台	導水ポンプ井 導水ポンプ	鉄筋コンクリート造 (W)6.75m (L)14.2m (H)10.2m (Q)17.36 m ³ /分 (H)102m (P)420KW No.1～4
導水施設 南九州市 川辺町清水 1142番2ほか	1池	接合井(越原)	鉄筋コンクリート造 容量 516 m ³ (流入側) (W)11.1m (L)7.95m (H)4.7m (流出側) (W)11.1m (L)4.05m (H)2.3m
	2池	沈砂排泥池	鉄筋コンクリート造(野間) 容量 450 m ³ 鉄筋コンクリート造(岩屋) 容量 1,660 m ³
	1池	分水井(平川) 導水トンネル	鉄筋コンクリート造 (W)8.0m (L)8.4m (H)7.55m 全断面覆工ホロ型コンクリート造 9,522.2m 第一導水トンネル (W)1.8m (H)1.95m (L)1,324.5m 第二導水トンネル (W)2.0m (H)2.3m (L)8,197.7m
		導水管 水管橋及び伏越	φ1,000mm 鋼管及びダクタイル鋳鉄管 10,834.5m φ1,000mm 424m 万之瀬川水管橋4か所, 支流宮田川水管橋1か所, 支流神殿川伏越1か所
着水井	1池	鉄筋コンクリート造 (φ)8.2m (H)3.0m	
活性炭接触池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)22.0m (L)18.0m (H)3.0m	
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)4.5m (L)4.5m (H)4.5m	
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)11.0m (L)9.5m (H)3.0m	
薬品沈殿池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)11.0m (L)25.3m (H)2.5m	
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 70m ² 1～4号	
1号配水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)38.8m (L)53.8m (H)6.0m	容量 12,200 m ³
2号配水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)38.8m (L)53.8m (H)6.0m	容量 12,200 m ³
3号配水池	1池	プレストレストコンクリート造 (φ)27.4m (H)5.1m	容量 3,000 m ³
薬品タンク	2基	ポリ塩化アルミニウム	ポリエチレン製 容量 20 m ³ No.1,2
	2基	苛性ソーダ	ポリエチレン製 容量 10 m ³ No.1,2
	2基	次亜塩素酸ナトリウム	ポリエチレン製 容量 6 m ³ No.1,2
	2基	活性炭スラリー	鋼製(内面ゴムライニング) 容量 8 m ³ No.1,2

主要施設	数量	概 要
送水ポンプ	3台	(Q)3.5 m ³ /分 (H)40m (P)37KW 1~3号
管 理 棟	1棟	管理本館 地下1階, 地上2階塔屋付 鉄筋コンクリート造 床面積 地下 190.77m ² 共同溝 1階 1,130.62m ² 事務室, 自家用発電機室, 電気室, 会議室, 工作室, 見学者説明室 2階 1,014.00m ² 管理室, 計算機室, 分析計室, 水質試験室 R階 47.87m ²
	1棟	薬注棟 地下1階, 地上2階塔屋付 鉄筋コンクリート造 床面積 地下 482.97m ² 薬品タンク室, 薬品注入室 1階 480.28m ² 薬品注入室, ブロアー室 2階 480.28m ² 電気室, 活性炭貯蔵室
排水処理施設	2池	濃縮槽 鉄筋コンクリート造 (W)10.5m (L)10.5m (H)5.1m 1,2号
	2床	天日乾燥床 コンクリート造 (W)12.0m (L)30.0m 1,2号
	1床	天日乾燥床 コンクリート造 (W)11.0m (L)32.4m 3号
	1棟	ケーキヤード 鉄骨造平屋建 床面積 100m ²

3. 導・送・配水管布設状況

(1) 導水管・渠

管種 口径	鑄 鉄 管				ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管					
	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
開きよ										
隧道										
40mm										
50mm										
75mm					1,696.0					1,696.0
100mm					1,785.0	55.0				1,840.0
150mm	88.0			88.0	11,407.0	49.0				11,456.0
200mm					6,070.0					6,070.0
250mm					4,059.0					4,059.0
300mm					846.0					846.0
350mm	402.0			402.0						
400mm	190.0			190.0						
500mm					414.0					414.0
600mm					137.0					137.0
700mm					346.0					346.0
800mm										
900mm										
1000mm					8,050.3					8,050.3
計	680.0			680.0	34,810.3	104.0				34,914.3

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管				ポ リ エ チ レ ン 管					
	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
開きよ										
隧道										
40mm	217.0			217.0						
50mm	4,182.0			4,182.0						
75mm	5,819.0			5,819.0						
100mm	12,157.0			12,157.0						
150mm	9,401.0			9,401.0	1,338.0	20.0				1,358.0
200mm										
250mm										
300mm										
350mm										
400mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
計	31,776.0			31,776.0	1,338.0	20.0				1,358.0

(単位：m)

鋼 管				遠 心 力 コ ン ク リ ー ト 管					
27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
28.0				28.0					
94.0				94.0					
536.0				536.0					
520.0				520.0					
47.0				47.0					
882.0				882.0					
215.0				215.0	219.0				219.0
2,529.0				2,529.0					
235.0				235.0					
2,839.3				2,839.3					
7,925.3				7,925.3	219.0				219.0

(単位：m)

合 計				
27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
304.1				304.1
11,931.2				11,931.2
245.0				245.0
4,276.0				4,276.0
8,051.0				8,051.0
14,462.0	55.0			14,517.0
22,281.0	69.0			22,350.0
6,070.0				6,070.0
4,941.0				4,941.0
1,280.0				1,280.0
402.0				402.0
190.0				190.0
414.0				414.0
137.0				137.0
2,875.0				2,875.0
235.0				235.0
10,889.6				10,889.6
76,748.6	124.0			76,872.6

(2) 送水管

管種 口径	鑄 鉄 管				ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管					
	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
25mm										
30mm										
40mm										
50mm										
75mm						10,398.6				10,398.6
100mm						13,538.0	110.0			13,648.0
125mm										
150mm						30,621.4	23.0		106.0	30,538.4
200mm	71.0			71.0	44,715.0	5,518.0				50,233.0
250mm	238.0			15.0	11,803.0	219.0				12,022.0
300mm					18,023.0	456.0			1,403.0	17,076.0
400mm	205.0			205.0	22,340.0	63.0			260.0	22,143.0
500mm					18,756.0					18,756.0
600mm					3,758.0					3,758.0
700mm					832.0					832.0
1000mm					290.0					290.0
計	514.0			223.0	291.0	175,075.0	6,389.0		1,769.0	179,695.0

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管				ポ リ エ チ レ ン 管					
	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
25mm						80.0				80.0
30mm										
40mm	2,612.0			2,612.0						
50mm	9,098.0			9,098.0	3,962.0					3,962.0
75mm	9,093.0			9,093.0	290.0					290.0
100mm	4,403.0			418.0	3,985.0	30.0				30.0
125mm										
150mm	5,854.0			5,854.0						
200mm						383.0				383.0
250mm										
300mm										
400mm										
500mm										
600mm										
700mm										
1000mm										
計	31,060.0			418.0	30,642.0	4,745.0				4,745.0

(単位：m)

鋼 管				遠 心 力 コ ン ク リ ー ト 管					
27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
	布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
137.0				137.0					
1,575.0				1,575.0					
2,800.0				2,800.0					
335.0			14.0	321.0					
1,033.0				1,033.0	293.0				293.0
					319.0				319.0
578.0				578.0					
1,478.0				1,478.0					
1,997.8				1,997.8					
9,933.8			14.0	9,919.8	612.0				612.0

(単位：m)

合 計				
27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
	布設	受贈	撤去	
80.0				80.0
2,612.0				2,612.0
13,197.0				13,197.0
21,356.6				21,356.6
20,771.0	110.0		418.0	20,463.0
36,810.4	23.0		120.0	36,713.4
46,495.0	5,518.0			52,013.0
12,360.0	219.0		223.0	12,356.0
18,023.0	456.0		1,403.0	17,076.0
23,123.0	63.0		260.0	22,926.0
20,234.0				20,234.0
5,755.8				5,755.8
832.0				832.0
290.0				290.0
221,939.8	6,389.0		2,424.0	225,904.8

(3) 配水管

口径	管種	鑄 鉄 管			ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管			28年度末 総延長		
		27年度末 総延長	28 年 度		27年度末 総延長	28 年 度				
			布 設	受 贈		撤 去	布 設		受 贈	撤 去
13mm										
16mm										
20mm										
25mm										
30mm										
40mm										
50mm					8,657.0		171.0	8,486.0		
75mm	3,261.0			306.0	2,955.0	232,168.0	2,865.0	943.0	134.0	235,842.0
100mm	16,966.0			1,166.0	15,800.0	729,571.0	10,908.0	211.0	671.0	740,019.0
125mm										
150mm	7,460.0			1,097.0	6,363.0	379,927.0	7,919.0		1,324.0	386,522.0
200mm	3,526.0			358.0	3,168.0	170,961.0	2,603.0		335.0	173,229.0
250mm	300.0				300.0	33,695.0				33,695.0
300mm	913.0				913.0	50,004.0	175.0		18.0	50,161.0
400mm						27,322.0				27,322.0
450mm						265.0				265.0
500mm						20,398.0				20,398.0
600mm						24,683.0				24,683.0
700mm						4,399.0				4,399.0
800mm						21,848.0				21,848.0
900mm						1,882.0				1,882.0
1000mm						7,264.0				7,264.0
計	32,426.0			2,927.0	29,499.0	1,713,044.0	24,470.0	1,154.0	2,653.0	1,736,015.0

口径	管種	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管			ポ リ エ チ レ ン 管			28年度末 総延長			
		27年度末 総延長	28 年 度		27年度末 総延長	28 年 度					
			布 設	受 贈		撤 去	布 設		受 贈	撤 去	
13mm		4,134.0		218.0		4,352.0	173.0			173.0	
16mm		801.0		107.0		908.0					
20mm		14,081.0		1,240.0	73.0	15,248.0	231.0			231.0	
25mm		21,040.0		2,779.0	221.0	23,598.0	2,498.0		1,114.0	3,612.0	
30mm		40,529.0		1,414.0	691.0	41,252.0					
40mm		46,313.0		3,191.0	910.0	48,594.0	2,626.0		816.0	3,442.0	
50mm		571,155.0		5,844.0	7,713.0	569,286.0	68,779.0	11,664.0	5,961.0	6.0	86,398.0
75mm		161,567.0		2,600.0	1,463.0	162,704.0	362.0	564.0			926.0
100mm		99,969.0		1,335.0	2,874.0	98,430.0	722.0	827.0			1,549.0
125mm		87.0				87.0					
150mm		54,297.0		254.0	349.0	54,202.0	694.0	636.0			1,330.0
200mm		5,827.0				5,827.0	434.0	34.0			468.0
250mm							83.0				83.0
300mm											
400mm											
450mm											
500mm											
600mm											
700mm											
800mm											
900mm											
1000mm											
計		1,019,800.0		18,982.0	14,294.0	1,024,488.0	76,602.0	13,725.0	7,891.0	6.0	98,212.0

(4) 配水管付属施設

(単位：基)

年度	項目	公 設 消 火 栓		
		事 業 費 設 置 分	維 持 管 理 費 設 置 分	合 計
平成 27 年度末現在設置数		6,665	43	6,708
平成 28 年度設置数	新 設	67		67
	受 贈	16		16
	撤 去	53	2	55
平成 28 年度末現在設置数		6,695	41	6,736

(単位：m)

鋼 管				
27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
30.0				30.0
648.0				648.0
1,092.0		4.0		1,096.0
502.0				502.0
3,666.0		18.0	215.0	3,469.0
170,233.0		11.0	530.0	169,714.0
6,890.0		114.0	6.0	6,998.0
2,920.0			91.0	2,829.0
77.0				77.0
1,401.0			64.0	1,337.0
1,567.0				1,567.0
392.0			88.0	304.0
219.0				219.0
25.0				25.0
1,246.0				1,246.0
413.0				413.0
327.0				327.0
3,270.0				3,270.0
237.0				237.0
195,155.0		147.0	994.0	194,308.0

(単位：m)

合 計				
27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
4,307.0		218.0		4,525.0
831.0		107.0		938.0
14,960.0		1,240.0	73.0	16,127.0
24,630.0		3,897.0	221.0	28,306.0
41,031.0		1,414.0	691.0	41,754.0
52,605.0		4,025.0	1,125.0	55,505.0
818,824.0	11,664.0	11,816.0	8,420.0	833,884.0
404,248.0	3,429.0	3,657.0	1,909.0	409,425.0
850,148.0	11,735.0	1,546.0	4,802.0	858,627.0
164.0				164.0
443,779.0	8,555.0	254.0	2,834.0	449,754.0
182,315.0	2,637.0		693.0	184,259.0
34,470.0			88.0	34,382.0
51,136.0	175.0		18.0	51,293.0
27,347.0				27,347.0
265.0				265.0
21,644.0				21,644.0
25,096.0				25,096.0
4,726.0				4,726.0
25,118.0				25,118.0
1,882.0				1,882.0
7,501.0				7,501.0
3,037,027.0	38,195.0	28,174.0	20,874.0	3,082,522.0

第5章 工 事

1. 建設改良工事

(1) 第11回水道拡張事業

()は完成予定年月日

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
河 頭 浄 水 場 ほか2場	機械設備更新、電気計装設備更新、覆蓋新設、 水質監視設備新設 ほか	773,544,463 円	27. 8. 31	29. 3. 17	
和 田 水 源 地 ほか4場	浄水処理設備新設、機械設備更新、電気計装設備更新、 水質監視設備新設 ほか	234,775,577 円	28. 8. 5	(30. 2. 9)	
小 野 ポ ン プ 所 ほか3場	機械設備更新、電気計装設備更新、 水質監視設備新設 ほか	252,525,526 円	27. 12. 15	(30. 3. 15)	
横 井 配 水 池 ほか6場	配水池築造、電気計装設備新設、電気計装設備更新、 水質監視設備新設 ほか	175,773,731 円	27. 7. 31	(30. 1. 31)	
導 水 管	口 径：100mm～200mm 延 長：124m	8,904,175 円	28. 3. 17	28. 7. 25	
送 水 管	口 径：150mm～400mm 延 長：769m	90,496,273 円	28. 3. 18	29. 2. 27	
配 水 管	口 径：500mm 延 長：401m	78,264,532 円	28. 9. 5	29. 3. 13	
調 査 設 計 等	実施設計等	120,355,931 円	28. 6. 16	29. 3. 21	
合 計		1,734,640,208 円			

(2) 配水管整備事業

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
配 水 管	口 径：50mm～300mm 延 長：13,463m	701,678,532 円	28. 3. 10	29. 3. 13	
	消火栓：22箇所	15,972,847 円	28. 3. 17	29. 3. 13	
合 計		717,651,379 円			

(3) 水道建設改良事業

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
河 頭 浄 水 場	圧力計改良	4,281,201 円	28. 8. 31	29. 1. 20	
伊 敷 台 ポ ン プ 所	圧力計改良	856,240 円	28. 8. 31	29. 1. 20	
伊 敷 台 第 一 配 水 池 ほか6場	水位計改良ほか	31,506,215 円	28. 9. 1	29. 2. 28	
送 水 管	口 径：100mm 延 長：110m	5,095,696 円	28. 12. 2	29. 3. 24	
配 水 管	口 径：50mm～300mm 延 長：16,959m	1,005,726,093 円	27. 10. 23	29. 3. 27	
	消火栓：45箇所	29,706,747 円	28. 3. 18	29. 3. 27	
調 査 設 計	実施設計	10,720,128 円	28. 6. 22	29. 3. 13	
合 計		1,087,892,320 円			

(4) 営業設備費

種 別	品 名	数 量	金 額	備 考
建 物	空 調 機 器	3 組	1,230,120 円	
	小 計	—	1,230,120 円	
機 械 及 び 装 置	量 水 器	4,754 個	7,830,917 円	13mm
	”	247 個	614,350 円	20mm
	”	80 個	185,930 円	25mm
	”	99 個	750,783 円	30mm
	”	93 個	974,630 円	40mm
	”	22 個	983,017 円	50mm
	”	2 個	148,485 円	75mm
	”	1 個	107,233 円	100mm
	量 水 器 計	5,298 個	11,595,345 円	
	小 型 無 停 電 電 源 装 置	9 台	2,268,000 円	
	水 中 ポ ン プ	3 台	1,458,000 円	
	そ の 他 計	—	3,726,000 円	
	小 計	—	15,321,345 円	
車 両 運 搬 具	軽 貨 物 自 動 車	1 台	935,280 円	
	小 型 貨 物 自 動 車	2 台	3,369,600 円	
	小 計	3 台	4,304,880 円	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ 質 量 分 析 装 置	2 台	56,484,000 円	
	分 光 光 度 計	1 台	529,200 円	
	低 温 恒 温 器	1 台	382,320 円	
	乾 熱 滅 菌 器	1 台	165,240 円	
	遠 心 分 離 器	1 台	361,800 円	
	振 と う 器	1 台	297,000 円	
	ド ラ フ ト チ ャ ン パ ー	2 台	3,796,200 円	
	電 気 冷 蔵 庫	1 台	297,000 円	
	ポ ー タ ブ ル 超 音 波 流 量 計	1 台	1,231,200 円	
	薬 品 移 送 ポ ン プ	1 台	133,380 円	
	個 別 G I S 機 器	1 式	2,391,120 円	
	漏 水 探 知 機	3 台	1,360,087 円	
	シ ュ レ ッ ダ ー	1 台	194,400 円	
	鋼 管 用 圧 着 器	1 台	138,240 円	
	水 道 局 W A N 用 ク ラ イ ア ン ト 機 器	39 台	4,422,600 円	
	水 道 料 金 等 シ ス テ ム 用 端 末	1 式	701,352 円	
小 計	—	72,885,139 円		
合 計			93,741,484 円	
総 合 計			3,633,925,391 円	

构 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当子)	24	25	26	27	28	29(当子)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.7	100.2	105.2	99.4	100.4	96.3
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(98.7)	(100.2)	(107.1)	(99.8)	(100.5)	(96.3)
99.1	99.1	91.7	91.8	91.8	91.8	98.8	100.2	97.4	99.5	100.4	96.3
(99.1)	(99.2)	(92.3)	(92.4)	(92.3)	(92.4)	(98.8)	(100.2)	(99.7)	(100.0)	(100.4)	(96.3)
96.4	95.9	88.6	88.9	88.4	89.6	98.8	99.7	97.2	99.7	99.9	97.6
(96.5)	(96.0)	(89.2)	(89.5)	(89.0)	(90.2)	(98.8)	(99.7)	(99.6)	(100.1)	(99.9)	(97.6)
2.1	2.6	2.5	2.4	2.8	1.6	106.1	122.4	101.5	95.9	117.6	54.3
(2.1)	(2.6)	(2.5)	(2.4)	(2.8)	(1.6)	(106.1)	(122.4)	(104.4)	(95.9)	(117.6)	(54.3)
0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	77.9	107.4	98.6	90.3	106.3	92.0
(0.6)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(0.6)	(0.5)	(78.0)	(107.4)	(98.9)	(90.2)	(106.6)	(91.6)
0.9	0.8	8.2	8.1	8.1	8.2	114.4	93.7	1,057.8	98.3	100.3	97.1
(0.8)	(0.8)	(7.7)	(7.6)	(7.6)	(7.6)	(113.9)	(93.1)	(1,081.7)	(98.3)	(100.5)	(97.0)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	110.8	99.6	121.9	111.6	91.0	62.0
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(110.8)	(99.6)	(121.9)	(111.6)	(91.0)	(62.0)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.7	97.2	121.3	59.9	133.0	98.9
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(91.7)	(97.2)	(121.3)	(59.9)	(133.0)	(98.9)
0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	皆增	94.8	100.9	97.0	96.2	100.6
(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	皆增	(94.8)	(100.9)	(97.0)	(96.2)	(100.6)
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	93.3	93.2	92.5	91.7	107.7	82.8
(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	(0.3)	(0.2)	(93.3)	(93.2)	(92.5)	(91.7)	(107.7)	(82.8)
-	-	7.4	7.4	7.1	7.5	-	-	皆增	98.8	96.9	101.6
(-)	(-)	(7.0)	(6.9)	(6.6)	(7.0)	(-)	(-)	皆增	(98.8)	(96.9)	(101.6)
0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	0.2	90.2	91.8	111.8	89.8	198.7	45.9
(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.5)	(0.2)	(88.1)	(89.8)	(116.0)	(90.1)	(207.7)	(43.8)
0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	11.5	244.5	28.6	64.0	716.2	皆减
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(11.8)	(238.3)	(29.5)	(65.9)	(689.9)	皆减
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1,248.8	3.9	皆减	-	-
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.7)	(1,216.1)	(4.3)	皆减	(-)	(-)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	193.6	74.0	119.8	68.0	744.6	皆减
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(194.7)	(73.9)	(119.5)	(70.1)	(715.2)	皆减
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.1	539.8	3.3	42.3	39.1	皆减
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(18.6)	(539.8)	(3.3)	(42.4)	(40.7)	皆减
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	102.2	98.2	104.4	97.3	96.4	103.8
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(102.3)	(98.5)	(105.8)	(98.0)	(96.1)	(102.9)
89.1	89.2	89.0	90.8	90.9	92.1	102.8	98.3	104.2	99.3	96.6	105.1
(87.0)	(86.8)	(86.2)	(87.2)	(87.5)	(89.5)	(102.9)	(98.3)	(105.1)	(99.1)	(96.4)	(105.3)
15.5	16.4	16.0	16.4	16.1	17.4	98.4	104.0	102.1	100.0	94.6	111.8
(15.4)	(16.3)	(16.0)	(16.3)	(16.1)	(17.5)	(98.4)	(104.1)	(104.1)	(100.0)	(94.5)	(112.0)
9.4	9.4	9.2	8.9	9.4	10.0	103.8	98.0	102.4	94.0	102.3	109.9
(9.3)	(9.3)	(9.1)	(8.7)	(9.3)	(10.0)	(103.9)	(98.0)	(104.3)	(93.9)	(102.4)	(110.1)
1.8	1.8	1.6	1.3	1.7	1.5	144.7	95.4	96.2	78.4	123.5	95.0
(1.8)	(1.8)	(1.6)	(1.3)	(1.7)	(1.5)	(145.5)	(95.4)	(98.3)	(77.9)	(123.2)	(94.7)
3.3	3.3	3.0	3.1	3.4	3.9	99.4	101.1	93.6	101.2	105.6	120.0
(3.2)	(3.2)	(2.9)	(3.0)	(3.3)	(3.8)	(99.3)	(101.1)	(94.5)	(101.2)	(105.6)	(119.9)
4.7	5.2	4.8	4.4	4.8	5.0	105.7	107.0	97.6	89.4	104.0	108.7
(4.7)	(5.1)	(4.8)	(4.4)	(4.7)	(5.0)	(106.0)	(107.3)	(99.0)	(89.3)	(104.1)	(108.6)
6.5	6.4	8.7	9.7	10.4	10.8	104.1	97.9	140.3	108.9	103.3	108.2
(6.3)	(6.2)	(8.3)	(9.2)	(10.4)	(10.4)	(104.2)	(97.9)	(140.3)	(109.1)	(103.3)	(108.2)
4.2	3.2	3.6	2.6	0.0	0.0	110.6	75.8	115.0	70.4	皆减	-
(4.2)	(3.2)	(3.6)	(2.6)	(0.0)	(0.0)	(110.6)	(75.8)	(118.1)	(70.4)	皆减	(-)
41.5	41.9	41.1	42.7	43.8	41.9	99.0	99.4	102.3	101.1	98.9	99.3
(39.9)	(40.2)	(38.9)	(40.1)	(41.3)	(39.8)	(99.0)	(99.4)	(102.3)	(101.1)	(98.9)	(99.3)
2.3	1.5	1.0	1.7	1.3	1.5	229.4	65.6	71.0	155.1	77.1	119.9
(2.2)	(1.5)	(1.0)	(1.6)	(1.2)	(1.5)	(233.4)	(64.5)	(71.1)	(154.9)	(77.3)	(119.9)
10.5	10.3	9.4	9.1	9.0	7.8	96.2	96.1	95.3	94.6	94.5	90.6
(12.7)	(12.7)	(12.3)	(12.7)	(12.4)	(10.4)	(97.2)	(99.0)	(102.0)	(101.7)	(93.5)	(86.3)
10.5	10.3	9.4	9.1	8.7	7.8	96.0	96.1	95.1	94.7	92.7	92.0
(10.1)	(9.8)	(8.9)	(8.6)	(8.3)	(7.4)	(96.0)	(96.1)	(95.1)	(94.7)	(92.7)	(92.0)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-
(2.5)	(2.9)	(3.4)	(4.2)	(3.9)	(3.0)	(102.1)	(110.7)	(125.3)	(120.2)	(90.9)	(78.3)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	185.1	97.1	171.6	86.0	456.6	30.4
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(236.3)	(103.1)	(184.0)	(84.7)	(1,619.5)	(7.4)
0.4	0.5	1.6	0.1	0.1	0.0	152.4	130.8	327.7	3.9	166.7	22.6
(0.4)	(0.5)	(1.5)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(152.4)	(130.7)	(327.0)	(4.0)	(172.7)	(23.0)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.0	33.0	220.2	98.4	82.4	皆减
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.0)	(33.0)	(220.2)	(98.4)	(82.4)	皆减
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	皆增	皆减	-
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(-)	(-)	(-)	皆增	皆减	(-)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	皆增	皆减	-
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(-)	(-)	(-)	皆增	皆减	(-)
0.4	0.5	0.0	0.0	0.1	0.0	151.8	131.5	6.6	15.4	2,119.0	22.8
(0.4)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(151.8)	(131.5)	(6.8)	(16.1)	(2,095.9)	(23.2)
0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	2,008.4	114.1	17,949.8	皆减	-	-
(0.0)	(0.0)	(1.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2,008.4)	(114.1)	(17,949.8)	皆减	(-)	(-)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	-	-	-	-	-	皆增
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	皆增
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2. 資本的収支比較

科 目	年 度					
	24	25	26	27	28	29(当初予算)
収入	2,481,360,383 (2,481,458,154)	2,317,661,130 (2,317,837,449)	2,437,409,160 (2,437,652,181)	1,983,322,543 (1,987,382,886)	1,105,800,360 (1,112,052,187)	2,366,478,000 (2,373,606,000)
国庫補助金	105,419,000 (105,419,000)	103,318,000 (103,318,000)	61,709,000 (61,709,000)	72,137,000 (72,137,000)	37,549,000 (37,549,000)	16,969,000 (16,969,000)
他会計補助金	252,830,000 (252,830,000)	410,998,000 (410,998,000)	281,500,000 (281,500,000)	301,042,000 (301,042,000)	292,732,000 (292,732,000)	125,314,000 (125,314,000)
その他補助金	570,000 (570,000)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
企業債	1,688,700,000 (1,688,700,000)	1,362,900,000 (1,362,900,000)	1,785,100,000 (1,785,100,000)	1,341,100,000 (1,341,100,000)	488,500,000 (488,500,000)	1,616,200,000 (1,616,200,000)
他会計出資金	210,186,000 (210,186,000)	30,279,000 (30,279,000)	12,672,000 (12,672,000)	22,597,000 (22,597,000)	14,377,000 (14,377,000)	25,454,000 (25,454,000)
工事負担金	173,386,749 (173,468,364)	361,634,306 (361,801,974)	253,499,793 (253,705,185)	199,937,774 (203,939,977)	226,663,297 (232,843,841)	546,461,000 (553,577,000)
消火せん設置 負担金	49,940,000 (49,940,000)	46,564,000 (46,564,000)	42,458,000 (42,458,000)	45,782,000 (45,782,000)	45,088,000 (45,088,000)	35,938,000 (35,938,000)
庁舎改良負担金	134,134 (140,840)	0 (0)	287,867 (310,896)	625,379 (675,409)	707,000 (763,560)	142,000 (154,000)
固定資産売却代金	194,500 (203,950)	1,967,824 (1,976,475)	182,500 (197,100)	101,390 (109,500)	184,063 (198,786)	0 (0)
支出	6,515,797,052 (6,674,210,452)	6,345,805,166 (6,494,273,118)	6,559,265,020 (6,806,067,518)	6,218,184,483 (6,446,880,335)	6,438,616,680 (6,691,615,037)	7,561,952,000 (7,895,348,000)
建設改良費	3,413,016,378 (3,571,429,778)	3,191,327,177 (3,339,795,129)	3,261,465,145 (3,508,267,643)	3,058,881,800 (3,287,577,652)	3,380,927,034 (3,633,925,391)	4,389,116,000 (4,721,030,000)
第11回水道拡張 事業費	1,775,487,334 (1,857,994,434)	1,529,688,165 (1,601,099,783)	1,657,994,420 (1,786,630,371)	1,456,316,446 (1,566,140,847)	1,613,902,417 (1,734,640,208)	2,325,842,000 (2,502,685,000)
配水管 整備事業費	805,843,920 (842,322,639)	797,016,730 (833,093,150)	761,377,812 (816,254,985)	722,833,445 (774,825,688)	669,485,223 (717,651,379)	910,851,000 (977,981,000)
水道建設改良 事業費	780,751,051 (818,059,272)	812,429,589 (851,269,700)	787,840,958 (847,433,295)	802,918,639 (864,415,891)	1,009,882,809 (1,087,892,320)	1,077,476,000 (1,160,470,000)
営業設備費	50,934,073 (53,053,433)	52,192,693 (54,332,496)	54,251,955 (57,948,992)	76,813,270 (82,195,226)	87,656,585 (93,741,484)	74,947,000 (79,894,000)
企業債償還金	3,102,780,674 (3,102,780,674)	3,154,477,989 (3,154,477,989)	3,297,799,875 (3,297,799,875)	3,159,302,683 (3,159,302,683)	3,057,689,646 (3,057,689,646)	3,154,317,000 (3,154,317,000)
その他資本的支出	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1,000 (1,000)
予備費	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18,518,000 (20,000,000)
収支差引	▲ 4,034,436,669 (▲ 4,192,752,298)	▲ 4,028,144,036 (▲ 4,176,435,669)	▲ 4,121,855,860 (▲ 4,368,415,337)	▲ 4,234,861,940 (▲ 4,459,497,449)	▲ 5,332,816,320 (▲ 5,579,562,850)	▲ 5,195,474,000 (▲ 5,521,742,000)
補填財源	(4,062,077,484)	(4,071,910,471)	(4,202,507,801)	(4,243,664,018)	(5,334,113,572)	(4,508,583,000)
損益勘定留保資金						
減債積立金						
建設改良積立金						733,774,000
資本的収支調整額	130,674,814	104,525,198	199,307,536	182,433,431	245,449,278	279,385,000
繰越工事資金			▲ 33,400,000	33,400,000		

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 繰越工事資金は、過年度からの繰越財源と次年度への繰越財源を相殺した額である。

注4 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	83.9	93.4	105.2	81.4	55.8	214.0
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(83.9)	(93.4)	(105.2)	(81.5)	(56.0)	(213.4)
4.2	4.5	2.5	3.6	3.4	0.7	116.1	98.0	59.7	116.9	52.1	45.2
(4.2)	(4.5)	(2.5)	(3.6)	(3.4)	(0.7)	(116.1)	(98.0)	(59.7)	(116.9)	(52.1)	(45.2)
10.2	17.7	11.5	15.2	26.5	5.3	67.2	162.6	68.5	106.9	97.2	42.8
(10.2)	(17.7)	(11.5)	(15.1)	(26.3)	(5.3)	(67.2)	(162.6)	(68.5)	(106.9)	(97.2)	(42.8)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	皆減	—	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(皆増)	(皆減)	(—)	(—)	(—)	(—)
68.1	58.8	73.2	67.6	44.2	68.3	89.4	80.7	131.0	75.1	36.4	330.8
(68.1)	(58.8)	(73.2)	(67.5)	(43.9)	(68.1)	(89.4)	(80.7)	(131.0)	(75.1)	(36.4)	(330.8)
8.5	1.3	0.5	1.1	1.3	1.1	61.7	14.4	41.9	178.3	63.6	177.0
(8.5)	(1.3)	(0.5)	(1.1)	(1.3)	(1.1)	(61.7)	(14.4)	(41.9)	(178.3)	(63.6)	(177.0)
7.0	15.6	10.4	10.1	20.5	23.1	82.7	208.6	70.1	78.9	113.4	241.1
(7.0)	(15.6)	(10.4)	(10.3)	(20.9)	(23.3)	(82.6)	(208.6)	(70.1)	(80.4)	(114.2)	(237.7)
2.0	2.0	1.7	2.3	4.1	1.5	98.2	93.2	91.2	107.8	98.5	79.7
(2.0)	(2.0)	(1.7)	(2.3)	(4.1)	(1.5)	(98.2)	(93.2)	(91.2)	(107.8)	(98.5)	(79.7)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	皆増	皆減	皆増	217.2	113.1	20.1
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(皆増)	(皆減)	(皆増)	(217.2)	(113.1)	(20.2)
0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	31.6	1,011.7	9.3	55.6	181.5	皆減
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.0)	(969.1)	(10.0)	(55.6)	(181.5)	(皆減)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	79.6	97.4	103.4	94.8	103.5	117.4
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(79.7)	(97.3)	(104.8)	(94.7)	(103.8)	(118.0)
52.4	50.3	49.7	49.2	52.5	58.0	83.5	93.5	102.2	93.8	110.5	129.8
(53.5)	(51.4)	(51.5)	(51.0)	(54.3)	(59.8)	(83.6)	(93.5)	(105.0)	(93.7)	(110.5)	(129.9)
27.2	24.1	25.3	23.4	25.1	30.8	82.1	86.2	108.4	87.8	110.8	144.1
(27.8)	(24.7)	(26.3)	(24.3)	(25.9)	(31.7)	(82.1)	(86.2)	(111.6)	(87.7)	(110.8)	(144.3)
12.4	12.6	11.6	11.6	10.4	12.0	78.8	98.9	95.5	94.9	92.6	136.1
(12.6)	(12.8)	(12.0)	(12.0)	(10.7)	(12.4)	(78.9)	(98.9)	(98.0)	(94.9)	(92.6)	(136.3)
12.0	12.8	12.0	12.9	15.7	14.2	90.0	104.1	97.0	101.9	125.8	106.7
(12.3)	(13.1)	(12.5)	(13.4)	(16.3)	(14.7)	(90.0)	(104.1)	(99.5)	(102.0)	(125.9)	(106.7)
0.8	0.8	0.8	1.2	1.4	1.0	159.5	102.5	103.9	141.6	114.1	85.5
(0.8)	(0.8)	(0.9)	(1.3)	(1.4)	(1.0)	(160.6)	(102.4)	(106.7)	(141.8)	(114.0)	(85.2)
47.6	49.7	50.3	50.8	47.5	41.7	75.8	101.7	104.5	95.8	96.8	103.2
(46.5)	(48.6)	(48.5)	(49.0)	(45.7)	(40.0)	(75.8)	(101.7)	(104.5)	(95.8)	(96.8)	(103.2)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	77.2	99.8	102.3	102.7	125.9	97.4
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(77.5)	(99.6)	(104.6)	(102.1)	(125.1)	(99.0)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度	金 額					(円)
		24	25	26	27	28	29(当初予算)
固定資産		98,396,901,408	97,346,845,707	93,787,800,545	92,335,960,805	91,604,058,950	91,956,703,000
有形固定資産		97,704,684,614	96,688,327,446	93,357,153,033	91,955,192,844	91,273,170,540	91,675,695,000
土地		7,082,944,525	7,083,688,717	7,084,298,767	7,088,305,849	7,088,316,349	7,094,474,000
建物		4,643,930,589	4,568,606,887	4,350,427,299	4,233,040,729	4,076,781,122	3,908,229,000
構築物		70,465,401,670	70,095,399,926	68,141,476,988	67,308,386,843	67,604,471,991	68,057,407,000
機械及び装置		14,619,537,438	13,741,571,721	12,377,149,008	11,884,320,577	11,713,747,128	11,738,838,000
車両運搬具		25,646,278	24,408,228	22,998,614	22,388,045	20,851,416	26,364,000
工具、器具及び備品		94,223,245	156,248,845	155,881,127	174,005,171	198,681,763	192,570,000
建設仮勘定		773,000,869	1,018,403,122	1,224,921,230	1,244,745,630	570,320,771	657,813,000
無形固定資産		664,216,794	630,518,261	402,647,512	352,767,961	302,888,410	253,008,000
水利権		660,605,697	626,907,164	399,036,415	349,156,864	299,277,313	249,397,000
電話加入権		3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,000
投資その他の資産		28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000
水源基金出資金		15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
地方公共団体金融機構出資金		13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000
流動資産		8,767,460,558	9,739,453,159	10,097,515,317	11,412,969,377	11,618,814,204	10,196,011,000
現金・預金		6,906,572,578	7,749,422,968	8,154,715,158	9,559,416,862	9,806,583,205	8,450,729,000
未収金		1,719,756,995	1,818,578,074	1,692,129,282	1,681,069,166	1,633,014,404	1,618,007,000
未収金		1,719,756,995	1,818,578,074	1,719,129,282	1,707,069,166	1,659,042,508	1,642,007,000
貸倒引当金		—	—	▲ 27,000,000	▲ 26,000,000	▲ 26,028,104	▲ 24,000,000
貯蔵品		107,224,318	105,493,220	114,760,977	113,362,856	113,944,135	124,800,000
保管預り有価証券		2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000
前払金		31,431,667	63,483,897	133,434,900	56,645,493	62,797,460	0
資産合計		107,164,361,966	107,086,298,866	103,885,315,862	103,748,930,182	103,222,873,154	102,152,714,000

注1 平成29年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
91.8	90.9	90.3	89.0	88.7	90.0	99.1	98.9	96.3	98.5	99.2	100.4
91.2	90.3	89.9	88.6	88.4	89.7	99.1	99.0	96.6	98.5	99.3	100.4
6.6	6.6	6.8	6.8	6.9	6.9	100.4	100.0	100.0	100.1	100.0	100.1
4.3	4.3	4.2	4.1	3.9	3.8	97.7	98.4	95.2	97.3	96.3	95.9
65.8	65.5	65.6	64.9	65.5	66.6	99.1	99.5	97.2	98.8	100.4	100.7
13.6	12.8	11.9	11.5	11.3	11.5	99.1	94.0	90.1	96.0	98.6	100.2
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	106.2	95.2	94.2	97.3	93.1	126.4
0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	117.5	165.8	99.8	111.6	114.2	96.9
0.7	1.0	1.2	1.2	0.6	0.6	90.2	131.7	120.3	101.6	45.8	115.3
0.6	0.6	0.4	0.3	0.3	0.2	95.2	94.9	63.9	87.6	85.9	83.5
0.6	0.6	0.4	0.3	0.3	0.2	95.1	94.9	63.7	87.5	85.7	83.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8.2	9.1	9.7	11.0	11.3	10.0	117.6	111.1	103.7	113.0	101.8	87.8
6.4	7.2	7.8	9.2	9.5	8.3	127.3	112.2	105.2	117.2	102.6	86.2
1.6	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	90.0	105.7	93.0	99.3	97.1	99.1
1.6	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	90.0	105.7	94.5	99.3	97.2	99.0
—	—	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	—	—	皆増	96.3	100.1	92.2
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	95.2	98.4	108.8	98.8	100.5	109.5
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	62.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	978.8	202.0	210.2	42.5	110.9	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.4	99.9	97.0	99.9	99.5	99.0

(2) 負債・資本の部

科目	年度	金 額					(円)
		24	25	26	27	28	29(当初予算)
固定負債		1,032,216,146	954,871,009	43,454,085,248	41,929,743,958	39,615,106,191	39,322,059,000
企業債		—	—	42,219,024,813	40,456,531,813	37,794,165,155	37,161,764,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		—	—	42,219,024,813	40,456,531,813	37,794,165,155	37,161,764,000
引当金		1,032,216,146	954,871,009	1,235,060,435	1,473,212,145	1,820,941,036	2,160,295,000
退職給付引当金		424,693,455	274,881,518	555,070,944	793,222,654	1,140,951,545	1,480,306,000
修繕引当金		607,522,691	679,989,491	679,989,491	679,989,491	679,989,491	679,989,000
流動負債		2,016,730,947	1,804,144,735	4,572,784,857	4,889,331,327	4,838,061,797	4,129,829,000
企業債		—	—	3,159,302,683	3,103,593,000	3,196,770,012	2,463,554,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		—	—	3,159,302,683	3,103,593,000	3,196,770,012	2,463,554,000
未払金		1,866,996,067	1,761,855,303	1,235,226,569	1,596,022,777	1,458,034,415	1,470,227,000
預り金		39,709,667	39,814,432	32,701,605	41,710,550	31,674,370	41,710,000
預り有価証券		2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000
前受金		107,550,213	0	0	0	0	0
引当金		—	—	143,079,000	145,530,000	149,108,000	151,863,000
賞与引当金		—	—	143,079,000	145,530,000	149,108,000	151,863,000
繰延収益		—	—	16,255,806,832	16,057,361,505	16,215,023,666	16,057,290,000
長期前受金		—	—	33,694,295,000	34,141,323,392	35,001,430,796	35,751,763,000
国庫補助金		—	—	5,008,464,560	5,050,962,641	5,074,436,208	5,123,730,000
県費補助金		—	—	63,514,521	63,087,643	62,630,963	62,586,000
他会計補助金		—	—	3,008,129,744	3,266,932,834	3,554,224,128	3,675,990,000
工事負担金		—	—	14,264,766,714	14,306,939,008	14,442,556,323	14,989,626,000
補償金		—	—	3,643,319	3,643,319	3,643,319	3,643,000
受贈財産評価額		—	—	9,393,389,121	9,455,754,100	9,827,370,671	9,873,323,000
庁舎建設負担金		—	—	314,663,390	314,663,390	314,663,390	314,663,000
庁舎改良負担金		—	—	261,805,654	262,416,008	263,113,957	263,272,000
その他長期前受金		—	—	1,375,917,977	1,416,924,449	1,458,791,837	1,444,930,000
収益化累計額		—	—	▲ 17,438,488,168	▲ 18,083,961,887	▲ 18,786,407,130	▲ 19,694,473,000
国庫補助金		—	—	▲ 2,222,477,447	▲ 2,313,523,851	▲ 2,414,461,323	▲ 2,529,318,000
県費補助金		—	—	▲ 40,447,705	▲ 41,298,371	▲ 42,082,569	▲ 43,313,000
他会計補助金		—	—	▲ 1,524,718,971	▲ 1,624,519,829	▲ 1,733,397,747	▲ 1,857,194,000
工事負担金		—	—	▲ 7,920,300,503	▲ 8,112,793,878	▲ 8,352,497,172	▲ 8,749,007,000
補償金		—	—	▲ 2,995,135	▲ 3,020,953	▲ 3,046,772	▲ 3,071,000
受贈財産評価額		—	—	▲ 4,832,069,868	▲ 5,048,162,520	▲ 5,256,073,586	▲ 5,480,050,000
庁舎建設負担金		—	—	▲ 185,523,453	▲ 191,187,393	▲ 196,851,333	▲ 202,513,000
庁舎改良負担金		—	—	▲ 189,750,804	▲ 199,255,740	▲ 208,696,218	▲ 215,768,000
その他長期前受金		—	—	▲ 520,204,282	▲ 550,199,352	▲ 579,300,410	▲ 614,239,000
資本金		63,566,850,270	61,808,010,606	14,929,766,485	34,078,694,352	34,813,746,717	34,839,191,000
自己資本金		14,884,244,910	14,916,983,235	14,929,766,485	34,078,694,352	34,813,746,717	34,839,191,000
借入資本金		48,682,605,360	46,891,027,371	—	—	—	—
企業債		48,682,605,360	46,891,027,371	—	—	—	—
剰余金		40,548,564,603	42,519,272,516	24,672,872,440	6,793,799,040	7,740,934,783	7,804,345,000
資本剰余金		37,285,480,440	38,350,600,913	5,297,848,301	1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,427,000
国庫補助金		4,906,232,570	4,982,061,151	16,361,439	16,361,439	16,361,439	16,362,000
県費補助金		64,528,838	63,798,800	0	0	0	0
他会計補助金		2,392,771,315	2,781,010,148	24,583,946	871,300	871,300	871,000
工事負担金		16,130,854,720	16,475,516,723	2,352,652,566	0	0	0
補償金		3,643,319	3,643,319	0	0	0	0
受贈財産評価額		11,823,307,952	12,035,940,530	2,810,486,656	1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,000
庁舎建設負担金		314,663,390	314,663,390	0	0	0	0
庁舎改良負担金		273,930,554	273,930,554	12,295,418	0	0	0
その他資本剰余金		1,375,547,782	1,420,036,298	81,468,276	0	0	0
利益剰余金		3,263,084,163	4,168,671,603	19,375,024,139	5,711,372,210	6,658,507,953	6,721,918,000
建設改良積立金		2,565,553,292	3,263,084,163	4,168,671,603	4,465,444,467	4,990,707,345	4,256,933,000
当年度未処分利益剰余金		697,530,871	905,587,440	15,206,352,536	1,245,927,743	1,667,800,608	2,464,985,000
負債・資本合計		107,164,361,966	107,086,298,866	103,885,315,862	103,748,930,182	103,222,873,154	102,152,714,000

注1 平成29年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
1.0	0.9	41.8	40.4	38.4	38.5	110.8	92.5	4,550.8	96.5	94.5	99.3
—	—	40.6	39.0	36.6	36.4	—	—	皆増	95.8	93.4	98.3
—	—	40.6	39.0	36.6	36.4	—	—	皆増	95.8	93.4	98.3
1.0	0.9	1.2	1.4	1.8	2.1	110.8	92.5	129.3	119.3	123.6	118.6
0.4	0.3	0.5	0.8	1.1	1.4	121.4	64.7	201.9	142.9	143.8	129.7
0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	104.4	111.9	100.0	100.0	100.0	100.0
1.9	1.7	4.4	4.7	4.7	4.0	106.6	89.5	253.5	106.9	99.0	85.4
—	—	3.0	3.0	3.1	2.4	—	—	皆増	98.2	103.0	77.1
—	—	3.0	3.0	3.1	2.4	—	—	皆増	98.2	103.0	77.1
1.7	1.6	1.2	1.5	1.4	1.4	107.0	94.4	70.1	129.2	91.4	100.8
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	128.0	100.3	82.1	127.5	75.9	131.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	62.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.4	皆減	—	—	—	—
—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	—	—	皆増	101.7	102.5	101.8
—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	—	—	皆増	101.7	102.5	101.8
—	—	15.6	15.5	15.7	15.7	—	—	皆増	98.8	101.0	99.0
—	—	32.4	32.9	33.9	35.0	—	—	皆増	101.3	102.5	102.1
—	—	4.8	4.9	4.9	5.0	—	—	皆増	100.8	100.5	101.0
—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	—	—	皆増	99.3	99.3	99.9
—	—	2.9	3.1	3.4	3.6	—	—	皆増	108.6	108.8	103.4
—	—	13.7	13.8	14.0	14.7	—	—	皆増	100.3	100.9	103.8
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	100.0	100.0	100.0
—	—	9.0	9.1	9.5	9.7	—	—	皆増	100.7	103.9	100.5
—	—	0.3	0.3	0.3	0.3	—	—	皆増	100.0	100.0	100.0
—	—	0.3	0.3	0.3	0.3	—	—	皆増	100.2	100.3	100.1
—	—	1.3	1.4	1.4	1.4	—	—	皆増	103.0	103.0	99.0
—	—	▲16.8	▲17.4	▲18.2	▲19.3	—	—	皆増	103.7	103.9	104.8
—	—	▲2.1	▲2.2	▲2.3	▲2.5	—	—	皆増	104.1	104.4	104.8
—	—	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	—	—	皆増	102.1	101.9	102.9
—	—	▲1.5	▲1.6	▲1.7	▲1.8	—	—	皆増	106.5	106.7	107.1
—	—	▲7.6	▲7.8	▲8.1	▲8.6	—	—	皆増	102.4	103.0	104.7
—	—	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	—	—	皆増	100.9	100.9	100.8
—	—	▲4.7	▲4.9	▲5.1	▲5.4	—	—	皆増	104.5	104.1	104.3
—	—	▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.2	—	—	皆増	103.1	103.0	102.9
—	—	▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.2	—	—	皆増	105.0	104.7	103.4
—	—	▲0.5	▲0.5	▲0.6	▲0.6	—	—	皆増	105.8	105.3	106.0
59.3	57.7	14.4	32.8	33.7	34.1	98.1	97.2	24.2	228.3	102.2	100.1
13.9	13.9	14.4	32.8	33.7	34.1	101.4	100.2	100.1	228.3	102.2	100.1
45.4	43.8	—	—	—	—	97.2	96.3	皆減	—	—	—
45.4	43.8	—	—	—	—	97.2	96.3	皆減	—	—	—
37.8	39.7	23.8	6.5	7.5	7.6	103.5	104.9	58.0	27.5	113.9	100.8
34.8	35.8	5.1	1.0	1.0	1.1	101.8	102.9	13.8	20.4	100.0	100.0
4.6	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	102.0	101.5	0.3	100.0	100.0	100.0
0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	99.6	98.9	皆減	—	—	—
2.2	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	111.2	116.2	0.9	3.5	100.0	100.0
15.1	15.4	2.3	0.0	0.0	0.0	101.0	102.1	14.3	皆減	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	皆減	—	—	—
11.0	11.2	2.7	1.0	1.0	1.0	100.9	101.8	23.4	37.9	100.0	100.0
0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	皆減	—	—	—
0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	4.5	皆減	—	—
1.3	1.3	0.1	0.0	0.0	0.0	103.6	103.2	5.7	皆減	—	—
3.0	3.9	18.7	5.5	6.5	6.6	127.2	127.8	464.8	29.5	116.6	101.0
2.4	3.0	4.0	4.3	4.8	4.2	171.0	127.2	127.8	107.1	111.8	85.3
0.7	0.8	14.6	1.2	1.6	2.4	65.5	129.8	1,679.2	8.2	133.9	147.8
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.4	99.9	97.0	99.9	99.5	99.0

4. 費用構成比較

項目	年度					
	24	25	26	27	28	29(当初予算)
職員給与費	1,869,676,009 (1,870,888,167)	1,751,707,401 (1,752,785,850)	2,046,855,885 (2,048,540,815)	2,074,981,453 (2,076,677,885)	2,103,977,714 (2,105,666,010)	2,238,530,000 (2,240,215,000)
給料	903,913,146 (903,913,146)	819,780,220 (819,780,220)	863,690,766 (863,690,766)	878,822,980 (878,822,980)	862,159,279 (862,159,279)	902,632,000 (902,632,000)
手当	494,820,653 (496,032,811)	485,606,697 (486,685,146)	389,943,035 (391,627,965)	399,307,066 (401,003,498)	396,113,179 (397,801,475)	421,851,000 (423,536,000)
賞与引当金繰入額	— (—)	— (—)	127,681,000 (127,681,000)	129,690,000 (129,690,000)	132,492,000 (132,492,000)	134,923,000 (134,923,000)
報酬	5,346,374 (5,346,374)	4,625,739 (4,625,739)	4,633,747 (4,633,747)	3,705,748 (3,705,748)	6,891,917 (6,891,917)	0 (0)
退職給付費	157,060,000 (157,060,000)	155,174,000 (155,174,000)	376,220,205 (376,220,205)	391,590,983 (391,590,983)	446,878,621 (446,878,621)	505,715,000 (505,715,000)
法定福利費	308,535,836 (308,535,836)	286,520,745 (286,520,745)	284,687,132 (284,687,132)	271,864,676 (271,864,676)	259,442,718 (259,442,718)	273,409,000 (273,409,000)
委託料	1,241,017,697 (1,303,068,578)	1,171,065,384 (1,229,618,649)	1,189,043,124 (1,284,166,570)	1,043,786,049 (1,127,288,931)	843,893,351 (911,404,816)	948,353,000 (1,024,346,000)
修繕費	544,927,505 (567,239,000)	566,488,334 (587,728,000)	505,014,899 (540,298,876)	495,148,304 (529,634,543)	522,675,039 (558,911,480)	588,309,000 (626,498,000)
動力費	546,753,175 (574,090,833)	630,053,643 (661,556,324)	671,763,059 (723,489,204)	646,670,652 (698,404,304)	591,378,223 (638,688,480)	649,370,000 (701,323,000)
薬品費	167,938,122 (176,335,028)	200,038,645 (210,040,577)	191,539,667 (206,862,840)	170,297,465 (183,921,262)	142,478,221 (153,876,478)	216,266,000 (233,570,000)
資本費	5,386,889,626 (5,386,889,626)	5,317,252,519 (5,317,252,519)	5,364,279,054 (5,364,279,054)	5,357,897,620 (5,357,897,620)	5,240,773,470 (5,240,773,470)	5,139,429,000 (5,139,429,000)
減価償却費	4,297,965,230 (4,297,965,230)	4,271,228,968 (4,271,228,968)	4,369,399,176 (4,369,399,176)	4,416,153,515 (4,416,153,515)	4,367,610,341 (4,367,610,341)	4,336,254,000 (4,336,254,000)
企業債利息	1,088,924,396 (1,088,924,396)	1,046,023,551 (1,046,023,551)	994,879,878 (994,879,878)	941,744,105 (941,744,105)	873,163,129 (873,163,129)	803,175,000 (803,175,000)
その他経費	610,552,421 (899,233,006)	547,328,353 (861,661,253)	667,888,506 (1,064,926,386)	561,135,883 (1,035,372,082)	534,135,589 (970,509,491)	580,840,000 (924,671,000)
合計	10,367,754,555 (10,777,744,238)	10,183,934,279 (10,620,643,172)	10,636,384,194 (11,232,563,745)	10,349,917,426 (11,009,196,627)	9,979,311,607 (10,579,830,225)	10,361,097,000 (10,890,052,000)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
18.0	17.2	19.2	20.0	21.1	21.6	100.1	93.7	116.8	101.4	101.4	106.4
(17.4)	(16.5)	(18.2)	(18.9)	(19.9)	(20.6)	(100.1)	(93.7)	(116.9)	(101.4)	(101.4)	(106.4)
8.7	8.0	8.1	8.5	8.6	8.7	103.1	90.7	105.4	101.8	98.1	104.7
(8.4)	(7.7)	(7.7)	(8.0)	(8.1)	(8.3)	(103.1)	(90.7)	(105.4)	(101.8)	(98.1)	(104.7)
4.8	4.8	3.7	3.9	4.0	4.1	103.3	98.1	80.3	102.4	99.2	106.5
(4.6)	(4.6)	(3.5)	(3.6)	(3.8)	(3.9)	(103.3)	(98.1)	(80.5)	(102.4)	(99.2)	(106.5)
—	—	1.2	1.3	1.3	1.3	—	—	皆増	101.6	102.2	101.8
(—)	(—)	(1.1)	(1.2)	(1.3)	(1.2)	(—)	(—)	(皆増)	(101.6)	(102.2)	(101.8)
0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	257.8	86.5	100.2	80.0	186.0	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(257.8)	(86.5)	(100.2)	(80.0)	(186.0)	(皆減)
1.5	1.5	3.5	3.8	4.5	4.9	74.7	98.8	242.5	104.1	114.1	113.2
(1.5)	(1.5)	(3.3)	(3.6)	(4.2)	(4.6)	(74.7)	(98.8)	(242.5)	(104.1)	(114.1)	(113.2)
3.0	2.8	2.7	2.6	2.6	2.6	103.0	92.9	99.4	95.5	95.4	105.4
(2.9)	(2.7)	(2.5)	(2.5)	(2.5)	(2.5)	(103.0)	(92.9)	(99.4)	(95.5)	(95.4)	(105.4)
12.0	11.5	11.2	10.1	8.5	9.2	115.6	94.4	101.5	87.8	80.8	112.4
(12.1)	(11.6)	(11.4)	(10.2)	(8.6)	(9.4)	(115.6)	(94.4)	(104.4)	(87.8)	(80.8)	(112.4)
5.3	5.6	4.7	4.8	5.2	5.7	102.3	104.0	89.1	98.0	105.6	112.6
(5.3)	(5.5)	(4.8)	(4.8)	(5.3)	(5.8)	(102.5)	(103.6)	(91.9)	(98.0)	(105.5)	(112.1)
5.3	6.2	6.3	6.2	5.9	6.3	104.2	115.2	106.6	96.3	91.4	109.8
(5.3)	(6.2)	(6.4)	(6.3)	(6.0)	(6.4)	(104.2)	(115.2)	(109.4)	(96.5)	(91.4)	(109.8)
1.6	2.0	1.8	1.6	1.4	2.1	87.1	119.1	95.8	88.9	83.7	151.8
(1.6)	(2.0)	(1.8)	(1.7)	(1.5)	(2.1)	(87.1)	(119.1)	(98.5)	(88.9)	(83.7)	(151.8)
52.0	52.2	50.4	51.8	52.5	49.6	98.4	98.7	100.9	99.9	97.8	98.1
(50.0)	(50.1)	(47.8)	(48.7)	(49.5)	(47.2)	(98.4)	(98.7)	(100.9)	(99.9)	(97.8)	(98.1)
41.5	41.9	41.1	42.7	43.8	41.9	99.0	99.4	102.3	101.1	98.9	99.3
(39.9)	(40.2)	(38.9)	(40.1)	(41.3)	(39.8)	(99.0)	(99.4)	(102.3)	(101.1)	(98.9)	(99.3)
10.5	10.3	9.4	9.1	8.7	7.8	96.0	96.1	95.1	94.7	92.7	92.0
(10.1)	(9.8)	(8.9)	(8.6)	(8.3)	(7.4)	(96.0)	(96.1)	(95.1)	(94.7)	(92.7)	(92.0)
5.9	5.4	6.3	5.4	5.4	5.6	126.9	89.6	122.0	84.0	95.2	108.7
(8.3)	(8.1)	(9.5)	(9.4)	(9.2)	(8.5)	(118.1)	(95.8)	(123.6)	(97.2)	(93.7)	(95.3)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	102.2	98.2	104.4	97.3	96.4	103.8
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(102.3)	(98.5)	(105.8)	(98.0)	(96.1)	(102.9)

5. 給水原価構成比較

年度 項目	金 額									
	24		25		26		27		28	
	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)
職員給与費	1,869,676,009 (1,870,888,167)	30.29 (30.31)	1,751,707,401 (1,752,785,850)	28.43 (28.44)	2,046,855,885 (2,048,540,815)	34.07 (34.10)	2,074,981,453 (2,076,677,885)	34.58 (34.61)	2,103,977,714 (2,105,666,010)	35.14 (35.16)
給料	903,913,146 (903,913,146)	14.64 (14.64)	819,780,220 (819,780,220)	13.30 (13.30)	863,690,766 (863,690,766)	14.38 (14.38)	878,822,980 (878,822,980)	14.65 (14.65)	862,159,279 (862,159,279)	14.40 (14.40)
手当	494,820,653 (496,032,811)	8.02 (8.03)	485,606,697 (486,685,146)	7.88 (7.90)	389,943,035 (391,627,965)	6.49 (6.52)	399,307,066 (401,003,498)	6.65 (6.68)	396,113,179 (397,801,475)	6.62 (6.64)
賞与引当金	—	—	—	—	127,681,000	2.13	129,690,000	2.16	132,492,000	2.21
繰入額	(—)	(—)	(—)	(—)	(127,681,000)	(2.13)	(129,690,000)	(2.16)	(132,492,000)	(2.21)
報酬	5,346,374 (5,346,374)	0.09 (0.09)	4,625,739 (4,625,739)	0.08 (0.08)	4,633,747 (4,633,747)	0.08 (0.08)	3,705,748 (3,705,748)	0.06 (0.06)	6,891,917 (6,891,917)	0.12 (0.12)
退職給付費	157,060,000 (157,060,000)	2.54 (2.54)	155,174,000 (155,174,000)	2.52 (2.52)	376,220,205 (376,220,205)	6.26 (6.26)	391,590,983 (391,590,983)	6.53 (6.53)	446,878,621 (446,878,621)	7.46 (7.46)
法定福利費	308,535,836 (308,535,836)	5.00 (5.00)	286,520,745 (286,520,745)	4.65 (4.65)	284,687,132 (284,687,132)	4.74 (4.74)	271,864,676 (271,864,676)	4.53 (4.53)	259,442,718 (259,442,718)	4.33 (4.33)
委託料	1,241,017,697 (1,303,068,578)	20.10 (21.11)	1,171,065,384 (1,229,618,649)	19.00 (19.95)	1,189,043,124 (1,284,166,570)	19.79 (21.37)	1,043,786,049 (1,127,288,931)	17.39 (18.79)	843,893,351 (911,404,816)	14.09 (15.22)
修繕費	544,927,505 (567,239,000)	8.83 (9.19)	566,488,334 (587,728,000)	9.19 (9.54)	505,014,899 (540,298,876)	8.41 (8.99)	495,148,304 (529,634,543)	8.25 (8.83)	522,675,039 (558,911,480)	8.73 (9.33)
動力費	546,753,175 (574,090,833)	8.86 (9.30)	630,053,643 (661,556,324)	10.22 (10.74)	671,763,059 (723,489,204)	11.18 (12.04)	646,670,652 (698,404,304)	10.78 (11.64)	591,378,223 (638,688,480)	9.88 (10.67)
薬品費	167,938,122 (176,335,028)	2.72 (2.86)	200,038,645 (210,040,577)	3.25 (3.41)	191,539,667 (206,862,840)	3.19 (3.44)	170,297,465 (183,921,262)	2.84 (3.07)	142,478,221 (153,876,478)	2.38 (2.57)
資本費	5,386,889,626 (5,386,889,626)	87.26 (87.26)	5,317,252,519 (5,317,252,519)	86.29 (86.29)	4,518,938,258 (4,518,938,258)	75.21 (75.21)	4,531,237,720 (4,531,237,720)	75.51 (75.51)	4,428,384,040 (4,428,384,040)	73.95 (73.95)
減価償却費	4,297,965,230 (4,297,965,230)	69.62 (69.62)	4,271,228,968 (4,271,228,968)	69.31 (69.31)	4,369,399,176 (4,369,399,176)	72.72 (72.72)	4,416,153,515 (4,416,153,515)	73.59 (73.59)	4,367,610,341 (4,367,610,341)	72.94 (72.94)
長期前受金 戻入	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	▲845,340,796 (▲845,340,796)	▲14.07 (▲14.07)	▲826,659,900 (▲826,659,900)	▲13.78 (▲13.78)	▲812,389,430 (▲812,389,430)	▲13.57 (▲13.57)
企業債利息	1,088,924,396 (1,088,924,396)	17.64 (17.64)	1,046,023,551 (1,046,023,551)	16.97 (16.97)	994,879,878 (994,879,878)	16.56 (16.56)	941,744,105 (941,744,105)	15.69 (15.69)	873,163,129 (873,163,129)	14.58 (14.58)
その他経費	571,164,177 (859,721,238)	9.25 (13.93)	495,819,581 (810,014,716)	8.05 (13.14)	478,093,450 (875,039,637)	7.96 (14.56)	525,124,115 (999,199,787)	8.75 (16.65)	506,072,806 (941,772,696)	8.45 (15.73)
その他経費	571,164,177 (859,721,238)	9.25 (13.93)	495,819,581 (810,014,716)	8.05 (13.14)	499,118,958 (896,065,145)	8.31 (14.91)	554,549,158 (1,028,624,830)	9.24 (17.14)	523,154,942 (958,854,832)	8.74 (16.01)
長期前受金 戻入	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	▲21,025,508 (▲21,025,508)	▲0.35 (▲0.35)	▲29,425,043 (▲29,425,043)	▲0.49 (▲0.49)	▲17,082,136 (▲17,082,136)	▲0.29 (▲0.29)
合計 (給水原価)	10,328,366,311 (10,738,232,470)	167.30 (173.94)	10,132,425,507 (10,568,996,635)	164.43 (171.51)	9,601,248,342 (10,197,336,200)	159.80 (169.72)	9,487,245,758 (10,146,364,432)	158.10 (169.09)	9,138,859,394 (9,738,704,000)	152.62 (162.64)
1m ³ あたりの 供給単価	—	176.49 * 172.74 (185.31) (* 181.38)	—	177.14 * 172.55 (185.99) (* 181.17)	—	176.85 * 172.07 (190.19) (* 185.02)	—	176.38 * 171.79 (190.49) (* 185.53)	—	177.33 * 171.92 (191.51) (* 185.67)
差益(▲差損)	—	9.19 * 5.44 (11.37) (* 7.44)	—	12.71 * 8.12 (14.48) (* 9.66)	—	17.05 * 12.27 (20.47) (* 15.30)	—	18.28 * 13.69 (21.40) (* 16.44)	—	24.71 * 19.30 (28.87) (* 23.03)
年間有収水量	61,734,592 m ³		61,622,249 m ³		60,082,080 m ³		60,006,569 m ³		59,880,136 m ³	

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入

注2 1m³あたりの給水原価＝原価費用÷年間有収水量

注3 1m³あたりの供給単価＝(給水収益＋給水負担金)÷年間有収水量

注4 1m³あたりの供給単価の欄中*は、給水負担金収入分を控除した額を示す。

注5 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注6 1m³あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注7 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
18.1	17.3	21.3	21.9	23.0	101.1	93.9	119.8	101.5	101.6
(17.4)	(16.6)	(20.1)	(20.5)	(21.6)	(101.1)	(93.8)	(119.9)	(101.5)	(101.6)
8.8	8.1	9.0	9.3	9.4	104.1	90.8	108.1	101.9	98.3
(8.4)	(7.8)	(8.5)	(8.7)	(8.9)	(104.1)	(90.8)	(108.1)	(101.9)	(98.3)
4.8	4.8	4.1	4.2	4.3	104.4	98.3	82.4	102.5	99.5
(4.6)	(4.6)	(3.8)	(4.0)	(4.1)	(104.3)	(98.4)	(82.5)	(102.5)	(99.4)
—	—	1.3	1.4	1.4	—	—	皆増	101.4	102.3
(—)	(—)	(1.3)	(1.3)	(1.4)	(—)	(—)	(皆増)	(101.4)	(102.3)
0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	300.0	88.9	100.0	75.0	200.0
(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(300.0)	(88.9)	(100.0)	(75.0)	(200.0)
1.5	1.5	3.9	4.1	4.9	75.4	99.2	248.4	104.3	114.2
(1.5)	(1.5)	(3.7)	(3.9)	(4.6)	(75.4)	(99.2)	(248.4)	(104.3)	(114.2)
3.0	2.8	3.0	2.9	2.8	104.0	93.0	101.9	95.6	95.6
(2.9)	(2.7)	(2.8)	(2.7)	(2.7)	(104.0)	(93.0)	(101.9)	(95.6)	(95.6)
12.0	11.6	12.4	11.0	9.2	116.7	94.5	104.2	87.9	81.0
(12.1)	(11.6)	(12.6)	(11.1)	(9.4)	(116.7)	(94.5)	(107.1)	(87.9)	(81.0)
5.3	5.6	5.3	5.2	5.7	103.3	104.1	91.5	98.1	105.8
(5.3)	(5.6)	(5.3)	(5.2)	(5.7)	(103.5)	(103.8)	(94.2)	(98.2)	(105.7)
5.3	6.2	7.0	6.8	6.5	105.2	115.3	109.4	96.4	91.7
(5.3)	(6.3)	(7.1)	(6.9)	(6.6)	(105.2)	(115.5)	(112.1)	(96.7)	(91.7)
1.6	2.0	2.0	1.8	1.6	88.0	119.5	98.2	89.0	83.8
(1.6)	(2.0)	(2.0)	(1.8)	(1.6)	(88.0)	(119.2)	(100.9)	(89.2)	(83.7)
52.2	52.5	47.1	47.8	48.5	99.3	98.9	87.2	100.4	97.9
(50.2)	(50.3)	(44.3)	(44.7)	(45.5)	(99.3)	(98.9)	(87.2)	(100.4)	(97.9)
41.6	42.2	45.5	46.5	47.8	100.0	99.6	104.9	101.2	99.1
(40.0)	(40.4)	(42.8)	(43.5)	(44.8)	(100.0)	(99.6)	(104.9)	(101.2)	(99.1)
—	—	▲ 8.8	▲ 8.7	▲ 8.9	—	—	皆増	97.9	98.5
(—)	(—)	(▲ 8.3)	(▲ 8.1)	(▲ 8.3)	(—)	(—)	(皆増)	(97.9)	(98.5)
10.5	10.3	10.4	9.9	9.6	96.9	96.2	97.6	94.7	92.9
(10.1)	(9.9)	(9.8)	(9.3)	(9.0)	(96.9)	(96.2)	(97.6)	(94.7)	(92.9)
5.5	4.9	5.0	5.5	5.5	126.5	87.0	98.9	109.9	96.6
(8.0)	(7.7)	(8.6)	(9.8)	(9.7)	(118.0)	(94.3)	(110.8)	(114.4)	(94.5)
5.5	4.9	5.2	5.8	5.7	126.5	87.0	103.2	111.2	94.6
(8.0)	(7.7)	(8.8)	(10.1)	(9.8)	(118.0)	(94.3)	(113.5)	(115.0)	(93.4)
—	—	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	—	—	皆増	140.0	59.2
(—)	(—)	(▲ 0.2)	(▲ 0.3)	(▲ 0.2)	(—)	(—)	(皆増)	(140.0)	(59.2)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	103.0	98.3	97.2	98.9	96.5
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(103.1)	(98.6)	(99.0)	(99.6)	(96.2)
—	—	—	—	—	99.9	100.4	99.8	99.7	100.5
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	* 99.8	* 99.9	* 99.7	* 99.8	* 100.1
					(99.9)	(100.4)	(102.3)	(100.2)	(100.5)
					(* 99.8)	(* 99.9)	(* 102.1)	(* 100.3)	(* 100.1)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
—	—	—	—	—	99.1	99.8	97.5	99.9	99.8
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(99.1)	(99.8)	(97.5)	(99.9)	(99.8)

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	24	25	26	27	28 算出基礎	28	算出方法
負荷率	%	88.60	90.35	91.98	81.40	$\frac{177,110}{195,355} \times 100 =$	90.66	$\frac{1 \text{ 日 平均 給水量}}{1 \text{ 日 最大 給水量}} \times 100$
施設利用率	%	59.69	59.28	58.34	57.94	$\frac{177,110}{308,910} \times 100 =$	57.33	$\frac{1 \text{ 日 平均 給水量}}{1 \text{ 日 給水能力}} \times 100$
最大稼働率	%	67.38	65.62	63.42	71.18	$\frac{195,355}{308,910} \times 100 =$	63.24	$\frac{1 \text{ 日 最大 給水量}}{1 \text{ 日 給水能力}} \times 100$
配水管使用効率	m ³ /m	20.73	20.37	19.82	19.65	$\frac{64,645,105}{3,385,299} =$	19.10	$\frac{\text{年間 総 給水量}}{\text{導送配水管 延長}}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	6.93	6.95	7.05	7.13	$\frac{64,645,105}{9,127,317} =$	7.08	$\frac{\text{年間 総 給水量}}{\text{有形 固定資産}}$
職員1人当たり 給水人口	人	2,516	2,507	2,514	2,533	$\frac{578,000}{232} =$	2,491	$\frac{\text{給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
職員1人当たり 有収水量	m ³	266,097	264,473	258,974	260,898	$\frac{59,880,136}{232} =$	258,104	$\frac{\text{年間 総 有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
職員1人当たり 営業収益	千円	47,263	47,169	46,119	46,306	$\frac{10,689,174}{232} =$	46,074	$\frac{\text{営業 収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$

7. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	24	25	26	27	28 算出基礎	28	算出方法
固定資産構成比率	%	91.82	90.91	90.28	89.00	$\frac{91,604,058,950}{103,222,873,154} \times 100 =$	88.74	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産【繰延勘定】}} \times 100$
固定負債構成比率	%	46.39	44.68	41.83	40.41	$\frac{39,615,106,191}{103,222,873,154} \times 100 =$	38.38	$\frac{\text{固定負債【+借入資本金】}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	%	51.73	53.64	53.77	54.87	$\frac{58,769,705,166}{103,222,873,154} \times 100 =$	56.93	$\frac{\text{資本} + \text{繰延収益}}{\text{【自己資本金+剰余金】}} \times 100$ $\frac{\text{【自己資本金+剰余金】}}{\text{負債資本合計}}$

※【】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	24	25	26	27	28 算出基礎	28	算出方法
固定資産対 長期資本比率	%	93.58	92.46	94.44	93.40	$\frac{91,604,058,950}{98,384,811,357} \times 100 =$	93.11	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益} + \text{固定負債}} \times 100$ $\frac{\text{【資本金+剰余金+固定負債】}}$
固定比率	%	177.51	169.49	167.90	162.19	$\frac{91,604,058,950}{58,769,705,166} \times 100 =$	155.87	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益}} \times 100$ $\frac{\text{【自己資本金+剰余金】}}$
流動比率	%	434.74	539.84	220.82	233.43	$\frac{11,618,814,204}{4,838,061,797} \times 100 =$	240.15	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
当座比率	%	427.74	530.33	215.34	229.90	$\frac{11,439,597,609}{4,838,061,797} \times 100 =$	236.45	$\frac{\text{現金・預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$ $\frac{\text{【未収金】}}$
現金比率	%	342.46	429.53	178.33	195.52	$\frac{9,806,583,205}{4,838,061,797} \times 100 =$	202.70	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金}}{\text{流動負債}} \times 100$

※【】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	24	25	26	27	28 算出基礎	28	算出方法
総資本回転率	回	0.10	0.10	0.10	0.10	$\frac{10,689,173,878}{103,485,901,668}$	= 0.10	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計}+\text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.20	0.19	0.19	0.19	$\frac{10,689,173,878}{57,849,780,032}$	= 0.18	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.11	0.11	0.11	0.11	$\frac{10,689,173,878}{91,970,009,878}$	= 0.12	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	1.35	1.19	1.08	0.99	$\frac{10,689,173,878}{11,515,891,791}$	= 0.93	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	6.04	6.21	6.05	6.22	$\frac{10,689,173,878}{1,683,055,837}$	= 6.35	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金}+\text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	4.53	4.57	4.86	5.00	$\frac{4,367,610,341}{88,281,421,074} \times 100$	= 4.95	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産}+\text{無形固定資産}-\text{土地}-\text{建設仮勘定}+\text{当年度減価償却費}} \times 100$

※ 自己資本=資本+繰延収益【自己資本金+剰余金】

【 】は、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	24	25	26	27	28 算出基礎	28	算出方法
総資本利益率	%	0.65	0.85	0.97	1.20	$\frac{1,667,800,608}{103,485,901,668} \times 100$	= 1.61	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計}+\text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対総費用比率	%	106.73	108.89	109.65	112.04	$\frac{11,647,112,215}{9,979,311,607} \times 100$	= 116.71	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対営業費用比率	%	118.72	121.00	113.01	113.34	$\frac{10,689,173,878}{9,074,507,249} \times 100$	= 117.79	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{営業費用}-\text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	24	25	26	27	28 算出基礎	28	算出方法
利子負担率	%	2.24	2.23	2.19	2.16	$\frac{873,163,129}{40,990,935,167} \times 100$	= 2.13	$\frac{\text{支払利息}}{\text{有利子負債}} \times 100$
企業債償還元金対減価償却費比率	%	72.19	73.85	94.14	88.74	$\frac{3,057,689,646}{3,538,138,775} \times 100$	= 86.42	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{減価償却費}-\text{長期前受金戻入}[\text{減価償却費}]} \times 100$
企業債償還元金対料金収入比率	%	29.10	29.67	31.90	30.65	$\frac{3,057,689,646}{10,294,423,368} \times 100$	= 29.70	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{給水収益}} \times 100$
企業債利息対料金収入比率	%	10.21	9.84	9.62	9.14	$\frac{873,163,129}{10,294,423,368} \times 100$	= 8.48	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収益}} \times 100$
企業債元利償還元金対料金収入比率	%	39.31	39.51	41.52	39.78	$\frac{3,930,852,775}{10,294,423,368} \times 100$	= 38.18	$\frac{\text{企業債元利償還元金}}{\text{給水収益}} \times 100$
職員給与対料金収入比率	%	17.53	16.47	19.80	20.13	$\frac{2,103,977,714}{10,294,423,368} \times 100$	= 20.44	$\frac{\text{職員給与}}{\text{給水収益}} \times 100$
累積欠損金比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{10,689,173,878} \times 100$	= -	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{10,689,173,878} \times 100$	= -	$\frac{(\text{流動負債}-\text{建設改良費等の財源に充てた企業債等})[\text{流動負債}]-\text{流動資産}-\text{翌年度繰越財源}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$

※ 【 】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

8. 企業債に関する調べ

(単位：円)

1. 27年度末残高 (A)		43,560,124,813
2. 28年度借入高 (B)		488,500,000
3. 28年度償還額 (C)		3,057,689,646
4. 28年度末残高 (D)=(A)+(B)-(C)		40,990,935,167
5. (D)の借入先内訳	財 務 省	18,698,835,852
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	21,641,054,871
	鹿 児 島 銀 行	651,044,444
6. (D)の利率別内訳	(1) 1.0%未満	2,571,263,024
	(2) 1.0%以上2.0%未満	15,598,103,663
	(3) 2.0%以上3.0%未満	19,173,353,734
	(4) 3.0%以上4.0%未満	1,672,118,523
	(5) 4.0%以上5.0%未満	1,964,830,944
	(6) 5.0%以上6.0%未満	11,265,279

第7章 料金制度等

1. 水道料金の変遷

年月日	専					用					栓
大正8 (創設)	放任給水料					計量給水料					
	専用栓 1家内2栓以下 1人1か月 0.1円 1栓加えるごと 0.02円					専用栓0.18m ³ 0.01円 湯屋0.18m ³ 0.006円 私設共用0.18m ³ 0.008円					動力用0.18m ³ 0.02円 庭園用0.18m ³ 0.03円 船舶用0.18m ³ 0.35円
大正 13.1.1	量水器口径別料金										
	13mm	16mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm	
	基本水量11m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.03円 その他0.06円										
	0.90 円	0.95 円	1.00 円	1.15 円	1.65 円	2.15 円	2.65 円	3.65 円	4.65 円	5.65 円	
昭和 20.3.28	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.05円 その他0.10円										
	1.25 円	1.35 円	1.45 円	1.60 円	2.30 円	3.00 円	3.70 円	5.00 円	6.50 円	8.00 円	
昭和 21.4.1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.10円 その他0.20円										
	2.50 円	2.70 円	3.00 円	3.50 円	5.00 円	6.00 円	7.50 円	10.00 円	15.00 円	20.00 円	
昭和 21.10.1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.20円 その他0.40円										
	5.00 円	5.40 円	6.00 円	7.00 円	10.00 円	12.00 円	15.00 円	20.00 円	30.00 円	40.00 円	
昭和 22.4.1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.40円 その他0.60円										
	7.50 円	8.00 円	9.00 円	10.00 円	15.00 円	18.00 円	22.50 円	30.00 円	45.00 円	60.00 円	
昭和 22.10.1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋1.00円 その他1.50円										
	15.00 円	16.00 円	18.00 円	20.00 円	30.00 円	36.00 円	45.00 円	60.00 円	90.00 円	120.00 円	
昭和 23.6.23	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 3.00円										
	30.00 円	32.00 円	36.00 円	40.00 円	60.00 円	72.00 円	90.00 円	120.00 円	180.00 円	240.00 円	
昭和 24.1.1	基本水量10m ³ 基本料金60.00円, 超過料金1m ³ 8.00円										
	20.00 円	—	30.00 円	50.00 円	70.00 円	150.00 円	230.00 円	310.00 円	400.00 円	450.00 円	
昭和 26.4.1	基本水量10m ³ 基本料金75円, 超過料金1m ³ 10円										
	20 円	—	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	400 円	450 円	
昭和 28.4.1	基本水量10m ³ 基本料金90円, 超過料金1m ³ 12円										
	20 円	—	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	400 円	450 円	
昭和 33.4.1	量水器使用料廃止										
	基本料金1か月10m ³ まで110円 超過料金1か月1m ³ 13円										
昭和 36.4.1	基本料金1か月10m ³ まで150円 超過料金1か月1m ³ 18円										
昭和 43.12.1 改定率 52.1%	専用給水装置(一般用)										
	基本料金 1か月 150円										
	従量料金 5m ³ までの分					1m ³ につき 5円					
	5m ³ を超え10m ³ までの分					1m ³ につき10円					
	10m ³ を超え20m ³ までの分					1m ³ につき25円					
	20m ³ を超え30m ³ までの分					1m ³ につき30円					
30m ³ を超える分					1m ³ につき34円						

特 別 栓	共 用 栓	消火栓
	共用栓使用で次の各号に該当するときは、その料金は専用栓の料金による。(大正13.1.1) 1. 賃貸価格1か月15円以上を納めるもの 2. 直接国税年額15円以上を納めるもの 3. 家屋税年額15円以上を納めるもの	
基本水量 5 m ³ 超過料金 1 m ³ 0.12円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金 5 m ³ 0.30円 超過料金 1 m ³ 0.03円	演習1回につき 2円
基本水量 5 m ³ 超過料金 1 m ³ 0.25円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金 5 m ³ 0.45円 超過料金 1 m ³ 0.05円	演習1回につき 2円
基本水量 5 m ³ 超過料金 1 m ³ 0.50円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金 5 m ³ 1.00円 超過料金 1 m ³ 0.10円	演習1回につき 2円
基本水量 5 m ³ 超過料金 1 m ³ 1.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金 5 m ³ 2.00円 超過料金 1 m ³ 0.20円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量 5 m ³ 超過料金 1 m ³ 1.50円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金 5 m ³ 4.00円 超過料金 1 m ³ 0.40円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量 5 m ³ 超過料金 1 m ³ 3.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金 10 m ³ 20.00円 超過料金 1 m ³ 2.00円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量 5 m ³ 超過料金 1 m ³ 5.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金 10 m ³ 20.00円 超過料金 1 m ³ 2.00円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量 10 m ³ 100円 超過料金 1 m ³ 12円 (量水器使用料徴収)	基本料金 5 m ³ 30円 超過料金 1 m ³ 4円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量 10 m ³ 125円 超過料金 1 m ³ 15円 (量水器使用料徴収)	基本料金 5 m ³ 45円 超過料金 1 m ³ 6円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 60円
基本水量 10 m ³ 150円 超過料金 1 m ³ 18円 (量水器使用料徴収)	基本料金 5 m ³ 55円 超過料金 1 m ³ 8円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 100円
(特 別 用)	共 用 栓	私設消火栓
基本料金 10 m ³ 180円 超過料金 1 m ³ 20円	基本料金 5 m ³ 60円 超過料金 1 m ³ 10円 使用水量 10 m ³ を超えたとき 1 m ³ につき 13円	5分ごとに 300円
基本料金 10 m ³ 250円 超過料金 1 m ³ 28円	基本料金 5 m ³ 80円 超過料金 1 m ³ 14円 使用水量 10 m ³ を超えたとき 1 m ³ につき 18円	5分ごとに 300円
基本料金 250円 従量料金 10 m ³ までの分 1 m ³ につき 17円 10 m ³ を超える分 1 m ³ につき 47円	基本料金 80円 従量料金 5 m ³ までの分 1 m ³ につき 5円 5 m ³ を超え 10 m ³ までの分 1 m ³ につき 24円 10 m ³ を超え 20 m ³ までの分 1 m ³ につき 25円 20 m ³ を超え 30 m ³ までの分 1 m ³ につき 30円 30 m ³ を超える分 1 m ³ につき 34円	使用水量 1 m ³ につき 50円

昭和 47.8.1	一 般 用								
	基本料金								
	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm以上	
改定率 44.7%	200円 300円 400円 700円 1,800円 2,700円 3,300円 6,500円								
	・ 公衆浴場用水 1 m ³ につき35円								
昭和 50.12.1	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	310円	490円	660円	1,500円	3,000円	7,000円	13,000円	
改定率 66.39%	従量料金	10m ³ までの分	50m ³ までの分		1m ³ について 110円				
		1m ³ について 10円	1m ³ について 75円						
		10m ³ を超え20m ³ までの分	50m ³ を超え100m ³ までの分						
		1m ³ について 45円	1m ³ について 90円						
		20m ³ を超え30m ³ までの分	100m ³ を超える分						
		1m ³ について 70円	1m ³ について 110円						
		30m ³ を超える分							
		1m ³ について 100円							
昭和 53.10.1	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	360円	610円	820円	1,900円	4,000円	9,000円	16,000円	
改定率 23.23%	従量料金	10m ³ までの分	50m ³ までの分		1m ³ について 135円				
		1m ³ について 15円	1m ³ について 95円						
		10m ³ を超え20m ³ までの分	50m ³ を超え100m ³ までの分						
		1m ³ について 50円	1m ³ について 110円						
		20m ³ を超え30m ³ までの分	100m ³ を超える分						
		1m ³ について 90円	1m ³ について 130円						
		30m ³ を超える分							
		1m ³ について 125円							
昭和 56.4.1	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	420円	760円	1,060円	2,680円	5,600円	12,500円	23,300円	
改定率 27.98%	従量料金	10m ³ までの分	50m ³ までの分		1m ³ について 175円				
		1m ³ について 20円	1m ³ について 125円						
		10m ³ を超え20m ³ までの分	50m ³ を超え100m ³ までの分						
		1m ³ について 65円	1m ³ について 140円						
		20m ³ を超え30m ³ までの分	100m ³ を超える分						
		1m ³ について 115円	1m ³ について 170円						
		30m ³ を超える分							
		1m ³ について 160円							
昭和 59.9.1	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	560円	960円	1,320円	1,960円	3,410円	6,820円	15,840円	30,070円
改定率 35.31%	従量料金	10m ³ までの分	50m ³ までの分		1m ³ について 235円				
		1m ³ について 30円	1m ³ について 170円						
		10m ³ を超え20m ³ までの分	50m ³ を超え100m ³ までの分						
		1m ³ について 85円	1m ³ について 190円						
		20m ³ を超え30m ³ までの分	100m ³ を超える分						
		1m ³ について 160円	1m ³ について 235円						
		30m ³ を超える分							
		1m ³ について 215円							

		共 用			私 設 消 火 栓
従量料金 ・一般用水 10m ³ までの分 1m ³ につき 10円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき 30円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ につき 40円 30m ³ を超える分 1m ³ につき 59円		基本料金 100円 従量料金 10m ³ までの分 1m ³ につき 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき 30円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ につき 40円 30m ³ を超える分 1m ³ につき 59円			使用時間5分間 ごとに 1,000円
		公 衆 浴 場 用			公 設 プール 用
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	一般用に同じ
34,000円	210円	310円	490円	660円	
10m ³ までの分 1m ³ について 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 45円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 70円 30m ³ を超える分 1m ³ について 100円		200m ³ までの分 1m ³ について 35円 200m ³ を超える分 1m ³ について 50円			500m ³ までの分 1m ³ について 55円 500m ³ を超える分 1m ³ について 75円 私 設 消 火 栓 使用時間5分間 ごとに 1,500円
		公 衆 浴 場 用			公 設 プール 用
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	一般用に同じ
43,000円	260円	360円	610円	820円	
10m ³ までの分 1m ³ について 25円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 50円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 90円 30m ³ を超える分 1m ³ について 125円		1m ³ について 40円			1m ³ について 80円 私 設 消 火 栓 使用時間5分間 ごとに 1,500円
		公 衆 浴 場 用			私 設 消 火 栓
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	1個について 1,000円
62,000円	320円	420円	760円	1,060円	
10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 65円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 115円 30m ³ を超える分 1m ³ について 160円		1m ³ について 45円			使用時間5分まで ごとに 2,000円
		公 衆 浴 場 用			私 設 消 火 栓
150mm以上	一世帯について	一般用に同じ			1個について 1,200円
78,710円	560円				
10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 85円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 160円 30m ³ を超える分 1m ³ について 215円		1m ³ について 55円			使用時間5分まで ごとに 2,000円

平成 3.4.1	種別	一 般 用							
	口径別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	670円	1,160円	1,570円	2,320円	4,120円	8,200円	18,850円	35,850円
改定率 18.49%	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 40円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 105円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 185円 30m ³ を超える分 1m ³ について 245円		50m ³ までの分 1m ³ について 200円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 220円 100m ³ を超える分 1m ³ について 270円			1m ³ について 270円		
	消費税	3%を転嫁							
平成 7.1.1	種別	一 般 用							
	口径別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	700円	1,220円	1,680円	2,500円	4,460円	8,790円	20,460円	38,970円
改定率 10.83% (税込改定率 14.16%)	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 45円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 120円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 210円 30m ³ を超える分 1m ³ について 275円		50m ³ までの分 1m ³ について 220円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 245円 100m ³ を超える分 1m ³ について 300円			1m ³ について 300円		
	消費税	5%を転嫁							
平成 9.4.1	消費税	8%を転嫁							
平成 26.4.1	消費税	8%を転嫁							

現行料金に係る注記

注1 料金は、1か月について上表に定める種別、用途及び口径別等の区別に従い、基本料金と、使用があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

注2 上記に該当しない料金は使用水量に1m³について435円を乗じて算出した額に100分の108を乗じ

注3 月の中途において、水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定する。

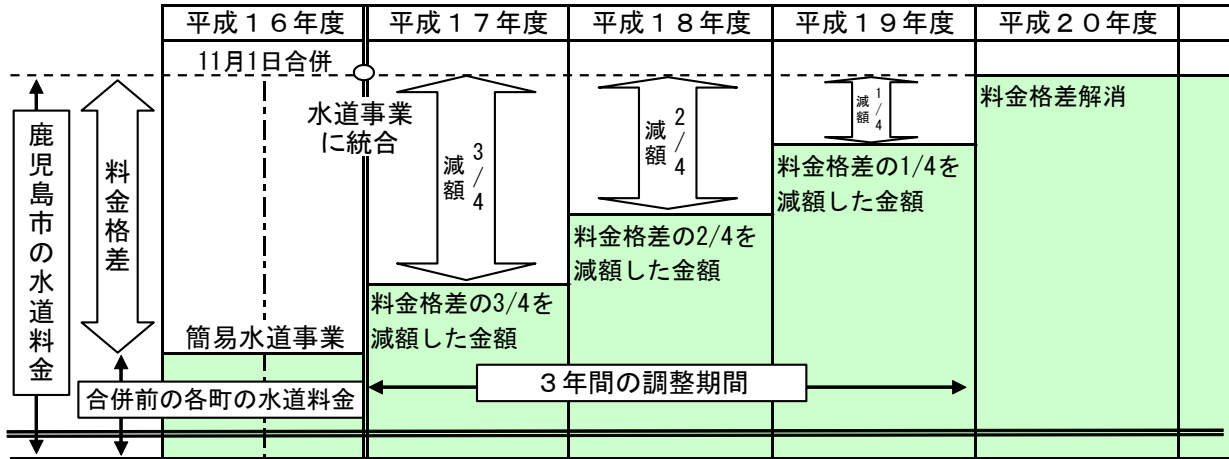
	共 用	公 衆 浴 場 用	私 設 消 火 栓
150mm以上	1世帯について	一般用に同じ	1個について 1,400円
93,570円	670円		
	10m ³ までの分 1m ³ について 40円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 105円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 185円 30m ³ を超える分 1m ³ について 245円	1m ³ について 65円	使用時間5分までごとに 2,000円
	共 用	公 衆 浴 場 用	私 設 消 火 栓
150mm以上	1世帯について	一般用に同じ	1個について 1,500円
102,370円	700円		
	10m ³ までの分 1m ³ について 45円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 120円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 210円 30m ³ を超える分 1m ³ について 275円	1m ³ について 70円	使用時間5分までごとに 2,200円

水量等に応じて算出した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数
 て得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2. 平成16年11月1日に合併した5地域に係る水道料金の段階的調整

【水道料金の段階的調整について】

平成16年11月1日に合併した5地域の簡易水道事業については、平成17年4月1日に水道事業に統合されている。水道料金については、水道事業への統合により負担が増加する使用者に対して、平成17年度から平成19年度までの間に限り、段階的調整を行い平成20年度に料金格差を解消した。



※ 鹿児島市の水道料金が安くなる場合は、そのまま適用されます。

【事業統合前水道料金表】

(1) 吉田地域

種別	一般用									特別用	
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm		
基本料金	400円	700円	1,100円	1,600円	2,700円	4,200円	9,300円	15,500円	23,500円	一般用に同じ	
水量料金	1m ³ ～5m ³		1m ³ あたり		70円						1m ³ につき220円
	6m ³ ～10m ³		1m ³ あたり		90円						
	11m ³ ～20m ³		1m ³ あたり		100円						
	21m ³ ～30m ³		1m ³ あたり		110円						
	31m ³ ～40m ³		1m ³ あたり		120円						
	41m ³ ～50m ³		1m ³ あたり		130円						
	51m ³ ～100m ³		1m ³ あたり		150円						
101m ³ ～		1m ³ あたり		170円							

- ・一般用とは一般家庭、学校、官公署、その他特別用以外で使用するもの。
- ・特別用とは仮事務所又は工事用水等臨時的に使用するもの。

注1 水道料金=(基本料金+水量料金)×1.05〔10円未満切り捨て〕

(2) 桜島地域

口径別	13mm	20mm	25mm	30mm以上
基本料金	336円	897円	1,223円	1,550円
従量料金	1m ³ ～10m ³ 1m ³ につき 91円	1m ³ ～50m ³ 1m ³ につき 112円	1m ³ ～50m ³ 1m ³ につき 120円	1m ³ ～100m ³ 1m ³ につき 128円
	11m ³ ～50m ³ 1m ³ につき 99円	51m ³ ～ 1m ³ につき 120円	51m ³ ～ 1m ³ につき 128円	101m ³ ～ 1m ³ につき 140円
	51m ³ ～ 1m ³ につき 106円			
	上記に該当しないものの料金は1m ³ あたり360円			

注1 水道料金=基本料金+従量料金〔10円未満切り捨て〕

(3) 喜入地域

水 道 使 用 料										
給水種別	一般用			営業用			船舶用		臨時用	
基本料金	250円			320円			—		1,100円	
従量料金	1m ³ につき 75円			1m ³ につき 105円			1m ³ につき 140円		1m ³ につき 105円	
計 量 器 使 用 料										
口 径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	150mmを 超えるもの
使用料金 (1個1か月につき)	100円	200円	250円	300円	400円	1,500円	2,000円	2,500円	4,000円	随時町長 が定める

注1 水道料金=(基本料金+従量料金+計量器使用料)×1.05 [10円未満四捨五入]

(4) 松元地域

基本料金	5m ³ まで	700円
超過料金	6m ³ 以上10m ³ まで	1m ³ につき 110円
	11m ³ 以上30m ³ まで	1m ³ につき 130円
	31m ³ 以上	1m ³ につき 200円

注1 水道料金=(基本料金+超過料金)×1.05 [10円未満切り捨て]

(5) 郡山地域

基本料金	1戸当たり	700円
水量料金	5m ³ まで	1m ³ 当たり 60円
	5m ³ を超え10m ³ まで	1m ³ 当たり 90円
	10m ³ を超え20m ³ まで	1m ³ 当たり 100円
	20m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ 当たり 110円
	30m ³ を超え40m ³ まで	1m ³ 当たり 120円
	40m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ 当たり 130円
	50m ³ を超える分	1m ³ 当たり 160円

注1 水道料金=(基本料金+水量料金)×1.05 [10円未満切り捨て]

3. 給水負担金の変遷

改定年月日 \ 口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
昭和 47. 10. 1	10,000円	20,000円	30,000円	—	100,000円
昭和 50. 12. 1 (改定率 155.43%)	25,000円	60,000円	95,000円	—	270,000円
昭和 53. 10. 1 (改定率 87.92%)	47,000円	110,000円	170,000円	—	520,000円
昭和 56. 4. 1 (改定率 34.45%)	62,000円 (93,000円)	140,000円 (210,000円)	230,000円 (345,000円)	—	680,000円 (1,020,000円)
昭和 59. 9. 1 (改定率 11.56%)	70,000円 (105,000円)	160,000円 (240,000円)	250,000円 (375,000円)	390,000円 (585,000円)	760,000円 (1,140,000円)
平成 7. 1. 1	消費税 3 % を転嫁				
平成 9. 4. 1	消費税 5 % を転嫁				
平成 26. 4. 1	消費税 8 % を転嫁				

50mm	75mm	100mm	150mm以上	備 考
200,000円	500,000円	1,000,000円	管理者が別に定める額	
530,000円	1,300,000円	2,500,000円	管理者が別に定める額	
1,000,000円	2,500,000円	4,800,000円	管理者が別に定める額	
1,300,000円 (1,950,000円)	3,300,000円 (4,950,000円)	6,400,000円 (9,600,000円)	管理者が別に定める額	()内は受水槽の設置を伴う場合の金額である。
1,400,000円 (2,100,000円)	3,600,000円 (5,400,000円)	7,100,000円 (10,650,000円)	管理者が別に定める額	()内は受水槽の設置を伴う場合の金額である。

第3編 公共下水道事業

第1章 総説

1. 沿革

本市の下水道事業計画は、大正2年の市議会において上水道施設計画とともに論議されたのが始まりで、早くからその必要性は上水道と同等に認められながらも、財政的理由により水道建設が先に行われ、下水道についてはその後しばしば調査計画されながらその実現をみななかった。

第二次世界大戦下の空襲により、市街地の9割が焼土と化した本市は、徹底的な区画整理を断行する機会を得たものの、下水道に関しては雨水排除が主眼とされて、一般家庭、工場等から排出される汚水排除を含む下水道の具体的計画が策定されるまでには至らなかった。

第1次計画（昭和27～37年度）は、昭和25年に下水道建設の緊要性が論議され、ようやく建設計画が具体化したため、昭和26年度予算に調査費を計上し、昭和27年5月7日下水道築造の認可を受け、同年9月17日工事に着手した。まず、繁華街の山之口町を中心とする中央地区、城南地区など甲突川以北の汚水管布設を行うとともに、甲突川天保山橋下流左岸に高級処理（活性汚泥法）による終末処理場（沖ノ村汚水処理場、のちに錦江処理場に改称）の建設に着手し、昭和30年11月29日に同処理場は通水式が挙行され処理を開始した。

本市は、終末処理場をもつ公共下水道としては、全国で戦後最も早く工事に着手がなされ、戦前戦後を通じて全国7番目の公共下水道のある都市となった。

下水の排除方法は、雨水と汚水を分割して排除する分流式を採用した。これは合流式の下水道が巨額の建設費を必要とすること、及び本市の土質がシラス土壌で水の洗掘に対して非常に弱いため、多雨気候の本市の場合は、降雨により側溝水路等へ流入する土砂類の量も多く、これが合流式による地下埋設管に流入するとその排除に要する費用も膨大なものになることなどから、本市の場合は、合流式よりも分流式の方が経済的効用面において勝っていると判断したためである。また、本市の市街地は、海岸線に沿った比較的細長い平坦部に形成されており、地表の勾配は山麓から海岸に向かって緩傾斜を成しているため、雨水の排除については道路や側溝、水路等の排水施設を整備することによって浸水の防止を図ることができる。更に昭和21年に着手した戦災復興土地区画整理事業の進捗に伴い、道路、側溝、水路等は整備され、従来豪雨のたびごとに受けていた浸水被害は次第に減少した。これに反して、市街地中心部への人口集中により汚水、特にし尿の処理が困難になってきたため、下水道事業に対する市民の関心は、し尿処理にその焦点が移ってきていたのである。

次に、第2次計画（昭和27～44年度）は、昭和35年10月5日処理区域を拡大するために変更計画の認可を得て、汚水管布設を中央・城南地区から北は上町方面へ、南は甲突川を横断して荒田・中洲地区へと進める一方、錦江処理場の整備拡充を行った。

第3次計画（昭和27～46年度）は、国の第2次下水道整備5箇年計画に基づき、昭和43年4月19日計画変更を行い、第2次計画に引き続き鴨池・城西地区へ汚水管布設を進めた。

第4次計画（昭和27～46年度）は、市街地周辺部に造成された大規模住宅団地（城山、緑ヶ丘、伊敷、原良等）の下水道を緊急に整備するため、昭和45年2月16日に事業計画を変更し、これらと新市街地の下水道とを接続した。また、鹿児島臨海工業地帯2号用地に立地する工場等の排水を処理するため、特定公共下水道として昭和46年11月25日から建設が進められていた2号用地処理場が翌年完成し、昭和47年8月1日に処理を開始した。その後、下水道法の一部改正により、昭和47年9月19日第4次計画の一部変更（昭和27～50年度）で公共下水道としての認可を得た。

第5次計画（昭和27～55年度）は、新都市計画法の施行（昭和44年6月14日）に伴い、昭和47年12月7日変更認可を得て、昭和48年1月5日脇田川河口左岸の南部処理場脇田分場の建設に着手し、翌年3月1日に処理を開始した。また、昭和50年7月31日には日本下水道事業団に委託して鹿児島臨海工業地帯2号用地に南部処理場の建設に着手し、昭和54年7月2日、これより先に着工していた甲突川天保山橋左岸と同処理場を結ぶ南部幹線（一部仮設配管）を使用して処理を開始した。同時に慈眼寺団地の区域を処理区

域に編入し、昭和48年1月8日同団地の処理場等の移管を受けた。（公共下水道接続に伴い昭和61年8月1日に廃止）その後、昭和55年11月12日に一部変更認可（昭和27～60年度）を得て、谷山第一地区土地区画整理事業区域と星ヶ峯ニュータウンを認可区域に編入した。

第6次計画（昭和27～62年度）は、昭和54年度の基本計画の見直しに伴い、処理区域の拡大を図り、特に千年団地、桜ヶ丘団地、武岡ハイランド等開発行為による大型団地を区域に編入し、昭和58年7月1日に変更認可を得て、下水道の整備を行った。

第7次計画（昭和27～平成2年度）は、昭和61年6月19日に変更認可を得て、谷山市街地を主とする市南部地域と、吉野町、坂元町、田上町、中山町等の市街地周辺地域の整備を進めた。また、1号用地を処理区域に編入するとともに、鹿児島開発事業団から昭和63年10月1日に1号用地処理場の移管を受け、谷山処理場の沈砂池、ポンプ設備の完成と同時に谷山処理区の一部の汚水を1号用地処理場へ圧送し、処理を行った。また、錦江処理場の汚泥を南部処理場で処理するため、昭和61年度から圧送施設の工事を行い、昭和63年4月1日に運用を開始した。

第8次計画（昭和27～平成7年度）は、平成3年3月18日に認可を得て、宇宿中間地区土地区画整理事業区域及び坂元地区（警察学校付近）や実方地区を認可区域に編入し、面的整備を行った。また、大峯団地、伊敷ニュータウン、西郷団地、花野団地、皇徳寺ニュータウン等開発行為による大型団地を認可区域に編入した。

第9次計画（昭和27～平成12年度）は、平成7年1月19日に認可を得て、坂之上地区及び吉野地区土地区画整理事業区域を認可区域に編入するとともに、鹿児島港本港区埋立地区や星ヶ峯ニュータウンの一部等開発行為による団地の区域を編入し、さらに平成10年8月28日に一部変更認可（昭和27～平成16年度）を得て、土地区画整理事業の谷山第二地区及びその周辺地区、臨海部埋立1号用地A区地先等を編入した。また、坂之上地区等の処理区域の拡大に伴って、汚水量が増加してきたため、平成8年度から谷山処理場の建設に着手し、平成12年5月1日に処理を開始した。

第10次計画（昭和27～平成23年度）は、平成17年1月31日に認可を得て、星ヶ峯南地区、南皇徳寺台地区、明ヶ窪地区、武岡台地区、鴨池台ビュータウン等開発行為による団地の区域を認可区域に編入し、また、平成20年12月11日に一部変更認可（昭和27～平成23年度）を得て、下水道総合浸水対策緊急事業に伴う雨水ポンプ場及び管渠を事業計画に位置付け、整備を行った。なお、処理場の統廃合を進めるために、平成18年度から着手した、谷山処理場の4池目、5池目の増設及び谷山幹線の整備が完了したことから、平成22年3月31日に錦江処理場の甲系と2号用地処理場を廃止した。また、谷山処理場の汚泥を南部処理場で処理するため、平成19年度から圧送施設の工事を行い、平成22年2月10日に運用を開始した。

第11次計画（昭和27～平成29年度）は、平成22年10月1日に認可を得て、吉野地区、清和地区、光山地区及びマリポートかごしま1期1工区等の区域を認可区域に編入した。また、処理場の統廃合を進めるため、平成22年度から着手した、谷山処理場の6池目、7池目の増設及び谷山幹線、1号用地幹線の整備が完了し、平成28年3月22日に運用を開始したことから、平成28年3月31日に南部処理場脇田分場と1号用地処理場を廃止した。さらに、平成26年10月31日に一部変更計画（昭和27～平成29年度）を策定し、谷山第三地区土地区画整理事業区域等を事業計画区域に編入した。

下水汚泥の処分は、資源として再利用するため全量堆肥化を目指し、昭和54年12月31日から鹿児島臨海工業地帯1号用地に下水汚泥堆肥化場の建設を行い、昭和56年4月24日に運転を開始し、堆肥化製品は緑農地還元を行っている。

公共下水道の事業運営形態は、雨水に関しては、市長事務局（一般会計）が所管し、汚水に関しては、水道局において建設当初（昭和27年度）から地方公営企業法を適用している。また、汚水は当初水道事業特別会計の中に包含していたが、昭和42年度から独立した公共下水道事業特別会計の下で運営されている。

平成28年度末の整備状況は、処理区域面積6,992ha、処理区域内人口472,000人で、事業計画区域面積7,387haに対して94.7%、行政区内人口597,375人に対して79.0%の普及率となっている。

整備計画推移

区分 計画	認可年月 (協議年月)	着手年月	完成(予定) 年 月	計画排水 及 び 処理面積 (ha)	計画排水 及 び 処理人口 (人)	排除方式	計 画 処 理 水 量			
							1日最大 (m ³)	1日平均 (m ³)	1人1日最大 (ℓ)	1人1日平均 (ℓ)
第1次 計 画	昭和 27年5月	昭和 27年9月	昭和 38年3月	300	70,000	分流式	18,900	12,600	270	180
第2次 計 画 (変更)	昭和 35年10月	—	昭和 45年3月	650	140,000	〃	37,800	25,200	270	180
第3次 計 画 (変更)	昭和 43年4月	—	昭和 47年3月	850	160,000	〃	56,000	38,400	350	240
第4次 計 画 (変更)	昭和 45年2月	—	昭和 47年3月	1,210	200,000	〃	70,000	48,000	350	240
第4次 計 画 (一部変更)	昭和 47年9月	—	昭和 51年3月	1,468.2	200,000	〃	81,000	56,400	350	240
第5次 計 画 (変更)	昭和 47年12月	—	昭和 56年3月	3,278.2	380,000	〃	200,400	140,960	500	350
第5次 計 画 (一部変更)	昭和 55年11月	—	昭和 61年3月	3,529	405,000	〃	212,900	149,710	500	350
第6次 計 画 (変更)	昭和 58年7月	—	昭和 63年3月	4,450	400,000	〃	222,000	185,800	555	465
第7次 計 画 (変更)	昭和 61年6月	—	平成 3年3月	5,670	455,000	〃	268,900	226,460	555	465
第8次 計 画 (変更)	平成 3年3月	—	平成 8年3月	6,430	470,000	〃	277,100	233,050	555	464
第9次 計 画 (変更)	平成 7年1月	—	平成 13年3月	6,920	505,000	〃	283,700	238,550	555	464
第9次 計 画 (一部変更)	平成 10年8月	—	平成 17年3月	7,013	518,000	〃	290,100	243,970	529	442
第10次 計 画 (変更)	平成 17年1月	—	平成 24年3月	7,098	496,000	〃	256,300	210,900	517	425
第11次 計 画 (変更)	平成 22年10月	—	平成 30年3月	7,345	496,000	〃	256,300	210,910	517	425
第11次 計 画 (一部変更)	平成 26年10月	—	平成 30年3月	7,387	499,000	〃	257,800	212,200	517	425

2. 事業計画

[鹿児島市公共下水道事業 第11次変更計画]

区 分	第 1 1 次 変 更 計 画
目 標 年 度	平成29年度
計 画 処 理 区 域 面 積	7,387 ha
計 画 処 理 区 域 内 人 口	499,000 人
計 画 1 人 1 日 最 大 汚 水 量	517 ℓ
計 画 1 日 最 大 汚 水 量	257,800 m ³ /日
排 除 方 法	分 流 式
処 理 方 法	高 級 処 理
処 理 場	錦 江 処 理 場 南 部 処 理 場 谷 山 処 理 場
ポ ン プ 場	上 町 中 継 ポ ン プ 場 大 明 ヶ 丘 中 継 ポ ン プ 場 野 呂 迫 中 継 ポ ン プ 場
事 業 費 (平成22～29年度)	240.8億円 (汚水)
	国庫補助 103.6億円
	起 債 125.2億円
	市 費 12.0億円

3. 平成28年度事業概要

(総括)

公共下水道事業においては、市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全のため、適正かつ合理的な運営と健全な経営を図るとともに、下水道施設の建設改良を行い、処理区域の拡大と水洗化の促進に努めた。

(業務量)

本年度末の処理件数は 24 万 8,679 件で、前年度末に比べて 2,350 件(0.95%)の増、処理人口は 46 万 2,900 人で 5,800 人(1.24%)の減、年間総有収水量は 5,585 万 5,189 m³で、前年度に比べて 5 万 2,374 m³(0.09%)の減となった。

なお、有収率は 88.11%となった。

また、行政区域内人口に対する下水道の整備率は 79.01%で、前年度末に比べて 0.14 ポイントの減となり、処理区域内の水洗化率は 98.07%となった。

(建設改良事業)

下水道建設事業においては 13 億 8,839 万 7,447 円を投じて、汚水管路施設として谷山幹線、1号用地幹線、吉野4号幹線及び吉野5号幹線並びに吉野地区、清和地区及び土地区画整理事業区域などに汚水管を延長 8,211.15m 布設するとともに、南部処理場の機械設備の更新などを行った。

下水道改良事業においては 3 億 2,214 万 5,505 円を投じて、汚水管を延長 2,822.15m 改良するとともに、南部処理場の機械設備の改良などを行った。

(経営状況)

決算の結果、総収益は 83 億 6,398 万 7,226 円、総費用は 77 億 3,755 万 8,917 円となり、6 億 2,642 万 8,309 円の純利益が生じた。この純利益が当年度末処分利益剰余金となった。

総収益は、他会計補助金や長期前受金戻入が減少したことなどから、前年度に比べて 2 億 6,534 万 6,938 円(3.07%)の減となった。

総費用は、総係費は増加したものの、資産減耗費や支払利息及び手数料が減少したことなどから、前年度に比べて 6,612 万 6,183 円(0.85%)の減となった。

第2章 排水

1. 事業の推移

項目			年度				
			19	20	21	22	
行政区域内	面積	ha	54,706	54,706	54,706	54,706	
	世帯数	世帯	260,368	262,401	264,988	267,309	
	人口(A)	人	603,158	603,216	604,959	605,682	
処理区域内	面積	ha	6,676	6,713	6,759	6,818	
	世帯数	世帯	209,000	211,400	213,900	215,900	
	人口(B)	人	468,100	469,700	472,400	473,500	
処理 (水洗化)	世帯数	世帯	203,400	205,900	208,700	211,000	
	人口(C)	人	455,300	457,000	460,500	462,400	
処理件数			件	227,432	229,199	232,566	234,237
普及率	対行政区域	整備率(B/A)	%	77.6	77.9	78.1	78.2
		水洗化率(C/A)	%	75.5	75.8	76.1	76.3
	対処理区域	水洗化率(C/B)	%	97.3	97.3	97.5	97.7
年間総処理水量			m ³	63,757,971	63,183,991	62,088,716	63,951,301
1日最大 処理水量	月日	—	7月11日	10月1日	6月23日	6月22日	
	水量	m ³	283,339	251,191	185,857	239,392	
1日最大 処理水量 (晴天時)	月日	—	7月15日	6月18日	6月24日	6月24日	
	水量	m ³	218,771	205,893	180,787	216,348	
1日最小 処理水量	月日	—	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	
	水量	m ³	141,084	137,364	139,717	144,857	
1日平均処理水量			m ³	174,202	173,107	170,106	175,209
1人1日最大処理水量			ℓ	623	550	405	519
1人1日最小処理水量			ℓ	310	301	304	314
1人1日平均処理水量			ℓ	383	379	370	379
年間総有収水量			m ³	58,442,531	57,686,554	58,053,637	58,052,190
有収率			%	91.7	91.3	93.5	90.8
処理能力			m ³ /日	240,000	240,000	228,200	228,200
汚水管延長			m	2,011,193	2,033,642	2,047,814	2,062,110

注1 処理件数は、下水道条例第20条の2を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに排水

注2 1日平均処理水量＝年間総処理水量÷年間総日数

注3 1人1日最大処理水量＝1日最大処理水量÷1日最大処理水量の属する月の処理人口

注4 1人1日最小処理水量＝1日最小処理水量÷1日最小処理水量の属する月の処理人口

注5 1人1日平均処理水量＝1日平均処理水量÷(年間延べ処理人口÷12月)

※注3～注5の数値については、「2. 処理人口・処理水量」を参照

23	24	25	26	27	28	29 (当初予算)
54,707	54,721	54,721	54,757	54,755	54,755	54,755
267,094	269,029	271,017	272,681	274,655	272,002	—
605,609	605,883	605,695	604,697	603,779	597,375	597,300
6,863	6,900	6,927	6,959	6,976	6,992	7,012
217,300	219,300	221,500	223,300	225,200	223,200	—
475,200	476,800	477,800	477,900	477,900	472,000	475,600
212,500	214,800	217,000	219,000	221,000	219,100	—
464,400	466,500	467,600	468,300	468,700	462,900	466,400
237,167	240,305	242,743	244,536	246,329	248,679	250,900
78.5	78.7	78.9	79.0	79.2	79.0	79.6
76.7	77.0	77.2	77.4	77.6	77.5	78.1
97.7	97.8	97.9	98.0	98.1	98.1	98.1
63,505,967	63,646,876	61,644,670	62,401,971	64,062,467	63,394,262	60,045,000
6月22日	6月27日	9月4日	6月27日	6月25日	7月10日	—
227,474	241,676	210,016	220,489	257,885	230,875	—
6月23日	6月22日	9月5日	8月6日	7月7日	7月5日	—
217,444	206,529	187,234	200,018	233,386	191,930	191,500
1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	—
143,395	139,005	144,753	144,143	144,369	143,857	—
173,514	174,375	168,890	170,964	175,034	173,683	164,500
491	519	449	471	550	492	—
309	298	310	308	308	310	—
374	374	361	365	373	372	—
57,676,524	57,362,514	57,001,003	55,911,302	55,907,563	55,855,189	54,701,000
90.8	90.1	92.5	89.6	87.3	88.1	91.1
228,200	228,200	228,200	228,200	221,800	221,800	221,800
2,077,347	2,095,722	2,112,802	2,126,621	2,136,549	2,148,450	—

設備が設置されているとみなして換算した数値である。

2. 処理人口・処理水量

項目		月		4	5	6	7	8
		単位						
行 域 政 内	世帯数	世帯		275,850	276,073	276,199	276,266	276,291
	人 口	人		604,392	604,542	604,709	604,698	604,763
処 域 理 内	世帯数	世帯		226,100	226,300	226,400	226,400	226,400
	人 口	人		478,400	478,400	478,600	478,500	478,400
処 (水洗化)	世帯数	世帯		222,000	222,200	222,300	222,300	222,300
	人 口	人		469,200	469,200	469,400	469,300	469,300
処 理 件 数			件	246,324	246,899	247,661	248,133	248,413
処 理 水 量			m ³	5,116,622	5,418,043	5,508,710	6,077,397	5,328,705
1 日 最 大 処 理 水 量	月 日	—		4月29日	5月10日	6月30日	7月10日	8月3日
	水 量	m ³		180,297	200,055	218,469	230,875	178,945
1 日 最 大 処 理 水 量 (晴天時)	月 日	—		4月29日	5月12日	6月8日	7月5日	8月5日
	水 量	m ³		180,297	189,277	175,629	191,930	178,226
1 日 最 小 処 理 水 量	月 日	—		4月3日	5月4日	6月5日	7月31日	8月14日
	水 量	m ³		155,029	163,403	161,468	170,933	157,693
1 日 平 均 処 理 水 量			m ³	170,554	174,776	183,624	196,045	171,894
1 人 1 日 最 大 処 理 水 量			ℓ	384	426	465	492	381
1 人 1 日 最 小 処 理 水 量			ℓ	330	348	344	364	336
1 人 1 日 平 均 処 理 水 量			ℓ	363	372	391	418	366
有 収 水 量			m ³	4,366,370	4,719,342	4,461,738	4,819,794	4,542,589

9	10	11	12	1	2	3	計
276,417	272,249	272,309	272,183	272,028	271,831	272,002	—
604,936	599,226	599,318	599,290	599,060	598,714	597,375	—
226,500	223,200	223,200	223,000	222,900	222,700	223,200	—
478,400	473,100	473,100	473,000	472,600	472,400	472,000	—
222,400	219,100	219,100	218,900	218,700	218,600	219,100	—
469,300	464,000	463,900	463,800	463,500	463,200	462,900	—
248,973	248,870	248,783	248,884	248,931	248,722	248,679	—
5,227,286	5,334,019	5,164,241	5,332,383	5,137,306	4,632,158	5,117,392	63,394,262
9月20日	10月22日	11月15日	12月30日	1月12日	2月3日	3月7日	7月10日
199,129	185,132	177,985	178,740	172,263	172,139	170,411	230,875
9月23日	10月25日	11月2日	12月30日	1月12日	2月3日	3月17日	7月5日
177,474	182,075	177,959	178,740	172,263	172,139	169,755	191,930
9月11日	10月3日	11月20日	12月4日	1月1日	2月5日	3月19日	1月1日
164,474	153,789	162,651	161,701	143,857	157,013	150,226	143,857
174,243	172,065	172,141	172,012	165,720	165,434	165,077	173,683
424	399	384	385	372	372	368	492
350	331	351	349	310	339	325	310
371	371	371	371	358	357	357	372
4,950,583	4,515,933	4,840,577	4,498,226	4,912,910	4,616,907	4,610,220	55,855,189

3. 処理場別処理水量

施設名 \ 月	4	5	6	7	8	9
錦江処理場	263,721	273,831	293,148	311,201	269,570	262,305
南部処理場	3,653,940	3,879,530	3,924,510	4,324,460	3,822,860	3,733,680
谷山処理場	1,198,961	1,264,682	1,291,052	1,441,736	1,236,275	1,231,301
計	5,116,622	5,418,043	5,508,710	6,077,397	5,328,705	5,227,286

4. 水質濃度別有収水量(水質料金適用分)

年度 \ 項目	水質濃度区画 (BOD+SS)					
	300を超え 400まで	400を超え 500まで	500を超え 600まで	600を超え 700まで	700を超え 800まで	
28	件数(件)					
	水量(m ³)					
	料金(円)					

注1 平成18年度以降は水質料金対象事業所なし。

注2 料金は消費税込額である。

(単位：m³)

10	11	12	1	2	3	合 計
264,338	262,491	289,490	301,981	248,769	280,048	3,320,893
3,824,730	3,703,760	3,824,150	3,660,890	3,333,040	3,679,910	45,365,460
1,244,951	1,197,990	1,218,743	1,174,435	1,050,349	1,157,434	14,707,909
5,334,019	5,164,241	5,332,383	5,137,306	4,632,158	5,117,392	63,394,262

800を超え 900まで	900を超え 1,000まで	1,000を超え 1,100まで	1,100を超え るもの	合 計
				0
				0
				0

5. 用途別件数及び有収水量

用途			年度			25		
			24			25		
大分類	中分類	小分類	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位
生活用水	一般家庭用	家事用	970,159	30,445,777	15.69	985,400	30,454,245	15.45
		共同住宅用	339,304	7,997,751	11.79	340,130	7,925,785	11.65
		小計	1,309,463	38,443,528	14.68	1,325,530	38,380,030	14.48
	家事兼営業用	家事兼営業用	17,614	729,060	20.70	17,397	707,648	20.34
	複合ビル用	複合ビル用	8,714	298,483	17.13	9,012	302,400	16.78
	公衆浴場用	公衆浴場用	238	2,490,736	5,232.64	229	2,417,765	5,278.96
	計		1,336,029	41,961,807	15.70	1,352,168	41,807,843	15.46
都市生活動用水	官公署・学校用	官公署用	2,538	864,438	170.30	2,529	771,757	152.58
		学校用	2,577	973,137	188.81	2,602	964,700	185.38
		公共用	3,158	308,016	48.77	3,188	307,580	48.24
		水道施設用	66	2,047	15.51	66	1,958	14.83
		小計	8,339	2,147,638	128.77	8,385	2,045,995	122.00
	事務所用	事務所用	23,651	942,286	19.92	23,638	914,859	19.35
	病院用	病院用	4,840	2,580,105	266.54	4,839	2,525,447	260.95
	営業用	娯楽用	662	214,536	162.04	656	212,083	161.65
		旅館用	1,111	1,400,655	630.36	1,078	1,391,389	645.36
		飲食店用	14,030	1,478,833	52.70	14,087	1,481,994	52.60
		その他	44,466	4,667,920	52.49	45,401	4,645,515	51.16
		小計	60,269	7,761,944	64.39	61,222	7,730,981	63.14
	工場用	工場用	3,133	1,968,734	314.19	3,065	1,975,878	322.33
計		100,232	15,400,707	76.83	101,149	15,193,160	75.10	
合計			1,436,261	57,362,514	19.97	1,453,317	57,001,003	19.61

注1 件数は、下水道条例第20条の2を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに排水設備

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(単位：件, m³)

26			27			28			構成比(%) (28年度)	
件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量
1,008,336	30,154,200	14.95	1,021,156	30,276,421	14.82	1,035,811	30,479,875	14.71	69.50	54.57
330,502	7,546,790	11.42	327,566	7,432,077	11.34	325,227	7,274,021	11.18	21.82	13.02
1,338,838	37,700,990	14.08	1,348,722	37,708,498	13.98	1,361,038	37,753,896	13.87	91.32	67.59
17,176	674,209	19.63	16,989	660,556	19.44	16,872	644,979	19.11	1.13	1.15
9,263	294,915	15.92	9,364	310,647	16.59	9,425	312,464	16.58	0.63	0.56
237	2,339,483	4,935.62	234	2,294,496	4,902.77	237	2,406,376	5,076.74	0.02	4.31
1,365,514	41,009,597	15.02	1,375,309	40,974,197	14.90	1,387,572	41,117,715	14.82	93.10	73.61
2,528	848,521	167.82	2,518	906,226	179.95	2,425	861,883	177.71	0.16	1.54
2,307	928,653	201.27	2,273	925,026	203.48	2,314	922,031	199.23	0.16	1.65
3,228	317,393	49.16	3,267	324,531	49.67	3,281	303,648	46.27	0.22	0.54
66	1,795	13.60	66	2,181	16.52	66	1,385	10.49	0.00	0.00
8,129	2,096,362	128.94	8,124	2,157,964	132.81	8,086	2,088,947	129.17	0.54	3.74
23,662	888,996	18.79	23,679	886,871	18.73	23,826	854,648	17.94	1.60	1.53
4,867	2,438,694	250.53	4,880	2,426,096	248.58	4,863	2,424,817	249.31	0.33	4.34
644	232,508	180.52	640	238,290	186.16	616	232,421	188.65	0.04	0.42
1,067	1,370,602	642.27	1,032	1,379,107	668.17	943	1,349,838	715.71	0.06	2.42
14,151	1,435,823	50.73	14,119	1,428,491	50.59	14,211	1,414,721	49.78	0.95	2.53
45,442	4,532,858	49.88	46,364	4,585,466	49.45	47,314	4,494,842	47.50	3.17	8.05
61,304	7,571,791	61.76	62,155	7,631,354	61.39	63,084	7,491,822	59.38	4.23	13.41
3,059	1,905,862	311.52	3,008	1,831,081	304.37	2,967	1,877,240	316.35	0.20	3.36
101,021	14,901,705	73.76	101,846	14,933,366	73.31	102,826	14,737,474	71.66	6.90	26.39
1,466,535	55,911,302	19.06	1,477,155	55,907,563	18.92	1,490,398	55,855,189	18.74	100.00	100.00

が設置されているものとみなして換算した数値を示す。

6. 水量区画別件数及び有収水量

水量区画		年度	24	25	26	27	28
一 般 用	0m ³ ～10m ³	件数(件)	1,115,305	1,151,413	1,199,210	1,223,686	1,251,447
		水量(m ³)	6,537,407	6,670,393	6,891,349	7,024,992	7,114,955
		料金(円)	737,570,301	754,260,972	802,197,859	822,448,727	837,708,056
	11m ³ ～30m ³	件数(件)	1,552,972	1,559,529	1,556,257	1,556,043	1,557,328
		水量(m ³)	27,737,526	27,820,252	27,508,428	27,461,674	27,440,809
		料金(円)	2,424,293,942	2,430,742,520	2,459,837,101	2,466,444,911	2,464,383,848
	31m ³ ～50m ³	件数(件)	169,463	163,271	147,400	144,884	144,256
		水量(m ³)	6,111,928	5,882,359	5,293,995	5,201,512	5,175,455
		料金(円)	590,963,362	568,486,067	523,484,052	516,289,045	513,540,793
	51m ³ ～100m ³	件数(件)	23,971	23,156	22,031	21,875	21,744
		水量(m ³)	1,601,139	1,550,946	1,485,585	1,480,038	1,472,775
		料金(円)	185,111,646	179,405,708	176,235,550	176,456,800	175,644,381
	101m ³ ～200m ³	件数(件)	10,940	10,848	10,754	10,912	10,346
		水量(m ³)	1,540,391	1,520,578	1,501,936	1,524,839	1,443,072
		料金(円)	217,606,688	214,515,627	216,729,053	221,060,673	209,085,562
	201m ³ ～500m ³	件数(件)	8,053	8,001	7,808	7,647	7,526
		水量(m ³)	2,501,707	2,477,434	2,415,788	2,362,406	2,296,335
		料金(円)	427,429,046	423,032,104	422,301,083	414,735,312	402,226,930
	501m ³ ～1000m ³	件数(件)	2,565	2,597	2,472	2,530	2,492
		水量(m ³)	1,773,599	1,798,214	1,707,722	1,724,436	1,706,456
		料金(円)	339,253,224	344,015,812	334,536,940	338,685,870	335,341,790
	1001m ³ 以上	件数(件)	2,382	2,336	2,296	2,289	2,235
		水量(m ³)	7,068,081	6,863,062	6,767,043	6,833,170	6,798,956
		料金(円)	1,530,365,475	1,485,343,165	1,499,858,204	1,522,161,908	1,515,741,457
小 計	件数(件)	2,885,651	2,921,151	2,948,228	2,969,866	2,997,374	
	水量(m ³)	54,871,778	54,583,238	53,571,846	53,613,067	53,448,813	
	料金(円)	6,452,593,684	6,399,801,975	6,435,179,842	6,478,283,246	6,453,672,817	
公衆浴場用	件数(件)	476	459	474	467	473	
	水量(m ³)	2,490,736	2,417,765	2,339,456	2,294,496	2,406,376	
	料金(円)	21,132,474	20,510,408	20,332,329	20,035,408	21,005,698	
計	件数(件)	2,886,127	2,921,610	2,948,702	2,970,333	2,997,847	
	水量(m ³)	57,362,514	57,001,003	55,911,302	55,907,563	55,855,189	
	料金(円)	6,473,726,158	6,420,312,383	6,455,512,171	6,498,318,654	6,474,678,515	

注 件数は「基本料金件数」、水量は「有収水量」、料金は「水量料金(税込)」を示す。

種別件数(件)	1種	2,799,486	2,834,572	2,861,706	2,883,586	2,911,100
		2種	86,641	87,038	86,996	86,747

水量料金(円)	6,473,726,158	6,420,312,383	6,455,512,171	6,498,318,654	6,474,678,515
水質料金(円)	0	0	0	0	0
計(下水道使用料)(円)	6,473,726,158	6,420,312,383	6,455,512,171	6,498,318,654	6,474,678,515

第3章 業務

1. 下水道使用料調定状況

(単位：件、円)

項目 年度	納付制		口座振替制		合計	
	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数	金額
24	200,153 17.5	1,665,053,092 25.7	943,083 82.5	4,808,673,066 74.3	1,143,236	6,473,726,158 (6,165,453,484)
25	205,754 17.7	1,605,381,946 25.0	954,069 82.3	4,814,930,437 75.0	1,159,823	6,420,312,383 (6,114,583,222)
26	207,806 17.7	1,506,442,935 23.3	965,637 82.3	4,949,069,236 76.7	1,173,443	6,455,512,171 (6,004,046,261)
27	211,768 17.9	1,485,270,977 22.9	972,908 82.1	5,013,047,677 77.1	1,184,676	6,498,318,654 (6,016,961,717)
28	216,563 18.1	1,483,907,181 22.9	981,184 81.9	4,990,771,334 77.1	1,197,747	6,474,678,515 (5,995,072,700)

注()内は、消費税抜額である。

2. 下水道使用料収納状況

(単位：件、円)

項目 年度	前年度末 未収		当年度 調定		当年度 収納		不納欠損		当年度末 未収	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
24	147,550	827,675,192	1,143,236	6,473,726,158	1,134,719	6,460,052,358	3,254	16,282,434	152,813 (86,313)	825,066,558 (553,579,030)
25	152,813	825,066,558	1,159,823	6,420,312,383	1,154,257	6,414,921,663	3,455	24,993,443	154,924 (102,054)	805,463,835 (581,414,302)
26	154,924	805,463,835	1,173,443	6,455,512,171	1,170,078	6,445,270,629	2,963	13,882,626	155,326 (104,133)	801,822,751 (595,139,096)
27	155,326	801,822,751	1,184,676	6,498,318,654	1,183,882	6,486,792,343	2,830	14,955,972	153,290 (104,555)	798,393,090 (608,752,511)
28	153,290	798,393,090	1,197,747	6,474,678,515	1,195,860	6,479,752,616	3,089	12,823,097	152,088 (105,078)	780,495,892 (602,850,177)

注1 当年度収納は、過年度分の収納を含む。

注2 ()は、翌年度4月納入期限の3月調定分(納期未到来) ※平成25年度以降は、2月調定のうち毎月口座振替分(4月振替分)を含む。

収納方法別内訳

(単位：件、円)

項目 年度	金融機関窓口		口座振替		水道局窓口		コンビニ		合計	
	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数	金額
24	44,477 3.9	1,146,876,608 17.8	900,476 79.4	4,753,266,214 73.6	30,489 2.7	114,150,087 1.8	159,277 14.0	445,759,449 6.9	1,134,719	6,460,052,358
25	40,728 3.5	1,090,685,672 17.0	912,340 79.0	4,735,385,786 73.8	33,865 2.9	124,418,395 1.9	167,324 14.5	464,431,810 7.2	1,154,257	6,414,921,663
26	39,140 3.3	1,046,340,997 16.2	923,086 78.9	4,801,581,466 74.5	33,523 2.9	119,605,911 1.9	174,329 14.9	477,742,255 7.4	1,170,078	6,445,270,629
27	37,519 3.2	1,011,475,196 15.6	933,589 78.9	4,877,401,308 75.2	34,255 2.9	115,513,977 1.8	178,519 15.1	482,401,862 7.4	1,183,882	6,486,792,343
28	35,798 3.0	1,005,774,390 15.5	943,330 78.9	4,871,190,593 75.2	31,170 2.6	105,069,517 1.6	185,562 15.5	497,718,116 7.7	1,195,860	6,479,752,616

注 構成比は、端数の四捨五入のため個々の和が100と異なることがある。

3. 受益者負担金収入状況

(単位：件、円)

項目 年度	賦課件数	調定額	徴収額
24	540	24,171,798	23,061,390
25	909	33,566,368	32,696,595
26	575	25,086,524	24,406,798
27	592	26,288,933	25,770,435
28	438	17,861,179	17,339,398

4. 排水設備

(単位：件)

項目 年度	工 事 件 数 (完 成)				改 造	撤 去	合 計
	新 設						
	新 築	浄化槽改造	汲 取 改 造	小 計			
24	1,496	199	51	1,746	1,818	135	3,699
25	1,494	417	77	1,988	1,896	114	3,998
26	1,634	404	45	2,083	1,865	162	4,110
27	1,579	433	45	2,057	2,103	232	4,392
28	1,546	463	35	2,044	1,988	194	4,226

5. 水洗便所改造資金融資あつ旋・助成金制度

(1) 水洗便所改造資金 融資あつ旋制度

平成29年3月31日現在

融資あつ旋制度	設 備	限度額	利 率	内 容
	浄化槽便所	30万円※	無利子	処理開始の日から1年以内に公共下水道へ接続する場合
			1.50%	処理開始の日から1年を超え3年以内に公共下水道へ接続する場合
			2.00%	処理開始の日から3年を超えた日以後に公共下水道へ接続する場合
	くみ取り便所		無利子	処理開始の日から3年以内に公共下水道へ接続する場合
2.00%			処理開始の日から3年を超えた日以後に公共下水道へ接続する場合	

※ 2か所以上の便所がある場合には、便所1か所増える毎に15万円を加算した額以内（いずれも工事に要した費用の範囲で、1万円単位とします。）

(2) 水洗便所改造資金 助成金制度

平成29年3月31日現在

助成金制度	設 備	助成金額	内 容
	浄化槽便所	浄化槽1基につき 1万7千円	処理開始の日から1年以内に公共下水道へ接続する場合
くみ取り便所	便槽1槽につき 1万7千円	処理開始の日から3年以内に公共下水道へ接続する場合	

注 融資あつ旋制度と助成金制度との併用はできない。

(3) 制度実績

年度	項目 区分	融資の実行	
		戸 数	金 額
24	無利子	2	850
	1.50%	5	1,050
	2.40%	0	0
	計	7	1,900
25	無利子	6	1,620
	1.50%	0	0
	2.15%	2	530
	計	8	2,150
26	無利子	6	1,280
	1.50%	0	0
	2.20%	0	0
	計	6	1,280
27	無利子	2	600
	1.50%	0	0
	2.15%	0	0
	計	2	600
28	無利子	4	1,290
	1.50%	0	0
	2.00%	1	300
	計	5	1,590

年度	項目 区分	助成金の交付	
		戸 数	金 額
24	浄化槽	98	1,666
	くみ取り	20	340
	計	118	2,006
25	浄化槽	277	4,709
	くみ取り	43	731
	計	320	5,440
26	浄化槽	183	3,111
	くみ取り	20	340
	計	203	3,451
27	浄化槽	209	3,553
	くみ取り	25	425
	計	234	3,978
28	浄化槽	189	3,213
	くみ取り	8	136
	計	197	3,349

6. 低宅地汚水ポンプ施設設置補助金制度

(1) 制度概要

平成29年3月31日現在

補助金制度	交付対象者	補助金の額	交付対象経費
	公共下水道の処理区域内にある低宅地の既存家屋に汚水ポンプ施設を設置しようとする者	〈補助の割合〉 交付対象経費の5分の4相当額 (1件当たりの限度額) 55万円	汚水ポンプ施設の設置工事

(2) 制度実績

(単位：千円)

項目 \ 年度	24	25	26	27	28
件数	1	2	0	1	0
補助金	550	1,100	0	550	0

7. 電力使用状況

(1) 電力使用量

(単位：kWh)

施設名 \ 年度	24	25	26	27	28
錦江処理場	3,361,920	3,441,624	2,972,952	2,547,936	2,579,568
南部処理場(2号用地処理場を含む)	19,546,648	19,524,326	19,527,515	18,914,584	18,747,920
南部処理場脇田分場	348,558	344,412	178,134	34,350	0
1号用地処理場	3,100,116	3,050,124	2,978,028	2,973,804	1,053,048
谷山処理場	4,324,416	4,284,576	4,274,424	4,417,092	5,420,652
下水汚泥堆肥化場	1,811,526	1,889,454	1,866,498	1,932,231	1,874,370
大明ヶ丘中継ポンプ場	193,410	183,558	176,148	179,220	174,888
上町中継ポンプ場	291,805	274,782	284,144	289,279	288,241
その他ポンプ所	129,323	139,280	145,408	142,819	130,850
計	33,107,722	33,132,136	32,403,251	31,431,315	30,269,537

(2) 電力料

(単位：円)

施設名 \ 年度	24	25	26	27	28
錦江処理場	43,692,758	51,441,084	48,656,378	41,665,605	38,935,888
南部処理場(2号用地処理場を含む)	237,306,323	273,790,807	294,716,739	276,635,020	251,193,024
南部処理場脇田分場	6,818,168	7,683,641	6,299,971	2,076,831	0
1号用地処理場	37,612,992	43,336,868	45,878,813	43,299,897	17,606,205
谷山処理場	56,246,005	64,346,922	68,514,567	68,092,782	76,892,642
下水汚泥堆肥化場	22,698,210	26,752,548	29,006,533	28,226,230	25,383,982
大明ヶ丘中継ポンプ場	3,557,900	3,793,699	4,030,890	4,034,396	3,776,547
上町中継ポンプ場	3,886,582	4,360,116	4,700,210	4,740,067	4,346,718
その他ポンプ所	3,588,941	4,143,196	4,502,483	4,343,760	3,994,824
計	415,407,879	479,648,881	506,306,584	473,114,588	422,129,830

8. 薬品使用状況

(1) 薬品購入量

(単位：kg)

		年度				
薬品名	施設名	24	25	26	27	28
次亜塩素酸ナトリウム	錦江処理場	111,020	102,160	67,840	45,980	46,000
	南部処理場	548,160	493,080	336,470	342,730	320,320
	南部処理場脇田分場	11,570	13,070	4,010	0	0
	1号用地処理場	30,200	28,180	26,020	28,100	0
	谷山処理場	170,860	151,030	122,020	126,590	113,340
	計	871,810	787,520	556,360	543,400	479,660
消石灰	南部処理場	1,872,940	1,672,890	1,720,450	1,546,360	1,331,250
塩化第二鉄	南部処理場	1,696,530	1,705,630	1,663,260	1,244,200	1,172,370
高分子凝集剤	南部処理場	63,000	62,700	64,845	73,500	84,900
	1号用地処理場	10,800	8,400	8,700	9,150	8,850
	計	73,800	71,100	73,545	82,650	93,750
ポリ塩化アルミニウム	1号用地処理場	0	0	0	0	0
消臭剤	南部処理場	21,010	24,700	21,516	23,400	23,800
ポリ硫酸第二鉄	南部処理場	0	0	0	0	0
	谷山処理場	63,000	75,560	75,750	65,420	53,550
	計	63,000	75,560	75,750	65,420	53,550
起泡助剤	南部処理場	3,168	2,340	1,476	1,980	2,304

(2) 薬品費

(単位：円)

		年度				
薬品名	施設名	24	25	26	27	28
次亜塩素酸ナトリウム	錦江処理場	6,061,692	5,577,936	3,912,463	2,651,755	2,608,200
	南部処理場	29,929,536	26,922,168	19,404,904	19,765,929	18,162,144
	南部処理場脇田分場	631,722	713,622	231,264	0	0
	1号用地処理場	1,648,920	1,538,628	1,500,621	1,620,579	0
	谷山処理場	9,328,956	8,246,238	7,037,137	7,300,696	6,426,378
	計	47,600,826	42,998,592	32,086,389	31,338,959	27,196,722
消石灰	南部処理場	53,492,556	49,494,703	61,262,160	55,947,300	46,007,995
塩化第二鉄	南部処理場	77,132,731	77,546,463	79,397,375	59,393,127	55,964,249
高分子凝集剤	南部処理場	67,795,871	67,765,948	72,452,394	79,851,420	94,298,904
	1号用地処理場	4,163,670	2,910,600	3,120,120	3,211,650	3,001,212
	計	71,959,541	70,676,548	75,572,514	83,063,070	97,300,116
ポリ塩化アルミニウム	1号用地処理場	0	0	0	0	0
消臭剤	南部処理場	10,699,340	12,612,600	11,302,620	12,420,540	12,686,760
ポリ硫酸第二鉄	南部処理場	0	0	0	0	0
	谷山処理場	2,190,300	2,618,152	2,750,788	2,472,876	1,476,310
	計	2,190,300	2,618,152	2,750,788	2,472,876	1,476,310
起泡助剤	南部処理場	1,395,576	1,164,240	828,823	1,133,351	1,256,601
その他	水質分析用薬品外	2,906,379	2,568,111	2,577,106	2,290,220	2,434,474
合計		267,377,249	259,679,409	265,777,775	248,059,443	244,323,227

9. 下水汚泥処分状況

(1) 脱水ケーキ量

(単位：t)

項目		年度		24	25	26	27	28
南 処 理 場 部 系	脱水ケーキ量			36,266.75	35,269.27	35,553.75	36,639.31	37,686.12
	内 訳	堆肥化		36,266.75	35,269.27	35,553.75	36,639.31	37,686.12
		その他		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1 号 用 地 系	脱水ケーキ量			3,832.75	3,925.82	3,174.05	3,522.39	3,086.63
	内 訳	堆肥化		3,832.75	3,925.82	3,174.05	3,522.39	3,086.63
		その他		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	脱水ケーキ量			40,099.50	39,195.09	38,727.80	40,161.70	40,772.75
	内 訳	堆肥化		40,099.50	39,195.09	38,727.80	40,161.70	40,772.75
		その他		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(2) 有効利用量

(単位：t)

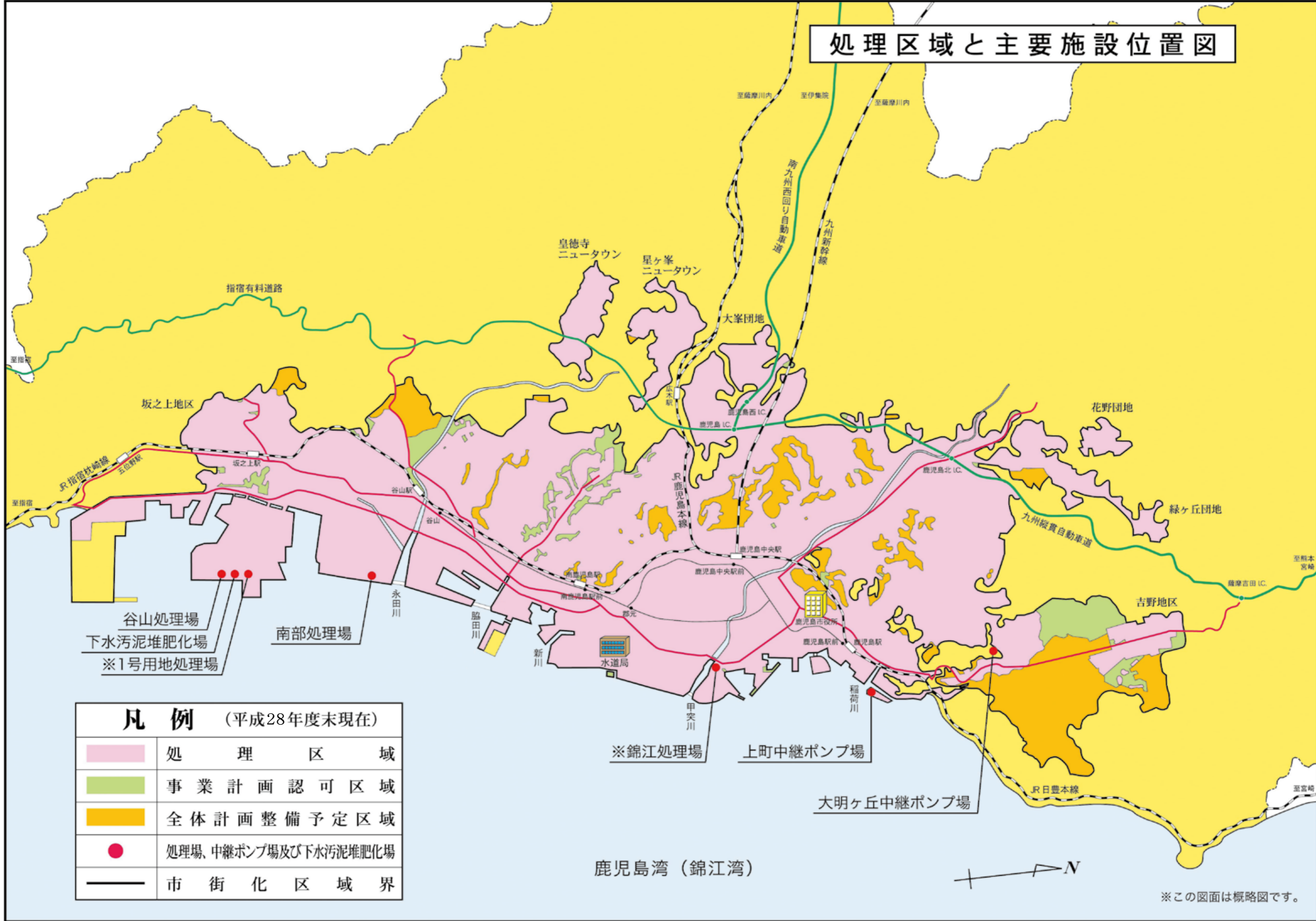
項目		年度		24	25	26	27	28
サ ツ マ ソ イ ル (堆 肥 化 製 品)	有効利用量			10,734.995	10,626.892	10,826.218	11,386.833	11,515.233
	内 訳	販売量		10,703.305	10,598.955	10,795.155	11,340.630	11,479.075
		その他		31.690	27.937	31.063	46.203	36.158

10. 水質試験成績表(放流水)

項目	施設名 単位	錦江処理場	南部処理場	谷山処理場
カドミウム	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
シアン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
有機燐	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
鉛	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
砒素	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
P C B	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
セレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
ほう素	mg/L	1 未満	1 未満	1 未満
ふっ素	mg/L	0.8 未満	0.8 未満	0.8 未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
アンモニア,アンモニウム,亜硝酸及び硝酸	mg/L	4.3	8.6	9.5
水素イオン濃度 (pH)	—	6.8	6.9	7.0
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.3	1.8	2.7
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	9.6	7.9	7.7
浮遊物質 (SS)	mg/L	2	2	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5 未満	5 未満	5 未満
フェノール	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満
銅	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	mg/L	0.02	0.01 未満	0.01
溶解性鉄	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
溶解性マンガン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
クロム	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
大腸菌群数	個/cm ³	30 未満	30 未満	30 未満
全窒素	mg/L	6.7	12.7	21.1
全りん	mg/L	0.13	0.53	0.22
ダイオキシン類	pg-TEQ/L		0.00010	

注 上記数値は、平成28年度の平均値を示す。

処理区域と主要施設位置図



凡例 (平成28年度末現在)	
	処理区域
	事業計画認可区域
	全体計画整備予定区域
	処理場、中継ポンプ場及び下水汚泥堆肥化場
	市街化区域界

※ 1号用地処理場は平成27年度に廃止、錦江処理場は平成33年度を目標に廃止予定。

※この図面は概略図です。

第4章 施設の概要

1. 処理場・汚泥堆肥化場・ポンプ場施設概要

(1) 錦江処理場

所在地 鹿児島市錦江町5番3号
敷地面積 14,315 m²
処理開始 昭和30年11月29日
処理能力 19,000 m³/日
処理方法 活性汚泥法

主要施設	数量	概要	要
沈砂池	1池 1池	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	幅2m 長10m 高段 幅2m 長10m 低段
汚水ポンプ井	1池 1池	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	幅6m 長4m 深4.09m 高段用 幅4m 長4m 深4.65m 低段用
汚水ポンプ	6台 1台	立軸渦巻斜流ポンプ 水中汚水ポンプ	
反応タンク	3池 1池	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	乙系統 幅6m 長68m 深4.5m 乙系統 幅6m 長64m 深4.5m
最終沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造	乙系統 中央流入垂直流式
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造	乙系統 長方形回流式
塩素滅菌設備	1式	乙系統	次亜ソタンク，次亜ソ注入ポンプ
汚泥圧送設備	2台	スクリーポンプ	
送風機設備	4台	乙系統	電動機直結多段ターボブロワ
電気設備	1式		受変電設備，動力設備，計装設備，発電機設備，照明設備，通信設備，中央監視設備
本館	1棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 14m×39.5m 地上2階 14m×31.5m 地上3階 14m×26.0m 地上4階 14m×4.55m
処理水再利用設備	1基	鋼板製重力式多層砂ろ過器	
脱臭設備	2基 1基	乙系統 前処理	脱臭装置 脱臭装置
乙系統水処理上屋	1棟	鉄筋コンクリート及びプレキャストコンクリート造	地上1階 38.34m×56.10m 28.44m×66.19m 地上2階 33.70m×13.35m 地上3階 33.70m×13.35m
第一機械室	1棟	木造平屋	18.20m×12.25m
第二機械室	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 9.0m×23.5m 地上1階 9.0m×25.8m

(2) 南部処理場

所在地 鹿児島市南栄二丁目13番地
敷地面積 92,238 m²
処理開始 昭和54年7月2日
処理能力 149,600 m³/日
処理方法 標準活性汚泥法

主要施設	数量	概要	要
沈砂池	4池	鉄筋コンクリート造	幅 2.5m 長15m
汚水ポンプ	6台	立軸渦巻斜流ポンプ	
予備エアレーションタンク	1池	鉄筋コンクリート造	幅 3.2m 長211.1m 深3.2m
最初沈殿池	22池	鉄筋コンクリート造	幅 8.2m 長 24.0m 深2.5m
反応タンク	22池	鉄筋コンクリート造	幅8.35m 長 47.3m 深6.0m
最終沈殿池	22池	鉄筋コンクリート造	幅上層6.0m 下層8.4m 2階層式 上層24.1m 下層22.4m 有効水深2.5m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造	幅 4.0m 長180.0m 深2.7m
塩素滅菌設備	1式	次亜ソタンク, 次亜ソ注入ポンプ	
塩素滅菌機室	1棟	鉄筋コンクリート造	18.0m×14.0m
汚泥濃縮タンク	4池 2基 2基	重力式濃縮タンク有効径10.8m 有効水深3.0m 加圧浮上式濃縮タンク 常圧浮上式濃縮装置	
脱水設備	4台 2台	加圧脱水機 204m ² (2m×2m×32室) スクリーブレス脱水機 (φ1,000)	
送風機設備	6台	電動機直結多段ターボブロワ	
脱臭設備	1式	脱臭機, ダクト	
管理本館 (沈砂池, ポンプ室を含む)	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 30.0m×51.6m (沈砂池他) 地下1階 30.0m×51.6m (ポンプ室他) 地上1階 30.0m×51.6m 地上2階 30.0m×51.6m 地上3階 30.0m×34.8m 地上R階 12.0m×27.6m
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備, 通信設備, 中央監視制御設備	
処理水再利用設備	1式	急速ろ過装置, オートストレーナー	
放流渠等	1式	鉄筋コンクリート造	1.8m×1.8m 延長201.2m 1.8m×1.8m } × } 延長196.5m 1.5m×1.5m
雑用水棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 25.2m×29.8m 地上1階(鉄骨造) 23.0m×25.2m 6.9m×12.3m 5.4m×6.8m
汚泥し渣処理設備	1式	ドラムスクリーン, スクリーブレス	
汚泥処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 30.0m×54.0m 地上1階 30.0m×54.0m 地上2階 30.0m×54.0m 地上3階 30.0m×54.0m 地上4階 30.0m×54.0m

主要施設	数量	概要	要
汚泥濃縮棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 19.5m×52.5m 地上1階 19.5m×52.5m 地上2階 19.5m×52.5m
送風機棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 12.0m×42.0m 地下1階 12.0m×42.0m 地上1階 12.0m×54.0m 地上2階 12.0m×18.0m 地上3階 12.0m×18.0m
計量器室	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 12.8m×14.4m 地上1階 12.8m×2.6m
水処理上屋	1棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 182.15m×44.9m 地上2階 26.55m×22.0m 8.85m×22.0m 17.70m×27.5m
階段棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 8.9m×6.4m 3.65m×2.5m 2.4m×5.2m 地上1階 14.0m×6.6m 4.5m×2.2m 9.1m×6.6m 2.15m×2.15m
汚泥し渣処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 12.35m×47.0m 5.5m×13.0m 地上1階 16.65m×9.65m

(3) 谷山処理場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地5
敷地面積 45,000 m²
処理開始 平成12年5月1日
処理能力 53,200 m³/日
処理方法 標準活性汚泥法

主要施設	数量	概要	要
沈砂池	3池	鉄筋コンクリート造	幅 2.0m 長11.0m
汚水ポンプ	5台	立軸渦巻斜流ポンプ	
最初沈殿池	7池	鉄筋コンクリート造	幅 7.3m 長22.3m 深3.0m
反応タンク	7池	鉄筋コンクリート造	幅7.35m 長44.2m 深8.1m
最終沈殿池	7池	鉄筋コンクリート造	幅 7.3m 長43.0m 深3.0m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造	幅 2.8m 長122.9m 深2.7m
塩素滅菌設備	1式	次亜ソタンク, 次亜ソ注入ポンプ	
汚泥濃縮設備	1池 1台	重力式濃縮タンク 遠心濃縮機	有効径10.0m 有効水深3.0m
送風機設備	4台	歯車増速式単段ターボブロワ	
汚泥圧送設備	2台	吸込スクリー付汚泥ポンプ	
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備, 中央監視制御設備(1号用地処理場に設置)	
処理水再利用設備	1式	オートストレーナー, 移床式上向流砂ろ過器, 給水ユニット	
汚泥し渣処理設備	1式	スクリーン, スクリュープレス	
沈砂池ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 45.15m×24.20m 地下1階 45.15m×24.20m 中地下1階 12.52m×24.20m 地上1階 16.62m×24.72m
送風機棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 11.35m×26.35m 地上1階 25.57m×26.62m 地上2階 7.26m×7.50m 地上3階 14.26m×26.62m
雑用水棟 (塩素滅菌機室を含む)	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 26.30m×20.30m 地上1階 12.62m×20.62m
脱臭設備	1式	土壌脱臭床, 脱臭ファン, ダクト	
水処理上屋 (換気ファン室, 水処理電気室)	2棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 25.62m×5.69m
し渣処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 9.00m×17.80m 地上1階 8.82m×16.72m
汚泥圧送棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 9.50m×9.00m 地上1階 9.50m×9.00m

(4) 1号用地処理場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地1
 敷地面積 49,495 m²
 処理開始 昭和63年10月1日
 処理能力 12,000 m³/日
 処理方法 回転円板法と接触酸化法
 水処理施設 (※) については平成27年度廃止

主要施設	数量	概要	要
※ 曝気沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	幅3.0m 長 4.0m
※ 汚水ポンプ	4台	水中汚水ポンプ	
※ 調整池	2池	鉄筋コンクリート造	幅5.0m 長 35.0m 深4.0m 6列
※ 回転円板池	4池	鉄筋コンクリート造	幅4.0m 長 7.7m 深1.9m 5段
※ 中和池	2池	鉄筋コンクリート造	幅4.5m 長 4.5m 深2.5m
※ 中間沈殿池	4池	鉄筋コンクリート造	幅4.0m 長 23.0m 深3.0m
※ 接触酸化池	8池	鉄筋コンクリート造	幅3.2m 長28.55m 深4.0m
※ 最終沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造	幅5.0m 長 27.0m 深2.5m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造	幅2.0m 長 15.0m 深2.0m 3水路
※ 汚泥調整槽	1槽	鉄筋コンクリート造	幅6.0m 長 10.0m 深4.2m
※ 汚泥濃縮タンク	2槽	鉄筋コンクリート造	幅6.0m 長 6.0m 深4.0m
汚泥脱水機	3台	遠心脱水機	5.0m ³ /時
管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 12.2m×22.8m 地上1階 12.4m×27.4m 地上2階 12.4m×27.4m
ブロワ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 4.5m×28.0m 地上1階 18.0m×28.0m
※ 沈砂池ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 10.0m×20.0m 地下1階 10.0m×20.0m 地上1階 10.5m×6.5m
汚泥処理設備電気室	1棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 6.0m×12.0m

(5) 下水汚泥堆肥化場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地4
 敷地面積 16,500 m²
 運転開始 昭和56年4月24日
 処理方法 無添加 立型発酵方式

主要施設	数量	概要	要
混合汚泥ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	300m ²
受入れホッパーヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	300m ² , 450m ²
発酵槽	1式	鉄筋コンクリート造一部鋼板使用	容量1,000m ³
発酵ヤード	1式	鉄筋コンクリート造, 鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	2,012m ²
後熟ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	900m ²
電気室	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	400m ²
事務室	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	200m ²
製品ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	400m ²
脱臭設備	1式	脱臭ファン, ダクト, 土壌脱臭床, 水洗浄塔, 生物脱臭装置, 活性炭吸着装置	

(6) 上町中継ポンプ場

所在地 鹿児島市祇園之洲町2番地
敷地面積 2,006 m²
運転開始 昭和57年9月1日
揚水能力 20.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造 地下2階 6.50m×12.00m 地下1階 26.50m×12.00m 地上1階 24.20m×12.00m
破砕機	2台	細断機
汚水ポンプ	4台	渦巻ポンプ
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備
脱臭設備	1式	脱臭ファン, ダクト, 土壌脱臭床

(7) 大明ヶ丘中継ポンプ場

所在地 鹿児島市大明ヶ丘一丁目5番5号
敷地面積 857 m²
運転開始 昭和49年10月1日
揚水能力 5.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造 地上1階 16.35m×8.40m 地上2階 10.70m×8.40m
破砕機	2台	細断機
汚水ポンプ	3台	渦巻ポンプ (内1台予備)
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備

2. 汚水管布設状況(1)

管種 口径	ビニル管				下水道用遠心力ダクタイル鋳鉄管					
	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm	118.000	2.250			120.250	28.250				28.250
75mm	6.300				6.300					
100mm	400,710.680	2,796.900	766.250	150.980	404,122.850	1,375.940				1,375.940
125mm	248.800				248.800					
150mm	119,951.570	994.150	633.150	77.050	121,501.820	5,360.400				5,360.400
200mm	764,063.490	4,133.150	902.400	317.150	768,781.890	11,315.040				11,315.040
250mm	182,780.900	119.950		134.850	182,766.000	235.200				235.200
300mm	14,997.810	363.900			15,361.710	1,052.950				1,052.950
350mm	9,897.440				9,897.440	68.050				68.050
400mm	3,301.910				3,301.910	116.550				116.550
450mm	2,126.980				2,126.980					
500mm	810.950				810.950					
600mm	412.630				412.630	546.610				546.610
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	1,499,427.460	8,410.300	2,301.800	680.030	1,509,459.530	20,098.990				20,098.990

管種 口径	陶管				更生陶管					
	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm										
75mm										
100mm	987.830				987.830	32.450				32.450
125mm										
150mm	3,394.610			53.550	3,341.060	809.000				809.000
200mm	174,616.180			39.900	174,576.280	9,477.650				9,477.650
250mm	163,681.610			1,155.950	162,525.660	31,016.250	1,016.000			32,032.250
300mm	1,919.790			61.700	1,858.090	5,439.400	108.800			5,548.200
350mm	994.950				994.950	157.800				157.800
400mm										
450mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	345,594.970			1,311.100	344,283.870	46,932.550	1,124.800			48,057.350

(単位：m)

遠心力鉄筋コンクリート管					更生遠心力鉄筋コンクリート管				
27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長
	布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
16.800				16.800					
52,905.360			1.000	52,904.360	576.450				576.450
33,233.260			504.550	32,728.710	167.600	504.550			672.150
12,423.920				12,423.920	396.900				396.900
10,938.600				10,938.600	594.850				594.850
21,331.210			288.500	21,042.710	942.100	288.500			1,230.600
5,699.420				5,699.420	156.750				156.750
3,692.940				3,692.940					
8,089.210				8,089.210					
11,144.100				11,144.100	1,455.550				1,455.550
17,127.030			100.500	17,026.530	172.270	100.500			272.770
8,500.450				8,500.450	70.600				70.600
3,196.250	914.800			4,111.050					
4,836.950				4,836.950					
619.900	1,141.290			1,761.190					
2,221.670				2,221.670	104.750				104.750
2,157.250				2,157.250					
3,801.100				3,801.100					
405.270				405.270	199.450				199.450
1,969.130				1,969.130	89.800				89.800
90.730				90.730	157.450				157.450
5,793.160				5,793.160	516.660				516.660
210,193.710	2,056.090		894.550	211,355.250	5,601.180	893.550			6,494.730

(単位：m)

鋼管				ヒューム管					
27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長
	布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
68.100				68.100					
62.320				62.320					
250.790				250.790					
284.000				284.000					
4,935.790				4,935.790	1,181.350				1,181.350

汚水管布設状況(2)

(単位：m)

管種 口径	レジンコンクリート管				強化プラスチック複合管					
	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm										
75mm										
100mm										
125mm										
150mm										
200mm						13.650			13.650	
250mm	298.600			298.600		15.350			15.350	
300mm	455.450			455.450						
350mm						33.150			33.150	
400mm										
450mm										
500mm						16.800			16.800	
600mm	18.170			18.170		606.000			606.000	
700mm						417.450			417.450	
800mm	82.650			82.650		75.800			75.800	
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	854.870			854.870		1,178.200			1,178.200	

(単位：m)

管種 口径	ポリエチレン管				合計					
	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm						146.250	2.250			148.500
75mm	163.300			163.300		169.600				169.600
100mm	352.950			352.950		403,459.850	2,796.900	766.250	150.980	406,872.020
125mm						248.800				248.800
150mm						129,532.380	994.150	633.150	130.600	131,029.080
200mm	34.550			34.550		1,013,002.370	4,133.150	902.400	358.050	1,017,679.870
250mm						412,194.320	1,640.500		1,795.350	412,039.470
300mm						36,686.220	472.700		61.700	37,097.220
350mm						23,100.640				23,100.640
400mm						25,691.770	288.500		288.500	25,691.770
450mm						7,983.150				7,983.150
500mm						4,520.690				4,520.690
600mm						9,672.620				9,672.620
700mm						13,085.200				13,085.200
800mm						17,520.070	100.500		100.500	17,520.070
900mm						8,821.840				8,821.840
1000mm						3,196.250	914.800			4,111.050
1100mm						6,839.150				6,839.150
1200mm						1,999.530	1,141.290			3,140.820
1350mm						2,963.470				2,963.470
1500mm						2,408.950				2,408.950
1650mm						3,801.100				3,801.100
1800mm						604.720				604.720
2000mm						2,058.930				2,058.930
2200mm						248.180				248.180
2400mm						6,593.820				6,593.820
計	550.800			550.800		2,136,549.870	12,484.740	2,301.800	2,885.680	2,148,450.730

第5章 工 事

1. 建設改良工事

(1) 下水道建設事業

()は完成予定年月日

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本 年 度 事 業 費	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日	備 考
汚 水 管 路 施 設	管径：50mm～1,100mm 延長：8,211.15m	1,073,808,026 円	27.7.7	29.3.26	
南 部 処 理 場	計装設備更新、汚泥処理棟高架水槽設備 更新、管理本館高压受変電設備等更新	208,082,415 円	28.8.5	29.3.13	
谷 山 処 理 場	沈砂池設備更新	42,402,918 円	28.10.13	(30.2.28)	
調 査 設 計 等	実施設計等	64,104,088 円	28.1.4	29.3.31	
合 計		1,388,397,447 円			

(2) 下水道改良事業

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本 年 度 事 業 費	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日	備 考
汚 水 管 路 施 設	管径：100mm～800mm 延長：2,822.15m	274,785,027 円	28.3.18	29.3.21	
南 部 処 理 場	塩鉄貯留タンク改良、返送汚泥ポンプ等改良	29,988,601 円	28.9.28	29.3.15	
谷 山 処 理 場	返送汚泥ポンプVVVF盤改良	12,581,443 円	28.11.18	29.3.17	
調 査 設 計 等	実施設計	4,790,434 円	28.4.1	28.2.28	
合 計		322,145,505 円			

(3) 営業設備費

種 別	品 名	数 量	金 額	備 考
車 両 運 搬 具	小型貨物ライトバン	1台	132,786円	
	軽貨物自動車	1台	853,200円	キャブバン
	小型貨物自動車	2台	3,715,200円	
	小 計	4台	4,701,186円	
工 具、器 具 及 び 備 品	界 面 検 知 器	1台	109,836円	
	乾 燥 器	1台	156,600円	
	汚 泥 濃 縮 計	1台	182,520円	
	超 音 波 洗 浄 機	1台	285,120円	
	電 子 天 秤	1台	232,470円	
	振 盪 器	1台	318,276円	
	薬 品 戸 棚	2台	390,960円	
	純 水 製 造 装 置	1台	1,138,320円	
	イオンクロマトグラフ	1台	4,212,000円	
	顕 微 鏡	1台	1,252,800円	
	個 別 G I S 機 器	1台	287,280円	
	水道局WAN用クライアント機器	19台	2,154,600円	
	ドラフトチャンバー	1台	1,566,000円	
	水道料金等システム用端末	1式	249,048円	
小 計	—	12,535,830円		
合 計	—	17,237,016円		

(4) リース資産購入費

品 名	数 量	金 額	備 考
土木積算システム	1式	2,488,320円	

総 合 計	1,730,268,288円
-------	----------------

2. 汚水管路施設補修工事

項目 年度	汚 水 管 路 破 損 等 件 数 (件)		汚 水 管 路 移 設 件 数 (件)	汚 水 管 路 清 掃 延 長 (m)	マ ン ホ ール 調 整		汚 水 ま す 調 整	
	緊急修繕	計画修繕			鉄蓋取替有り (箇所)	鉄蓋取替無し (箇所)	鉄蓋取替有り (箇所)	鉄蓋取替無し (箇所)
24	48	130	34	69,746.30	497	196	34	24
25	34	110	18	64,648.92	514	228	27	31
26	40	153	40	68,200.26	537	183	28	13
27	29	123	18	69,666.50	429	160	65	26
28	30	101	17	68,698.77	452	111	27	10

第6章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度	金額 (円)					
		24	25	26	27	28	29(当初予算)
収入		7,251,504,029 (7,559,891,140)	7,198,386,687 (7,503,818,684)	8,629,768,481 (9,081,841,679)	8,629,334,164 (9,114,423,587)	8,363,987,226 (8,844,525,934)	8,077,616,000 (8,548,915,000)
営業収益		6,200,897,192 (6,509,277,454)	6,153,082,217 (6,458,921,713)	6,044,084,153 (6,495,728,129)	6,057,466,965 (6,539,014,008)	6,031,086,693 (6,510,880,747)	5,916,955,000 (6,387,691,000)
下水道収益		6,165,453,484 (6,473,726,158)	6,114,583,222 (6,420,312,383)	6,004,046,261 (6,455,512,171)	6,016,961,717 (6,498,318,654)	5,995,072,700 (6,474,678,515)	5,881,997,000 (6,352,557,000)
その他営業収益		35,443,708 (35,551,296)	38,498,995 (38,609,330)	40,037,892 (40,215,958)	40,505,248 (40,695,354)	36,013,993 (36,202,232)	34,958,000 (35,134,000)
営業外収益		1,050,020,293 (1,050,000,395)	1,036,364,575 (1,035,813,316)	2,584,741,866 (2,585,145,112)	2,516,868,675 (2,517,302,666)	2,329,104,088 (2,329,657,398)	2,160,661,000 (2,161,224,000)
受取利息		2,994,492 (2,994,492)	2,828,977 (2,828,977)	3,802,568 (3,802,568)	3,954,716 (3,954,716)	3,998,278 (3,998,278)	2,230,000 (2,230,000)
補償金		415,315 (415,315)	337,082 (337,082)	322,869 (322,869)	3,541,788 (3,541,788)	2,102,589 (2,102,589)	300,000 (300,000)
国庫補助金		0 (0)	11,601,450 (11,601,450)	16,056,000 (16,056,000)	59,524,000 (59,524,000)	68,930,930 (68,930,930)	25,000,000 (25,000,000)
他会計負担金		11,802,000 (11,802,000)	12,224,000 (12,224,000)	11,557,000 (11,557,000)	10,864,000 (10,864,000)	10,322,000 (10,322,000)	10,320,000 (10,320,000)
他会計補助金		1,017,624,012 (1,017,624,012)	990,569,475 (990,569,475)	1,022,224,103 (1,022,224,103)	892,964,586 (892,964,586)	743,413,393 (743,413,393)	633,558,000 (633,558,000)
堆肥化製品販売収益		12,809,442 (13,449,914)	12,579,134 (13,208,090)	12,989,167 (14,028,300)	13,964,111 (15,081,239)	13,570,684 (14,656,338)	13,172,000 (14,233,000)
長期前受金戻入		— (—)	— (—)	1,515,509,550 (1,515,509,550)	1,529,678,667 (1,529,678,667)	1,478,190,057 (1,478,190,057)	1,473,759,000 (1,473,759,000)
雑収益		4,375,032 (3,714,662)	6,224,457 (5,044,242)	2,280,609 (1,644,722)	2,376,807 (1,693,670)	8,576,157 (8,043,813)	2,322,000 (1,824,000)
特別利益		586,544 (613,291)	8,939,895 (9,083,655)	942,462 (968,438)	54,998,524 (58,106,913)	3,796,445 (3,987,789)	0 (0)
過年度損益修正益		526,971 (553,319)	2,882,887 (3,026,647)	942,462 (968,438)	54,758,466 (57,866,855)	3,222,602 (3,413,946)	0 (0)
その他特別利益		59,573 (59,972)	6,057,008 (6,057,008)	0 (0)	240,058 (240,058)	573,843 (573,843)	0 (0)
支出		6,892,239,351 (7,136,084,556)	6,972,166,570 (7,222,006,487)	7,984,432,292 (8,367,761,187)	7,803,685,100 (8,211,634,307)	7,737,558,917 (8,143,651,496)	7,708,308,000 (8,074,785,000)
営業費用		6,070,568,818 (6,184,040,703)	6,175,126,796 (6,292,757,896)	7,164,288,243 (7,354,589,454)	7,139,464,456 (7,325,035,803)	7,126,772,785 (7,311,776,664)	7,135,025,000 (7,321,689,000)
管きよ費		406,921,977 (421,266,408)	416,688,907 (431,286,794)	444,546,398 (470,445,551)	424,325,891 (448,607,260)	404,002,560 (426,671,256)	386,496,000 (407,849,000)
処理費		2,209,418,619 (2,298,992,941)	2,287,847,956 (2,379,665,477)	2,270,133,174 (2,417,074,010)	2,137,738,225 (2,277,407,045)	2,104,475,480 (2,241,568,557)	2,277,685,000 (2,428,170,000)
業務費		239,342,745 (245,495,678)	247,111,925 (254,403,666)	234,644,673 (245,072,007)	220,569,146 (229,428,285)	222,235,324 (231,540,676)	236,167,000 (246,165,000)
排水費		106,562,749 (106,747,108)	114,260,831 (114,439,935)	110,065,550 (110,363,062)	107,056,422 (107,330,850)	111,931,235 (112,278,613)	120,499,000 (120,901,000)
総係費		446,546,154 (449,710,790)	458,995,975 (462,740,822)	533,557,939 (538,483,649)	521,168,193 (525,507,636)	662,641,823 (667,077,605)	633,504,000 (637,930,000)
減価償却費		2,644,697,646 (2,644,697,646)	2,625,641,197 (2,625,641,197)	3,503,403,854 (3,503,403,854)	3,459,345,608 (3,459,345,608)	3,447,532,093 (3,447,532,093)	3,363,258,000 (3,363,258,000)
資産減耗費		17,078,928 (17,130,132)	24,580,005 (24,580,005)	67,936,655 (69,747,321)	269,260,971 (277,409,119)	173,954,270 (185,107,864)	117,416,000 (117,416,000)
営業外費用		804,229,973 (934,554,839)	765,045,391 (897,133,326)	713,336,233 (906,195,075)	661,357,562 (883,690,521)	603,665,825 (824,261,730)	563,509,000 (742,543,000)
支払利息及び手数料		800,027,983 (800,027,983)	756,019,021 (756,019,021)	706,144,781 (706,144,781)	650,358,266 (650,358,266)	593,649,622 (593,649,622)	549,563,000 (549,563,000)
消費税及び地方消費税		0 (131,203,800)	0 (133,549,200)	0 (195,585,900)	0 (227,867,100)	0 (226,382,600)	0 (182,285,000)
雑支出		4,201,990 (3,323,056)	9,026,370 (7,565,105)	7,191,452 (4,464,394)	10,999,296 (5,465,155)	10,016,203 (4,229,508)	13,946,000 (10,695,000)
特別損失		17,440,560 (17,489,014)	31,994,383 (32,115,265)	106,807,816 (106,976,658)	2,863,082 (2,907,983)	7,120,307 (7,613,102)	1,441,000 (1,553,000)
固定資産売却損		35,164 (35,164)	41,750 (41,750)	33,250 (33,250)	130,809 (130,809)	123,779 (123,779)	0 (0)
過年度損益修正損		17,353,804 (17,402,258)	27,616,140 (27,737,022)	3,660,174 (3,829,016)	2,492,215 (2,537,116)	6,569,833 (7,062,628)	1,441,000 (1,553,000)
その他特別損失		51,592 (51,592)	4,336,493 (4,336,493)	103,114,392 (103,114,392)	240,058 (240,058)	426,695 (426,695)	0 (0)
予備費		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8,333,000 (9,000,000)
▲ 当年度純利益		359,264,678	226,220,117	645,336,189	825,649,064	626,428,309	369,308,000
▲ 当年度純損失		—	—	15,312,751,436	0	0	0
その他未処分利益 剰余金変動額		—	—	15,312,751,436	0	0	0
▲ 当年度未処分利益剰余金		359,264,678	226,220,117	15,958,087,625	825,649,064	626,428,309	369,308,000
▲ 当年度未処分欠損金		—	—	—	—	—	—
▲ 当年度経常利益		376,118,694	249,274,605	751,201,543	773,513,622	629,752,171	379,082,000
▲ 当年度経常損失		—	—	—	—	—	—

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 営業外収益雑収益税抜欄には、消費税及び地方消費税の納税計算上生じた差額が含まれる。

注3 営業外費用雑支出税抜欄には、特定収入等にかかる消費税及び地方消費税が含まれる。

注4 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注5 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当子)	24	25	26	27	28	29(当子)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.4	99.3	119.9	100.0	96.9	96.6
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(96.5)	(99.3)	(121.0)	(100.4)	(97.0)	(96.7)
85.5	85.5	70.0	70.2	72.1	73.3	99.0	99.2	98.2	100.2	99.6	98.1
(86.1)	(86.1)	(71.5)	(71.7)	(73.6)	(74.7)	(99.0)	(99.2)	(100.6)	(100.7)	(99.6)	(98.1)
85.0	84.9	69.6	69.7	71.7	72.8	99.2	99.2	98.2	100.2	99.6	98.1
(85.6)	(85.6)	(71.1)	(71.3)	(73.2)	(74.3)	(99.2)	(99.2)	(100.5)	(100.7)	(99.6)	(98.1)
0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	74.3	108.6	104.0	101.2	88.9	97.1
(0.5)	(0.5)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(74.3)	(108.6)	(104.2)	(101.2)	(89.0)	(97.0)
14.5	14.4	30.0	29.2	27.8	26.7	83.5	98.7	249.4	97.4	92.5	92.8
(13.9)	(13.8)	(28.5)	(27.6)	(26.3)	(25.3)	(83.5)	(98.6)	(249.6)	(97.4)	(92.5)	(92.8)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	137.1	94.5	134.4	104.0	101.1	55.8
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(137.1)	(94.5)	(134.4)	(104.0)	(101.1)	(55.8)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	278.0	81.2	95.8	1,097.0	59.4	14.3
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(278.0)	(81.2)	(95.8)	(1,097.0)	(59.4)	(14.3)
0.0	0.2	0.2	0.7	0.8	0.3	—	皆増	138.4	370.7	115.8	36.3
(0.0)	(0.2)	(0.2)	(0.7)	(0.8)	(0.3)	(—)	(皆増)	(138.4)	(370.7)	(115.8)	(36.3)
0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	皆増	103.6	94.5	94.0	95.0	100.0
(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(皆増)	(103.6)	(94.5)	(94.0)	(95.0)	(100.0)
14.0	13.8	11.8	10.3	8.9	7.8	82.1	97.3	103.2	87.4	83.3	85.2
(13.5)	(13.2)	(11.3)	(9.8)	(8.4)	(7.4)	(82.1)	(97.3)	(103.2)	(87.4)	(83.3)	(85.2)
0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	99.9	98.2	103.3	107.5	97.2	97.1
(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(99.9)	(98.2)	(106.2)	(107.5)	(97.2)	(97.1)
—	—	17.6	17.7	17.7	18.2	—	—	皆増	100.9	96.6	99.7
(—)	(—)	(16.7)	(16.8)	(16.7)	(17.2)	(—)	(—)	(皆増)	(100.9)	(96.6)	(99.7)
0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	179.6	142.3	36.6	104.2	360.8	27.1
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(195.5)	(135.8)	(32.6)	(103.0)	(474.9)	(22.7)
0.0	0.1	0.0	0.6	0.0	0.0	19.7	1,524.2	10.5	5,835.6	6.9	皆減
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(19.8)	(1,481.1)	(10.7)	(6,000.1)	(6.9)	(皆減)
0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	21.7	547.1	32.7	5,810.2	5.9	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(21.7)	(547.0)	(32.0)	(5,975.3)	(5.9)	(皆減)
0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	10.7	10,167.4	皆減	皆増	239.0	皆減
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(10.8)	(10,099.7)	(皆減)	(皆増)	(239.0)	(皆減)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	101.0	101.2	114.5	97.7	99.2	99.6
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.8)	(101.2)	(115.9)	(98.1)	(99.2)	(99.2)
88.1	88.6	89.7	91.5	92.1	92.6	102.6	101.7	116.0	99.7	99.8	100.1
(86.7)	(87.1)	(87.9)	(89.2)	(89.8)	(90.7)	(102.7)	(101.8)	(116.9)	(99.6)	(99.8)	(100.1)
5.9	6.0	5.6	5.4	5.2	5.0	110.0	102.4	106.7	95.5	95.2	95.7
(5.9)	(6.0)	(5.6)	(5.5)	(5.2)	(5.1)	(110.3)	(102.4)	(109.1)	(95.4)	(95.1)	(95.6)
32.1	32.8	28.4	27.4	27.2	29.5	101.7	103.5	99.2	94.2	98.4	108.2
(32.2)	(33.0)	(28.9)	(27.7)	(27.5)	(30.1)	(101.9)	(103.5)	(101.6)	(94.2)	(98.4)	(108.3)
3.5	3.5	2.9	2.8	2.9	3.1	107.9	103.2	95.0	94.0	100.8	106.3
(3.4)	(3.5)	(2.9)	(2.8)	(2.8)	(3.0)	(108.1)	(103.6)	(96.3)	(93.6)	(100.9)	(106.3)
1.5	1.6	1.4	1.4	1.4	1.6	97.4	107.2	96.3	97.3	104.6	107.7
(1.5)	(1.6)	(1.3)	(1.3)	(1.4)	(1.5)	(97.4)	(107.2)	(96.4)	(97.3)	(104.6)	(107.7)
6.5	6.6	6.7	6.7	8.6	8.2	109.9	102.8	116.2	97.7	127.1	95.6
(6.3)	(6.4)	(6.4)	(6.4)	(8.2)	(7.9)	(109.9)	(102.9)	(116.4)	(97.6)	(126.9)	(95.6)
38.4	37.7	43.9	44.3	44.6	43.6	100.9	99.3	133.4	98.7	99.7	97.6
(37.1)	(36.4)	(41.9)	(42.1)	(42.3)	(41.7)	(100.9)	(99.3)	(133.4)	(98.7)	(99.7)	(97.6)
0.2	0.4	0.9	3.5	2.2	1.5	107.8	143.9	276.4	396.3	64.6	67.5
(0.2)	(0.3)	(0.8)	(3.4)	(2.3)	(1.5)	(107.3)	(143.5)	(283.8)	(397.7)	(66.7)	(63.4)
11.7	11.0	8.9	8.5	7.8	7.3	89.8	95.1	93.2	92.7	91.3	93.3
(13.1)	(12.4)	(10.8)	(10.8)	(10.1)	(9.2)	(89.6)	(96.0)	(101.0)	(97.5)	(93.3)	(90.1)
11.6	10.8	8.8	8.3	7.7	7.1	89.7	94.5	93.4	92.1	91.3	92.6
(11.2)	(10.5)	(8.4)	(7.9)	(7.3)	(6.8)	(89.7)	(94.5)	(93.4)	(92.1)	(91.3)	(92.6)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
(1.8)	(1.8)	(2.3)	(2.0)	(2.8)	(2.3)	(88.6)	(101.8)	(146.5)	(116.5)	(99.3)	(80.5)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	148.0	214.8	79.7	152.9	91.1	139.2
(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(134.3)	(227.7)	(59.0)	(122.4)	(77.4)	(252.9)
0.3	0.5	1.3	0.0	0.1	0.0	120.2	183.4	333.8	2.7	248.7	20.2
(0.2)	(0.4)	(1.3)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(119.5)	(183.6)	(333.1)	(2.7)	(261.8)	(20.4)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	119.2	118.7	79.6	393.4	94.6	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(119.2)	(118.7)	(79.6)	(393.4)	(94.6)	(皆減)
0.3	0.4	0.0	0.0	0.1	0.0	124.3	159.1	13.3	68.1	263.6	21.9
(0.2)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(123.5)	(159.4)	(13.8)	(66.3)	(278.4)	(22.0)
0.0	0.1	1.3	0.0	0.0	0.0	9.9	8,405.4	2,377.8	0.2	177.7	皆減
(0.0)	(0.1)	(1.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(9.9)	(8,405.4)	(2,377.8)	(0.2)	(177.7)	(皆減)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 資本的収支比較

科目	年度	金 額					(円)
		24	25	26	27	28	29(当初予算)
収入		2,227,704,923	2,229,996,019	1,813,715,406	1,657,678,304	1,285,447,758	2,018,685,000
		(2,227,705,637)	(2,229,997,444)	(1,813,716,646)	(1,657,682,228)	(1,285,455,237)	(2,018,685,000)
国庫補助金		983,639,000	976,185,550	752,261,000	563,159,000	499,759,070	647,480,000
		(983,639,000)	(976,185,550)	(752,261,000)	(563,159,000)	(499,759,070)	(647,480,000)
他会計補助金		48,728,988	184,792,525	82,529,897	54,002,414	44,061,607	28,613,000
		(48,728,988)	(184,792,525)	(82,529,897)	(54,002,414)	(44,061,607)	(28,613,000)
企業債		1,157,500,000	985,800,000	837,200,000	950,000,000	696,100,000	1,190,300,000
		(1,157,500,000)	(985,800,000)	(837,200,000)	(950,000,000)	(696,100,000)	(1,190,300,000)
受益者負担金		24,171,798	33,566,368	25,086,524	26,288,933	17,861,179	26,177,000
		(24,171,798)	(33,566,368)	(25,086,524)	(26,288,933)	(17,861,179)	(26,177,000)
工事負担金		12,910,351	48,230,114	115,402,800	63,401,582	26,343,000	125,660,000
		(12,910,351)	(48,230,114)	(115,402,800)	(63,401,582)	(26,343,000)	(125,660,000)
固定資産売却代金		14,286	28,500	15,500	49,076	93,521	0
		(15,000)	(29,925)	(16,740)	(53,000)	(101,000)	(0)
分担金		740,500	1,392,962	1,219,685	777,299	1,229,381	455,000
		(740,500)	(1,392,962)	(1,219,685)	(777,299)	(1,229,381)	(455,000)
支出		4,706,124,440	4,650,532,383	4,368,058,421	4,125,140,532	3,539,031,755	3,828,146,000
		(4,816,112,254)	(4,758,853,131)	(4,498,410,239)	(4,246,234,243)	(3,648,871,401)	(3,987,115,000)
建設改良費		2,427,720,359	2,404,288,316	1,971,247,550	1,758,668,110	1,620,485,202	2,235,799,000
		(2,537,701,467)	(2,512,609,064)	(2,101,576,339)	(1,879,711,791)	(1,730,268,288)	(2,394,237,000)
下水道建設事業費		2,026,233,215	1,933,689,009	1,472,055,529	1,331,269,753	1,301,005,010	1,551,795,000
		(2,118,217,700)	(2,020,457,799)	(1,565,879,588)	(1,421,545,217)	(1,388,397,447)	(1,658,887,000)
下水道改良事業費		389,405,744	463,967,807	491,012,231	399,513,030	301,031,672	658,691,000
		(406,798,297)	(485,188,190)	(527,011,877)	(428,249,487)	(322,145,505)	(708,208,000)
営業設備費		12,081,400	6,631,500	6,313,550	25,397,007	15,960,200	22,823,000
		(12,685,470)	(6,963,075)	(6,818,634)	(27,428,767)	(17,237,016)	(24,652,000)
リース資産購入費		—	—	1,866,240	2,488,320	2,488,320	2,490,000
		(—)	(—)	(1,866,240)	(2,488,320)	(2,488,320)	(2,490,000)
企業債償還金		2,278,269,947	2,246,244,067	2,396,523,004	2,365,847,043	1,917,839,553	1,585,624,000
		(2,278,269,947)	(2,246,244,067)	(2,396,523,004)	(2,365,847,043)	(1,917,839,553)	(1,585,624,000)
庁舎改良負担金		134,134	0	287,867	625,379	707,000	142,000
		(140,840)	(0)	(310,896)	(675,409)	(763,560)	(154,000)
その他資本的支出		0	0	0	0	0	100,000
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(100,000)
予備費		0	0	0	0	0	6,481,000
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7,000,000)
収支差引		▲ 2,478,419,517	▲ 2,420,536,364	▲ 2,554,343,015	▲ 2,467,462,228	▲ 2,253,583,997	▲ 1,809,461,000
		(▲ 2,588,406,617)	(▲ 2,528,855,687)	(▲ 2,684,693,593)	(▲ 2,588,552,015)	(▲ 2,363,416,164)	(▲ 1,968,430,000)
補填財源		(2,523,864,711)	(2,473,263,607)	(2,660,049,290)	(2,633,248,799)	(2,123,033,035)	(1,862,826,000)
減債積立金		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
建設改良積立金		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
資本的収支調整額		(64,541,906)	(55,592,080)	(68,744,303)	(77,140,216)	(74,446,129)	(105,604,000)
繰越工事資金		(0)	(0)	(▲ 44,100,000)	(▲ 121,837,000)	(165,937,000)	(0)
利益剰余金処分額		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 繰越工事資金は、過年度からの繰越財源と次年度への繰越財源を相殺した額である。

注4 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	79.0	100.1	81.3	91.4	77.5	157.0
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(79.0)	(100.1)	(81.3)	(91.4)	(77.5)	(157.0)
44.2	43.8	41.5	34.0	38.9	32.1	127.5	99.2	77.1	74.9	88.7	129.6
(44.2)	(43.8)	(41.5)	(34.0)	(38.9)	(32.1)	(127.5)	(99.2)	(77.1)	(74.9)	(88.7)	(129.6)
2.2	8.3	4.6	3.3	3.4	1.4	77.4	379.2	44.7	65.4	81.6	64.9
(2.2)	(8.3)	(4.6)	(3.3)	(3.4)	(1.4)	(77.4)	(379.2)	(44.7)	(65.4)	(81.6)	(64.9)
52.0	44.2	46.2	57.3	54.2	59.0	60.7	85.2	84.9	113.5	73.3	171.0
(52.0)	(44.2)	(46.2)	(57.3)	(54.2)	(59.0)	(60.7)	(85.2)	(84.9)	(113.5)	(73.3)	(171.0)
1.1	1.5	1.4	1.6	1.4	1.3	53.7	138.9	74.7	104.8	67.9	146.6
(1.1)	(1.5)	(1.4)	(1.6)	(1.4)	(1.3)	(53.7)	(138.9)	(74.7)	(104.8)	(67.9)	(146.6)
0.6	2.2	6.4	3.8	2.0	6.2	39.3	373.6	239.3	54.9	41.5	477.0
(0.6)	(2.2)	(6.4)	(3.8)	(2.0)	(6.2)	(39.3)	(373.6)	(239.3)	(54.9)	(41.5)	(477.0)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	199.5	54.4	316.6	190.6	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(71.4)	(199.5)	(55.9)	(316.6)	(190.6)	(皆減)
0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	83.5	188.1	87.6	63.7	158.2	37.0
(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(83.5)	(188.1)	(87.6)	(63.7)	(158.2)	(37.0)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	80.6	98.8	93.9	94.4	85.8	108.2
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(81.2)	(98.8)	(94.5)	(94.4)	(85.9)	(109.3)
51.6	51.7	45.1	42.6	45.8	58.4	109.3	99.0	82.0	89.2	92.1	138.0
(52.7)	(52.8)	(46.7)	(44.3)	(47.4)	(60.0)	(109.5)	(99.0)	(83.6)	(89.4)	(92.0)	(138.4)
43.1	41.6	33.7	32.3	36.8	40.5	112.2	95.4	76.1	90.4	97.7	119.3
(44.0)	(42.5)	(34.8)	(33.5)	(38.1)	(41.6)	(112.5)	(95.4)	(77.5)	(90.8)	(97.7)	(119.5)
8.3	10.0	11.2	9.7	8.5	17.2	96.1	119.1	105.8	81.4	75.3	218.8
(8.4)	(10.2)	(11.7)	(10.1)	(8.8)	(17.8)	(96.0)	(119.3)	(108.6)	(81.3)	(75.2)	(219.8)
0.3	0.1	0.1	0.6	0.5	0.6	130.9	54.9	95.2	402.3	62.8	143.0
(0.3)	(0.1)	(0.2)	(0.6)	(0.5)	(0.6)	(130.9)	(54.9)	(97.9)	(402.3)	(62.8)	(143.0)
—	—	0.0	0.1	0.1	0.1	—	—	皆増	133.3	100.0	100.1
(—)	(—)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(—)	(—)	(皆増)	(133.3)	(100.0)	(100.1)
48.4	48.3	54.9	57.4	54.2	41.4	63.0	98.6	106.7	98.7	81.1	82.7
(47.3)	(47.2)	(53.3)	(55.7)	(52.6)	(39.8)	(63.0)	(98.6)	(106.7)	(98.7)	(81.1)	(82.7)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	皆減	皆増	217.2	113.1	20.1
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(皆増)	(皆減)	(皆増)	(217.2)	(113.1)	(20.2)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	82.2	97.7	105.5	96.6	91.3	80.3
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(83.2)	(97.7)	(106.2)	(96.4)	(91.3)	(83.3)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度	金 額					(円)
		24	25	26	27	28	29(当初予算)
固定資産		108,695,135,014	108,325,648,764	87,685,509,244	85,872,101,391	84,103,627,927	83,845,013,000
有形固定資産		108,355,932,661	107,999,052,666	87,371,268,334	85,569,883,915	83,813,364,771	83,567,218,000
土地		3,729,265,347	3,731,334,447	3,732,489,647	3,732,489,647	3,732,489,647	3,732,489,000
建物		4,750,169,171	4,646,488,973	2,587,645,687	2,409,458,699	2,215,236,543	2,060,175,000
構築物		77,993,305,987	77,654,390,571	68,649,319,645	68,107,172,759	67,994,055,978	65,308,968,000
機械及び装置		20,223,505,361	20,334,384,802	10,262,919,675	10,080,984,701	9,197,459,775	10,782,777,000
車両運搬具		4,569,407	5,199,633	4,825,983	5,966,049	8,870,389	11,000,000
工具、器具及び備品		37,193,312	35,298,000	27,475,983	26,227,340	30,694,933	44,374,000
リース資産		—	—	9,792,000	7,488,000	5,184,000	2,880,000
建設仮勘定		1,617,924,076	1,591,956,240	2,096,799,714	1,200,096,720	629,373,506	1,624,555,000
無形固定資産		331,202,353	318,596,098	306,240,910	294,217,476	282,263,156	269,795,000
施設利用権		330,179,953	317,536,898	305,181,710	293,158,276	281,203,956	268,699,000
電話加入権		1,022,400	1,059,200	1,059,200	1,059,200	1,059,200	1,096,000
投資その他の資産		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
地方公共団体金融機構出資金		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
流動資産		4,018,442,235	4,320,769,807	4,142,441,048	4,544,524,556	5,098,546,630	5,769,194,000
現金・預金		2,180,799,262	2,505,202,514	2,433,809,364	3,007,241,186	4,167,687,529	4,431,648,000
未収金		1,824,930,689	1,810,417,734	1,615,333,876	1,468,537,142	793,785,243	1,332,482,000
未収金		1,824,930,689	1,810,417,734	1,630,026,876	1,482,994,142	807,242,243	1,344,661,000
貸倒引当金		—	—	▲ 14,693,000	▲ 14,457,000	▲ 13,457,000	▲ 12,179,000
貯蔵品		5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,064,000
前払金		7,648,426	85,701	88,233,950	63,682,370	132,010,000	0
資産合計		112,713,577,249	112,646,418,571	91,827,950,292	90,416,625,947	89,202,174,557	89,614,207,000

注1 平成29年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
96.4	96.2	95.5	95.0	94.3	93.6	99.8	99.7	80.9	97.9	97.9	99.7
96.1	95.9	95.1	94.6	94.0	93.3	99.8	99.7	80.9	97.9	97.9	99.7
3.3	3.3	4.1	4.1	4.2	4.2	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0
4.2	4.1	2.8	2.7	2.5	2.3	97.8	97.8	55.7	93.1	91.9	93.0
69.2	68.9	74.8	75.3	76.2	72.9	99.2	99.6	88.4	99.2	99.8	96.1
17.9	18.1	11.2	11.1	10.3	12.0	98.2	100.5	50.5	98.2	91.2	117.2
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	78.1	113.8	92.8	123.6	148.7	124.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	112.1	94.9	77.8	95.5	117.0	144.6
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	76.5	69.2	55.6
1.4	1.4	2.3	1.3	0.7	1.8	219.6	98.4	131.7	57.2	52.4	258.1
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	96.4	96.2	96.1	96.1	95.9	95.6
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	96.4	96.2	96.1	96.1	95.9	95.6
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	103.6	100.0	100.0	100.0	103.5
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3.6	3.8	4.5	5.0	5.7	6.4	120.0	107.5	95.9	109.7	112.2	113.2
1.9	2.2	2.7	3.3	4.7	4.9	125.1	114.9	97.2	123.6	138.6	106.3
1.6	1.6	1.8	1.6	0.9	1.5	114.0	99.2	89.2	90.9	54.1	167.9
1.6	1.6	1.8	1.6	0.9	1.5	114.0	99.2	90.0	91.0	54.4	166.6
—	—	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	—	—	皆増	98.4	93.1	90.5
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	8,450.6	1.1	102,955.6	72.2	207.3	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.4	99.9	81.5	98.5	98.7	100.5

(2) 負債・資本の部

科目	年度	金 額 (円)					
		24	25	26	27	28	29(当初予算)
固定負債		697,371,442	813,566,625	28,173,162,595	27,355,132,761	26,905,358,361	26,865,862,000
企業債		—	—	27,344,609,956	26,376,770,403	25,655,849,456	25,616,191,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		—	—	27,344,609,956	26,376,770,403	25,655,849,456	25,616,191,000
リース債務		—	—	7,488,000	5,184,000	2,880,000	576,000
引当金		697,371,442	813,566,625	821,064,639	973,178,358	1,246,628,905	1,249,095,000
退職給付引当金		227,807,188	284,642,826	292,140,840	444,254,559	717,705,106	720,171,000
修繕引当金		469,564,254	528,923,799	528,923,799	528,923,799	528,923,799	528,924,000
流動負債		1,453,420,067	1,231,292,804	3,350,789,446	2,740,161,270	2,177,328,969	2,656,333,000
企業債		—	—	2,365,847,043	1,917,839,553	1,417,020,947	1,547,455,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		—	—	2,365,847,043	1,917,839,553	1,417,020,947	1,547,455,000
リース債務		—	—	2,304,000	2,304,000	2,304,000	2,304,000
未払金		1,443,531,782	1,222,626,179	884,659,929	723,176,971	657,885,384	1,005,592,000
預り金		9,888,285	8,666,625	8,679,474	6,719,746	7,497,638	6,720,000
引当金		—	—	89,299,000	90,121,000	92,621,000	94,262,000
賞与引当金		—	—	89,299,000	90,121,000	92,621,000	94,262,000
繰延収益		—	—	33,891,507,707	33,083,192,308	32,254,919,310	32,132,413,000
長期前受金		—	—	69,643,167,644	70,081,579,619	70,664,456,719	72,005,107,000
国庫補助金		—	—	36,322,855,512	36,635,961,689	37,053,004,635	38,189,734,000
国庫負担金		—	—	6,965,603	6,965,603	6,965,603	6,965,000
県費補助金		—	—	510,258,560	496,587,200	496,051,758	496,223,000
他会計補助金		—	—	2,000,770,539	2,020,276,011	2,060,025,874	2,094,633,000
工事負担金		—	—	13,780,354,344	13,827,248,864	13,845,428,026	14,026,899,000
分担金		—	—	4,969,440	5,695,782	6,847,638	6,615,000
補償金		—	—	28,970,000	28,970,000	28,970,000	28,970,000
受贈財産評価額		—	—	13,826,787,266	13,877,357,263	13,969,678,434	13,927,544,000
受益者負担金		—	—	3,147,317,321	3,169,387,082	3,184,354,626	3,214,394,000
その他長期前受金		—	—	13,919,059	13,130,125	13,130,125	13,130,000
収益化累計額		—	—	▲ 35,751,659,937	▲ 36,998,387,311	▲ 38,409,537,409	▲ 39,872,694,000
国庫補助金		—	—	▲ 19,736,439,567	▲ 20,397,445,743	▲ 21,181,967,740	▲ 21,988,855,000
国庫負担金		—	—	▲ 2,623,776	▲ 2,749,150	▲ 2,874,524	▲ 2,999,000
県費補助金		—	—	▲ 308,802,651	▲ 307,741,609	▲ 317,006,893	▲ 328,008,000
他会計補助金		—	—	▲ 1,143,004,404	▲ 1,158,323,219	▲ 1,197,345,593	▲ 1,245,692,000
工事負担金		—	—	▲ 6,127,729,145	▲ 6,367,573,411	▲ 6,611,797,627	▲ 6,867,558,000
分担金		—	—	▲ 197,325	▲ 287,120	▲ 389,993	▲ 496,000
補償金		—	—	▲ 19,592,746	▲ 20,114,205	▲ 20,635,664	▲ 21,156,000
受贈財産評価額		—	—	▲ 7,015,098,885	▲ 7,291,059,826	▲ 7,568,089,262	▲ 7,849,389,000
受益者負担金		—	—	▲ 1,384,970,363	▲ 1,440,619,417	▲ 1,496,956,502	▲ 1,556,024,000
その他長期前受金		—	—	▲ 13,201,075	▲ 12,473,611	▲ 12,473,611	▲ 12,517,000
資本金		37,910,812,134	36,650,368,067	5,380,588,064	22,353,793,963	22,999,057,972	22,999,058,000
自己資本金		5,380,588,064	5,380,588,064	5,380,588,064	22,353,793,963	22,999,057,972	22,999,058,000
借入資本金		32,530,224,070	31,269,780,003	—	—	—	—
企業債		32,530,224,070	31,269,780,003	—	—	—	—
剰余金		72,651,973,606	73,951,191,075	21,031,902,480	4,884,345,645	4,865,509,945	4,960,541,000
資本剰余金		71,594,418,642	72,667,415,994	3,790,039,774	2,765,963,446	2,765,963,446	2,765,964,000
国庫補助金		36,084,918,400	36,797,395,071	954,832,389	954,832,389	954,832,389	954,833,000
国庫負担金		6,965,603	6,965,603	0	0	0	0
県費補助金		511,403,222	510,866,838	0	0	0	0
他会計補助金		1,841,294,318	2,019,555,675	92,948,163	0	0	0
工事負担金		13,953,566,856	13,999,514,386	319,655,716	0	0	0
分担金		2,494,229	3,827,737	0	0	0	0
補償金		28,970,000	28,970,000	0	0	0	0
受贈財産評価額		15,979,342,579	16,082,879,169	2,344,919,008	1,811,131,057	1,811,131,057	1,811,131,000
受益者負担金		3,171,544,376	3,203,522,456	77,684,498	0	0	0
その他資本剰余金		13,919,059	13,919,059	0	0	0	0
利益剰余金		1,057,554,964	1,283,775,081	17,241,862,706	2,118,382,199	2,099,546,499	2,194,577,000
建設改良積立金		698,290,286	1,057,554,964	1,283,775,081	1,292,733,135	1,473,118,190	1,473,118,000
当年度未処分利益剰余金		359,264,678	226,220,117	15,958,087,625	825,649,064	626,428,309	721,459,000
負債・資本合計		112,713,577,249	112,646,418,571	91,827,950,292	90,416,625,947	89,202,174,557	89,614,207,000

注1 平成29年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
0.6	0.7	30.7	30.3	30.2	30.0	101.9	116.7	3,462.9	97.1	98.4	99.9
—	—	29.8	29.2	28.8	28.6	—	—	皆増	96.5	97.3	99.8
—	—	29.8	29.2	28.8	28.6	—	—	皆増	96.5	97.3	99.8
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	69.2	55.6	20.0
0.6	0.7	0.9	1.1	1.4	1.4	101.9	116.7	100.9	118.5	128.1	100.2
0.2	0.3	0.3	0.5	0.8	0.8	98.7	124.9	102.6	152.1	161.6	100.3
0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	103.5	112.6	100.0	100.0	100.0	100.0
1.3	1.1	3.6	3.0	2.4	3.0	112.4	84.7	272.1	81.8	79.5	122.0
—	—	2.6	2.1	1.6	1.7	—	—	皆増	81.1	73.9	109.2
—	—	2.6	2.1	1.6	1.7	—	—	皆増	81.1	73.9	109.2
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	100.0	100.0	100.0
1.3	1.1	1.0	0.8	0.7	1.1	112.4	84.7	72.4	81.7	91.0	152.9
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	121.5	87.6	100.1	77.4	111.6	89.6
—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	—	—	皆増	100.9	102.8	101.8
—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	—	—	皆増	100.9	102.8	101.8
—	—	36.9	36.6	36.2	35.9	—	—	皆増	97.6	97.5	99.6
—	—	75.8	77.5	79.2	80.4	—	—	皆増	100.6	100.8	101.9
—	—	39.6	40.5	41.5	42.6	—	—	皆増	100.9	101.1	103.1
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	100.0	100.0	100.0
—	—	0.6	0.5	0.6	0.6	—	—	皆増	97.3	99.9	100.0
—	—	2.2	2.2	2.3	2.3	—	—	皆増	101.0	102.0	101.7
—	—	15.0	15.3	15.5	15.7	—	—	皆増	100.3	100.1	101.3
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	114.6	120.2	96.6
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	100.0	100.0	100.0
—	—	15.1	15.3	15.7	15.5	—	—	皆増	100.4	100.7	99.7
—	—	3.4	3.5	3.6	3.6	—	—	皆増	100.7	100.5	100.9
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	94.3	100.0	100.0
—	—	▲ 38.9	▲ 40.9	▲ 43.1	▲ 44.5	—	—	皆増	103.5	103.8	103.8
—	—	▲ 21.5	▲ 22.6	▲ 23.7	▲ 24.5	—	—	皆増	103.3	103.8	103.8
—	—	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	—	—	皆増	104.8	104.6	104.3
—	—	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	—	—	皆増	99.7	103.0	103.5
—	—	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 1.4	—	—	皆増	101.3	103.4	104.0
—	—	▲ 6.7	▲ 7.0	▲ 7.4	▲ 7.7	—	—	皆増	103.9	103.8	103.9
—	—	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	—	—	皆増	145.5	135.8	127.2
—	—	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	—	—	皆増	102.7	102.6	102.5
—	—	▲ 7.6	▲ 8.1	▲ 8.5	▲ 8.8	—	—	皆増	103.9	103.8	103.7
—	—	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 1.7	▲ 1.7	—	—	皆増	104.0	103.9	103.9
—	—	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	—	—	皆増	94.5	100.0	100.3
33.6	32.5	5.9	24.7	25.8	25.7	97.1	96.7	14.7	415.5	102.9	100.0
4.8	4.8	5.9	24.7	25.8	25.7	100.0	100.0	100.0	415.5	102.9	100.0
28.9	27.8	—	—	—	—	96.7	96.1	皆減	—	—	—
28.9	27.8	—	—	—	—	96.7	96.1	皆減	—	—	—
64.5	65.6	22.9	5.4	5.5	5.5	102.0	101.8	28.4	23.2	99.6	102.0
63.5	64.5	4.1	3.1	3.1	3.1	101.5	101.5	5.2	73.0	100.0	100.0
32.0	32.7	1.0	1.1	1.1	1.1	102.4	102.0	2.6	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	皆減	—	—	—
0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	99.9	99.9	皆減	—	—	—
1.6	1.8	0.1	0.0	0.0	0.0	102.7	109.7	4.6	皆減	—	—
12.4	12.4	0.3	0.0	0.0	0.0	100.1	100.3	2.3	皆減	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	139.7	153.5	皆減	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	皆減	—	—	—
14.2	14.3	2.6	2.0	2.0	2.0	100.6	100.6	14.6	77.2	100.0	100.0
2.8	2.8	0.1	0.0	0.0	0.0	100.7	101.0	2.4	皆減	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	皆減	—	—	—
0.9	1.1	18.8	2.3	2.4	2.4	151.4	121.4	1,343.1	12.3	99.1	104.5
0.6	0.9	1.4	1.4	1.7	1.6	皆増	151.4	121.4	100.7	114.0	100.0
0.3	0.2	17.4	0.9	0.7	0.8	51.4	63.0	7,054.2	5.2	75.9	115.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.4	99.9	81.5	98.5	98.7	100.5

4. 費用構成比較

項目	年度					
	金 額 (円)					
	24	25	26	27	28	29(当初予算)
職員給与費	1,049,050,508 (1,049,660,306)	1,033,837,470 (1,034,424,047)	1,117,773,821 (1,118,671,319)	1,091,896,232 (1,092,776,441)	1,240,332,605 (1,241,258,327)	1,230,018,000 (1,230,931,000)
給 料	500,801,808 (500,801,808)	484,655,095 (484,655,095)	498,437,719 (498,437,719)	472,951,550 (472,951,550)	476,052,818 (476,052,818)	486,387,000 (486,387,000)
手 当	266,980,145 (267,589,943)	272,999,137 (273,585,714)	208,681,152 (209,578,650)	197,318,607 (198,198,816)	207,987,647 (208,913,369)	211,693,000 (212,606,000)
賞与引当金 繰入額	— (—)	— (—)	70,766,000 (70,766,000)	70,500,000 (70,500,000)	72,938,000 (72,938,000)	75,971,000 (75,971,000)
報 酬	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1,635,600 (1,635,600)	1,635,600 (1,635,600)	0 (0)
退職給付費	109,353,000 (109,353,000)	107,855,000 (107,855,000)	175,751,298 (175,751,298)	203,196,654 (203,196,654)	341,193,327 (341,193,327)	311,123,000 (311,123,000)
法定福利費	171,915,555 (171,915,555)	168,328,238 (168,328,238)	164,137,652 (164,137,652)	146,293,821 (146,293,821)	140,525,213 (140,525,213)	144,844,000 (144,844,000)
委 託 料	944,503,876 (991,729,067)	993,126,003 (1,042,782,301)	987,696,843 (1,066,712,589)	984,446,455 (1,063,202,168)	950,397,987 (1,026,429,823)	997,382,000 (1,077,237,000)
修 繕 費	563,354,795 (590,729,000)	583,494,267 (609,701,000)	547,247,287 (591,027,068)	449,382,398 (485,332,987)	490,704,062 (529,960,385)	523,928,000 (565,862,000)
動 力 費	395,626,552 (415,407,879)	456,808,459 (479,648,881)	469,903,796 (506,306,584)	438,069,063 (473,114,588)	390,860,954 (422,129,830)	438,337,000 (473,407,000)
薬 品 費	254,645,000 (267,377,249)	247,313,723 (259,679,409)	246,090,533 (265,777,775)	229,684,670 (248,059,443)	226,225,211 (244,323,227)	241,409,000 (260,724,000)
資 本 費	3,444,725,629 (3,444,725,629)	3,381,660,218 (3,381,660,218)	4,209,548,635 (4,209,548,635)	4,109,703,874 (4,109,703,874)	4,041,181,715 (4,041,181,715)	3,912,821,000 (3,912,821,000)
減価償却費	2,644,697,646 (2,644,697,646)	2,625,641,197 (2,625,641,197)	3,503,403,854 (3,503,403,854)	3,459,345,608 (3,459,345,608)	3,447,532,093 (3,447,532,093)	3,363,258,000 (3,363,258,000)
企業債利息	800,027,983 (800,027,983)	756,019,021 (756,019,021)	706,144,781 (706,144,781)	650,358,266 (650,358,266)	593,649,622 (593,649,622)	549,563,000 (549,563,000)
その他経費	240,332,991 (376,455,426)	275,926,430 (414,110,631)	406,171,377 (609,717,217)	500,502,408 (739,444,806)	397,856,383 (638,368,189)	364,413,000 (553,803,000)
合 計	6,892,239,351 (7,136,084,556)	6,972,166,570 (7,222,006,487)	7,984,432,292 (8,367,761,187)	7,803,685,100 (8,211,634,307)	7,737,558,917 (8,143,651,496)	7,708,308,000 (8,074,785,000)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 一時借入金利息は、その他経費に計上している。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注4 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
15.2	14.8	14.0	14.0	16.0	16.0	102.3	98.5	108.1	97.7	113.6	99.2
(14.7)	(14.3)	(13.4)	(13.3)	(15.2)	(15.2)	(102.3)	(98.5)	(108.1)	(97.7)	(113.6)	(99.2)
7.3	7.0	6.2	6.1	6.2	6.3	105.5	96.8	102.8	94.9	100.7	102.2
(7.0)	(6.7)	(6.0)	(5.8)	(5.8)	(6.0)	(105.5)	(96.8)	(102.8)	(94.9)	(100.7)	(102.2)
3.9	3.9	2.6	2.5	2.7	2.7	107.9	102.3	76.4	94.6	105.4	101.8
(3.7)	(3.8)	(2.5)	(2.4)	(2.6)	(2.6)	(107.9)	(102.2)	(76.6)	(94.6)	(105.4)	(101.8)
—	—	0.9	0.9	0.9	1.0	—	—	皆増	99.6	103.5	104.2
(—)	(—)	(0.8)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(—)	(—)	(皆増)	(99.6)	(103.5)	(104.2)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	皆増	100.0	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(皆増)	(100.0)	(皆減)
1.6	1.5	2.2	2.6	4.4	4.0	78.5	98.6	163.0	115.6	167.9	91.2
(1.5)	(1.5)	(2.1)	(2.5)	(4.2)	(3.9)	(78.5)	(98.6)	(163.0)	(115.6)	(167.9)	(91.2)
2.5	2.4	2.1	1.9	1.8	1.9	104.7	97.9	97.5	89.1	96.1	103.1
(2.4)	(2.3)	(2.0)	(1.8)	(1.7)	(1.8)	(104.7)	(97.9)	(97.5)	(89.1)	(96.1)	(103.1)
13.7	14.2	12.4	12.6	12.3	12.9	108.9	105.1	99.5	99.7	96.5	104.9
(13.9)	(14.4)	(12.7)	(12.9)	(12.6)	(13.3)	(108.9)	(105.1)	(102.3)	(99.7)	(96.5)	(104.9)
8.2	8.4	6.9	5.8	6.3	6.8	97.4	103.6	93.8	82.1	109.2	106.8
(8.3)	(8.4)	(7.1)	(5.9)	(6.5)	(7.0)	(98.1)	(103.2)	(96.9)	(82.1)	(109.2)	(106.8)
5.7	6.6	5.9	5.6	5.1	5.7	112.8	115.5	102.9	93.2	89.2	112.1
(5.8)	(6.6)	(6.1)	(5.8)	(5.2)	(5.9)	(112.8)	(115.5)	(105.6)	(93.4)	(89.2)	(112.1)
3.7	3.5	3.1	2.9	2.9	3.1	100.2	97.1	99.5	93.3	98.5	106.7
(3.7)	(3.6)	(3.2)	(3.0)	(3.0)	(3.2)	(100.2)	(97.1)	(102.3)	(93.3)	(98.5)	(106.7)
50.0	48.5	52.7	52.7	52.2	50.8	98.1	98.2	124.5	97.6	98.3	96.8
(48.3)	(46.8)	(50.3)	(50.0)	(49.6)	(48.5)	(98.1)	(98.2)	(124.5)	(97.6)	(98.3)	(96.8)
38.4	37.7	43.9	44.3	44.6	43.6	100.9	99.3	133.4	98.7	99.7	97.6
(37.1)	(36.4)	(41.9)	(42.1)	(42.3)	(41.7)	(100.9)	(99.3)	(133.4)	(98.7)	(99.7)	(97.6)
11.6	10.8	8.8	8.3	7.7	7.1	89.7	94.5	93.4	92.1	91.3	92.6
(11.2)	(10.5)	(8.4)	(7.9)	(7.3)	(6.8)	(89.7)	(94.5)	(93.4)	(92.1)	(91.3)	(92.6)
3.5	4.0	5.1	6.4	5.1	4.7	101.7	114.8	147.2	123.2	79.5	91.6
(5.3)	(5.7)	(7.3)	(9.0)	(7.8)	(6.9)	(96.5)	(110.0)	(147.2)	(121.3)	(86.3)	(86.8)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	101.0	101.2	114.5	97.7	99.2	99.6
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.8)	(101.2)	(115.9)	(98.1)	(99.2)	(99.2)

5. 処理原価構成比較

項目	24		25		26		27		28	
	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円/銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円/銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円/銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円/銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円/銭)
	年度									
職員給与費	1,049,050,508 (1,049,660,306)	18.29 (18.30)	1,033,837,470 (1,034,424,047)	18.14 (18.15)	1,117,773,821 (1,118,671,319)	19.99 (20.01)	1,091,896,232 (1,092,776,441)	19.53 (19.55)	1,240,332,605 (1,241,258,327)	22.21 (22.22)
給料	500,801,808 (500,801,808)	8.73 (8.73)	484,655,095 (484,655,095)	8.50 (8.50)	498,437,719 (498,437,719)	8.91 (8.91)	472,951,550 (472,951,550)	8.46 (8.46)	476,052,818 (476,052,818)	8.52 (8.52)
手当	266,980,145 (267,589,943)	4.65 (4.66)	272,999,137 (273,585,714)	4.79 (4.80)	208,681,152 (209,578,650)	3.73 (3.75)	197,318,607 (198,198,816)	3.53 (3.55)	207,987,647 (208,913,369)	3.72 (3.74)
賞与引当金繰入額	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	70,766,000 (70,766,000)	1.27 (1.27)	70,500,000 (70,500,000)	1.26 (1.26)	72,938,000 (72,938,000)	1.31 (1.31)
報酬	0 (0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.00 (0.00)	1,635,600 (1,635,600)	0.03 (0.03)	1,635,600 (1,635,600)	0.03 (0.03)
退職給付費	109,353,000 (109,353,000)	1.91 (1.91)	107,855,000 (107,855,000)	1.89 (1.89)	175,751,298 (175,751,298)	3.14 (3.14)	203,196,654 (203,196,654)	3.63 (3.63)	341,193,327 (341,193,327)	6.11 (6.11)
法定福利費	171,915,555 (171,915,555)	3.00 (3.00)	168,328,238 (168,328,238)	2.95 (2.95)	164,137,652 (164,137,652)	2.94 (2.94)	146,293,821 (146,293,821)	2.62 (2.62)	140,525,213 (140,525,213)	2.52 (2.52)
委託料	944,503,876 (991,729,067)	16.47 (17.29)	993,126,003 (1,042,782,301)	17.42 (18.29)	987,696,843 (1,066,712,589)	17.67 (19.08)	984,446,455 (1,063,202,168)	17.61 (19.02)	950,397,987 (1,026,429,823)	17.02 (18.38)
修繕費	563,354,795 (590,729,000)	9.82 (10.30)	583,494,267 (609,701,000)	10.24 (10.70)	547,247,287 (591,027,068)	9.79 (10.57)	449,382,398 (485,332,987)	8.04 (8.68)	490,704,062 (529,960,385)	8.79 (9.49)
動力費	395,626,552 (415,407,879)	6.90 (7.24)	456,808,459 (479,648,881)	8.01 (8.41)	469,903,796 (506,306,584)	8.40 (9.06)	438,069,063 (473,114,588)	7.84 (8.46)	390,860,954 (422,129,830)	7.00 (7.56)
薬品費	254,645,000 (267,377,249)	4.44 (4.66)	247,313,723 (259,679,409)	4.34 (4.56)	246,090,533 (265,777,775)	4.40 (4.75)	229,684,670 (248,059,443)	4.11 (4.44)	226,225,211 (244,323,227)	4.05 (4.37)
減価償却費	2,644,697,646 (2,644,697,646)	46.10 (46.10)	2,625,641,197 (2,625,641,197)	46.06 (46.06)	3,503,403,854 (3,503,403,854)	62.66 (62.66)	3,459,345,608 (3,459,345,608)	61.88 (61.88)	3,447,532,093 (3,447,532,093)	61.72 (61.72)
長期前受金戻入	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	▲864,688,648 (▲864,688,648)	▲15.47 (▲15.47)	▲845,188,783 (▲845,188,783)	▲15.12 (▲15.12)	▲845,792,043 (▲845,792,043)	▲15.14 (▲15.14)
企業債利息	800,027,983 (800,027,983)	13.95 (13.95)	756,019,021 (756,019,021)	13.26 (13.26)	706,144,781 (706,144,781)	12.63 (12.63)	650,358,266 (650,358,266)	11.63 (11.63)	593,649,622 (593,649,622)	10.63 (10.63)
小計	3,444,725,629 (3,444,725,629)	60.05 (60.05)	3,381,660,218 (3,381,660,218)	59.33 (59.33)	3,344,859,987 (3,344,859,987)	59.82 (59.82)	3,264,515,091 (3,264,515,091)	58.39 (58.39)	3,195,389,672 (3,195,389,672)	57.21 (57.21)
一般会計補助金	▲1,017,624,012 (▲1,017,624,012)	▲17.74 (▲17.74)	▲990,569,475 (▲990,569,475)	▲17.38 (▲17.38)	▲1,022,224,103 (▲1,022,224,103)	▲18.28 (▲18.28)	▲892,964,586 (▲892,964,586)	▲15.97 (▲15.97)	▲743,413,393 (▲743,413,393)	▲13.31 (▲13.31)
計	2,427,101,617 (2,427,101,617)	42.31 (42.31)	2,391,090,743 (2,391,090,743)	41.95 (41.95)	2,322,635,884 (2,322,635,884)	41.54 (41.54)	2,371,550,505 (2,371,550,505)	42.42 (42.42)	2,451,976,279 (2,451,976,279)	43.90 (43.90)
その他経費	222,892,431 (358,966,412)	3.89 (6.26)	243,932,047 (381,995,366)	4.28 (6.70)	284,920,794 (488,297,792)	5.10 (8.73)	458,413,451 (697,310,948)	8.20 (12.47)	386,802,700 (626,821,711)	6.93 (11.22)
その他経費	222,892,431 (358,966,412)	3.89 (6.26)	243,932,047 (381,995,366)	4.28 (6.70)	299,363,561 (502,740,559)	5.35 (8.99)	497,639,326 (736,536,823)	8.90 (13.17)	390,736,076 (630,755,087)	7.00 (11.29)
長期前受金戻入	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	▲14,442,767 (▲14,442,767)	▲0.26 (▲0.26)	▲39,225,875 (▲39,225,875)	▲0.70 (▲0.70)	▲3,933,376 (▲3,933,376)	▲0.07 (▲0.07)
合計(処理原価)	6,874,798,791 (7,118,595,542)	119.85 (124.10)	6,940,172,187 (7,189,891,222)	121.76 (126.14)	6,998,493,061 (7,381,653,114)	125.17 (132.02)	6,916,407,360 (7,324,311,666)	123.71 (131.01)	6,880,713,191 (7,286,312,975)	123.19 (130.45)
補助金控除後合計(処理原価)	5,857,174,779 (6,100,971,530)	102.11 (106.36)	5,949,602,712 (6,199,321,747)	104.38 (108.76)	5,976,268,958 (6,359,429,011)	106.89 (113.74)	6,023,442,774 (6,431,347,080)	107.74 (115.04)	6,137,299,798 (6,542,899,582)	109.88 (117.14)
1㎡あたりの使用料単価	— (—)	107.48 (112.86)	— (—)	107.27 (112.64)	— (—)	107.39 (115.46)	— (—)	107.62 (116.23)	— (—)	107.33 (115.92)
差益(▲差損)	— (—)	▲12.37 * 5.37 (▲11.24) (* 6.50)	— (—)	▲14.49 * 2.89 (▲13.50) (* 3.88)	— (—)	▲17.78 * 0.50 (▲16.56) (* 1.72)	— (—)	▲16.09 * ▲0.12 (▲14.78) (* 1.19)	— (—)	▲15.86 * ▲2.55 (▲14.53) (* ▲1.22)
年間有収水量	57,362,514 m ³		57,001,003 m ³		55,911,302 m ³		55,907,563 m ³		55,855,189 m ³	

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価)－長期前受金戻入(うち公費負担分)

注2 1㎡あたりの処理原価＝原価費用÷年間有収水量

注3 1㎡あたりの使用料単価＝下水道収益÷年間有収水量

注4 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注5 1㎡あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注6 差益(▲差損)の欄中*は、補助金控除後合計との差益(▲差損)を示す。

注7 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
15.3 (14.7)	14.9 (14.4)	16.0 (15.2)	15.8 (14.9)	18.0 (17.0)	102.9 (102.9)	99.2 (99.2)	110.2 (110.2)	97.7 (97.7)	113.7 (113.7)
7.3 (7.0)	7.0 (6.7)	7.1 (6.7)	6.8 (6.5)	6.9 (6.5)	106.1 (106.1)	97.4 (97.4)	104.8 (104.8)	94.9 (94.9)	100.7 (100.7)
3.9 (3.8)	3.9 (3.8)	3.0 (2.8)	2.9 (2.7)	3.0 (2.9)	108.4 (108.4)	103.0 (103.0)	77.9 (78.1)	94.6 (94.7)	105.4 (105.4)
— (—)	— (—)	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)	1.1 (1.0)	— (—)	— (—)	皆増 (皆増)	99.2 (99.2)	104.0 (104.0)
0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)	皆増 (皆増)	100.0 (100.0)
1.6 (1.5)	1.6 (1.5)	2.5 (2.4)	2.9 (2.8)	5.0 (4.7)	79.3 (79.3)	99.0 (99.0)	166.1 (166.1)	115.6 (115.6)	168.3 (168.3)
2.5 (2.4)	2.4 (2.3)	2.3 (2.2)	2.1 (2.0)	2.0 (1.9)	105.3 (105.3)	98.3 (98.3)	99.7 (99.7)	89.1 (89.1)	96.2 (96.2)
13.7 (13.9)	14.3 (14.5)	14.1 (14.5)	14.2 (14.5)	13.8 (14.1)	109.5 (109.4)	105.8 (105.8)	101.4 (104.3)	99.7 (99.7)	96.6 (96.6)
8.2 (8.3)	8.4 (8.5)	7.8 (8.0)	6.5 (6.6)	7.1 (7.3)	97.9 (98.7)	104.3 (103.9)	95.6 (98.8)	82.1 (82.1)	109.3 (109.3)
5.8 (5.8)	6.6 (6.7)	6.7 (6.9)	6.3 (6.5)	5.7 (5.8)	113.5 (113.3)	116.1 (116.2)	104.9 (107.7)	93.3 (93.4)	89.3 (89.4)
3.7 (3.8)	3.6 (3.6)	3.5 (3.6)	3.3 (3.4)	3.3 (3.3)	100.7 (100.6)	97.7 (97.9)	101.4 (104.2)	93.4 (93.5)	98.5 (98.4)
38.5 (37.1)	37.8 (36.5)	50.1 (47.5)	50.0 (47.2)	50.1 (47.3)	101.5 (101.5)	99.9 (99.9)	136.0 (136.0)	98.8 (98.8)	99.7 (99.7)
— (—)	— (—)	▲12.4 (▲11.7)	▲12.2 (▲11.5)	▲12.3 (▲11.6)	— (—)	— (—)	皆増 (皆増)	97.7 (97.7)	100.1 (100.1)
11.6 (11.2)	10.9 (10.5)	10.1 (9.6)	9.4 (8.9)	8.6 (8.1)	90.2 (90.2)	95.1 (95.1)	95.2 (95.2)	92.1 (92.1)	91.4 (91.4)
50.1 (48.4)	48.7 (47.0)	47.8 (45.3)	47.2 (44.6)	46.4 (43.9)	98.6 (98.6)	98.8 (98.8)	100.8 (100.8)	97.6 (97.6)	98.0 (98.0)
▲14.8 (▲14.3)	▲14.3 (▲13.8)	▲14.6 (▲13.8)	▲12.9 (▲12.2)	▲10.8 (▲10.2)	82.6 (82.6)	98.0 (98.0)	105.2 (105.2)	87.4 (87.4)	83.3 (83.3)
35.3 (34.1)	34.5 (33.3)	33.2 (31.5)	34.3 (32.4)	35.6 (33.7)	107.4 (107.4)	99.1 (99.1)	99.0 (99.0)	102.1 (102.1)	103.5 (103.5)
3.2 (5.0)	3.5 (5.3)	4.1 (6.6)	6.6 (9.5)	5.6 (8.6)	101.0 (96.2)	110.0 (107.0)	119.2 (130.3)	160.8 (142.8)	84.5 (90.0)
3.2 (5.0)	3.5 (5.3)	4.3 (6.8)	7.2 (10.1)	5.7 (8.7)	101.0 (96.2)	110.0 (107.0)	125.0 (134.2)	166.4 (146.5)	78.7 (85.7)
— (—)	— (—)	▲0.2 (▲0.2)	▲0.6 (▲0.5)	▲0.1 (▲0.1)	— (—)	— (—)	皆増 (皆増)	269.2 (269.2)	10.0 (10.0)
100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	101.5 (101.3)	101.6 (101.6)	102.8 (104.7)	98.8 (99.2)	99.6 (99.6)
85.2 (85.7)	85.7 (86.2)	85.4 (86.2)	87.1 (87.8)	89.2 (89.8)	105.7 (105.3)	102.2 (102.3)	102.4 (104.6)	100.8 (101.1)	102.0 (101.8)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	99.7 (99.7)	99.8 (99.8)	100.1 (102.5)	100.2 (100.7)	99.7 (99.7)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	99.5 (99.5)	99.4 (99.4)	98.1 (98.1)	100.0 (100.0)	99.9 (99.9)

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法
		24	25	26	27			
負荷率	%	72.15	80.42	77.54	67.87	$\frac{173,683}{230,875} \times 100 =$	75.23	$\frac{1 \text{ 日平均処理水量}}{1 \text{ 日最大処理水量}} \times 100$
施設利用率	%	76.41	74.01	74.92	78.92	$\frac{173,683}{221,800} \times 100 =$	78.31	$\frac{1 \text{ 日平均処理水量}}{1 \text{ 日処理能力}} \times 100$
最大稼働率	%	105.91	92.03	96.62	116.27	$\frac{230,875}{221,800} \times 100 =$	104.09	$\frac{1 \text{ 日最大処理水量}}{1 \text{ 日処理能力}} \times 100$
污水管使用効率	m ³ /m	30.37	29.18	29.34	29.98	$\frac{63,394,262}{2,148,450} =$	29.51	$\frac{\text{年間総処理水量}}{\text{污水管延長}}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	5.87	5.71	7.14	7.49	$\frac{63,394,262}{8,381,336} =$	7.56	$\frac{\text{年間総処理水量}}{\text{有形固定資産}}$
職員1人当たり処理人口	人	3,673	3,711	3,777	3,720	$\frac{462,900}{126} =$	3,674	$\frac{\text{処理人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
職員1人当たり有収水量	m ³	451,673	452,389	450,898	443,711	$\frac{55,855,189}{126} =$	443,295	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
職員1人当たり営業収益	千円	48,826	48,834	48,743	48,075	$\frac{6,031,087}{126} =$	47,866	$\frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$

7. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法
		24	25	26	27			
固定資産構成比率	%	96.43	96.16	95.49	94.97	$\frac{84,103,627,927}{89,202,174,557} \times 100 =$	94.28	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産【繰延勘定】}} \times 100$
固定負債構成比率	%	29.48	28.48	30.68	30.25	$\frac{26,905,358,361}{89,202,174,557} \times 100 =$	30.16	$\frac{\text{固定負債【+借入資本金】}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	%	69.23	70.43	65.67	66.71	$\frac{60,119,487,227}{89,202,174,557} \times 100 =$	67.40	$\frac{\text{資本} + \text{繰延収益}}{\text{【自己資本金+剰余金】}} \times 100$ $\frac{\text{負債資本合計}}{\text{負債資本合計}}$

※【】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法
		24	25	26	27			
固定資産対長期資本比率	%	97.69	97.23	99.11	97.94	$\frac{84,103,627,927}{87,024,845,588} \times 100 =$	96.64	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益} + \text{固定負債【資本金+剰余金+固定負債】}} \times 100$
固定比率	%	139.29	136.55	145.41	142.36	$\frac{84,103,627,927}{60,119,487,227} \times 100 =$	139.89	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益【自己資本金+剰余金】}} \times 100$
流動比率	%	276.48	350.91	123.63	165.85	$\frac{5,098,546,630}{2,177,328,969} \times 100 =$	234.17	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
当座比率	%	275.61	350.50	120.84	163.34	$\frac{4,961,472,772}{2,177,328,969} \times 100 =$	227.87	$\frac{\text{現金・預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})【未収金】}{\text{流動負債}} \times 100$
現金比率	%	150.05	203.46	72.63	109.75	$\frac{4,167,687,529}{2,177,328,969} \times 100 =$	191.41	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金}}{\text{流動負債}} \times 100$

※【】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法	
		24	25	26	27				
総資本回転率	回	0.06	0.05	0.06	0.07	$\frac{6,031,086,693}{89,809,400,252}$	=	0.07	営業収益-受託工事収益 (期首負債資本合計+期末負債資本合計)/2
自己資本回転率	回	0.08	0.08	0.10	0.10	$\frac{6,031,086,693}{60,220,409,572}$	=	0.10	営業収益-受託工事収益 (期首自己資本+期末自己資本)/2
固定資産回転率	回	0.06	0.06	0.06	0.07	$\frac{6,031,086,693}{84,987,864,659}$	=	0.07	営業収益-受託工事収益 (期首固定資産+期末固定資産)/2
流動資産回転率	回	1.68	1.48	1.43	1.39	$\frac{6,031,086,693}{4,821,535,593}$	=	1.25	営業収益-受託工事収益 (期首流動資産+期末流動資産)/2
未収金回転率	回	3.62	3.39	3.51	3.89	$\frac{6,031,086,693}{1,145,118,193}$	=	5.27	営業収益-受託工事収益 (期首未収金+期末未収金)/2
減価償却率	%	2.50	2.49	4.10	4.10	$\frac{3,447,532,093}{83,180,237,667}$	×100 =	4.14	当年度減価償却費 有形固定資産+無形固定資産-土地 -建設仮勘定+当年度減価償却費 ×100

※ 自己資本=資本+繰延収益【自己資本金+剰余金】
【 】は、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法	
		24	25	26	27				
総資本利益率	%	0.32	0.20	0.63	0.91	$\frac{626,428,309}{89,809,400,252}$	×100 =	0.70	当年度純利益 ×100 (期首負債資本合計+期末負債資本合計)/2
総収益対 総費用比率	%	105.21	103.24	108.08	110.58	$\frac{8,363,987,226}{7,737,558,917}$	×100 =	108.10	総収益 ×100 総費用
営業収益対 営業費用比率	%	102.15	99.64	84.36	84.84	$\frac{6,031,086,693}{7,126,772,785}$	×100 =	84.63	営業収益-受託工事収益 ×100 営業費用-受託工事費用

(5) その他

分析項目	年度 単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法	
		24	25	26	27				
利子負担率	%	2.46	2.42	2.38	2.30	$\frac{593,649,622}{27,078,054,403}$	×100 =	2.19	支払利息 ×100 有利子負債
企業債償還元金対 減価償却費比率	%	86.14	85.55	120.56	122.60	$\frac{1,917,839,553}{1,969,342,036}$	×100 =	97.38	企業債償還元金 減価償却費-長期前受金戻入 【減価償却費】 ×100
企業債償還元金対 料金収入比率	%	36.95	36.74	39.92	39.32	$\frac{1,917,839,553}{5,995,072,700}$	×100 =	31.99	企業債償還元金 ×100 下水道収益
企業債利息対 料金収入比率	%	12.98	12.36	11.76	10.81	$\frac{593,649,622}{5,995,072,700}$	×100 =	9.90	企業債利息 ×100 下水道収益
企業債元利償還元金 対料金収入比率	%	49.93	49.10	51.68	50.13	$\frac{2,511,489,175}{5,995,072,700}$	×100 =	41.89	企業債元利償還元金 ×100 下水道収益
職員給与対 料金収入比率	%	17.01	16.91	18.62	18.15	$\frac{1,240,332,605}{5,995,072,700}$	×100 =	20.69	職員給与 ×100 下水道収益
累積欠損金比率	%	—	—	—	—	$\frac{0}{6,031,086,693}$	×100 =	—	累積欠損金 ×100 営業収益-受託工事収益
不良債務比率	%	—	—	—	—	$\frac{0}{6,031,086,693}$	×100 =	—	(流動負債-建設改良費等の財源に 充てた企業債等)【流動負債】- (流動資産-翌年度繰越財源) ×100 営業収益-受託工事収益

※ 【 】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

8. 企業債に関する調べ

(単位：円)

1. 27年度末残高 (A)		28,294,609,956
2. 28年度借入額 (B)		696,100,000
3. 28年度償還額 (C)		1,917,839,553
4. 28年度末残高 (D)=(A)+(B)-(C)		27,072,870,403
5. (D)の借入先内訳	財 務 省	8,047,879,499
	郵便貯金・簡易生命 保 險 管 理 機 構	4,581,452,283
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	14,443,538,621
6. (D)の利率別内訳	(1) 1.0%未満	1,646,100,000
	(2) 1.0%以上2.0%未満	10,544,363,944
	(3) 2.0%以上3.0%未満	12,402,873,092
	(4) 3.0%以上4.0%未満	860,496,195
	(5) 4.0%以上5.0%未満	1,240,636,265
	(6) 5.0%以上6.0%未満	378,400,907

第7章 料金制度等

1. 下水道使用料の変遷

【昭和30年4月1日制定】

区 分	内 容	金 額
第 一 種 (多量の汚水を排出するもの)	(イ) 銀行、会社、工場、事務所その他これに類するもので世帯でないもの 1か月人員1人について	10円
	(ロ) 官公署、学校、幼稚園、劇場、寄席、映画館その他これに類するもの 1か月職員・生徒の数又は定員50人及びその端数ごとに	200円
	(ハ) 公衆浴場業 1か月営業用家屋1㎡につき ただし、営業時間1日12時間を超えるときは5割増とする。	12円
	(ニ) 工場廃液その他特に処理を要するものについては、その性質濃度を参酌して、汚水量10㎡又はその端数ごとに50円の範囲内で使用料を増徴する。	
第 二 種 (前各種に該当しないもの)	1か月人員につき ただし、次の職業に従事するときは、その従事人員に対する使用料は各倍額を徴収する。 病院、旅館、飲食店、バー、理美容業、醸造業、百貨店、駅その他必要と認めるもの	30円

【昭和35年4月1日改正】

汚水の種別	排除汚水量（1㎡未満は1㎡として計算）	金 額
一 般 汚 水	100㎡までは 1㎡について	10円
	101㎡以上 500㎡までは //	8円
	501㎡以上 1,000㎡までは //	6円
	1,001㎡以上は //	4円
公衆浴場汚水	1㎡について	2円
工場廃液その他特に処理費用を要する汚水	前各号によって算出された使用料の3倍以内において定める。	

【改定 昭和44年6月1日〔改定率:68.8%〕】

汚水の種別	排除汚水量（1㎡未満は1㎡として計算）	金 額
一 般 汚 水	50㎡までは 1㎡について	16円
	51㎡以上 100㎡までは //	17円
	101㎡以上 500㎡までは //	14円
	501㎡以上 1,000㎡までは //	12円
	1,001㎡以上は //	8円
公衆浴場汚水	1㎡について	4円
工場廃液その他特に処理費用を要する汚水	前各号によって算出された使用料の3倍以内において定める。	

【改定 昭和47年8月1日】

工場廃液	<p>ア. 排除汚水の濃度200までは排除汚水量 1 m³について24円</p> <p>イ. 排除汚水の濃度200を超えるものについては、濃度100(濃度100未満の端数は100とする。)増加するごとに排除汚水量 1 m³について 5 円を加算する。</p> <p>ウ. 化学的酸素要求量(COD)の数値が生物化学的酸素要求量(BOD)の数値を上回る場合又はその他の物質で特に処理費用を要する場合には、管理者が別に定める算式によるものとする。</p>
------	---

【改定 昭和50年12月1日〔改定率:下水道使用料 166.34%〕】

用 途	排 除 汚 水 量	1 m ³ 当たりの単価
一 般 用	30m ³ まで	28円
	30m ³ を超え 40m ³ まで	30円
	40m ³ を超え 50m ³ まで	32円
	50m ³ を超え 100m ³ まで	35円
	100m ³ を超え 500m ³ まで	47円
	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	48円
	1,000m ³ を超えるもの	49円
公衆浴場用	—————	4円
〔水質料金〕		
<p>1か月の排除汚水量が500m³を超える特定事業場に係る使用料については、排除汚水の濃度300までのものにあつては、排除汚水量 1 m³について49円とし、排除汚水の濃度300を超えるものにあつては、濃度100(濃度100未満の端数は100とする。)増加するごとに排除汚水量 1 m³について 10円を加算する。</p> <p>(備考) 排除汚水の濃度(F)は次の算出した数値とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">F = B + S</p> <p style="margin-left: 40px;">B : 排除汚水の生物化学的酸素要求量 (単位 : 1 ℓ につき5日間mg)</p> <p style="margin-left: 40px;">S : 排除汚水の浮遊物質質量 (単位 : 1 ℓ につきmg)</p>		

【改定 昭和55年10月1日〔改定率:下水道使用料 87.49%〕】

用 途	汚 水 種 別	基 本 料 金		従 量 料 金	
		排除汚水量	金額	排 除 汚 水 量	金 額
一般用	第1種	10m ³ までの分	390円	10m ³ を超え 30m ³ までの分	1 m ³ について 50円
				30m ³ を超え 50m ³ までの分	65円
				50m ³ を超え 100m ³ までの分	75円
	第2種	10m ³ までの分	490円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	95円
				200m ³ を超え 500m ³ までの分	105円
				500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	110円
			1,000m ³ を超える分	115円	
公衆浴場用	第1種	10m ³ までの分	390円	10m ³ を超える分	1 m ³ について 5円
	第2種	10m ³ までの分	490円		

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が200を超え、1か月の排除汚水量が500m³を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
200を超え300まで	15円	700を超え 800まで	90円
300を超え400まで	30円	800を超え 900まで	105円
400を超え500まで	45円	900を超え1,000まで	120円
500を超え600まで	60円	1,000を超え1,100まで	135円
600を超え700まで	75円	1,100を超えるもの	150円

【改定 昭和59年9月1日〔改定率:下水道使用料 42.53%〕】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金		
			排除汚水量	金額	
一般用	第1種	330円	10m ³ までの分	1m ³ について	30円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	〃	65円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	〃	100円
			50m ³ を超え 100m ³ までの分	〃	105円
	第2種	420円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	〃	135円
			200m ³ を超え 500m ³ までの分	〃	150円
			500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	〃	155円
			1,000m ³ を超える分	〃	165円
公衆浴場用	第1種	330円	1m ³ について		6円
	第2種	420円			

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	15円	800を超え 900まで	90円
400を超え500まで	30円	900を超え1,000まで	105円
500を超え600まで	45円	1,000を超え1,100まで	120円
600を超え700まで	60円	1,100を超えるもの	135円
700を超え800まで	75円		

【改定 平成 7 年 1 月 1 日〔改定率：下水道使用料 12.13% (税込改定率 15.49%)，消費税 3%を転嫁〕】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金		
			排除汚水量		金額
一般用	第1種	350円	10m ³ までの分	1 m ³ について	35円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	〃	75円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	〃	110円
			50m ³ を超え 100m ³ までの分	〃	115円
	第2種	440円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	〃	150円
			200m ³ を超え 500m ³ までの分	〃	165円
			500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	〃	175円
			1,000m ³ を超える分	〃	185円
公衆浴場用	第1種	350円	1 m ³ について		7円
	第2種	440円			

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
 3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	17円	800を超え 900まで	102円
400を超え500まで	34円	900を超え1,000まで	119円
500を超え600まで	51円	1,000を超え1,100まで	136円
600を超え700まで	68円	1,100を超えるもの	153円
700を超え800まで	85円		

【平成 9 年 4 月 1 日 消費税 5%を転嫁】

【改定 平成 12 年 4 月 1 日〔改定率：下水道使用料 15.59%〕】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金		
			排除汚水量		金額
一般用	第1種	390円	10m ³ までの分	1 m ³ について	41円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	〃	87円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	〃	128円
			50m ³ を超え 100m ³ までの分	〃	134円
	第2種	490円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	〃	175円
			200m ³ を超え 500m ³ までの分	〃	192円
			500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	〃	204円
			1,000m ³ を超える分	〃	215円
公衆浴場用	第1種	390円	1 m ³ について		8円
	第2種	490円			

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	17円	800を超え 900まで	102円
400を超え500まで	34円	900を超え1,000まで	119円
500を超え600まで	51円	1,000を超え1,100まで	136円
600を超え700まで	68円	1,100を超えるもの	153円
700を超え800まで	85円		

【平成26年4月1日 消費税8%を転嫁】

現行料金に係る注記

- 1 使用料は、1か月について上表に定める用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）である。
- 2 月の中途において、公共下水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定する。

2. 受益者負担金

- (1) 条例制度 鹿児島市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和47年7月1日施行）
- (2) 負担金額 土地面積1m²当たり131円（坪当たり約433円）
- (3) 納付方法 5年（年4回）の分割払い又は一括納付

3. 区域外流入分担金

- (1) 条例制度 鹿児島市公共下水道事業区域外流入分担金条例（平成21年4月1日施行）
- (2) 分担金額 土地面積1m²当たり131円（坪当たり約433円）
- (3) 納付方法 一括納付

第4編 工業用水道事業

第1章 総説

1. 沿革

喜入町では、若者が定着し、活力ある町づくりの一策として、町有林の一部に一倉工業団地の造成を行い、企業誘致の施策として、低廉豊富な工業用水を提供する目的で、昭和60年度にボーリング調査を行い、水源を確保した。昭和61年度には、工業用水道事業の届出書を通商産業大臣（現：経済産業大臣）に提出した。その届出書に基づいて、一般会計（町）の予算と鹿児島県からの補助金（工業団地基盤整備事業費補助金）で工業用水道施設の建設を開始し、昭和63年12月に工事が完了し、平成元年4月1日給水を開始した。給水開始当初の施設能力は、 $1,680\text{m}^3/\text{日}$ であり、契約水量は、給水開始当初は、 $330\text{m}^3/\text{日}$ であった。

平成16年11月1日の本市と喜入町との合併に伴い、本市水道局の工業用水道事業となった。

2. 平成28年度事業概要

（総括）

工業用水道事業においては、一倉工業団地などの給水事業所への安定的な給水に努めた。

（業務量）

本年度末の給水事業所数は4箇所、前年度と同数、年間契約水量は17万5,200 m^3 で、前年度に比べて1万8,780 m^3 （9.68%）の減、年間総給水量及び年間総有収水量は13万7,315 m^3 で、前年度に比べて3,439 m^3 （2.57%）の増となった。

なお、有収率は100%となった。

（経営状況）

決算の結果、総収益は696万9,224円、総費用は637万4,498円となり、59万4,726円の純利益が生じた。この純利益が当年度未処分利益剰余金となった。

総収益は、営業収益の給水収益が減少したことなどにより、前年度に比べて69万2,785円（9.04%）の減となった。

また、総費用は、原水及び浄水費の修繕費や減価償却費が減少したことなどにより、79万7,590円（11.12%）の減となった。

第2章 給水

1. 事業の推移

項目 \ 年度		24	25	26	27	28
		単位				
給水事業所数	箇所	4	4	4	4	4
給水件数	件	4	4	4	4	4
年間契約水量	m ³	284,700	248,200	248,200	193,980	175,200
年間総給水量	m ³	204,584	212,929	186,695	133,876	137,315
1日平均給水量	m ³	561	583	511	366	376
年間総有収水量	m ³	204,584	212,929	186,695	133,876	137,315
施設能力	m ³ /日	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
配水池容量	m ³	300	300	300	300	300
配水管延長	m	1,413	1,413	1,413	1,413	1,413

2. 給水件数・給水量

項目 \ 月		4	5	6	7	8
		単位				
給水事業所数	箇所	4	4	4	4	4
給水件数	件	4	4	4	4	4
契約水量	m ³	14,400	14,880	14,400	14,880	14,880
給水量	m ³	13,294	10,783	11,500	13,147	12,636
1日平均給水量	m ³	443	348	383	424	408
有収水量	m ³	13,294	10,783	11,500	13,147	12,636

29 (当初予算)
4
—
175,200
142,800
400
142,800
1,680
—
—

9	10	11	12	1	2	3	計
4	4	4	4	4	4	4	—
4	4	4	4	4	4	4	—
14,400	14,880	14,400	14,880	14,880	13,440	14,880	175,200
10,547	11,220	12,371	10,276	10,257	9,906	11,378	137,315
352	362	412	331	331	354	367	376
10,547	11,220	12,371	10,276	10,257	9,906	11,378	137,315

第3章 業 務

1. 工業用水道料金調定状況

(単位：件, 円)

年度	項目	納 付 制	
		件 数	金 額
24		48	10,610,130 (10,104,886)
25		48	9,451,220 (9,001,162)
26		48	9,491,148 (8,809,140)
27		48	7,393,442
28		48	6,723,935

注 ()内は、消費税抜額である。

なお、平成27年度より消費税の免税事業者となっている。

2. 電力使用状況

年度	施設名 項目	一倉工水水源地	
		電力使用量 (kWh)	電力料 (円)
24		115,233	1,959,390
25		125,826	2,423,579
26		132,738	2,732,090
27		87,281	2,010,255
28		88,505	1,932,007

3. 水質検査結果表

項目	単位	系 統	一倉工業用水 (地下水)
水 温	℃		18.0
濁 度	度		0.1 未満
pH 値			6.3

第4章 施設の概要

1. 施設概要

所在地 鹿児島市喜入一倉町
 主要施設 一倉工水水源池
 施設能力 1,680 m³/日
 配水池 300 m³ (RC造)
 送水管 1,685 m
 配水管 1,413 m

2. 送・配水管布設状況

(1) 送水管

管種 口径	ダクタイル 鑄鉄管				硬質塩		
	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28 布設
		布設	受贈	撤去			
30mm							
40mm							
50mm							
75mm							
100mm							
125mm							
150mm	170.0			170.0	1,515.0		
200mm							
250mm							
300mm							
400mm							
500mm							
600mm							
700mm							
1000mm							
計	170.0			170.0	1,515.0		

(2) 配水管

管種 口径	ダクタイル 鑄鉄管				硬質塩		
	27年度末 総延長	28年度			28年度末 総延長	27年度末 総延長	28 布設
		布設	受贈	撤去			
13mm							
16mm							
20mm							
25mm							
30mm							
40mm							
50mm							
75mm					1,343.0		
100mm							
150mm							
200mm	70.0			70.0			
250mm							
300mm							
400mm							
450mm							
500mm							
600mm							
700mm							
800mm							
900mm							
1000mm							
計	70.0			70.0	1,343.0		

(単位：m)

化 ビ ニ ル 管			合 計				
年 度		28年度末 総延長	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
		1,515.0	1,685.0				1,685.0
		1,515.0	1,685.0				1,685.0

(単位：m)

化 ビ ニ ル 管			合 計				
年 度		28年度末 総延長	27年度末 総延長	28 年 度			28年度末 総延長
受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
		1,343.0	1,343.0				1,343.0
			70.0				70.0
		1,343.0	1,413.0				1,413.0

第5章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度					
	24	25	26	27	28	29(当初予算)
収入	10,329,069 (10,754,199)	9,269,309 (9,577,500)	9,220,533 (9,759,925)	7,662,009	6,969,224	6,826,000
営業収益	10,104,886 (10,610,130)	9,001,162 (9,451,220)	8,809,140 (9,491,148)	7,393,442	6,723,935	6,622,000
給水収益	10,104,886 (10,610,130)	9,001,162 (9,451,220)	8,809,140 (9,491,148)	7,393,442	6,723,935	6,622,000
営業外収益	224,183 (144,069)	268,147 (126,280)	411,393 (268,777)	268,567	245,289	204,000
受取利息	144,069 (144,069)	126,200 (126,200)	145,916 (145,916)	145,406	122,427	82,000
長期前受金戻入	— (—)	— (—)	122,861 (122,861)	122,861	122,862	122,000
雑収益	80,114 (0)	141,947 (80)	142,616 (0)	300	0	0
支出	10,061,129 (10,413,189)	8,946,586 (9,254,777)	8,881,213 (9,420,605)	7,172,088	6,374,498	6,700,000
営業費用	10,061,129 (10,261,689)	8,946,586 (9,119,777)	8,881,213 (9,216,305)	7,171,888	6,374,498	6,600,000
原水及び浄水費	3,957,437 (4,155,307)	3,744,373 (3,914,819)	4,215,753 (4,546,463)	3,470,751	2,902,410	4,405,000
業務費	9,925 (10,420)	9,925 (10,420)	9,792 (10,574)	10,548	10,548	11,000
総係費	82,656 (84,851)	83,751 (86,001)	83,977 (87,577)	101,626	94,335	153,000
減価償却費	5,021,730 (5,021,730)	5,108,537 (5,108,537)	4,571,691 (4,571,691)	3,588,963	3,367,205	2,031,000
資産減耗費	989,381 (989,381)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
営業外費用	0 (151,500)	0 (135,000)	0 (204,300)	0	0	0
消費税及び地方消費税	0 (151,500)	0 (135,000)	0 (204,300)	0	0	0
特別損失	0 (0)	0 (0)	0 (0)	200	0	0
予備費	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	100,000
当年度純利益	267,940	322,723	339,320	489,921	594,726	126,000
▲ 当年度純損失						
当年度経常利益	267,940	322,723	339,320	490,121	594,726	226,000
▲ 当年度経常損失						

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。なお、平成27年度より消費税の免税事業者となったこと

注2 営業外収益雑収益税抜欄には、消費税及び地方消費税の納税計算上生じた差額が含まれる。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注4 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

2. 資本的収支比較

科目	年度					
	24	25	26	27	28	29(当初予算)
収入	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
支出	1,461,400 (1,534,470)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
建設改良費	1,461,400 (1,534,470)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
営業設備費	1,461,400 (1,534,470)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
収支差引	▲ 1,461,400 (▲ 1,534,470)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
補填財源	(1,461,400)	(0)	(0)	0	0	0
損益勘定留保資金	(1,461,400)	(0)	(0)	0	0	0
建設改良積立金	(0)	(0)	(0)	0	0	0
資本的収支調整額	(73,070)	(0)	(0)	0	0	0
繰越工事資金	(0)	(0)	(0)	0	0	0

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0	94.0 (94.5)	89.7 (89.1)	99.5 (101.9)	83.1 (78.5)	91.0	97.9
97.8 (98.7)	97.1 (98.7)	95.5 (97.2)	96.5	96.5	97.0	94.4 (94.4)	89.1 (89.1)	97.9 (100.4)	83.9 (77.9)	90.9	98.5
97.8 (98.7)	97.1 (98.7)	95.5 (97.2)	96.5	96.5	97.0	94.4 (94.4)	89.1 (89.1)	97.9 (100.4)	83.9 (77.9)	90.9	98.5
2.2 (1.3)	2.9 (1.3)	4.5 (2.8)	3.5	3.5	3.0	79.4 (101.2)	119.6 (87.7)	153.4 (212.8)	65.3 (99.9)	91.3	83.2
1.4 (1.3)	1.4 (1.3)	1.6 (1.5)	1.9	1.8	1.2	101.2 (101.2)	87.6 (87.6)	115.6 (115.6)	99.7 (99.7)	84.2	67.0
— (—)	— (—)	1.3 (1.3)	1.6	1.8	1.8	— (—)	— (—)	皆増 (皆増)	100.0 (100.0)	100.0	99.3
0.8 (0.0)	1.5 (0.0)	1.5 (0.0)	0.0	0.0	0.0	57.3 (—)	177.2 (皆増)	100.5 (皆減)	0.2 (皆増)	皆減	—
100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0	97.2 (96.9)	88.9 (88.9)	99.3 (101.8)	80.8 (76.1)	88.9	105.1
100.0 (98.5)	100.0 (98.5)	100.0 (97.8)	100.0	100.0	98.5	97.2 (97.0)	88.9 (88.9)	99.3 (101.1)	80.8 (77.8)	88.9	103.5
39.3 (39.9)	41.9 (42.3)	47.5 (48.3)	48.4	45.5	65.7	78.3 (78.6)	94.6 (94.2)	112.6 (116.1)	82.3 (76.3)	83.6	151.8
0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	0.1	0.2	0.2	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	98.7 (101.5)	107.7 (99.8)	100.0	104.3
0.8 (0.8)	0.9 (0.9)	0.9 (0.9)	1.4	1.5	2.3	99.8 (99.8)	101.3 (101.4)	100.3 (101.8)	121.0 (116.0)	92.8	162.2
49.9 (48.2)	57.1 (55.2)	51.5 (48.5)	50.0	52.8	30.3	96.5 (96.5)	101.7 (101.7)	89.5 (89.5)	78.5 (78.5)	93.8	60.3
9.8 (9.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	皆増 (皆増)	皆減 (皆減)	— (—)	— (—)	—	—
0.0 (1.5)	0.0 (1.5)	0.0 (2.2)	0.0	0.0	0.0	— (94.4)	— (89.1)	— (151.3)	— (皆減)	—	—
0.0 (1.5)	0.0 (1.5)	0.0 (2.2)	0.0	0.0	0.0	— (94.4)	— (89.1)	— (151.3)	— (皆減)	—	—
0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	— (—)	— (—)	— (—)	皆増 (皆増)	皆減	—
0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0	0.0	1.5	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—	皆増
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

から、会計処理を税込方式によっている。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
— (—)	— (—)	— (—)	—	—	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—	—
100.0 (100.0)	— (—)	— (—)	—	—	—	皆増 (皆増)	皆減 (皆減)	— (—)	— (—)	—	—
100.0 (100.0)	— (—)	— (—)	—	—	—	皆増 (皆増)	皆減 (皆減)	— (—)	— (—)	—	—
100.0 (100.0)	— (—)	— (—)	—	—	—	皆増 (皆増)	皆減 (皆減)	— (—)	— (—)	—	—
— (—)	— (—)	— (—)	—	—	—	皆増 (皆増)	皆減 (皆減)	— (—)	— (—)	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度	金 額					(円)
		24	25	26	27	28	29(当初予算)
固定資産		66,225,117	61,116,580	51,213,023	47,624,060	44,256,855	42,224,000
有形固定資産		66,225,117	61,116,580	51,213,023	47,624,060	44,256,855	42,224,000
建物		9,290,805	9,076,171	8,326,262	8,091,041	7,855,820	7,618,000
構築物		39,184,008	37,438,217	33,206,608	32,001,622	30,960,292	29,918,000
機械及び装置		17,750,304	14,602,192	9,680,153	7,531,397	5,440,743	4,688,000
流動資産		97,770,540	103,689,648	109,459,388	112,800,729	116,101,298	117,542,000
現金・預金		96,202,480	102,325,048	108,080,444	111,724,752	115,168,394	116,980,000
未収金		1,568,060	1,364,600	1,378,944	1,075,977	932,904	562,000
資産合計		163,995,657	164,806,228	160,672,411	160,424,789	160,358,153	159,766,000

注1 平成29年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

(2) 負債・資本の部

科目	年度	金 額					(円)
		24	25	26	27	28	29(当初予算)
固定負債		412,500	747,900	747,900	747,900	747,900	748,000
引当金		412,500	747,900	747,900	747,900	747,900	748,000
修繕引当金		412,500	747,900	747,900	747,900	747,900	748,000
流動負債		348,035	500,483	1,482,073	867,391	328,891	264,000
未払金		348,035	500,483	1,482,073	867,391	328,891	264,000
繰延収益		-	-	3,662,481	3,539,620	3,416,758	3,295,000
長期前受金		-	-	9,117,208	9,117,208	9,117,208	9,117,000
県費補助金		-	-	9,117,208	9,117,208	9,117,208	9,117,000
収益化累計額		-	-	▲ 5,454,727	▲ 5,577,588	▲ 5,700,450	▲ 5,822,000
県費補助金		-	-	▲ 5,454,727	▲ 5,577,588	▲ 5,700,450	▲ 5,822,000
資本金		104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,951,000
自己資本金		104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,951,000
剰余金		58,284,508	58,607,231	49,829,343	50,319,264	50,913,990	50,508,000
資本剰余金		9,117,208	9,117,208	0	0	0	0
県費補助金		9,117,208	9,117,208	0	0	0	0
利益剰余金		49,167,300	49,490,023	49,829,343	50,319,264	50,913,990	50,508,000
利益積立金		9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000
建設改良積立金		39,309,360	39,577,300	39,900,023	40,239,343	40,729,264	40,729,000
当年度未処分利益剰余金		267,940	322,723	339,320	489,921	594,726	189,000
負債・資本合計		163,995,657	164,806,228	160,672,411	160,424,789	160,358,153	159,766,000

注1 平成29年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
40.4	37.1	31.9	29.7	27.6	26.4	92.6	92.3	83.8	93.0	92.9	95.4
40.4	37.1	31.9	29.7	27.6	26.4	92.6	92.3	83.8	93.0	92.9	95.4
5.7	5.5	5.2	5.0	4.9	4.8	97.7	97.7	91.7	97.2	97.1	97.0
23.9	22.7	20.7	19.9	19.3	18.7	95.7	95.5	88.7	96.4	96.7	96.6
10.8	8.9	6.0	4.7	3.4	2.9	84.0	82.3	66.3	77.8	72.2	86.2
59.6	62.9	68.1	70.3	72.4	73.6	105.2	106.1	105.6	103.1	102.9	101.2
58.7	62.1	67.3	69.6	71.8	73.2	105.3	106.4	105.6	103.4	103.1	101.6
1.0	0.8	0.9	0.7	0.6	0.4	95.1	87.0	101.1	78.0	86.7	60.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7	100.5	97.5	99.8	100.0	99.6

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	100.0	181.3	100.0	100.0	100.0	100.0
0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	100.0	181.3	100.0	100.0	100.0	100.0
0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	100.0	181.3	100.0	100.0	100.0	100.0
0.2	0.3	0.9	0.5	0.2	0.2	95.0	143.8	296.1	58.5	37.9	80.3
0.2	0.3	0.9	0.5	0.2	0.2	95.0	143.8	296.1	58.5	37.9	80.3
-	-	2.3	2.2	2.1	2.1	-	-	皆増	96.6	96.5	96.4
-	-	5.7	5.7	5.7	5.7	-	-	皆増	100.0	100.0	100.0
-	-	5.7	5.7	5.7	5.7	-	-	皆増	100.0	100.0	100.0
-	-	▲ 3.4	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 3.6	-	-	皆増	102.3	102.2	102.1
-	-	▲ 3.4	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 3.6	-	-	皆増	102.3	102.2	102.1
64.0	63.7	65.3	65.4	65.4	65.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
64.0	63.7	65.3	65.4	65.4	65.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
35.5	35.6	31.0	31.4	31.8	31.6	99.1	100.6	85.0	101.0	101.2	99.2
5.6	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	92.1	100.0	皆減	-	-	-
5.6	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	92.1	100.0	皆減	-	-	-
30.0	30.0	31.0	31.4	31.8	31.6	100.5	100.7	100.7	101.0	101.2	99.2
5.8	5.8	6.0	6.0	6.0	6.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24.0	24.0	24.8	25.1	25.4	25.5	101.6	100.7	100.8	100.9	101.2	100.0
0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.1	42.0	120.4	105.1	144.4	121.4	31.8
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7	100.5	97.5	99.8	100.0	99.6

4. 費用構成比較

年度 項目	金 額 (円)					
	24	25	26	27	28	29(当初予算)
職員給与費	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	52,000
手当	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	52,000
委託料	696,740 (731,576)	676,247 (710,058)	718,133 (775,582)	716,925	724,463	862,000
修繕費	640,000 (672,000)	587,400 (600,000)	460,000 (496,800)	496,800	0	1,121,000
動力費	1,866,086 (1,959,390)	2,308,171 (2,423,579)	2,535,353 (2,732,090)	2,010,255	1,932,007	2,025,000
資本費	5,021,730 (5,021,730)	5,108,537 (5,108,537)	4,571,691 (4,571,691)	3,588,963	3,367,205	2,031,000
減価償却費	5,021,730 (5,021,730)	5,108,537 (5,108,537)	4,571,691 (4,571,691)	3,588,963	3,367,205	2,031,000
その他経費	1,836,573 (2,028,493)	266,231 (412,603)	596,036 (844,442)	359,145	350,823	509,000
合計	10,061,129 (10,413,189)	8,946,586 (9,254,777)	8,881,213 (9,420,605)	7,172,088	6,374,498	6,600,000

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。なお、平成27年度より消費税の免税事業者となった

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
24	25	26	27	28	29(当予)	24	25	26	27	28	29(当予)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	0.0	0.0	0.8	(—)	(—)	(—)	(—)	—	皆増
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	0.0	0.0	0.8	(—)	(—)	(—)	(—)	—	皆増
6.9	7.6	8.1	10.0	11.4	13.1	80.9	97.1	106.2	99.8	101.1	119.0
(7.0)	(7.7)	(8.2)	10.0	11.4	13.1	(80.9)	(97.1)	(109.2)	(92.4)	101.1	119.0
6.4	6.6	5.2	6.9	0.0	17.0	31.0	91.8	78.3	108.0	皆減	皆増
(6.5)	(6.5)	(5.3)	6.9	0.0	17.0	(31.3)	(89.3)	(82.8)	(100.0)	皆減	皆増
18.5	25.8	28.5	28.0	30.3	30.7	95.4	123.7	109.8	79.3	96.1	104.8
(18.8)	(26.2)	(29.0)	28.0	30.3	30.7	(95.4)	(123.7)	(112.7)	(73.6)	96.1	104.8
49.9	57.1	51.5	50.0	52.8	30.8	96.5	101.7	89.5	78.5	93.8	60.3
(48.2)	(55.2)	(48.5)	50.0	52.8	30.8	(96.5)	(101.7)	(89.5)	(78.5)	93.8	60.3
49.9	57.1	51.5	50.0	52.8	30.8	96.5	101.7	89.5	78.5	93.8	60.3
(48.2)	(55.2)	(48.5)	50.0	52.8	30.8	(96.5)	(101.7)	(89.5)	(78.5)	93.8	60.3
18.3	3.0	6.7	5.0	5.5	7.7	687.3	14.5	223.9	60.3	97.7	145.1
(19.5)	(4.5)	(9.0)	5.0	5.5	7.7	(461.9)	(20.3)	(204.7)	(42.5)	97.7	145.1
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.2	88.9	99.3	80.8	88.9	103.5
(100.0)	(100.0)	(100.0)	100.0	100.0	100.0	(96.9)	(88.9)	(101.8)	(76.1)	88.9	103.5

ことから、会計処理を税込方式によっている。

5. 給水原価構成比較

年度 項目	金額									
	24		25		26		27		28	
	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円.銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円.銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円.銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円.銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円.銭)
職員給与費	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	(0)	(0.00)	(0)	(0.00)	(0)	(0.00)				
手当	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	(0)	(0.00)	(0)	(0.00)	(0)	(0.00)				
委託料	696,740	2.44	676,247	2.68	718,133	2.87	716,925	3.68	724,463	4.10
	(731,576)	(2.56)	(710,058)	(2.82)	(775,582)	(3.10)				
修繕費	640,000	2.24	587,400	2.33	460,000	1.84	496,800	2.55	0	0.00
	(672,000)	(2.35)	(600,000)	(2.38)	(496,800)	(1.99)				
動力費	1,866,086	6.53	2,308,171	9.16	2,535,353	10.14	2,010,255	10.32	1,932,007	10.94
	(1,959,390)	(6.86)	(2,423,579)	(9.62)	(2,732,090)	(10.93)				
資本費	5,021,730	17.57	5,108,537	20.27	4,448,830	17.79	3,466,102	17.79	3,244,343	18.37
	(5,021,730)	(17.57)	(5,108,537)	(20.27)	(4,448,830)	(17.79)				
減価償却費	5,021,730	17.57	5,108,537	20.27	4,571,691	18.29	3,588,963	18.42	3,367,205	19.07
	(5,021,730)	(17.57)	(5,108,537)	(20.27)	(4,571,691)	(18.29)				
長期前受金 戻入	—	—	—	—	▲ 122,861	▲ 0.49	▲ 122,861	▲ 0.63	▲ 122,862	▲ 0.70
	(—)	(—)	(—)	(—)	(▲ 122,861)	(▲ 0.49)				
その他経費	1,836,573	6.43	266,231	1.06	596,036	2.38	358,945	1.84	350,823	1.99
	(2,028,493)	(7.10)	(412,603)	(1.64)	(844,442)	(3.38)				
合計 (給水原価)	10,061,129	35.20	8,946,586	35.50	8,758,352	35.03	7,049,027	36.18	6,251,636	35.40
	(10,413,189)	(36.44)	(9,254,777)	(36.72)	(9,297,744)	(37.19)				
1m ³ あたりの 供給単価	—	35.36	—	35.72	—	35.23	—	37.95	—	38.07
		(37.13)		(37.50)		(37.96)				
差益(▲差損)	—	0.16	—	0.22	—	0.20	—	1.77	—	2.67
		(0.69)		(0.78)		(0.77)				
年間有収水量	285,789 m ³		252,026 m ³		250,023 m ³		194,823 m ³		176,601 m ³	

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入

注2 工業用水道事業は責任使用水量制であるので、給水原価及び供給単価の算定に使用する年間有収水量には、基本

注3 1m³あたりの給水原価＝原価費用÷年間有収水量

注4 1m³あたりの供給単価＝給水収益÷年間有収水量

注5 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。平成27年度より消費税の免税事業者になったことから、税込方式

注6 1m³あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注7 平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用している。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)			(—)	(—)	(—)	(—)	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)			(—)	(—)	(—)	(—)	—
6.9	7.5	8.2	10.2	11.6	85.9	109.8	107.1	128.2	111.4
(7.0)	(7.7)	(8.3)			(85.9)	(110.2)	(109.9)	(118.7)	
6.4	6.6	5.3	7.0	0.0	33.0	104.0	79.0	138.6	皆減
(6.4)	(6.5)	(5.4)			(33.3)	(101.3)	(83.6)	(128.1)	
18.6	25.8	28.9	28.5	30.9	101.4	140.3	110.7	101.8	106.0
(18.8)	(26.2)	(29.4)			(101.5)	(140.2)	(113.6)	(94.4)	
49.9	57.1	50.8	49.2	51.9	102.6	115.4	87.8	100.0	103.3
(48.2)	(55.2)	(47.8)			(102.6)	(115.4)	(87.8)	(100.0)	
49.9	57.1	52.2	50.9	53.9	102.6	115.4	90.2	100.7	103.5
(48.2)	(55.2)	(49.2)			(102.6)	(115.4)	(90.2)	(100.7)	
—	—	▲ 1.4	▲ 1.7	▲ 2.0	—	—	皆増	128.6	111.1
(—)	(—)	(▲ 1.3)			(—)	(—)	(皆増)	(128.6)	
18.3	3.0	6.8	5.1	5.6	730.7	16.5	224.5	77.3	108.2
(19.5)	(4.5)	(9.1)			(489.7)	(23.1)	(206.1)	(54.4)	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	103.3	100.9	98.7	103.3	97.8
(100.0)	(100.0)	(100.0)			(103.0)	(100.8)	(101.3)	(97.3)	
—	—	—	—	—	100.3	101.0	98.6	107.7	100.3
					(100.4)	(101.0)	(101.2)	(100.0)	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	94.1	88.2	99.2	77.9	90.6

使用水量と超過水量との合計水量を用いる。

によっている。

6. 経営分析

分析項目	単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法
		24	25	26	27			
施設利用率	%	33.39	34.70	30.42	21.79	$\frac{376}{1,680} \times 100 =$	22.38	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
配水管使用効率	m ³ /m	66.04	68.73	60.26	43.21	$\frac{137,315}{3,098} =$	44.32	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{導送配水管延長}}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	30.89	34.84	36.45	28.11	$\frac{137,315}{4,426} =$	31.03	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{有形固定資産}}$

7. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法
		24	25	26	27			
固定資産構成比率	%	40.38	37.08	31.87	29.69	$\frac{44,256,855}{160,358,153} \times 100 =$	27.60	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産【繰延勘定】}} \times 100$
固定負債構成比率	%	0.25	0.45	0.47	0.47	$\frac{747,900}{160,358,153} \times 100 =$	0.47	$\frac{\text{固定負債【+借入資本金】}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	%	99.54	99.24	98.61	98.99	$\frac{159,281,362}{160,358,153} \times 100 =$	99.33	$\frac{\text{資本} + \text{繰延収益} + \text{【自己資本金} + \text{剰余金】}}{\text{負債資本合計}} \times 100$

※【】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(2) 財務比率

分析項目	単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法
		24	25	26	27			
固定資産対長期資本比率	%	40.47	37.20	32.17	29.85	$\frac{44,256,855}{160,029,262} \times 100 =$	27.66	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益} + \text{固定負債} + \text{【資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債】}} \times 100$
固定比率	%	40.57	37.37	32.32	29.99	$\frac{44,256,855}{159,281,362} \times 100 =$	27.79	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益} + \text{【自己資本金} + \text{剰余金】}} \times 100$
流動比率	%	28,092.16	20,717.92	7,385.56	13,004.60	$\frac{116,101,298}{328,891} \times 100 =$	35,300.84	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
当座比率	%	28,092.16	20,717.92	7,385.56	13,004.60	$\frac{116,101,298}{328,891} \times 100 =$	35,300.84	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金}) + \text{【未収金】}}{\text{流動負債}} \times 100$
現金比率	%	27,641.61	20,445.26	7,292.52	12,880.55	$\frac{115,168,394}{328,891} \times 100 =$	35,017.19	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金}}{\text{流動負債}} \times 100$

※【】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法
		24	25	26	27			
総資本回転率	回	0.06	0.05	0.05	0.05	$\frac{6,723,935}{160,391,471} =$	0.04	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.06	0.06	0.06	0.05	$\frac{6,723,935}{159,045,430} =$	0.04	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.15	0.14	0.16	0.15	$\frac{6,723,935}{45,940,458} =$	0.15	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	0.11	0.09	0.08	0.07	$\frac{6,723,935}{114,451,014} =$	0.06	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	6.28	6.14	6.42	6.02	$\frac{6,723,935}{1,004,441} =$	6.69	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	7.05	7.71	8.20	7.01	$\frac{3,367,205}{47,624,060} \times 100 =$	7.07	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$

※ 自己資本=資本+繰延収益【自己資本金+剰余金】

【】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法
		24	25	26	27			
総資本利益率	%	0.16	0.20	0.21	0.31	$\frac{594,726}{160,391,471} \times 100 =$	0.37	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対総費用比率	%	102.66	103.61	103.82	106.83	$\frac{6,969,224}{6,374,498} \times 100 =$	109.33	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対営業費用比率	%	100.43	100.61	99.19	103.09	$\frac{6,723,935}{6,374,498} \times 100 =$	105.48	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	年度				28 算出基礎	28	算出方法
		24	25	26	27			
累積欠損金比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{6,723,935} \times 100 =$	-	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{6,723,935} \times 100 =$	-	$\frac{(\text{流動負債} - \text{建設改良費等の財源に充てた企業債等})【流動負債】 - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

※【】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

第6章 料金制度

1. 工業用水道料金

年月日	種別	金額
平成元年4月1日	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 37円
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 70円

注 平成16年11月1日付の合併に伴い、喜入町工業用水道事業を鹿児島市工業用水道事業として引き継いだ。

【平成26年4月1日改正 内税方式を外税方式に改めるとともに、消費税8%を転嫁】

年月日	種別	金額
平成26年4月1日	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 35円
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 67円

現行料金に係る注記

料金は、上表に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）である。

第5編 参考資料

1. 年度別降水量(月間)

年度 \ 月		4	5	6	7	8
		24	296.0	83.5	858.0	418.0
25	120.5	54.5	426.0	16.5	93.0	
26	114.5	225.5	672.0	363.0	445.0	
27 (A)	199.0	234.5	1,300.5	529.5	385.5	
28 (B)	302.5	342.5	774.0	493.5	77.5	
平年 (C)	204.6	221.2	452.3	318.9	223.0	
比較増減	対前年 (B)－(A)	103.5	108.0	-526.5	-36.0	-308.0
	対平年 (B)－(C)	97.9	121.3	321.7	174.6	-145.5

注1 当月初日の0時から当月末日の24時までの観測値を当月の降水量とした。

注2 平年値は、1981年から2010年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

2. 年度別降灰量(月間)

年度 \ 月		4	5	6	7	8
		24	19	1,658	951	293
25	0	74	4	2	59	
26	47	21	51	3	6	
27 (A)	107	309	18	6	0	
28 (B)	5	10	22	74	0	
比較増減	対前年 (B)－(A)	-102	-299	4	68	0

注 当月初日の9時から翌月初日の9時までの観測値を当月の降灰量とした。

(単位：mm)

9	10	11	12	1	2	3	計
248.5	35.5	122.5	109.0	70.0	199.5	80.5	2,859.0
343.5	154.0	114.5	105.0	59.5	155.5	189.0	1,831.5
294.5	81.0	132.5	102.0	156.5	79.0	105.5	2,771.0
227.0	48.5	183.0	215.0	159.0	115.0	222.0	3,818.5
340.5	248.5	124.0	86.5	34.0	83.5	139.5	3,046.5
210.8	101.9	92.4	71.3	77.5	112.1	179.7	2,265.7
113.5	200.0	-59.0	-128.5	-125.0	-31.5	-82.5	-772.0
129.7	146.6	31.6	15.2	-43.5	-28.6	-40.2	780.8

(資料：鹿児島地方気象台)

(単位：g/m²)

9	10	11	12	1	2	3	計
194	153	137	13	11	24	8	3,603
906	720	7	18	15	4	5	1,814
548	141	139	15	16	13	72	1,072
4	1	0	0	0	4	0	449
0	0	0	0	0	0	0	111
-4	-1	0	0	0	-4	0	-338

(資料：鹿児島地方気象台)

3. 年度別気温(月間)

年度		月	4	5	6	7	8
24	最高		26.8	29.4	31.9	35.1	34.3
	最低		5.7	14.5	17.8	21.8	23.2
	平均		16.9	21.2	23.7	28.0	28.9
25	最高		26.3	30.9	33.3	35.6	37.1
	最低		5.9	10.9	18.8	22.9	22.9
	平均		16.3	21.4	24.6	29.4	30.0
26	最高		25.8	30.3	30.0	35.7	33.5
	最低		6.3	9.8	17.9	21.2	23.1
	平均		16.9	20.4	23.1	27.5	27.7
27(A)	最高		27.6	31.7	29.8	35.2	36.1
	最低		9.4	12.7	17.0	18.9	22.2
	平均		18.8	21.2	22.7	26.7	27.9
28(B)	最高		28.2	30.2	32.6	34.9	37.4
	最低		9.0	12.5	16.6	23.0	20.5
	平均		18.4	21.8	24.7	28.6	29.8
平年(C)		平均	16.9	20.8	24.0	28.1	28.5
比較増減	対前年(B)-(A)	最高	0.6	-1.5	2.8	-0.3	1.3
		最低	-0.4	-0.2	-0.4	4.1	-1.7
		平均	-0.4	0.6	2.0	1.9	1.9
	対平年(B)-(C)	平均	1.5	1.0	0.7	0.5	1.3

注1 当月初日の0時から当月末日の24時までの観測値を当月の気温とした。

注2 平年値は、1981年から2010年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

4. 年度別日照時間(月間)

年度		月	4	5	6	7	8
24			190.0	179.1	52.1	159.9	166.8
25			215.0	218.4	87.5	237.4	228.0
26			168.5	208.2	104.4	164.6	122.6
27(A)			88.4	167.2	63.2	137.5	205.1
28(B)			120.5	174.6	98.0	218.6	258.1
平年(C)			167.5	174.2	121.8	190.9	206.2
比較増減	対前年(B)-(A)		32.1	7.4	34.8	81.1	53.0
	対平年(B)-(C)		-47.0	0.4	-23.8	27.7	51.9

注1 日照時間とは直射日光が地表を照射した時間で、日照とは「直達日射量が0.12kW/m²以上」とした。

注2 平年値は、1981年から2010年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

(単位：℃)

9	10	11	12	1	2	3	年度最高
							年度最低
							年度平均
32.3	29.8	23.7	19.7	17.9	20.7	25.5	35.1
16.4	10.7	3.6	1.8	0.3	0.8	4.1	0.3
25.2	21.1	14.3	9.7	7.9	10.3	14.1	18.4
34.1	31.5	24.2	18.1	20.1	23.5	25.4	37.1
19.8	11.8	4.4	1.9	0.5	1.9	2.3	0.5
26.8	22.5	14.6	9.3	9.2	10.5	13.1	19.0
32.7	30.5	25.3	20.0	17.8	18.3	25.2	35.7
17.5	12.7	7.2	1.1	0.6	1.0	2.3	0.6
25.3	22.0	16.6	9.1	9.1	9.1	12.9	18.3
32.1	31.0	26.0	21.9	19.8	21.4	24.0	36.1
18.6	12.3	6.3	1.5	-5.3	1.2	1.8	-5.3
25.1	20.8	18.3	12.6	9.0	9.6	13.3	18.8
34.1	32.4	27.1	22.3	20.4	22.4	21.5	37.4
21.5	14.7	4.3	2.5	-0.3	0.6	3.5	-0.3
27.3	23.8	16.7	12.6	9.0	9.2	11.6	19.5
26.1	21.2	15.9	10.6	8.5	9.8	12.5	18.6
2.0	1.4	1.1	0.4	0.6	1.0	-2.5	1.3
2.9	2.4	-2.0	1.0	5.0	-0.6	1.7	5.0
2.2	3.0	-1.6	0.0	0.0	-0.4	-1.7	0.7
1.2	2.6	0.8	2.0	0.5	-0.6	-0.9	0.9

(資料：鹿児島地方気象台)

(単位：h)

9	10	11	12	1	2	3	計
153.0	218.0	140.8	97.4	156.8	145.5	182.4	1,841.8
221.1	184.7	161.0	145.1	183.3	134.1	189.9	2,205.5
140.0	184.1	141.7	130.9	153.1	124.0	171.2	1,813.3
156.0	241.0	120.1	144.3	87.6	142.8	198.8	1,752.0
167.0	126.5	173.2	180.0	157.1	175.7	160.3	2,009.6
176.7	186.7	155.2	149.8	132.7	135.1	148.8	1,945.6
11.0	-114.5	53.1	35.7	69.5	32.9	-38.5	257.6
-9.7	-60.2	18.0	30.2	24.4	40.6	11.5	64.0

(資料：鹿児島地方気象台)

5. 指定給水装置工事事業者・指定排水設備工事事業者数

項目 \ 年度	24	25	26	27	28
指定給水装置工事事業者	377	358	363	364	357
指定排水設備工事事業者	262	257	256	256	257

注 各年度末の数

6. 事業年表

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
享保8年 (1723年)		当主島津継豊の命により冷水の湧水(現冷水第一水源地)を城内に引水、その余水を城下の一部に給水	
明治5年 (1872年)		7月 廃藩置県により冷水水道を県に移管	
明治22年	4月 鹿児島市制施行		
明治23年		2月 冷水水道施設及び維持管理を鹿児島県から鹿児島市に移管 5月 鹿児島市飲水水道修築保存法及び費用徴収規則を公布	
明治36年		10月 鹿児島市飲水水道規則を公布	
明治38年		4月 冷水第一水源地改修工事竣工 11月 城山配水池築造工事、冷水第二水源地改修工事竣工	
明治39年		11月 冷水水道改良工事竣工式	
明治40年		5月 鹿児島市飲水水道条例を公布	
明治44年	9月 伊敷村の一部(草牟田)西武田村の一部(武)を市域に編入		
大正2年 (1913年)		7月 近代水道布設のための上水道委員会設置 8月 鹿児島市水道使用条例の制定 9月 近代水道布設計画認可申請	
大正4年		3月 近代水道布設計画認可 4月 水道事務所を開設 9月 上之原配水池予定地で水道布設工事の起工式	
大正5年		1月 山下町(現裁判所付近)に鉄管検査所を開設	
大正8年	9月 水道課新設	10月 七窪水源地～上之原配水池間の通水試験 鹿児島市水道使用条例を公布 11月 上之原配水池で通水式、本市に近代水道が誕生	
大正9年	10月 伊敷村の一部(永吉、原良、玉里)を市域に編入		

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
大正10年 (1921年)		4月 鉄管検査所を二之丸市役所構内へ移転	
大正11年		3月 近代水道創設工事竣工水道事務所の廃止	
大正12年		12月 鹿児島市水道使用条例を公布	
大正13年		1月 水道使用料第1次改定	
大正14年		10月 南林寺町に鉄管検査所を移転	
昭和2年 (1927年)		10月 第24回全国上水協議会総会を鹿児島市公会堂で開催	
昭和9年	8月 中郡宇村、西武田村、吉野村を市域に編入		
昭和12年	6月 市庁舎落成		
昭和20年		4月 水道使用料第2次改定 8月 戦災により漏水率90%に達す	
昭和21年		4月 水道使用料第3次改定 10月 水道使用料第4次改定	
昭和22年		4月 水道使用料第5次改定 10月 水道使用料第6次改定	
昭和23年		6月 水道使用料第7次改定	
昭和24年		1月 水道使用料第8次改定 4月 吉野水道組合の水道施設を買収 水道会計が特別会計となる	
昭和25年	10月 伊敷村、東桜島村を市域に編入	4月 水道課新庁舎を南林寺町鉄管検査所構内に新築	
昭和26年	4月 組織の改正により水道課に下水道係を設置	4月 水道使用料第9次改定	3月 下水道事業調査費100万円を予算計上
昭和27年	10月 初代管理者に緒方虎之助氏(助役兼任)組織の改正により水道部発足	10月 地方公営企業法施行に伴い、水道事業に法の規定の全部を適用	9月 下水道築造工事に着手 10月 地方公営企業法施行に伴い、下水道事業に法の規定の全部を適用 12月 中央公民館において公共下水道築造工事起工式
昭和28年	1月 企業会計制度を実施	4月 水道使用料第10次改定	11月 錦江処理場用地として甲突川河口左岸の公有水面造成に着工

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
昭和29年 (1954年)		4月 鹿児島市水道部指定水道工事店制度が発足	
昭和30年	7月 組織の改正により次長制を新設、下水道係を下水道課に昇格		4月 鹿児島市下水道条例施行 11月 公共下水道通水式 (錦江処理場)
昭和33年	6月 第2代管理者に河野良雄氏(前水道部次長)次長制廃止	3月 水道法施行に伴い鹿児島市水道使用条例を廃止し鹿児島市給水条例を公布 4月 水道料金第11次改定	
昭和35年	7月 組織の改正により水道部が水道局となる		4月 下水道使用料第1次改定
昭和36年		4月 水道料金第12次改定	
昭和40年		4月 河頭浄水場通水式	
昭和42年	4月 水道事業会計から公共下水道事業会計を分離谷山市との合併 5月 第3代管理者に越場三郎氏(前建設部長)	4月 谷山市水道事業を合併、谷山市水道課は谷山営業所として発足 10月 指定水道・衛生工事店制度を統合	
昭和43年	4月 水道事業及び公共下水道事業経営審議会を設置	12月 水道料金第13次改定	
昭和44年	7月 吉野営業所営業開始	10月 第38回日本水道協会全国総会を鹿児島県体育館で開催	6月 下水道使用料第2次改定
昭和45年	8月 組織の改正により企画室を設置		
昭和46年		4月 毎月検針を隔月検針制に変更料金徴収は納付制または集金制となる 12月 平川簡易水道事業を廃止し、一部を水道事業に統合	
昭和47年		8月 水道料金第14次改定 10月 給水負担金制度の施行	8月 工場排水にかかる水質使用料の設定 2号用地処理場処理開始
昭和48年	7月 組織の改正により局に総務部、水道部、下水道部を設置	4月 水道料金を毎月徴収制から隔月徴収制に変更 6月 水道料金の口座振替制を実施	4月 公共下水道事業受益者負担金制度の施行

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
昭和49年 (1974年)	4月 谷山営業所新庁舎落成 5月 水道局章の制定		3月 南部処理場脇田分場処理開始
昭和50年	7月 第4代管理者に原田徳郎氏(前環境保全局長)	3月 滝之神浄水場通水式 12月 水道料金第15次改定 給水負担金第1次改定	12月 下水道使用料第3次改定
昭和51年	6月 水道局庁舎落成式		
昭和53年		5月 渴水対策本部を設置 (6.23解散) 10月 水道料金第16次改定 給水負担金第2次改定	
昭和54年		5月 渴水対策本部を設置 (7.31解散)	10月 南部処理場通水式
昭和55年			10月 下水道使用料第4次改定
昭和56年		4月 水道料金第17次改定 給水負担金第3次改定 9月 万之瀬川導水について、万之瀬川流域水利用協議会、鹿児島県及び鹿児島市の間に「万之瀬川取水協定」を締結	4月 下水汚泥堆肥化場運転開始
昭和57年	8月 組織の改正により企画室を総務部に吸収し、水道部に「浄水場」を設置、下水道部に「処理場」を設置 9月 水道史編さん準備室を設置		
昭和58年	7月 第5代管理者に福留達夫氏(前教育委員会次長)		
昭和59年		9月 水道料金第18次改定 (資金ベースから損益ベースへ移行) 給水負担金第4次改定	9月 下水道使用料第5次改定 (資金ベースから損益ベースへ移行)
昭和60年	7月 第6代管理者に山下清治氏(前経済局長)		
昭和62年	4月 集金委託業務の廃止		
昭和63年			10月 鹿児島開発事業団から1号用地処理場を移管
平成元年 (1989年)	4月 消費税課税(3%) 7月 第7代管理者に岩下勉氏(前経済局長)	6月 万之瀬川導水事業完成 平川浄水場通水式	
平成2年	4月 組織の改正により総務部等の再編を行う		

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成3年 (1991年)		4月 水道料金第19次改定	
平成5年	1月 汎用コンピュータ稼働開始 ハンディーターミナルによる検針開始 7月 第8代管理者に西小野昭雄氏(前総務局長) 8月 集中豪雨により上下水道施設に被害を受ける(8・6水害)		
平成6年	4月 長沙市の研修生を初めて受け入れる 9月 福岡市の濁水に給水応援隊(4人)を派遣		
平成7年	1月 阪神淡路大震災 4月 組織の改正により料金課を収納課と営業課に分課、吉野・谷山営業所を廃止し、事務所とする 7月 第9代管理者に中村忍氏(前総務局長) 水道モニター制度発足 12月 九州九都市災害時相互応援に関する協定締結	1月 水道料金第20次改定(消費税3%転嫁を含む) 阪神・淡路大震災に給水応援隊を派遣	1月 下水道使用料第6次改定(消費税3%転嫁を含む)
平成8年	4月 業務手当の廃止、職員による休日受付業務の廃止 12月 市住民情報オンラインシステムと接続		
平成9年	4月 財務会計システム稼働 給与の口座振込の開始 消費税改訂(3%→5%)	4月 水道料金第21次改定(消費税5%転嫁のみ) 10月 岡之原団地専用水道を編入	4月 下水道使用料第7次改定(消費税5%転嫁のみ) 6月 社団法人日本下水道協会の会長に赤崎義則市長が就任
平成10年	4月 指定工事店制度の改正 9月 水道局ホームページの開設	6月 川辺ダム定礎式	6月 社団法人日本下水道協会の会長に赤崎義則市長が再任(平成12年6月迄)
平成11年	4月 排水設備工事責任技術者の県統一登録制度等の開始 7月 管理者に中村忍氏再任		
平成12年	4月 管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結	6月 水道応急・維持管理センター開所	4月 下水道使用料第8次改定 5月 谷山処理場通水 9月 建設大臣賞 「甦る水 百選」の受賞

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成13年 (2001年)	4月 組織改正により総務部水道部の再編及び課の名称変更等を行う 6月 吉野・谷山事務所を廃止し、所管の業務を本局に一元化する 12月 鹿児島市下水道事業協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結		
平成14年	3月 水道局初の低公害車(天然ガス車)の導入 8月 低公害車(ハイブリッド車)の導入	8月 皇徳寺ニュータウン専用水道を編入	8月 皇徳寺ニュータウン下水道施設の移管を受ける
平成15年	7月 管理者に中村忍氏再任	4月 川辺ダム供用開始	
平成16年	11月 吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町を市域に編入	11月 工業用水道事業の引継	
平成17年	6月 第10代管理者に園田太計夫氏(前建設局長) 9月 台風で被害を受けた宮崎市へ応援給水を実施	4月 平成16年11月1日に合併した5地域の簡易水道事業を水道事業へ統合	
平成18年	4月 給排水台帳ファイリングシステムを稼働 8月 県建設業協会及び管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結	4月 給水条例一部改正条例の施行(消滅時効が完成した水道料金債権の5年での放棄)	
平成19年		4月 水道料金の口座振替者への毎月振替の開始 12月 七窪水源地が(社)土木学会の「選奨土木遺産」に認定	4月 下水道使用料の口座振替者への毎月振替の開始
平成20年		4月 水道料金のコンビニ収納の開始 10月 広報用としてペットボトル水製造(15,000本) 11月 乙女塚・婦ノ木連絡管の完成	4月 下水道使用料のコンビニ収納の開始
平成21年	6月 管理者に園田太計夫氏再任	4月 水道ビジョンを策定 11月 近代水道創設90周年記念写真展(市役所市民ホール)	4月 公共下水道事業区域外流入分担金制度の施行
平成22年		10月 奄美大島豪雨災害被災地に応急資機材の輸送	3月 錦江処理場甲系・2号用地処理場廃止

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成23年 (2011年)	3月 東日本大震災 6月 第11代管理者に松山芳英氏(前総務局長)	3月 東日本大震災被災地(宮城県宮城郡利府町)に給水応援隊を派遣	
平成24年	3月 上下水道事業経営計画を策定	10月 水道料金の基本料金日割計算の開始	10月 下水道使用料の基本料金日割計算の開始
平成25年	4月 未収金の法的整理体制の強化(2名増員)	3月 滝之神浄水場のろ過池等に降灰対策として覆蓋を設置 4月 水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格の基準に関する条例の施行 7月 かごしまのおいしい水PR事業(48,000本:かごしま銘水めぐり 七窪の水・冷水の水)	4月 公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の施行 8月 「下水道展かごしま」の開始
平成26年	4月 新財務会計システム稼働 消費税改訂(5%→8%) 平成26年度予算・決算から新会計基準の適用	4月 水道料金第22次改定(消費税8%転嫁のみ) 工業用水道料金第1次改定(内税方式から外税方式に改め、消費税8%を転嫁したのみ)	4月 下水道使用料第9次改定(消費税8%転嫁のみ)
平成27年	1月 新水道料金等システム稼働 3月 水道局ホームページのリニューアル 6月 管理者に松山芳英氏再任	3月 松元春山送水施設の完成	
平成28年	4月 熊本地震 10月 県建設業協会谷山支部と災害時における応急復旧に関する協定締結	3月 鉛製給水管取替事業の終了 4月 熊本地震被災地(熊本市、宇城市、益城町、南阿蘇村)に応急給水隊、応急復旧隊等を派遣	3月 南部処理場脇田分場及び1号用地処理場廃止 環境学習用小水力発電の運転開始(南部処理場) 4月 熊本地震被災地(益城町)に下水道災害復旧にかかる一時調査隊を派遣 8月 熊本地震被災地(益城町)に下水道災害復旧にかかる長期職員派遣

7. 関係法令

(平成29年3月31日現在)

(1) 鹿児島市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

昭和42年4月29日

条例第113号

(事業の設置)

第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を設置する。

(法の適用)

第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1に定めるとおりとする。

3 工業用水道事業の給水区域及び1日最大給水量は、別表第2に定めるとおりとする。

4 公共下水道事業の排水及び処理区域、排水及び処理人口並びに1日最大処理水量は、別表第3に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を通じて水道事業及び公共下水道事業管理者(以下「管理者」という。)1人を置く。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

3 管理者は、水道局長とする。

第5条 削除

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項及び令第26条の3の規定に基づき、予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が、30,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受

領でその金額又はその目的物の価額が30,000,000円以上のもの及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,500,000円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額の最高額に1,500,000円を加えた額）以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第9条 管理者は、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前各号に掲げるもののほか、経営の状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができない場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

別表第1 水道事業

給水区域	給水人口	1日最大給水量
<p>鹿児島市の区域内並びに始良市及び日置市の各一部。ただし、鹿児島市の次の区域を除く。</p> <p>西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目及び平田町の全部</p> <p>吉野町、小山田町、皆与志町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、五ヶ別府町、中山町、上福元町、下福元町、平川町、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、四元町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の各一部</p>	586,200人	220,800 立方メートル

別表第2 工業用水道事業

給水区域	1日最大給水量
喜入一倉町の一部	1,680立方メートル

別表第3 公共下水道事業

排水及び処理区域	排水及び処理人口	1日最大処理水量
<p>鹿児島市の区域内。ただし、次の区域を除く。</p> <p>犬迫町、小山田町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、平川町、七ツ島二丁目、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目、牟礼岡三丁目、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、松陽台町、四元町、平田町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の全部</p> <p>岡之原町、花野光ヶ丘一丁目、花野光ヶ丘二丁目、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町、吉野二丁目、大明丘一丁目、坂元町、東坂元三丁目、東坂元四丁目、西坂元町、清水町、鼓川町、池之上町、稲荷町、上竜尾町、冷水町、長田町、平之町、照国町、城山町、新照院町、草牟田一丁目、草牟田二丁目、玉里町、玉里団地二丁目、永吉三丁目、明和一丁目、明和三丁目、明和四丁目、明和五丁目、原良町、原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目、常盤町、常盤一丁目、常盤二丁目、武二丁目、武三丁目、唐湊一丁目、唐湊二丁目、唐湊三丁目、田上台一丁目、郡元町、南郡元町、南新町、日之出町、紫原一丁目、紫原二丁目、紫原六丁目、田上町、田上一丁目、田上五丁目、田上六丁目、田上七丁目、田上八丁目、広木二丁目、西別府町、武岡一丁目、武岡四丁目、武岡五丁目、武岡六丁目、西陵一丁目、西陵五丁目、西陵七丁目、西陵八丁目、中央港新町、伊敷町、伊敷五丁目、伊敷六丁目、伊敷七丁目、伊敷八丁目、伊敷台四丁目、伊敷台七丁目、西伊敷二丁目、西伊敷四丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目、千年二丁目、下伊敷町、下伊敷二丁目、小野町、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、皆与志町、五ヶ別府町、皇徳寺台一丁目、皇徳寺台二丁目、皇徳寺台三丁目、皇徳寺台四丁目、皇徳寺台五丁目、星ヶ峯一丁目、星ヶ峯二丁目、星ヶ峯三丁目、星ヶ峯四丁目、星ヶ峯五丁目、山田町、中山町、中山一丁目、自由ヶ丘一丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘五丁目、東谷山六丁目、東谷山七丁目、上福元町、希望ヶ丘町、清和一丁目、清和三丁目、下福元町、慈眼寺町、坂之上七丁目、坂之上八丁目、光山二丁目及び七ツ島一丁目の各一部</p>	496,000人	256,300立方メートル

(2) 鹿児島市給水条例

昭和43年11月29日

条例第43号

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 給水装置の新設等（第4条～第7条）
- 第3章 給水（第8条～第14条）
- 第4章 料金、給水負担金、工事負担金及び手数料（第15条～第27条の2）
- 第5章 管理（第28条～第34条）
- 第6章 貯水槽水道（第35条・第36条）
- 第7章 補則（第37条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市水道事業の給水についての料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種別）

第3条 給水装置は、次の3種に区分する。

- (1) 専用給水装置（1世帯又は1か所で専ら使用するもの）
- (2) 共用給水装置（屋外に設置し、2世帯以上で共同して使用するもの）
- (3) 私設消火栓（消防用に使用するもの）

第2章 給水装置の新設等

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕については、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（新設等の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置工事の施行及び指定給水装置工事事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第6条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（管理人及び代表者）

第7条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が本市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、本市内に居住する管理人を置かなければならない。

2 水道の利用者（以下「利用者」という。）は、共用給水装置を使用するとき又は管理者が必要と認めたときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、利用者のうちから代表者を選定しなければならない。

3 管理者は、第1項の管理人又は前項の代表者を不適当と認めたときは、これを変更させることができる。

第3章 給水

（給水の原則）

第8条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷その他特別な理由又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水を制限し、又は停止したために利用者、所有者、管理人又は代表者（以下「利用者等」という。）に損害が生じることがあつても、管理者はその責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第8条の2 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(計量制の原則)

第9条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの設置及び保管)

第10条 メーターは、管理者が設置し、使用者等に保管させるものとする。

2 メーターの設置に要する費用は、管理者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを所有者の負担とすることができる。

3 メーターは、給水装置又は受水槽から各戸の給水栓までの給水に用いる設備（以下「受水槽以下設備」という。）に設置し、その位置は、管理者が指定する。

4 共同住宅の各戸の給水装置又は受水槽以下設備へのメーターの設置は、所有者から申込みがあり、管理者が定める基準に適合していると認める場合に限り行うものとする。設置されたメーター（以下「各戸メーター」という。）の数若しくは口径の増加又は撤去についても、同様とする。

5 使用者等は、その保管するメーター及びその付近を常に清潔に、かつ、検針しやすい状態に保持しなければならない。

6 使用者等が、その責めに帰すべき理由により、管理者の設置したメーターを亡失し、又は損傷した場合においては、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(私設消火栓の使用)

第11条 私設消火栓は、消火又は消防演習のほか、これを使用することができない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いのうえ、行わなければならない。

(使用者等の届出義務)

第12条 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 給水装置の用途を変更するとき。
- (3) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。

2 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 代表者又は管理人を選定したとき。
- (2) 使用者等の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (3) 私設消火栓を消火に使用したとき。
- (4) 共用給水装置の使用世帯数に変更があつたとき。

(使用者等の給水装置の管理責任)

第13条 使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないように善良な管理者の注意をもつて給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第14条 給水装置又は供給する水の水質について使用者等から検査の請求があつたときは、管理者は検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、請求者からその実費額を徴収する。

第4章 料金、給水負担金、工事負担金及び手数料

(料金の徴収)

第15条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者等から徴収する。

(料金)

第16条 料金は、1か月について次の表に掲げる種別、用途及び口径別等の区分に従い、基本料金と、使用水量等に応じて算出した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

※次表略す(98ページ参照)

2 前項に該当しない料金は使用水量に1立方メートルについて435円を乗じて算出した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(料金表の適用)

第17条 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。

2 前条第1項の表に定める用途の適用基準については、管理者が別に定める。

3 メーターの設置されていない給水装置に係る料金は、当該給水装置の引込管の口径をメーターの口径とみなし、前条第1項の表を適用する。

(定例日)

第18条 管理者は、料金の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(料金の算定)

第19条 管理者は、隔月の定例日に使用水量を計量し、その使用水量をもつて、その計量した日の属する月分及びその前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

2 管理者は、必要と認めたときは、定例日以外の日の使用水量を計量し、その使用水量をもつて料金を算定することができる。

3 水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は臨時に水道を使用したときは、その都度、使用水量を計量し、その使用水量をもつて料金を算定する。

(特別な場合における料金の算定)

第20条 料金算定の基準となる月の中途において、水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本料金は、管理者が別に定めるところに

より日割りにより算定する。ただし、同一と認められる使用者が水道の使用の開始、休止等を繰り返す等の場合であつて、継続して使用していると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 料金算定の基準となる月の中途において、給水装置の種別若しくは用途又はメーターの口径を変更したときの料金は、使用日数の多い方の種別若しくは用途又はメーターの口径の料金により算定する。ただし、その使用日数が同じであるときは、変更後の種別若しくは用途又はメーターの口径の料金により、これを算定する。

第21条 管理者は、共同住宅の各戸の使用者であつて、管理者の定める基準に適合しているものについては、当該共同住宅に設置されているメーターの口径の大きさにかかわらず、申請によつて各戸の使用者が使用する給水装置のメーターの口径の大きさを13ミリメートルとみなして料金を算定することができる。この場合における各戸の使用者の使用水量は、均等とみなす。

(使用水量の認定)

第22条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 天災その他特別な理由により、メーターを検針することができないとき。
- (3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) その他使用水量が不明のとき。

(料金の徴収方法)

第23条 料金は、納付制、口座振替制又は集金の方法により、隔月徴収する。ただし、管理者は、必要と認めたときは、毎月又は随時に、これを徴収することができる。

(徴収後の料金の増減)

第24条 料金徴収後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の料金で精算することができる。

(給水負担金)

第25条 給水装置の新設又は改造の工事（次項に規定する工事及び第3項に規定する各戸メーターの新設等に伴う工事を除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事により給水装置に設置されるメーターについて当該各号に定める額に100分の108を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。

- (1) 給水装置の新設 次表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額

メーターの口径	金額
13ミリメートル	70,000円
20ミリメートル	160,000円
25ミリメートル	250,000円
30ミリメートル	390,000円
40ミリメートル	760,000円
50ミリメートル	1,400,000円
75ミリメートル	3,600,000円
100ミリメートル	7,100,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額

- (2) 給水装置の改造 当該改造の工事により設置されるメーターに係る前号に定める額から当

該改造の工事前に設置されていたメーターに係る前号又は次項第1号に定める額を差し引いた額

2 受水槽を設置しており、又は設置しようとする場合において、給水装置の新設又は改造の工事（次項に規定する各戸メーターの新設等に伴う工事を除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事により給水装置に設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）について当該各号に定める額に100分の108を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。ただし、管理者が特に認める工事に係る給水負担金の額については、前項の規定による額とする。

(1) 給水装置の新設 前項第1号の表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額に100分の150を乗じて得た額

(2) 給水装置の改造 当該改造の工事により設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）に係る前号に定める額から当該改造の工事前に設置されていたメーターに係る前項第1号又は前号に定める額を差し引いた額

3 共同住宅の各戸メーターの新設、数若しくは口径の増加又は撤去（以下「各戸メーターの新設等」という。）の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に100分の108を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。

(1) 各戸メーターの新設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 給水装置の新設を伴う場合 当該新設される各戸メーターについて第1項第1号の表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額の合計額

イ ア以外の場合 当該新設される各戸メーターに係るアに定める額から当該新設前に給水装置に設置されていたメーターに係る第1項第1号若しくは前項第1号に定める額又は設置されていた各戸メーターに係るアに定める額を差し引いた額

(2) 各戸メーターの数又は口径の増加 当該増加後におけるすべての各戸メーターに係る前号アに定める額から当該増加前において設置されていた各戸メーターに係る前号アに定める額を差し引いた額

(3) 各戸メーターの撤去 当該撤去後に給水装置に設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）に係る第1項第1号又は前項第1号に定める額から当該撤去前において設置されていた各戸メーターに係る第1号アに定める額を差し引いた額

4 前3項の給水負担金は、工事の申込み又は各戸メーターの新設等の申込みの際納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

5 既納の給水負担金は還付しない。ただし、工事着手前に申込みを取り消した場合には還付することがある。

6 メーターの設置のない給水装置の新設又は改造の工事に係る第1項及び第2項の給水負担金の算定においては、給水装置の引込管の口径をメーターの口径とみなす。

（工事負担金）

第26条 管理者は、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みに応ずるため、配水管その

他の水道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場合（配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場合を含む。）に新たな配水管等の設置を必要とするときは、当該工事申込者から工事負担金を徴収することができる。

2 工事負担金の額は、管理者が別に定めるところにより、当該配水管等の設置及び能力の増強に要する費用とこれらに付随する費用との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 工事負担金は、前納しなければならない。

4 前条第5項の規定は、工事負担金について準用する。

（手数料）

第26条の2 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第6条第1項の規定による指定 1件につき 13,000円

(2) 第6条第2項の規定による設計審査（使用材料の確認を含む。） 次の表に掲げる額

種別	給水装置の新設又は改造に係る設計審査	給水装置の修繕又は撤去に係る設計審査
メーターの口径		
20ミリメートル以下	1件につき 3,300円	1件につき 800円
25ミリメートル以上40ミリメートル以下	1件につき 4,100円	
50ミリメートル以上	1件につき 4,900円	
備考 メーターの設置を伴わない給水管の新設又はメーターが設置されていない給水管の改造に係る設計審査にあつては、引込管の口径をメーターの口径とみなす。		

(3) 第6条第2項の規定による工事検査 次の表に掲げる額

種別	給水装置の新設又は改造に係る工事検査	給水装置の修繕又は撤去に係る工事検査
メーターの口径		
20ミリメートル以下	1件につき 4,900円	1件につき 800円
25ミリメートル以上40ミリメートル以下	1件につき 5,800円	
50ミリメートル以上	1件につき 6,600円	
備考 1 メーターの設置を伴わない給水管の新設又はメーターが設置されていない給水管の改造に係る工事検査にあつては、引込管の口径をメーターの口径とみなす。 2 給水装置の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円とする。		

（料金等の減免）

第27条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納入しなければならない料金、給水負担金、工事負担金及び手数料を減額し、又は免除することができる。

（料金の支払請求権の放棄）

第27条の2 管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したものについて、消滅時効の援用がなく、かつ、当該消滅時効の起算日から5年を経過したときは、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第28条 管理者は、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、使用者等に適切な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、使用者等の負担とする。

(給水装置の変更)

第29条 管理者は、配水管の移転その他特別な理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、配水管の移転等の原因者において負担するものとする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第29条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の切離し)

第30条 管理者は、次の各号の一に該当する場合において、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者が60日以上所在不明で、かつ、使用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態であつて、将来使用の見込みがないと認められるとき。

2 前項各号にあつては、所有者にその旨を通知し、通知を發した日から30日を経過したときは、給水装置を切り離すことができる。この場合、所有者の所在不明等の理由により通知することができないときは、公示をもつて通知に代えることができる。

(給水の停止)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対して、その理由の繼續する間、給水を停止することができる。

(1) この条例による管理者に対する納入金を納入しないとき。

(2) 正当な理由がなくて、第19条の計量又は第28条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なおこれを改めないとき。

(過料)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、50,000円以下の過料を科すること

ができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去を行つた者
- (2) 第6条第1項の指定を受けないで、給水装置工事（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を施行した者
- (3) 正当な理由がなくて、第10条第1項のメーターの設置、第28条第1項の検査又は第31条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (4) 第10条第5項の管理義務を怠つたため、メーターを亡失し、又は損傷した者
- (5) 第11条の規定に違反した者
- (6) 第13条第1項の管理義務を怠つたため、水を汚染し、又は漏水させた者
- (7) 正当な理由がなくて、給水装置（メーターを含む。）を移動し、又は加工した者
- (8) 正当な理由がなくて、止水栓、制水弁等を開閉した者
- (9) 正当な理由がなくて、管理者の施した封かん、標識等を廃棄した者
（料金等を免れた者に対する過料）

第33条 市長は、詐欺その他不正な行為によつて料金又は第26条の2の手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

（貯水槽水道に関する管理者の責務）

第35条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責務）

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(3) 鹿児島市下水道条例

昭和42年4月29日

条例第122号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 排水設備等の新設等（第3条～第7条）
- 第3章 公共下水道の使用（第8条～第15条）
- 第4章 使用料及び手数料（第16条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条～第29条）
- 第6章 罰則（第30条～第32条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市（以下「市」という。）の公共下水道の管理及び使用について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、法第2条の例によるものとする。

- (1) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備で、市の管理する公共下水道に汚水を流入させるため、これに直結して設けた排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器等を含み、尿尿浄化槽を除く。）及び雨水を流入させるために設けた施設をいう。
- (2) 除害施設 法第12条第1項又は法第12条の11第1項に規定する除害施設をいう。
- (3) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (4) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (5) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道で、市が設置するものをいう。
- (6) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

第2章 排水設備等の新設等

（排水設備の接続方法及び内径）

第3条 排水設備の新設又は改造（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道の排水管、ます及びその他の排水施設（法第11条第1項の規定によ

り他人の排水設備を使用する場合又は同項の規定によらないでその排水設備の所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。)で汚水を排除すべき施設に、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべき施設に固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより行うこと。

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除するための排水管で延長3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人員(人)	150まで	150を超え300まで	300を超え600まで	600を超えるもの
円形管内径(ミリメートル)	100以上	150以上	200以上	250以上

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び排水渠の断面は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによること。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (平方メートル)	排水管内径		排水渠断面	
	円形管内径 (ミリメートル)	半円管内径 (ミリメートル)	内のり (ミリメートル)	深さ (ミリメートル)
200まで	100以上	150以上	150以上	80以上
200を超え600まで	150以上	200以上	200以上	100以上
600を超えるもの	200以上	250以上	250以上	120以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定により、その設置について許可を受けるべき排水施設を除く。)の新設をしようとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 汚水は、公共ます等で汚水を排除すべき施設に、雨水は公共ます等で雨水を排除すべき施設に流入させるように設けること。

(2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(3) 陶器、コンクリート、れんが、その他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置を講ぜられていること。

(排水設備等の設置及び管理)

第5条 排水設備又は排水施設(以下「排水設備等」という。)は、所有者、使用者又は占有者において設置し、及び管理するものとする。

2 所有者が本市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、所有者は、この条例に定

める一切の事項を処理させるため、本市内に居住する者を管理人として選定するものとする。

3 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(排水設備等の工事の申込み)

第6条 排水設備等の新設等又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

(排水設備等の工事の設計及び施行)

第7条 排水設備等の工事の設計及び施行は、管理者又は排水設備等の工事に関し技能を有する者として管理者が別に定める者が専属する事業者で管理者が指定したもの（以下「指定排水設備工事事業者」という。）が行う。

2 前項の規定により指定排水設備工事事業者が排水設備等の工事の設計及び施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 排水設備等の工事の設計及び施行並びに指定排水設備工事事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 公共下水道の使用

(除害施設の計画等の届出)

第8条 除害施設の新設又は改良の工事を行おうとする者は、あらかじめその概要を明らかにする図書を添付した計画書を管理者に届け出なければならない。

2 前項の計画書及びこれに添付した図書に記載した事項を変更しようとする場合においてもあらかじめ変更する事項を管理者に届け出なければならない。

3 第1項の規定により届け出た除害施設の新設又は改良の工事が完了したときは、工事完了報告書を管理者に届け出なければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。第11条において同じ。）を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める水質より緩やかな水質の

排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置)

第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。ただし、第4号に掲げる項目について管理者が別に定めた場合は、この限りでない。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

(尿尿の排除の制限)

第12条 使用者は、尿尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によつてこれをしなければならない。

(公共下水道の使用の制限等)

第13条 管理者は、公共下水道の使用について、著しくその施設の機能を妨げ、若しくは妨げるおそれがあり、又はその施設を損傷し、若しくは損傷するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水設備等の構造、使用の方法若しくは下水の水質を改善することを命じ、

又は排水設備等の使用若しくは当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。

(報告の徴収等)

第14条 管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において除害施設の設置者及び法第12条の2第1項に規定する特定施設の設置者に対し、事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(使用の開始等の届出)

第15条 所有者、使用者又は管理人(以下「所有者等」という。)は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 管理人を選定したとき。

(2) 所有者等の氏名又は住所に変更があったとき。

3 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、第1項の規定による届出をしたものとみなす。

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第16条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から、その排除汚水量に応じて下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

(定例日)

第17条 管理者は、使用料の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(使用料の額)

第18条 使用料は、1か月について次の表に掲げる用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

※次表略す(156ページ参照)

2 前項の規定にかかわらず、排除される汚水の水質が著しく悪いため、汚水の処理及び公共下水道の維持に特別の費用を要すると認められるもので、規程で定める汚水の水質のものについては、当該排除汚水量に1立方メートルについて153円の範囲内で規程で定める額を乗じて算出した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同項の使用料に加算するものとする。

(使用料の算定)

第19条 管理者は、隔月の定例日に排除汚水量を算出し、その排除汚水量をもつて、その日の属する月分及びその前月分の使用料を算定する。この場合において、排除汚水量は、各月均等とみなす。

2 管理者は、必要があると認めたときは、定例日以外の日に排除汚水量を算出し、その排除汚水

量をもつて使用料を算定することができる。

- 3 公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は臨時に使用したときは、その都度、排除汚水量を認定し、その排除汚水量をもつて使用料を算定する。

(特別な場合における使用料の算定)

第20条 使用料算定の基準となる月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本料金は、管理者が別に定めるところにより日割りにより算定する。ただし、同一と認められる使用者が公共下水道の使用の開始、休止等を繰り返す等の場合であつて、継続して使用していると管理者が認めるときは、この限りでない。

- 2 使用料算定の基準となる月の中途において、第18条第1項の表の用途又は汚水種別に変更があつたときの使用料は、その使用日数の多い用途又は汚水種別の使用料により、算定する。ただし、その使用日数が同じであるときは、変更後の用途又は汚水種別の使用料により、これを算定する。

第20条の2 管理者は、アパート・マンション等共同住宅の各世帯の使用者であつて、管理者の定める基準に適合しているものについては、申請によつて各世帯の使用者の排除汚水量を均等とみなして使用料を算定することができる。

(排除汚水量の算出方法)

第21条 排除汚水量の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道の水を使用して汚水を排除する場合は、水道の使用水量とする。ただし、2人以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用水量を確知することができないときは、その使用水量は均等とみなす。
- (2) 井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除する場合は、水の使用の様態を勘案して管理者が認定する。
- (3) 氷製造業その他これに類する営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排除する汚水(第18条第2項の規定の適用を受ける特定事業場から排除される汚水を除く。)の量と著しく異なるものを営む使用者は毎月その月の排除汚水量及びその算出方法の根拠を記載した申告書をその月の定例日から7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前各号の規定にかかわらず、管理者はその申告書の記載事項を勘案してその使用者の排除汚水量を認定する。

(排水設備の用途等の変更等)

第21条の2 所有者等は、第18条第1項の表の用途又は汚水種別を変更するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- 2 使用者が専ら水道の水を使用して汚水を排除している場合において、新たに井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。現に井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除している場合において、排除汚水量の認定方法又は既に認定

を受けている排除汚水量に変更を生ずるときもまた同様とする。

(資料の提出等)

第22条 管理者は、使用料を算定するために必要と認めるときは、使用者に対し適当な場所に排除汚水量を測定するための計量装置を設置させ、又は水質の測定結果を記録するための水質測定記録装置を設置させることができるほか、関係資料の提出を求めることができる。

(使用料の徴収方法)

第23条 使用料は、納付制、口座振替制又は集金の方法により、隔月徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、毎月又は随時に、これを徴収することができる。

(徴収後の使用料の増減)

第23条の2 使用料徴収後、その使用料に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の使用料で精算することができる。

(使用料の前払い)

第24条 公共下水道を一時使用する場合において、管理者は、必要があると認めるときは、使用料の概算額を前払いさせることができる。

2 前項の使用料の概算額は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき又は管理者が必要と認めるときに精算する。

(手数料)

第24条の2 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第7条第1項の規定による指定 1件につき 14,000円

(2) 第7条第2項の規定による設計審査(使用材料の確認を含む。) 次の表に掲げる額

種別	排水設備等の新設又は改造に係る設計審査	排水設備等の撤去に係る設計審査
1日当たり設計排除汚水量		
10立方メートルまで	1件につき 3,300円	1件につき 800円
10立方メートルを超え50立方メートルまで	1件につき 5,800円	
50立方メートルを超えるもの	1件につき 15,700円	

(3) 第7条第2項の規定による工事検査 次の表に掲げる額

種別	排水設備等の新設又は改造に係る工事検査	排水設備等の撤去に係る工事検査
1日当たり設計排除汚水量		
10立方メートルまで	1件につき 5,300円	1件につき 800円
10立方メートルを超え50立方メートルまで	1件につき 10,700円	
50立方メートルを超えるもの	1件につき 18,200円	
備考	排水設備等の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円とする。	

(使用料等の減免)

第25条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納入しなければならない使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

第5章 雑則

(行為の許可)

第26条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる図面を添付して管理者に申請しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。)を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第27条 法第24条第1項の「条例で定める軽微な変更」は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設置した物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(特別の必要による公共ます及び取付管の新設等)

第28条 管理者が使用者の特別の必要により公共下水道のます及び取付管の新設等を行つたときは、当該使用者は、管理者の定めるところにより、その新設等に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで排水設備等の工事を施行した者
- (2) 第7条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を設計し、又は施行した者
- (3) 第8条第1項、第2項若しくは第3項又は第15条第1項の規定による届出を怠つた者
- (4) 第10条、第11条又は第12条の規定に違反した者
- (5) 第13条の命令に従わなかつた者
- (6) 第14条又は第22条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者
- (7) 第6条の規定による申込み、第8条第1項、第2項若しくは第3項又は第15条第1項の規定による届出に係る資料、第21条第3号の規定による申告書又は第14条若しくは第22条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者
- (8) 第26条の規定による許可を受けなかつた者

(使用料等を免れた者に対する過料)

第31条 市長は、詐欺その他不正な行為によつて使用料又は第24条の2の手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

(4) 鹿児島市工業用水道事業給水条例

平成16年10月18日

条例第95号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 給水の申込み及び給水量の決定（第6条—第8条）
- 第3章 給水施設工事及び管理並びに費用の負担（第9条—第12条）
- 第4章 給水（第13条—第18条）
- 第5章 料金（第19条—第22条）
- 第6章 雑則（第23条・第24条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市工業用水道事業の給水についての料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに附属する給水用具のうち量水器までの部分をいう。
- (2) 使用者 基本使用水量の決定通知を受けた者をいう。
- (3) 基本使用水量 使用者に供給する1日当たりの水量をいう。
- (4) 超過使用水量 基本使用水量を超えて使用した水量をいう。

（給水の対象）

第3条 工業用水の供給は、1日15立方メートル以上の水量を使用する者に対して行う。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（氏名等の変更）

第4条 使用者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 使用者は、工業用水道の使用に関する一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は引き受けさせてはならない。ただし、管理者が承認したときは、この限りでない。

第2章 給水の申込み及び給水量の決定

（給水の申込み）

第6条 給水を受けようとする者は、1日の使用水量の予定を定めて給水の申込みをしなければな

らない。

(基本使用水量の決定)

第7条 前条の規定による申込みがあったときは、管理者は、速やかにその申込みをした者の基本使用水量を決定し、これを通知するものとする。ただし、給水能力その他の理由により給水することができないときは、その旨通知するものとする。

(基本使用水量の変更)

第8条 基本使用水量の変更については、前2条の規定を準用する。

2 基本使用水量は、年度の途中では変更しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第3章 給水施設工事及び管理並びに費用の負担

(工事の申込み)

第9条 給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 工事は、管理者が別に定める者が施行し、工事に要する費用は、使用者の負担とする。

3 第1項の規定により使用者が工事を行う場合においては、管理者の設計審査、材料検査及び工事完了検査を受けなければならない。

(給水施設の維持及び管理並びに費用の負担)

第10条 使用者は、善良なる管理者の注意をもって給水施設を管理し、給水に異状があると認めるときは、管理者に届け出て指示を受けなければならない。

2 管理者が必要と認めたときは、修繕その他の措置を命ずることができる。

3 第1項の指示又は前項の命令を受けて行った措置に要した費用は、使用者の負担とする。

(給水施設等の検査等)

第11条 管理者は、管理上必要と認めるときは、その職員に給水施設等を検査させ、使用者に必要な措置を執ることを命ずることができる。

2 前項の規定による給水施設等の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(配水管の設置に要する費用の負担)

第12条 給水の申込みによって新たに配水管の設置が必要となるときは、その設置に要する費用は、使用者の負担とする。

第4章 給水

(給水の原則)

第13条 管理者は、天災地変その他不可抗力の事由による場合又は工業用水道施設の維持若しくは改良工事等のため必要な場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 緊急の事由による場合のほか、給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめその区域及び期間を定めて、その都度使用者に予告するものとする。

3 第1項に掲げる場合において、給水を制限し、又は停止したために使用者に損害を生ずることがあっても、管理者は、その責めを負わないものとする。

(均等使用の原則)

第14条 使用者は、1日の使用水量を24時間で除して8時間に乗じた分の水量を貯水することができる受水槽を設置し、工業用水道を常時均等に使用するよう努めなければならない。

(使用の開始等)

第15条 使用者は、工業用水道の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、使用廃止の届出があったとき又は使用廃止の状態にあると認めたときは、給水施設の撤去等の必要な措置を執ることができる。

3 前項の措置に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用水量の決定)

第16条 使用水量は、毎月定例日に量水器によって決定する。ただし、使用水量が量水器の故障等により測定することができないとき又は不明であるときは、管理者が認定する。

2 管理者は、使用水量を決定したときは、速やかに使用者に通知するものとする。

(量水器の検査)

第17条 使用者は、量水器に異状があると認めたときは、管理者に対し量水器の機能について検査すべきことを請求することができる。

2 管理者は、前項の検査に特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(水質)

第18条 工業用水の水質は、次の表に掲げる基準によるものとする。

項目	基準
水温	常温
濁度	20度以下
水素イオン濃度	ペーハー値6.0以上8.5以下

第5章 料金

(料金等)

第19条 料金は、次に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1月ごとに使用者から徴収する。

※次表略す（176ページ参照）

2 料金の納付期限は、翌月の末日とする。

(延滞金)

第20条 管理者は、使用者が前条の料金を納付期限までに完納しないときは、納付期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定により督促状を發した場合においては、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて未納額につき年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した延滞金を徴収する。

3 前項の延滞金は、10円未満の端数があるときは当該端数を切り捨て、総額が10円未満のときはこれを徴収しない。

（責任使用水量制）

第21条 第19条の規定による料金の算定においては、使用者の使用した水量が基本使用水量の1月分に満たない場合であっても、基本使用水量の1月分まで使用したものとみなす。ただし、料金算定の基礎となる1月の期間の途中で使用を開始し、休止し、又は廃止したときの料金の算定については、日割計算とする。

（料金の減免）

第22条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金を減額し、又は免除することができる。

第6章 雑則

（給水の停止）

第23条 第13条第1項の規定にかかわらず、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、管理者は、給水を停止することができる。

- (1) 詐欺その他不正な方法により、料金の徴収を免れようとしたとき。
- (2) 管理者の承認を受けずに量水器又は管理者の管理する制水弁等を操作したとき。
- (3) 第11条第1項の規定による職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨げたとき。
- (4) 料金その他この条例により使用者が負担すべき費用の納付を2月以上遅延したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例に違反したとき。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

8. 中核市・九州県都一覽表

(1) 水道関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
函館市企業局	〒040-8541 函館市末広町5-14 TEL 0138(27)8741 FAX 0138(22)5075	中核市 平成17年 10月指定
旭川市水道局	〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 TEL 0166(24)3160 FAX 0166(25)9500	中核市 平成12年 4月指定
青森市企業局	〒030-0841 青森市奥野1-2-1 TEL 017(734)4201 FAX 017(774)4913	中核市 平成18年 10月指定
八戸圏域水道企業団	〒039-1112 八戸市南白山台1-11-1 TEL 0178(70)7030 FAX 0178(70)7070	中核市 平成29年 1月指定
盛岡市上下水道局	〒020-0013 盛岡市愛宕町6-8 TEL 019(623)1411 FAX 019(623)1410	中核市 平成20年 4月指定
秋田市上下水道局	〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 TEL 018(823)8434 FAX 018(824)7414	中核市 平成9年 4月指定
郡山市上下水道局	〒963-8016 郡山市豊田町1-4 TEL 024(932)7644 FAX 024(939)5820	中核市 平成9年 4月指定
いわき市水道局	〒970-8026 いわき市平字童子町2-5 TEL 0246(22)9309 FAX 0246(21)4844	中核市 平成11年 4月指定
宇都宮市上下水道局	〒320-8543 宇都宮市河原町1-41 TEL 028(633)3230 FAX 028(633)3264	中核市 平成8年 4月指定
前橋市水道局	〒371-0035 前橋市岩神町3-13-15 TEL 027(898)3011 FAX 027(234)5544	中核市 平成21年 4月指定
高崎市水道局	〒370-8501 高崎市高松町35-1 TEL 027(321)1282 FAX 027(326)4027	中核市 平成23年 4月指定
川越市上下水道局	〒350-0054 川越市三久保町20-10 TEL 049(223)3061 FAX 049(223)3078	中核市 平成15年 4月指定
越谷・松伏水道企業団	〒343-8505 越谷市越ヶ谷3-5-22 TEL 048(966)3931 FAX 048(963)0706	中核市 平成27年 4月指定
柏市水道部	〒277-0025 柏市千代田1-2-32 TEL 04(7166)3181 FAX 04(7167)1165	中核市 平成20年 4月指定
横須賀市上下水道局	〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL 046(822)8628 FAX 046(822)2442	中核市 平成13年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
富山市上下水道局	〒930-0859 富山市牛島本町2-1-20 TEL 076(432)8580 FAX 076(432)8635	中核市 平成8年 4月指定
金沢市企業局	〒920-0031 金沢市広岡3-3-30 TEL 076(220)2611 FAX 076(220)2679	中核市 平成8年 4月指定
長野市上下水道局	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613 TEL 026(224)5070 FAX 026(224)5114	中核市 平成11年 4月指定
岐阜市上下水道事業部	〒500-8156 岐阜市祈年町4-1 TEL 058(259)7878 FAX 058(259)7522	中核市 平成8年 4月指定
豊橋市上下水道局	〒440-8502 豊橋市牛川町字下毛田29-1 TEL 0532(51)2702 FAX 0532(51)2708	中核市 平成11年 4月指定
岡崎市上下水道局	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 TEL 0564(23)6334 FAX 0564(23)6368	中核市 平成15年 4月指定
豊田市上下水道局	〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565(34)6653 FAX 0565(36)5529	中核市 平成10年 4月指定
大津市企業局	〒520-8575 大津市御陵町3-1 TEL 077(528)2894 FAX 077(523)3399	中核市 平成21年 4月指定
豊中市上下水道局	〒560-0022 豊中市北桜塚4-11-18 TEL 06(6858)2921 FAX 06(6858)4883	中核市 平成24年 4月指定
高槻市水道部	〒569-0067 高槻市桃園町4-15 TEL 072(674)7952 FAX 072(674)7949	中核市 平成15年 4月指定
枚方市上下水道局	〒573-1030 枚方市中宮北町20-3 TEL 072(848)4199 FAX 072(848)6508	中核市 平成26年 4月指定
東大阪市上下水道局	〒578-0944 東大阪市若江西新町1-6-6 TEL 06(6724)1221 FAX 06(6721)2374	中核市 平成17年 4月指定
姫路市水道局	〒670-8501 姫路市安田4-1 TEL 079(221)2703 FAX 079(221)2706	中核市 平成8年 4月指定
尼崎市水道局	〒660-0051 尼崎市東七松町2-4-16 TEL 06(6489)7405 FAX 06(6489)7403	中核市 平成21年 4月指定
西宮市上下水道局	〒662-0911 西宮市池田町8-11 TEL 0798(32)8002 FAX 0798(32)2278	中核市 平成20年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
奈良市企業局	〒630-8001 奈良市法華寺町264-1 TEL 0742(34)5200 FAX 0742(34)9204	中核市 平成14年 4月指定
和歌山市水道局	〒640-8511 和歌山市七番丁23 TEL 073(435)1124 FAX 073(435)1280	中核市 平成9年 4月指定
倉敷市水道局	〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL 086(426)3655 FAX 086(427)7271	中核市 平成14年 4月指定
呉市上下水道局	〒737-0051 呉市中央6-2-9 TEL 0823(26)1604 FAX 0823(26)1656	中核市 平成28年 4月指定
福山市上下水道局	〒720-8526 福山市古野上町15-25 TEL 084(928)1529 FAX 084(928)1631	中核市 平成10年 4月指定
下関市上下水道局	〒750-8525 下関市春日町7-32 TEL 083(231)3121 FAX 083(231)3122	中核市 平成17年 10月指定
高松市上下水道局	〒760-8514 高松市番町1-10-14 TEL 087(839)2711 FAX 087(839)2710	中核市 平成11年 4月指定
松山市公営企業局	〒790-8590 松山市二番町4-4-6 TEL 089(998)9821 FAX 089(932)3325	中核市 平成12年 4月指定
高知市上下水道局	〒780-8010 高知市棧橋通3-31-11 TEL 088(821)9230 FAX 088(833)6549	中核市 平成10年 4月指定
久留米市企業局	〒839-8501 久留米市合川町2190-3 TEL 0942(30)8506 FAX 0942(30)8570	中核市 平成20年 4月指定
長崎市上下水道局	〒850-8563 長崎市桜町6-3 TEL 095(829)1203 FAX 095(829)1205	中核市 平成9年 4月指定
佐世保市水道局	〒857-0028 佐世保市八幡町4-8 TEL 0956(25)9660 FAX 0956(25)9635	中核市 平成28年 4月指定
大分市水道局	〒870-0045 大分市城崎町1-5-20 TEL 097(538)2404 FAX 097(535)1241	中核市 平成9年 4月指定
宮崎市上下水道局	〒880-8507 宮崎市鶴島3-252 TEL 0985(24)1212 FAX 0985(24)1047	中核市 平成10年 4月指定
那覇市上下水道局	〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 TEL 098(941)7801 FAX 098(941)7821	中核市 平成25年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
福岡市水道局	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-28-15 TEL 092(483)3133 FAX 092(482)6918	九州県都 (政令指定 都市)
熊本市上下水道局	〒862-8620 熊本市中央区水前寺6-2-45 TEL 096(381)4330 FAX 096(384)4144	九州県都 (政令指定 都市)
佐賀市上下水道局	〒849-8558 佐賀市若宮3-6-60 TEL 0952(33)1330 FAX 0952(33)1315	九州県都

(2)下水道関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
函館市企業局	〒040-8541 函館市末広町5-14 TEL 0138(27)8741 FAX 0138(22)5075	中核市 平成17年 10月指定
旭川市水道局	〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 TEL 0166(24)3160 FAX 0166(25)9500	中核市 平成12年 4月指定
青森市環境部	〒038-8505 青森市柳川2-1-1 TEL 017(761)4836 FAX 017(761)4383	中核市 平成18年 10月指定
八戸市環境部	〒031-0801 八戸市江陽3-1-111 TEL 0178(44)8254 FAX 0178(47)9065	中核市 平成29年 1月指定
盛岡市上下水道局	〒020-0013 盛岡市愛宕町6-8 TEL 019(623)1411 FAX 019(623)1410	中核市 平成20年 4月指定
秋田市上下水道局	〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 TEL 018(823)8434 FAX 018(824)7414	中核市 平成9年 4月指定
郡山市上下水道局	〒963-8016 郡山市豊田町1-4 TEL 024(932)7644 FAX 024(939)5820	中核市 平成9年 4月指定
いわき市生活環境部	〒970-8686 いわき市平字梅本21 TEL 0246(22)1195 FAX 0246(22)7569	中核市 平成11年 4月指定
宇都宮市上下水道局	〒320-8543 宇都宮市河原町1-41 TEL 028(633)3230 FAX 028(633)3264	中核市 平成8年 4月指定
前橋市水道局	〒371-0035 前橋市岩神町3-13-15 TEL 027(898)3011 FAX 027(234)5544	中核市 平成21年 4月指定
高崎市下水道局	〒370-8501 高崎市高松町35-1 TEL 027(321)1263 FAX 027(325)8352	中核市 平成23年 4月指定
川越市上下水道局	〒350-0054 川越市三久保町20-10 TEL 049(223)3061 FAX 049(223)3078	中核市 平成15年 4月指定
越谷市建設部	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1 TEL 048(963)9206 FAX 048(963)9198	中核市 平成27年 4月指定
船橋市建設局	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 TEL 047(436)2648 FAX 047(436)2647	中核市 平成15年 4月指定
柏市土木部	〒277-0005 柏市柏255 TEL 04(7167)1409 FAX 04(7167)2586	中核市 平成20年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
八王子市水循環部	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 TEL 042(620)7289 FAX 042(626)3019	中核市 平成27年 4月指定
横須賀市上下水道局	〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL 046(822)8628 FAX 046(822)2442	中核市 平成13年 4月指定
富山市上下水道局	〒930-0859 富山市牛島本町2-1-20 TEL 076(432)8580 FAX 076(432)8635	中核市 平成8年 4月指定
金沢市企業局	〒920-0031 金沢市広岡3-3-30 TEL 076(220)2611 FAX 076(220)2679	中核市 平成8年 4月指定
長野市上下水道局	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613 TEL 026(224)5070 FAX 026(224)5114	中核市 平成11年 4月指定
岐阜市上下水道事業部	〒500-8156 岐阜市祈年町4-1 TEL 058(259)7878 FAX 058(259)7522	中核市 平成8年 4月指定
豊橋市上下水道局	〒440-8502 豊橋市牛川町字下毛田29-1 TEL 0532(51)2702 FAX 0532(51)2708	中核市 平成11年 4月指定
岡崎市上下水道局	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 TEL 0564(23)6334 FAX 0564(23)6368	中核市 平成15年 4月指定
豊田市上下水道局	〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565(34)6653 FAX 0565(36)5529	中核市 平成10年 4月指定
大津市企業局	〒520-8575 大津市御陵町3-1 TEL 077(528)2894 FAX 077(523)3399	中核市 平成21年 4月指定
豊中市上下水道局	〒560-0022 豊中市北桜塚4-11-18 TEL 06(6858)2921 FAX 06(6858)4883	中核市 平成24年 4月指定
高槻市都市創造部	〒569-0067 高槻市桃園町2-1 TEL 072(674)7432 FAX 072(675)3252	中核市 平成15年 4月指定
枚方市上下水道局	〒573-1030 枚方市中宮北町20-3 TEL 072(848)4199 FAX 072(848)6508	中核市 平成26年 4月指定
東大阪市上下水道局	〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 TEL 06(4309)3246 FAX 06(4309)3827	中核市 平成17年 4月指定
姫路市下水道局	〒670-8501 姫路市安田4-1 TEL 079(221)2653 FAX 079(221)2679	中核市 平成8年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
尼崎市都市整備局	〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1 TEL 06(6489)6551 FAX 06(6489)6559	中核市 平成21年 4月指定
西宮市上下水道局	〒662-0911 西宮市池田町8-11 TEL 0798(32)8002 FAX 0798(32)2278	中核市 平成20年 4月指定
奈良市企業局	〒630-8001 奈良市法華寺町264-1 TEL 0742(34)5200 FAX 0742(34)9204	中核市 平成14年 4月指定
和歌山市建設局	〒640-8511 和歌山市七番丁23 TEL 073(435)1093 FAX 073(435)1276	中核市 平成9年 4月指定
倉敷市環境リサイクル局	〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL 086(426)3581 FAX 086(425)5645	中核市 平成14年 4月指定
呉市上下水道局	〒737-0051 呉市中央6-2-9 TEL 0823(26)1604 FAX 0823(26)1656	中核市 平成28年 4月指定
福山市上下水道局	〒720-8526 福山市古野上町15-25 TEL 084(928)1529 FAX 084(928)1631	中核市 平成10年 4月指定
下関市上下水道局	〒750-8525 下関市春日町7-32 TEL 083(231)3121 FAX 083(231)3122	中核市 平成17年 10月指定
高松市上下水道局	〒760-8514 高松市番町1-10-14 TEL 087(839)2711 FAX 087(839)2710	中核市 平成11年 4月指定
松山市下水道部	〒790-8571 松山市二番町4-7-2 TEL 089(948)6533 FAX 089(934)5862	中核市 平成12年 4月指定
高知市上下水道局	〒780-8010 高知市棧橋通3-31-11 TEL 088(821)9230 FAX 088(833)6549	中核市 平成10年 4月指定
久留米市企業局	〒839-8501 久留米市合川町2190-3 TEL 0942(30)8506 FAX 0942(30)8570	中核市 平成20年 4月指定
長崎市上下水道局	〒850-8563 長崎市桜町6-3 TEL 095(829)1203 FAX 095(829)1205	中核市 平成9年 4月指定
佐世保市水道局	〒857-0028 佐世保市八幡町4-8 TEL 0956(25)9660 FAX 0956(25)9635	中核市 平成28年 4月指定
大分市下水道部	〒870-0045 大分市城崎町2-3-4 TEL 097(537)5640 FAX 097(538)3549	中核市 平成9年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
宮崎市上下水道局	〒880-8507 宮崎市鶴島3-252 TEL 0985(24)1212 FAX 0985(24)1047	中核市 平成10年 4月指定
那覇市上下水道局	〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 TEL 098(941)7801 FAX 098(941)7821	中核市 平成25年 4月指定
福岡市道路下水道局	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 TEL 092(711)4503 FAX 092(733)5596	九州県都 (政令指定 都市)
熊本市上下水道局	〒862-8620 熊本市中央区水前寺6-2-45 TEL 096(381)4330 FAX 096(384)4144	九州県都 (政令指定 都市)
佐賀市上下水道局	〒849-8558 佐賀市若宮3-6-60 TEL 0952(33)1330 FAX 0952(33)1315	九州県都

9. 関係団体一覧表

(1) 国関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
厚生労働省	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 TEL 03(5253)1111
総務省	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 TEL 03(5253)5111
国土交通省	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館(分館) TEL 03(5253)8111
環境省	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 TEL 03(3581)3351
経済産業省 九州経済産業局	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館6階、7階 TEL 092(482)5405 FAX 092(482)5960

(2) 県関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
鹿児島県保健福祉部 生活衛生課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎4階 TEL 099(286)2790 FAX 099(286)5562
鹿児島県土木部 河川課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎15階 TEL 099(286)3586 FAX 099(286)5625
鹿児島県土木部 生活排水対策室 (都市計画課内)	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎14階 TEL 099(286)3685 FAX 099(286)5633
鹿児島県工業用水道部 工業用水課	〒891-0141 鹿児島市谷山中央二丁目702-13 TEL 099(268)7601 FAX 099(268)8975

(3) 市関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
環境局資源循環部 資源政策課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1288 FAX 099(216)1292
環境局環境部 環境衛生課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1300 FAX 099(216)1292
健康福祉局保健所 生活衛生課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(803)6881 FAX 099(803)7026
建設局都市計画部 都市計画課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1378 FAX 099(216)1398
建設局道路部 道路建設課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1404 FAX 099(216)1400
建設局建設管理部 河川港湾課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1412 FAX 099(216)1414
消防局総務課	〒892-0816 鹿児島市山下町15-1 TEL 099(222)0280 FAX 099(224)8119

(4)その他

名 称	住 所・電 話 番 号 等
(公社)日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9 TEL 03(3264)2281 FAX 03(3262)2244 (総務部) 03(3264)2205 (調査部)
(公社)日本水道協会 九州地方支部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-28-15 福岡市水道局総務部総務課内 TEL 092(483)3104 FAX 092(482)1376
(公社)日本水道協会 鹿児島県支部	〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1-10 鹿児島市水道局総務部総務課内 TEL 099(213)8502 FAX 099(252)6728
鹿児島県水道協会	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県保健福祉部生活衛生課内 TEL 099(286)2790 FAX 099(286)5562
(公社)日本下水道協会	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-10-12 内神田すいすいビル5～8階 TEL 03(6206)0260 (総務部) 03(6206)0679 (企画調査部) 03(6206)0369 (技術研究部) FAX 03(6206)0265 (総務部)
九州地方下水道協会	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市道路下水道局総務部下水道経営企画課内 TEL 092(711)4613 FAX 092(733)5596
鹿児島県下水道協会	〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1-10 鹿児島市水道局総務部総務課内 TEL 099(213)8502 FAX 099(252)6728
地方共同法人日本下水道事業団	〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル3、7、8階 TEL 03(6361)7800 FAX 03(5805)1800
地方共同法人日本下水道事業団 鹿児島事務所	〒892-0846 鹿児島市加治屋町18-8 三井生命鹿児島ビル8階 TEL 099(219)5155 FAX 099(219)5455